さいたま新都心合同庁舎1号館の管理・運営業務 (電気機械設備等運転・保守管理業務) における民間競争入札実施要項

令和元年12月

関東財務局

目次

1.	対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共	
	サービスの質に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	実施期間に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3.	入札参加資格に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4.	入札に参加する者の募集に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5.	対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共	
	サービスを実施する者の決定に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
6.	対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項・・・・・	13
7.	公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項・・・・・	13
8.	公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行	
	政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措	
	置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により	
	公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
9.	公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に	
	損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス	
	実施民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当	
	該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する	
	事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	18
10	. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項・・・・・・・・ 1	18
11	その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

さいたま新都心合同庁舎1号館の管理・運営業務(電気機械設備等運転・保守管理業務) における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下、「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、財務省関東財務局(以下「関東財務局」という。)は、公共サービス改革基本 方針(平成25年6月14日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「さいた ま新都心合同庁舎1号館」の管理・運営業務(以下、「管理・運営業務」という。)について、公共 サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

- 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービス の質に関する事項(法第14条第2項第1号)
 - 1.1 対象公共サービスの詳細な内容
 - (1) 対象施設の概要
 - ① 施設概要

施設名 :さいたま新都心合同庁舎1号館(以下、「1号館」という。)

所在地: :埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

施設規模:敷地面積 20,012.99㎡

建物建面積 10,074.40㎡

建物延面積 123,902.48㎡

建築年月日:平成12年1月31日

② 業務概要

1号館は、以下の10官署が入居する行政施設である。

入居官署:人事院関東事務局、総務省関東管区行政評価局、関東財務局、 国税庁関東信越国税局、浦和税務署、国税庁関東信越国税不服審判所、厚生労 働省関東信越厚生局、経済産業省関東経済産業局、経済産業省関東東北産業保 安監督部、環境省関東地方環境事務所

テナント:郵便局、飲食系4件(食堂1件、レストラン1件、蕎麦屋1件、喫茶1件)、 コンビニエンスストア1件、自販機(複数フロア)1件 (テナントの運営については本業務の対象外とする。)

※入居官署・テナントの内訳は変動する場合がある。

(2) 業務の対象と実施内容

以下の対象業務について、合同庁舎の利用者が快適に施設を利用できるよう適切に行うこととする。

【対象業務】

- 電気機械設備等運転•保守管理業務
 - 1) 業務の概要

1号館に設置された機械設備(空調・衛生・昇降機・消防設備等)、電気設備 (受変電・照明・通信設備等)などの運転監視・日常点検、定期点検及び保守等を 行い、庁舎の維持・予防保全等を目的とする管理業務である。

2) 業務の仕様

ア 一般事項

内容は別紙4を参照する。

イ 定期点検等及び保守業務

- (ア) 電気・機械・監視制御設備運転・監視及び日常点検保守業務
- (イ) 電気・機械・監視制御設備定期点検及び保守業務
- (ウ) 中央監視設備点検保守業務
- (I) 蒸気発生器設備等点検保守業務
- (オ) 空気清浄機等点検保守業務
- (カ) 自動ドア設備点検保守業務
- (キ) 排水再利用設備等点検保守業務
- (ク) 駐車場管制設備等点検保守業務
- (ケ) ゴミ処理設備等点検保守業務
- (コ) 上水揚水ポンプ設備等点検保守業務
- (サ) 雨水利用設備等点検保守業務
- (シ) 監視カメラ設備点検保守業務
- (A) 防犯監視装置設備点検保守業務
- (セ) 雷動式移動観覧席点検保守業務
- (ソ) 環境衛生管理業務
- (タ) 構内情報通信網設備等点検保守業務
- (升) 自動昇降機設備等点検保守業務
- (ツ) 消防用設備等点検保守業務
- (テ) 入退館管理システム保守業務
- (ト) 受変電設備点検業務
- (ナ) 敷地内植栽管理業務 内容は別紙4を参照する。

(3) 用語の定義

用語については、「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)(平成30年9月12日付国営保第22号)」(以下「共通仕様書」という。)第1編総則、第1章総則、第1節一般事項、1.1.2用語の定義による。

なお、本業務は特記なき限り原則として共通仕様書を適用する。

1.1.1 管理・運営業務全般に係る業務

- (1) 業務の実施に当たっては、一企業とすることも、複数の企業で構成されるグループ (以下「入札参加グループ」という。)とすることも可能とする。
 - ① 入札参加グループの管理について

本業務を実施するに当たり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業(以下「グループ企業」という。)と密に連携をとり、管理・運営業務を包括的に管理すること。

② 発注者との連携について

代表企業及びグループ企業は、定期的に関東財務局総務部合同庁舎管理官(以下、「施設管理担当者」という。)と連携を図り、円滑な管理・運営業務を実施すること。

③ 代表者の権限

代表企業は、管理・運営業務の履行に関し、入札参加グループを代表して関東財務局及び施設管理担当者と折衝する権限及び自己の名義をもって契約代金の請求、 受領並びに入札参加グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(2) 統括管理責任者

民間事業者は、施設管理担当者に対する報告及び調整、各業務従事者(入札参加グループで参加する場合は、各企業)への指示及び関係者との調整等の管理・運営業務を円滑に実施するための業務(以下「統括管理業務」という。)を実施する。

① 民間事業者は、統括管理業務を実施するに当たり、統括管理責任者を選任すること。ただし、入札参加グループで参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。

なお、統括管理責任者は、業務責任者を兼務することができる。また、統括管理 責任者が欠けた場合の代行者をあらかじめ定めておくこと。

- ② 統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者へ報告すること。
- ③ 施設管理担当者からの指示については、統括管理責任者から速やかに各業務責任者を通じて実行すること。
- ④ 各業務責任者は、統括管理責任者を通じて施設管理担当者に、報告書その他関係書類を提出し、業務の重要事項に関することを報告すること。

(3) 副統括管理責任者

- ① 統括管理責任者は、副統括管理責任者を置くことができる。
- ② 副統括管理責任者は、統括管理責任者を選出した民間事業者から選出し、業務 責任者を兼務することができる。
- ③ 副統括管理責任者は、統括管理責任者を補助し、統括管理責任者が不在の際は、これに代わる。

(4) 業務遂行における注意義務

業務にあたっては、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを行い、対象施設における業務に支障のないように注意すること。特に、廊下、階段、便所等については、職員及び来客者等の通行に配慮して業務を行うこと。

(5) 作業員等

- ① 全業務の従事者名簿・経歴を事前に提出することとし、従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うこと。
- ② 施設管理担当者が、前記の従事者を不適当と認めたときは、従事者の交替を求めることができるものとする。

1.1.2 電気機械設備等運転・保守管理業務

(1) 用語の定義

①「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無 を調査し、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

② 定期点検

「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は専門的な知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。

③ 臨時点検

「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の震災発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。

4) 日常点検

「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う 点検をいう。

⑤ 保守

「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う 消耗部品の取り換え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

⑥ 運転·監視

「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させその状況を監視し、制御することをいう。

(2) 定期点検等及び保守業務

別紙4のとおりとする。

1.1.3 業務の引継ぎ

(1) 現行の事業者からの引継ぎ

施設管理担当者は当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務の開始日までに、業務内

容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。 なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者の負担となる。

(2) 本業務終了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

施設管理担当者は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者の負担となる。

1.2 サービスの質の設定

本業務の実施に当たり、達成すべき質及び確保すべき水準は以下のとおりとする。

1.2.1 管理・運営業務に関する包括的な質

管理・運営業務を通じて、快適な施設利用を可能とするとともに1号館における公共サービスの円滑な実施を可能とすること。

(1) 確実性の確保

管理・運営業務の不備(空調停止・停電・断水・エレベーター停止等)に起因する1号館における執務及び営業の中断回数(0回)

- ※ 執務及び営業の中断とは、執務及び営業が中断することにより著しく国民及びテナント営業者の利益を損なった場合をいう。
- ※ 老朽化に起因するものは含めない。
- (2) 安全性の確保

管理・運営業務の不備に起因する職員及び利用者の災害又は事故の発生(0回)

※ 災害又は事故とは、人事院規則 10-4 第 35 条に基づく年次災害報告の対象となる災害又は事故をいう。

(3) 環境への配慮

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「埼玉県地球温暖化対策条例」を遵守し、合同庁舎の職員及び利用者の業務に支障のないよう配慮するとともに当庁舎の温室効果ガス削減目標の達成に努めること。ただし、利用者の業務に支障の無いよう配慮すること。

※ 温室効果ガスの削減目標:各年度において、平成 13 年度比で 10%以上削減 (削減目標は暫定値であり、随時見直される可能性がある)

1.2.2 各業務において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、現行基準は、従来の実施方法として下記6.で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

各業務において確保すべき水準は、各業務の仕様書(別紙4)において定める内容とする。

1.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から法令に反しない限り民間事業者の 創意工夫を反映し、公共サービスの質の確保(包括的な質の確保、効率化の向上、経 費の削減等)に努めるものとする。

- (1) 管理・運営業務の実施全般に対する質の確保に関する提案 民間事業者は、別紙3-5に定める様式に従い、管理・運営業務の実施全般に係る 質の向上の観点から取り組むべき事項等の提示・表明をすることとする。
- (2) 従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案(コスト削減に係る提案を含む)がある場合は、別紙3-6、3-7に定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提示・表明をすること。

1.4 委託費の支払方法

- (1) 施設管理担当者は、事業期間中の監督・検査を行い、確保すべき水準(改善提案があった事項を含む)が満たされているか確認した上で、関東財務局は委託費を支払うものとする。監督・検査の結果、確保すべき水準を満たしていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、民間事業者は速やかに業務改善計画書を施設管理担当者へ提出することとし、遂行後の確認が出来ない限り、関東財務局は委託費の支払いを行わないものとする。
- (2) 委託費の支払いに当たっては、民間事業者は当該月分の業務を完了後、支払い請求書をもって当該月分の支払い請求を行い、関東財務局はこれを受領した日から30日以内に民間事業者の口座に振込により支払うものとする。

なお、期限内に支払いがないときは、支払時期到来の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率で計算した遅延利息を、速やかに支払うものとする(ただし、遅延利息の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)。

1.5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

管理・運営業務を実施するに当たり、施設利用者が使用する消耗品や管理・運営業務を行う上で民間事業者が使用する消耗品や付属品については、業務仕様書において、 民間事業者が負担することとして定められているものを除き、関東財務局の負担とし、 民間事業者からの請求に応じて、施設管理担当者が必要と認めたものについて、支給するものとする。

なお、施設管理担当者は、消耗品の支給にあたり、品質、数量、積算根拠及び請求 理由を民間事業者に求めることができる。

(2) 光熱水費

民間事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水費(電気・ガス・水)については、 関東財務局の負担とする。

(3) 法令変更による増加費用および損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用および損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には関東財務局が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- ① 本業務の類似的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む。)
- ③ 上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更含む。)

2. 実施期間に関する事項(法第14条第2項第2号)

当該業務の実施時期は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項(法第14条第2項第3号及び第3項)

- (1) 法第10条各号(ただし、第11号を除く。)に該当するものでないこと。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条に該当しない者であること。
- (4) 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で「A」等級に格付されている者で、関東・甲信越地域の資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録された者であること。
- (5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 官庁から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の 履行が確保されるものであること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、 国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 業務の実施に当たり必要な参加資格

上記1. 1. 2に示す業務の実施に当たり法令上必要な次の資格を有しているもの、又は資格等を有している者を業務の実施にあたらせることが出来る者であること。

なお、必要な資格は別紙4の仕様書を参照のこと。

- (10) 企画書において、業務の実施に必要な要件が満たされていることが確認できること。
- (11) 入札参加グループでの入札参加について
 - ① 単独で本実施要領に定める業務の内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を作成すること。
 - ② 入札参加グループで参加する場合、代表企業については、上記(1)~(8)の要件を満たすこと、グループ企業については、(1)~(3)、(5)~(8)の要件を満たすとともに、令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付されている者で、関東・甲信越地域の資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録された者であること。(9)、(10)の要件については、当該業務を実施する者が満たすものとする。
- (12) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合においては、その組合員が他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。
- (13)法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。(納税証明書(直近のもの)を 提出すること。)
- (14)労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。(社会保険料納入確認書等(直近のもの)を提出すること。)

4. 入札に参加する者の募集に関する事項(法第14条第2項第4号)

(1) 民間競争入札に係るスケジュール(予定)

手続	スケジュール
入札公告	令和元年12月上旬
入札説明会	令和元年12月下旬
現場説明会	令和元年12月中旬~令和2年1月上旬
入札等に関する質疑応答	令和元年12月下旬~令和2年1月中旬
入札書類受付期限	令和2年1月下旬

入札書類の評価	令和2年1月下旬~令和2年2月上旬
入札書の提出期限	令和2年2月上旬
開札・落札予定者等の決定	令和2年2月上旬
業務の引継ぎ	令和2年2月下旬~令和2年3月下旬
契約締結	令和2年4月1日

(2) 入札実施手続き

① 入札説明後の質問受付

入札公告以降、関東財務局において入札説明書の交付を受けたものは、本実施要項の内容や入札にかかる事項について、入札説明会後に関東財務局に対して質問を行うことができる。入札参加グループが質問を行う場合には、代表企業が質問を取りまとめたうえで行うこと。質問は紙及び電子メールにより行い、質問内容及び関東財務局からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取したうえで公開しないよう配慮する。

② 入札書類の提出

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、以下の書類を提出すること。

1) 入札参加資格確認関係書類

別途「入札説明書」に記載する入札参加資格を有することを証明する書類及び企画書を入札書類受付期限までに提出する。

2) 入札書

本業務の実施に係る入札金額を記載した書類(以下「入札書」という。)を入札書の提出期限までに提出する。なお、上記入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の110分の100に相当する金額を記載することとする。

3) 企画書

記載内容は下記③参照。

- 4) 法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類。
- ③ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、下記5.で示す審査を受けるために次の事項を記載する。

1) 企業の代表責任者及び本業務担当者【別紙3-1】

入札に参加する民間事業者の代表責任者及び本業務の担当者を記載する。

なお、入札参加グループで参加する場合は、グループ構成企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者を記載する。(入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類を記載すること。)

2) 業務実績【別紙3-2】

過去3年間の実績

3) 業務実施の考え方【別紙3-3】

年次計画、本業務を確実に実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等。

- 4) 実施体制及び業務全体の管理方法【別紙3-4】 実施体制及び業務全体の管理方法を示す。
- 5) 必要とされる資格を証明する書類の写し【別紙3-4】
- 6) 緊急時の体制及び対応方法【別紙3-4】 緊急時(管理・運営業務の実施に当たり、通常の業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を示す。
- 7) 業務に対する提案事項【別紙3-5、別紙3-6、別紙3-7】
 - ア. 管理・運営業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

民間事業者は、別紙3-5に従い、管理・運営業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

イ. 従来の実施方法に対する改善提案

従来の実施方法(6. で開示された既存の仕様書類に示された内容)に対して提案を行う場合、別紙3-6及び別紙3-7に従い、提案を行う業務(項目)を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果(あるいはその両方)を具体的に示すこと。

- ④ 開札に当たっての留意事項
 - 1) 開札は、入札者またはその代理人に立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理 人が立ち会わない場合は、入札事務に関係の無い職員を立ち会わせて行う。
 - 2) 入札者又はその代理人は、定刻後においては開札場に入場することはできない。
 - 3)入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する委任状を提示または提出しなければならない。
 - 4) 入札者又はその代理人は、入札中は、入札執行責任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項(法第14条第2項第5号)

本業務を実施する者(以下、「落札者」という。)の決定は、一般競争入札方式により行う。 なお、企画書の審査にあたっては、当局職員で構成する審査員3名が行うものとする。

(1) 入札参加資格の確認にあたっての質の審査項目の設定(別紙1)

入札参加資格を確認するための企画書の審査は、提出された企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿い、提案内容が具体的で実現可能なものであるかについて行うものとする。

審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の①~④までに示す項目をすべて満たしていることを確認する。すべてを満たした場合は、業務の実施に必要な要件が満たされている企画書とし、1つでも満たしていない場合は失格とする。

① 業務に対する認識

- 1) 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。
- 2) 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。
- ② 実施体制
 - 1) 各業務の業務水準が維持される体制であるか。 (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか。)
 - 2) 各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか。
 - 3) 質の確保に寄与する資格・経験を有しているか。
- ③ 管理業務全般に係る業務に関する提案
 - 1) 本業務の包括的な質(確実性、安全性)の確保に資する提案がなされているか。
 - 2) 本業務のコスト削減に資する提案がなされているか。
- ④ 緊急時等の体制及び対応方法
 - 1) 具体的な事態を想定し、円滑に対応、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。
 - 2) 業務を安定的に履行できる対策が講じられているか。
- (2) 落札者決定にあたっての方法
 - ① 落札者の決定方法

上記3.に規定する入札参加資格要件を全て満たした者について、入札価格(予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る。)の最も低いものを落札予定者として、決定する。

② 留意事項

- 1) 落札予定者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合には、所要の手続きを経て、次順位以下の入札者から落札予定者を決定する。
 - ア. 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性(当該単価で適切な人材が確保 されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額等)
 - イ. 本契約の履行体制(常勤者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼務の別、業務 分担等が適切か否か等)
 - ウ. 本業務契約期間中における他の契約請負状況
 - エ. 手持機械その他固定資産の状況
 - オ. 国等及び地方公共団体等に対する契約履行状況
 - 力. 経営状況
 - キ. 信用状況
- 2) 開札の結果、落札予定者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者に くじを引かせ、落札予定者を決定するものとする。また、入札者またはその代理人が 直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わっ てくじを引き、落札者を決定するものとする。
- 3) 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者

の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制並びに実施方法の概要について公表するものとする。

- ③ 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて
 - 1) 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札を付すこととなる。
 - 2) 再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できないこと等やむを得ない場合は、関東財務局が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会(以下、「監理委員会」という。)に報告するものとする。
- 6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項(法第14条第2項第6号及び第4項)
 - (1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙2「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人数
- ③ 従来の実施に要した施設及び設備
- ④ 従来の実施における目的の達成の程度
- ⑤ 従来の実施方法等
- (2) 資料の閲覧

前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続きを踏まえたうえで閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、関東財務局は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するように努めるものとする。

7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項(法第14条第2項第7号)

民間事業者の国有財産の使用については、次のとおりとする。

- (1) 民間事業者は、その業務の遂行に必要な施設・設備として、次に掲げる施設・設備を無償で使用することができる。
 - ① 機械室等本業務に必要な施設全て
 - ② 中央監視室等、本業務の実施及びこれに付随する業務を遂行するために必要な事務 スペース
 - ③ その他施設管理担当者と協議し認められた業務の遂行に必要な施設等
- (2) 使用制限等
 - ① 民間事業者は本業務の実施及び実施に付随する業務以外に使用してはならない。

- ② 民間事業者は予め施設管理担当者と協議し、本業務に支障を来たさない範囲内において、施設内に本業務実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
- ③ 民間事業者は設備等を設置した場合は、施設の使用を終了または中止した後、直ちに原状回復を行うこと。
- ④ 民間事業者は既存の建築物及び工作物に汚損・損傷等を与えないよう十分注意し、損傷(機器の故障等を含む)が生じるおそれのある場合は養生を行う。万一、損傷が生じた場合は、受注者の責任において速やかに復旧するものとする。
- 8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項(法第14条第2項第9号)
 - (1) 報告書について
 - ① 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、電気機械設備等運転・保守管理業務を行うに当たり各年度の事業開始日までに年度ごとの管理・運営業務計画書を作成し、施設管理担当者に提出すること。

② 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、電気機械設備等運転・保守管理業務の履行結果を正確に記載した業 務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

- 1) 民間事業者は、業務日報を毎日作成し、業務期間中常時閲覧できるように保管、管理すること。
- 2) 民間事業者は、業務期間中、業務月報を、当月分につき、翌月の10日以内に施設管理担当者に提出する。
- 3) 民間事業者は、各事業年度終了後毎年4月10日(ただし、当該日が閉庁日の場合には直後の開庁日とする。)までに、当該事業年度に係る管理・運営業務に関する年間総括報告書を施設管理担当者に提出する。
- ③ 国等の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、国の検査・監督体制は次のとおりとする。

ア. 監督職員

- · 関東財務局総務部合同庁舎管理官 合同庁舎管理第1係長
- 関東財務局総務部合同庁舎管理官 合同庁舎管理係員

イ. 検査職員

- 関東財務局総務部合同庁舎管理官 合同庁舎管理官
- 関東財務局総務部合同庁舎管理官 合同庁舎管理第2係長
- (2)関東財務局による調査への協力

関東財務局は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要がある と認めるときは、民間事業者に対し、当該管理・運営業務の状況に関し必要な報告を求め、 又は民間事業者の事務所(又は業務実施場所)に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、 書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする関東財務局の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

関東財務局は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができるものとし、これらの指示は監督職員から統括管理責任者に対して行うものとする。ただし、故障・不具合の発生、業務の立会時等(以下「緊急時」という。)において早急な判断、対応を必要とする場合には、業務責任者等は監督職員に直接報告を行うことができる。

また、緊急時には、監督職員は業務責任者等に直接指示を行うものとする。この場合、 業務責任者等は統括管理責任者に対し、必ず事後報告を行うものとする。

なお、上記に加え業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認 した場合は、追加で指示を行うことができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して関東財務局が開示した情報等(公知の事実等を除く。) 及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、その ための必要な措置を講ずること。民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その 役員)若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知 り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した 場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

- ① 業務の開始及び中止
 - 1) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
 - 2) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、関東財務局の承認を受けなければならない。
- ② 公正な取扱い
 - 1) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
 - 2) 民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。
- ③ 金品等の授受の禁止 民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならな

④ 宣伝行為の禁止

L1°

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行**う**業務の宣伝を行ってはならない。

民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対

し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。また、関係諸法令に基づく官公署等への各種手続・届出等の業務を民間事業者の負担において代行すること。

⑥ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、 責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了した日又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に 譲渡してはならない。

- 9 権利義務の帰属等
 - 1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
 - 2) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、関東財務 局の承認を受けなければならない。
- ⑩ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務の対象施設において、関東財務局の許可を得ることなく自ら行う 事業又は関東財務局以外の者との契約(関東財務局との契約に基づく事業を除く。)に基 づき実施する事業を行ってはならない。

⑪ 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は関東財務局以 外の者との契約(本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。)に基づき実 施する事業に用いてはならない。

- ① 再委託の取扱い
 - 1) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
 - 2) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書(別紙3-8)において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法)について記載しなければならない。
 - 3) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再 委託に関する事項を明らかにした上で関東財務局の承認を受けなければならない。 なお、関東財務局は、本契約上の義務の履行に関してなされた、民間事業者と再委

託者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

- 4) 民間事業者は、上記2)及び3)により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- 5) 再委託先は、上記の(4)秘密の保持及び(5)②から⑪までに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。
- 6) 民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

③ 契約内容の変更

民間事業者及び関東財務局は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

④ 設備更新等の際における民間事業者への措置

関東財務局は、次のいずれかに該当するときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、契約を変更することができる。

- 1) 設備を更新、撤去又は新設するとき
- 2) 法令改正、施設の管理水準の見直し等により業務内容に変更が生じるとき
- 3) 入居官署の変動等により業務量に変動が生じるとき
- ① 契約解除

関東財務局は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- 2) 法第10条の規定により官民競争入札(民間競争入札の場合は準用)に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- 3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- 4) 上記3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- 5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたと き
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- 7) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本 業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- 8) 暴力団関係者を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- 9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき
- (16) 契約解除時の取扱い

- 1) 上記⑤に該当し、契約を解除した場合には、関東財務局は民間事業者に対し、当該解除の日まで本業務を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支払う。
- 2) この場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記 1)の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として関東財務局の指定する期間内に納付しなければならない。
- 3) 関東財務局は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- 4) 関東財務局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、関東財務局から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。
- ① 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により本業務の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

18 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と関東財務局が協議するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項(法第14条第2項第10号)

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 関東財務局が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、関東財務局は当該民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について関東財務局の責めに帰すべき理由が存する場合は、関東財務局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (2) 当該民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について関東財務局の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は関東財務局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- 10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項(法第14条第2項 第11号)

(1) 実施状況等に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期(令和4年5月頃を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、令和4年3月31日時点における状況を調査するものとする。

(2)調査の方法

関東財務局は、民間事業者が実施した管理・運営業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

(3)調査項目

- ① 1.2.1において、管理・運営業務の質として設定した項目
- ② 1.2.2において、確保すべき水準として設定した項目及び民間事業者から提案のあった項目に関する履行状況

(4) 実施状況等の提出

関東財務局は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本事業の実施状況等について、(1)の評価を行うために令和4年4月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

関東財務局は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 関東財務局の監督体制

本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法において行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、上記8. により行うこととする。

(3) 主な民間事業者の責務等

① 民間事業者の責務等

本業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

- ② 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を洩らし、又は盗用した者は、 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の 従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者が 罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

⑤ 会計検査について

民間事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条に該当するとき、又は②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」

に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は関東財務局(発注者)を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

別紙の掲載順序について

別紙 1・・・評価書(企画書の適否)

別紙 2・・・従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙 3・・・管理・運営に関する企画書の様式例

別紙 4・・・業務仕様書

評価表 (企画書の適否)

No		審査項目(企画書要求事項)	主となる評価	評価結果
NO	大事項	小事項	対象資料	(内容の適否)
1		【業務に対する認識】 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が 考えられているか。	別紙 3-3	
2		【業務に対する認識】 業務を確実に実施するための基本的な方針が 明確となっているか。	別紙 3-3	
3	基本事項	【実施体制】 各業務水準が維持される体制であるか。 (グループで参加する場合、代表企業とグルー プ企業の連携が可能な体制であるか)	別紙 3-4	
4		【実施体制】 各業務で必要とする資格者が適切に配置され ているか。	別紙 3-4	
5		【実施体制】 質の確保に寄与する資格・経験を有している か。	別紙 3-4	
6		管理・運営業務の実施全般に対する質の確保に 関する提案がされているか。	別紙 3-5	
7	管理業務全般に 係る業務に関す る提案	従来の実施方法に対する改善提案がなされて いるか。	別紙 3-6、 3-7	
8		(質の確保に関する具体的な提案については、 企画書の適否に関する評価対象としない。)	別紙 3-5	
9	緊急時等への対 応について	具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。	別紙 3-4	
10	ルいに ンし・し	業務を安定的に履行できる対策が講じられて いるか。	別紙 3-4	
		全体評価(企画書の適否)		

常勤職員

非常勤職員

従来の実施に要した経費

人件費

(単位:千円)
令和元年度
-
-
-
353, 868
-
-
353, 868

	物件費	•	_	-	-
		委託費定額部分	450, 709	416, 923	353, 868
	委託費等	成果報酬等	-	-	-
		旅費その他	-	-	-
計 ((a)		450, 709	416, 923	353, 868
参考	減価償却費		-	-	-
値	退職給付費用		-	-	-
<u>b</u>	間接部門費		-	-	_
(а) + (b)		450, 709	416, 923	353, 868

平成30年度

平成29年度

(注記事項)

委託費の内容は以下のとおり。

安に負の内容は次十のとおう。				
業務内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
	平成29年度	平成30年度	令和元年度 349, 468千円	備 考 平成29年度は空気源設備の一部部品交換を含む。 平成30年度はポンプ等の一部部品交換を含む。 令和元年度は雨水再利用設備の一部部品交換を含む。 平成30年度は移動式観覧席の一部部品交換を含む。
⑦受変電設備点検業務※				平成29年度は各電気室内の蓄電池等の一部部品交換を含む。 平成30年度は各電気室内の蓄電池等の一部部品交換を含む。
⑧敷地内植栽管理業務	4, 320千円	4, 320千円	4, 400千円	
合 計	450, 709千円	416, 923千円	353,868千円	
D 81	450, 709十円	410, 923十円	353, 868十円	

注1) 増減の主要な要因は、備考欄による。

注2) 平成29~令和元年度は、※印の業務において修繕等業務(詳細は各業務の仕様書参照)が含まれることから、従来の委託費との比較においては留意する必要がある。

2 従来の実施に要した人員

(単·	欱	人)
1	Ŧ	ᆢ	<i>/</i> (/

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

入札実施要項及び各業務仕様書記載事項と同じ。

(業務の繁閑の状況とその対応)

該当なし。

(注記事項)

従来の実施においては、全業務を委託により実施。

過去における業務従事者数

(単位:人)

	人員		
	平成29年度 平成30年度 令和元年度		
点検保守業務	10 (17)	10 (17)	10 (17)

- 注1)注1)点検保守業務においては、中央監視室及びMDF室における昼間の常駐者のそれぞれ1日あたりの平均人数であり、各種定期点検に係る人員は含まない。
- 注2) 括弧内の数値は交代要員を含めた注1)にかかる常駐者総数
- 注3) 平成29~令和元年度においては、一般競争入札の結果、上記業務の担当者に大きな変更は生じていない。
- 3 従来の実施に要した施設及び設備

入札実施要項及び各業務仕様書記載事項と同じ。

(注記事項)

入札実施要項及び各業務仕様書記載事項と同じ。

- 4 従来の実施における目的の達成の程度
- ①確実性の確保

管理・運営業務の不備に起因するさいたま新都心合同庁舎1号館における執務及び営業の中断回数 0回

※執務及び営業の中断とは、執務及び営業が中断することにより著しく国民及びテナント営業者の利益を損なった場合をいう。 ※老朽化を起因とするものは含めない。

②安全性の確保

管理・運営業務の不備に起因する職員及び利用者の災害又は事故の発生 0回

※災害又は事故とは、人事院規則10-4第35条に基づく年次災害報告の対象となる災害又は事故を言う。

③環境への配慮

エレベーターの間引き運転の適切な管理等について、施設管理担当者が入居官署との打合せにより取り決めた 事項について、施設管理担当者の指示により委託業者が実施。

温室効果ガス削減率(平成13年度比)は平成29年度17%、平成30年度21%

- 5 従来の実施方法等
- ①業務フロー:施設管理担当者が各業務を民間事業者へ委託し、各業務の受託者が業務責任者を立て業務を実施。
- ②従来業務の業務分担及び民間競争入札による業務分担の関係は下表のとおり。

業務内容	現状		民間競争入札	
本位	関東財務局	受託者	関東財務局	受託者
①電気機械設備等運転・保守管理業務		0		0
②構内情報通信網設備等点検保守業務		0		0
③自動昇降機設備等点検保守業務		0		0
④消防用設備等点検保守業務		0		0
⑥入退館管理システム保守業務		0		0
⑦受変電設備点検業務		0		0
⑧敷地内植栽管理業務		0		0

さいたま新都心合同庁舎1号館の来庁者数

開庁日1日あたり:600~1,000人

※来庁者数にはさいたま新都心合同庁舎1号館に勤務する職員等の数(約3,400人)は含まない。

(注記事項) <u>関東財務局総務部合同庁舎管理官組織図</u> 関東財務局長 ______総務部長 総務部次長 - 合同庁舎管理官 一 合同庁舎管理第1係長 一 一 合同庁舎管理第2係長 — 合同庁舎管理係員 :施設管理担当者 <u>従来業務の管理連絡体制</u> <u>業務従事者</u> 業務指導、監督 各業務責任者 業務従事者 業務従事者 業務報告 業務従事者 業務指導、監督 業務委託 業務従事者 各業務責任者 統括業務責任者 業務従事者 業務報告 業務報告 業務従事者 業務指導、監督 各業務責任者 業務従事者 施設管理担当 業務従事者 業務報告 者 В <u>業務従事者</u> 業務委託 業務従事者 業務責任者 業務従事者 業務報告

:業務委託単位(契約単位)

В

: 1契約に複数業務が含まれる場合

: 1契約に複数業務が含まれない場合

管理・運営業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者
■入札参加グループの場合は、グループ構成企業名をすべて記載した上で、代表企業名を明記す
┃ ┃ る。また、グループ構成企業ごとに担当する業務を明示し、その代表責任者及び本業務担当者
│

2.業務実績				
■本実施要項1. で示す	■本実施要項1. で示す業務ごとに過去3年以内の実績を記載すること。			
業務名	発注者	時期	業務内容	
			施設規模	
			請負金額等	

3. 本業務実施の考え方
■本実施要項 1. で示す業務ごとに年次計画を記載すること(引継ぎの期間を含む。)。本業務を
確実に実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記
載すること。

4. 業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法
■本実施要領1. で示す業務ごとの実施体制及び実施全体の管理方法等を具体的に記載し、必要
とされる法的資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載すること。業務ごとに実施す
る企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務ごとの実施体制及び管理体制を記載
すること。また、緊急時(管理・運営業務の実施に当たり通常の業務実施が困難になる事故・
事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

5. 管理・運営業務の全般に対する質の確保に関する提案
■以下の項目について、3枚以内で具体的にかつ簡潔にまとめること。
(1) 管理・運営業務の実施全般に対する質の確保についての考え方
(2)質の確保に関する提案事項

6.	従来の実施方法に対する改善提案	(総括表)

■従来の実施方法に対し、	改善提案を行う場合は、	改善を行う業	務の項目と提	案の概略を整	を理す
ること。なお、下記に記	改善提案のない業務の項目	目については、	関東財務局が	提示する最低	氐水準
として従来の実施方法に	こ基づいて業務を行うも <i>の</i>	Dとする。			

		提案の有無	有	無
業務項目				
※既存の仕様書類に	提案の概略			
定める項目を明記				

7. 従来の実施方法に対する改善提案	
■提案を行う業務の1項目につき3枚以内とする。	
(1)改善提案を行う業務及び項目	
(「)以音旋木で1〕ノ末仞及い視白	
(2) 改善提案の主旨	
(3) 改善提案の内容	
(4) 最低水準の確保に対する説明	
(1) MY 1793 (1 - 52) MT 18(4 - 52)) O 1995)	

. 再委託に関す	る事項		
			1. 再委託の合理性及び必要性
再委託する業務	再委託先の名称	再委託先の住所	2. 再委託先の業務履行能力
		11 \$ 1070 \$ 1277	3. 報告徴収その他業務管理の方法
			1.
			2.
			3.
が不足する場合			

注1)民間事業者は、本業務契約締結後やむを得ない事情により再委託先を変更する場合は、施設管理担当者の承認 を受けなければならない。

注2)各再委託先との取引実績又は取引関係にあることを示す資料もしくは取引が可能であることを証する資料を添 付すること。

電気機械設備等運転:保守管理業務

1. 業務項目

- (1) 1 電気・機械・監視制御設備運転・監視及び日常点検保守業務
- (1) 2 電気・機械・監視制御設備定期点検及び保守業務
- (2) 中央監視設備点検保守業務
- (3)蒸気発生器設備等点検保守業務
- (4) 空気清浄機等点検保守業務
- (5) 自動ドア設備点検保守業務
- (6) 排水再利用設備等点検保守業務
- (7) 駐車場管制設備等点検保守業務
- (8) ゴミ処理設備等点検保守業務
- (9) 上水揚水ポンプ設備等点検保守業務
- (10) 雨水利用設備等点検保守業務
- (11) 監視カメラ設備点検保守業務
- (12) 防犯監視装置設備点検保守業務
- (13) 電動式移動観覧席点検保守業務
- (14) 環境衛生管理業務
- (15) 構内情報通信網設備等点検保守業務
- (16) 自動昇降機設備等点検保守業務
- (17) 消防用設備等点検保守業務
- (18) 入退館管理システム保守業務
- (19) 受変電設備点検業務
- 2. 業務概要

「別紙 4-(1)~(19)」による。

3. 開庁日

開庁日は、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く平日。

- 4. 業務従事者
- (1)業務従事者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格を定められている場合は、当該資格を有する者が業務を 行うものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施に先立って、業務従事者の氏名・年齢等を記載した名簿及び資格 証の「写」を委託者に提出するものとする。

なお、業務従事者を変更する場合も同様とする。

- (4)業務従事者は、制服を着用し、社名及び氏名を記入した名札を着けるものとする。
- (5)業務従事者は中央監視室に 24 時間常駐すること。要員については、夜間及び開庁日以外の日についても2名以上とし、開庁日昼間(8時30分から17時30分)においては、さらに、本件業務を円滑に遂行できる要員、日常発生する設備の不具合、消耗品交換等にも迅速に対応できる要員を確保すること。なお、MDF室の常駐については、「別紙4-(15)」によるものとする。

5. 業務責任者

- (1)受託者は、業務を円滑に実施するため業務責任者を定め委託者に書面にて提出するものとする。
- (2) 業務責任者は、下記の業務を行うものとする。
 - ① 委託者との連絡、報告、調整
 - ② 業務従事者の指導及びクレーム処理と整理
 - ③ 年間・月間・週間等の業務計画書の作成
 - ④ 別契約の関連業務との調整
 - ⑤ 別契約工事等(電気・機械室内及び委託業者に関連する工事等)の監督及び立会い
 - ⑥ 受変電設備点検業務における全館停電(年1回)の対応(各設備等保守業務で全館停

電に関連する担当者及び作業者の当日立会い及びその手配)及び電気主任技術者の監督及び立会い

6. 施設管理運営事業への参画

受託者は、委託者が実施する消防訓練及びその他施設管理運営上必要な事業に参画するものとする。

- 7. 電気工作物の保安監督等
- (1) 受託者は、業務範囲に係る電気工作物について、その工事、維持、運用に関し保安監督 並びに保安のための巡視、点検及び検査を行わなければならない。
- (2)受託者は、業務従事者のうちから前項の管理に必要な電気主任技術者(資格を有する者) を選任し、所轄官庁に対する届出業務を代行しなければならない。
- (3) 電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持、運用に関する保安の監督を行うものとする。
- (4) 電気主任技術者は、施設に常駐するものとする。
- 8. 建築物環境衛生管理技術者の選任等について
- (1) 受託者は、本施設が環境衛生上適正に行われるよう監督するため、業務従事者のうちから建築物環境衛生管理技術者(資格を有する者)を選任するものとする。
- (2)建築物環境衛生管理技術者は、本施設が環境衛生上適正に行われるよう監督するとともに、所轄官庁に対する届出業務を代行するものとする。
- (3) 建築物環境衛生管理技術者は、業務担当者を兼任しても良いものとする。ただし、本施 設以外の建築物環境衛生管理技術者を兼任することはできないものとする。
- 9. エネルギー管理者の選任等について
- (1)受託者は、本事業所における業務従事者でエネルギー管理士免状の交付を受けている者 (エネルギー管理員講習修了者)のうちから、エネルギー管理者(エネルギー管理員)を 選任するものとする。
- (2) エネルギー管理者(エネルギー管理員)は、さいたま新都心合同庁舎1号館におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びにエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持の業務管理を行うものとする。

また、定期報告書などエネルギーの使用の合理化に関する法律に係る書類の作成を行う。

- (3) エネルギー管理者(エネルギー管理員)は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第 17 条に定める報告書に係る書類の作成及びエネルギーの使用の合理化に関する 法律第 87 条第 3 項に定める報告に係る書類の作成し管理者に提出すること。
- (4) エネルギー管理者(エネルギー管理員)のエネルギー管理士免状番号又はエネルギー管理講習修了番号、職名及び氏名を別紙で特定すること。
- (5) エネルギー管理者(エネルギー管理員)は、その業務を誠実に行うとともに、実施した 業務の結果について管理者に報告しなければならない。
- (6) 委託者は、エネルギー管理者(エネルギー管理員)本人が業務を実施したことを確認するとともに、エネルギー管理者(エネルギー管理員)から報告を受けた業務の結果について確認し、当該報告を保存しなければならない。
- (7) 委託者は、エネルギー管理者(エネルギー管理員)のその職務を行う、さいたま新都心 合同庁舎 1 号館におけるエネルギーの使用の合理化に関する意見を尊重しなければなら ない。
- (8) エネルギー管理者(エネルギー管理員)が選任された、さいたま新都心合同庁舎 1号館の管理者は、エネルギー管理者(エネルギー管理員)がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に、原則、従うものとする。
- (9) エネルギー管理者(エネルギー管理員)は、業務担当者を兼任しても良いものとする。 ただし、本施設以外のエネルギー管理者(エネルギー管理員)を兼任することはできない ものとする。
- 10. 計装士及び電気工事士の選任について
 - (1) 受託者は、機器故障時の1次対応や消耗部品の交換等に必要となる1級計装士及び1種 電気工事士免状の交付を受けた者を業務従事者の中から選任するものとする。

- 11. ゴンドラ設備取扱者の選任等について
 - (1) 受託者は、設備概要にある航空障害灯の点検等に必要な業務において、ゴンドラ操作を 行える者(ゴンドラ取扱業務特別教育講習終了証書を有する者)を業務従事者の中から選 任するものとする。
- 12. 環境衛生管理業務について
- (1) 環境衛生管理業務を行う者は、建築物における衛生的環境に関する法律第12条の2第 1項の規定に基づく、建築物環境衛生総合管理業、建築物飲料水貯水槽清掃業及び建築物 ねずみ昆虫等防除業の登録を受けている者が行うこととし、各業務の作業及び監督講習会 修了証の写し添付した作業員名簿を速やかに提出することとする。
 - ・空気環境測定は、厚生労働大臣の指定する建築物における衛生的環境の確保に関する法律 施行規則第26条第2号イ又はロの規定に基づく、空気環境測定実施者講習会の課程を修 了している者が実施すること。
 - ・貯水槽清掃作業は、厚生労働大臣の指定する建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第4号イ又はロの規定に基づく、貯水槽清掃作業監督者講習会の課程を修了している者が監督すること。
 - ・ねずみ等防除作業は、厚生労働大臣の指定する建築物における衛生的環境の確保に関する 法律施行規則第29条第3号イ又は口の規定に基づく、ねずみ等防除作業監督者講習会の 課程を修了している者が監督すること。
- 13. 危険防止の措置
 - (1)業務にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の 防止に努めるものとする。
 - (2)業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を委託者に報告のうえ当該措置を講じ、事故発生を防止するものとする。

14. 負担の範囲

- (1)業務従事者の事務室(中央監視室)、控室、資機材置場、机、椅子、ロッカー等は、委託者が提供するものとする。
 - なお、制服は、受託者の負担とする。
- (2)業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、委託者の負担とする。
- (3) 点検に必要な薬剤、工具、計測機器等は、設備機器に付属して設置されているものを除き受託者の負担とする。
- (4)保守に必要な消耗品又は材料、洗剤、油脂等(支給材料を除く)は、受託者の負担とする。
- (5) 庁舎備え付けの機器にかかる下記のものは支給品とする。 プリンター類のリボン、トナー、印刷用紙、記録媒体

15. その他

- (1) 官公署への連絡及び届出手続きは、委託者に協力し遅滞なくこれを処理するものとする。
- (2)官公署の検査がある場合は、委託者の指示により立会い等に協力するものとする。
- (3) 施設の関係図面、図書類等を適切に整理・保管するものとする。
- (4) 支給された消耗品及び予備品は、適切に在庫管理を行うものとする。
- (5) 各種作業にあたっては、建物の床、壁、機器等を損傷し又は支障を及ぼさないよう事前 に必要な養生を行うものとい、作業が終了したときは、養生材、工具、資機材等を撤去し、 必要に応じて建物の床、壁、機器等を清掃するものとする。
- (6) 受託者は、業務従事者の労務管理及び健康管理等を適切に行い、業務従事者に事故ある ときは代替要員を確保し業務に支障がないよう留意するものとする。
- (7) 各施設・機器等の安全な運用を確保するための改修並びに工事が必要と認められるとき は、速やかに意見を付して委託者に報告し、指示を受けるものとする。
- (8) 当庁舎設備で発生した障害*について1次対応を行うほか、障害原因を調査し、障害発生報告書を作成する。また、障害解消のために必要な修繕の方法を提案し、見積書を提出する。なお、原因調査にあたっては、必要に応じメーカー等にも調査を依頼する。また、軽易な修理は本業務に含む。

- ※設備概要に記載の設備機器に限らず、当庁舎全体のあらゆる設備にかかる障害を示す。 (例:扉の開閉不良、厨房機器不具合、配管漏水等)
- (9)「別紙 4-(1)~(19)」において修繕業務がある場合は、契約締結後速やかに工程表を提出する。なお、庁舎利用者への影響が最小となるよう計画すること。
- (10) 消防法の改正に伴う資格者の配置等必要な措置が生じた場合は、委託者の指示に従い適切に対応するものとする。
- (11) 点検及び保守の結果を、毎回の作業の都度に簡易な報告書を作成し委託者へ提出するものとする。また、作業月の翌月は速やかに作業実施月の点検及び保守の結果を記載した報告書を作成し提出するものとする。
- (12) 各種設備の補修部品、修理対応期間等を考慮した中長期的な改修・保守計画を作成し、 毎年 12 月に提出すること。
- (13) 令和5年度に新規業者が委託された場合は、4月1日よりスムーズに業務が遂行出来るよう十分な引継ぎを実施することとし、新規業者が研修等を希望した場合は協力することとする。
- (14) 本仕様書に記載のない一般共通事項については、「共通仕様書」第1編による。

【別紙4-(1)-1】

電気・機械・監視制御設備運転・監視及び日常点検保守業務

I. 一般事項

運転・監視にあたっては、気温の変化、施設用途を考慮し、関連する機器類の制御を適切に 行い、効率的運転に努めるものとする。

- 1. 空調運転日等(原則)
- (1) 空調設備の運転日(原則)

夏季:7月1日~9月30日の開庁日

冬季:12月1日~3月31日の開庁日

ただし、冷房のみのユニット型・薄型空調機、換気設備、地冷熱受入記録及び還水返送ポンプは、4月1日~3月31日の開庁日とする。

- (2) 空調時間 午前8時00分~午後6時00分
- (3)設備監視日 毎日
- (4)設備監視時間 1日24時間
- 2. 「管理業務計画書」及び作業等の計画書の作成及び業務の実施は、次の事項を十分把握して行うものとする。
- (1) 入居官署の施設運営に関すること
- (2) 設備機器の設置年月及び運転時間に関すること
- (3) 施設の行事に関すること
- 3. 運転・監視の範囲

運転・監視の範囲は次による。

- (1) 設備機器の起動・停止の操作
- (2) 設備運転状況の監視又は計測・記録
- (3) 室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、設定値調整
- (4) エネルギー使用の合理化・適正化
- (5) 季節運転切替え、本機・予備機の運転切替え
- (6) 運転時間に基づく設備計画保全の把握
- (7) 中央監視外私設電力積算計(自販機等約70箇所)の計測・記録(毎月)
- (8) その他「本仕様書」で定めた事項
- 4. 点検の範囲

電気室、機械室等の主要な設備機器の設置場所は、1日1回巡視して機器等の異常の有無 を点検するものとする。なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合に は委託者に報告するものとする。

5. 保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じて実施する保守の範囲は次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- (4) 建築物等の機能回復または消耗部品の補充及び交換
- (5)次に示す消耗部品の交換及び補充(「共通仕様書」に基づく保守の範囲とするが、高さ規定は除外する。)
 - ① 潤滑油、グリス、充填油等
 - ② ランプ類、ヒューズ類
 - ③ パッキン、Oリング類
 - ④ 精製水の補充
 - ⑤ フィルター類
 - ⑥ 感知器類
- (6) 接触部分、回転部分等への注油
- (7) 軽微な損傷がある部分の補修
- (8) 塗料、その他の部品補修 (タッチペイント)、その他これらに類する作業

- (9) 消耗品の在庫管理
- (10) 省エネ・節電のためのランプ類の取付取外し、水栓類の流量調整、その他これらに類する作業
- (11) その他「本仕様書」で定めた事項
- 6. 支給材料

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、受託者の負担外とする。

- (1) ランプ類 (照明用ランプ、表示灯を含む)
- (2)ヒューズ類
- (3) パッキン、Oリング類
- (4) 蓄電池用精製水
- (5)発電機用燃料(オイルを含む)
- (6) フィルター類
- (7) 乾電池類
- (8) 塗料(タッチペイント)
- (9)配管材料等
- (10) 圧力計類
- (11) 感知器類
- (12) 便座類
- (13) 自動制御機器(検出器、調節器、操作器、DDC、モジュール、インバータ類)
- (14) その他小規模修理に必要な消耗品、材料等
- 7. 定期点検等の立ち会い

受託者は、別契約の関連業者が行う定期点検等に立ち会うものとする。

- 8. 運転・監視の記録及び報告
- (1) 日常業務における業務日誌を作成し、記録・整理するものとする。業務の報告は毎日行 うものとし、業務において正常でないことが認められた場合は、直ちに委託者に報告する ものとする。
- (2) 運転・監視の業務の記録には 次の事項を記載するものとする。
 - ① 機器の運転開始時刻及び終了時刻
 - ② 熱源機器運転中の外気温湿度
 - ③ 電気、ガス、油、水道、下水道等の光熱水の使用量(子メーターを含む。)
 - ④ その他「本仕様書」に定める項目
- 9. 臨機の措置等
- (1) 災害発生に対する措置について委託者と協議のうえ、次の事項をまとめた防災マニュアルを作成し、委託者の承諾を受けるものとする。
 - ① 緊急事態への準備
 - ② 緊急事態発生後の対応
 - ③ 業務の早期復旧
- (2)災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。 この場合、直ちに委託者に連絡するとともに防災センター等との連絡調整を行うものとす る。
- 10. 機器等に異常を認めた場合の措置

受託者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応方法について、委託者とあらかじめ協議して定めておくものとする。

なお、緊急を要する場合は、受託者は必要な措置を直ちに講じるものとする。

11. 資料等の整理、保管

業務期間中は、次に示すものの整理及び保管を行うものとする。

- (1)機器の取扱説明書等
- (2)機器台帳等
- (3) 工具、器具とその台帳
- (4)各種設備図面(施工図、完成図)
- 12. 設備室の清掃

電気室、機械室等の設備室は、整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行うものとする。

13. 障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検するものとする。

14. その他

特記なき事項については、「共通仕様書」第2編第1章による。

Ⅱ. 建築

建築の点検項目及び点検内容については、「共通仕様書」第3編第2章の該当事項(表一1)によるものとする。

表-1 点検項目及び点検内容

点検項目	点検内容	周期
陸屋根 ルーフドレン及びとい トップライト 屋外階段 視覚障害者誘導用ブロック 建具 エキスパンションジョイント金物 車椅子用駐車スペース	「共通仕様書」第3編第2章、 表2.1.1に記載されているもの の該当事項	「共通仕様書」の規定による

Ⅲ. 電気設備

電気設備は、保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。

1. 運転・監視

- (1) 受変電設備の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に電気主任技 術者と協議し、巡視経路を定めて点検するものとする。なお、異常がある場合は速やかに 委託者に報告するものとする。
- (2) 自家発電設備の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速な対応がなされるよう行うものとする。

2. 点検項目及び点検内容

- (1) 点検項目及び点検内容については、「共通仕様書」第3編第3章の該当事項(表-2) によるものとする。
- (2) 点検等の対象設備の詳細は、「別紙4-(1)-設備概要」による。

表一2 点検項目及び点検内容

対象設備	点検項目及び点検内容	周期
電灯・動力設備	「共通仕様書」第3編第3章、表3.2.1	「共通仕様書」の 規定による
受変電設備	「共通仕様書」第3編第3章、表3.3.1 2. の項目については、3. の項目 a に準 じて実施するものとする	「共通仕様書」の 規定による
自家発電設備	「共通仕様書」第3編第3章、表3.4.1	「共通仕様書」の 規定による
直流電源設備	「共通仕様書」第3編第3章、表3.5.1	「共通仕様書」の 規定による
交流無停電電源設備	「共通仕様書」第3編第3章、表3.6.1	「共通仕様書」の 規定による
外灯	「共通仕様書」第3編第3章、表3.9.1	「共通仕様書」の 規定による
航空障害灯	「共通仕様書」第3編第3章、表3.10.1	「共通仕様書」の 規定による

雷保護設備	「共通仕様書」第3編第3章、表3.11.1	「共通仕様書」の 規定による
構内配電線路·構内通信 線路	「共通仕様書」第3編第3章、表3.12.1	「共通仕様書」の 規定による

[※] 外灯にはデッキの街のサインも含む

Ⅳ. 機械設備

点検項目及び点検内容

- (1) 点検項目及び点検内容については、「共通仕様書」第3編第4章の該当事項(表-3、表-4)によるものとするが、それに記載されていない設備については、納入機器メーカー取扱説明書によるものとする。
- (2) 点検等の対象設備の詳細は、「別紙4-(1)-設備概要」による。
- (3) 運転・監視記録は、下表によるものとする。

表一3 運転・監視記録

機器種別	点検項目	周期
蒸気受入設備	受入蒸気圧力 受入蒸気流量	2時間 1回 2時間 1回

(4)機器の操作及び巡視は、下表によるものとする。

なお、送風機で倉庫及び天井内等に設置され容易に近づく事が困難な機器については、 巡視を行なわなくてよいものとする。

表-4 点検項目及び点検内容

女 4 点快項ロ及い点快的台		
対象設備・機器	点検項目及び点検内容	周期
空気調和等関連機器 (オイルタンク、オイルサービス タンク、熱交換器、ヘッダー、ユ ニット型空気調和機(薄型含む)、 空気清浄装置、ポンプ、送風機、 全熱交換器、ファンコイルユニット、蒸気発生器、フラッシュタン ク)	「共通仕様書」第3編第4章、 表4.3.2	「共通仕様書」の規 定による
給排水衛生機器 (ポンプ、水槽、水質の維持)	「共通仕様書」第3編第4章、 表4.4.2 (3. の項目について は、bの①に濁度の検査を加 え、②を除くものとする。)	「共通仕様書」の規 定による
脱気装置、軟水装置	メーカーの取扱説明書によるものとする。	
噴水設備	メーカーの取扱説明書によるものとする。	
灌水設備	メーカーの取扱説明書によるものとする。	

V. 監視制御設備

点検項目及び点検内容

- (1) 点検項目及び点検内容については、「共通仕様書」第3編第5章の該当事項(表-5) によるものとする。
- (2) 点検等の対象設備の詳細は、「別紙4-(1)-設備概要」による。

表-5 点検項目及び点検内容

X O MIXING	(D) 1	
対象設備	点検項目及び点検内容	周期
	「共通仕様書」第3編第5章、表5.1.1に 記載されているものの該当事項	「共通仕様書」の規 定による
中央監視制御設備	中央監視制御設備(現状の入出力管理点数約37,400ポイント)と同等の管理を24時間365日の遠隔監視センターにより実施する※。	常時

- ※ 遠隔監視センターにおける遠隔監視装置は、中央監視制御設備が故障した場合等に無 監視状態となることを回避するため、単独で(中央監視制御設備とは独立して監視でき る構造で)設けることとし、設置費用(配線、通信費含む)は受託者の負担とする。
- (3) 緊急時には、遠隔監視センターから1時間以内に応援要員が到着できる体制を有すること。

定期点検及び保守業務

I. 電気設備

- 1. 滴 用
- (1) 点検時の電源状況

高圧及び低圧電源に係る点検は、原則として停電状態で作業を行うものとする。

- (2) 保安規程により定められている点検項目、点検内容及び周期は、「共通仕様書」に優先するものとする。なお、保安規程により定められていない事項は「共通仕様書」によるものと する。
- 2. 点検項目及び点検内容
- (1) 点検及び保守内容は、「共通仕様書」によるものとする。 なお、その点検を行う設備、点検項目及び保守内容の適用範囲は、表 - 6 によるものとする。
- (2) 修理等の措置の項は、本業務に含まないものとする。

表-6 点検及び保守

点検項目及び保守内容	点検周期
「共通仕様書」第2編第3章、表3.2.2	「共通仕様書」の
に記載されているものの該当事項	規定による
「共通仕様書」第2編第3章、表3.2.4	「共通仕様書」の
に記載されているものの該当事項	規定による
「共通仕様書」第2編第3章、表3.2.6	「共通仕様書」の
に記載されているものの該当事項	規定による
「共通仕様書」第2編第3章、表3.10.1	「共通仕様書」の
に記載されているものの該当事項	規定による
「共通仕様書」第2編第3章、表3.12.1	「共通仕様書」の
に記載されているものの該当事項	規定による
「共通仕様書」第2編第3章、表3.13.1	「共通仕様書」の
に記載されているものの該当事項	規定による
	「共通仕様書」第2編第3章、表3.2.2 に記載されているものの該当事項 「共通仕様書」第2編第3章、表3.2.4 に記載されているものの該当事項 「共通仕様書」第2編第3章、表3.2.6 に記載されているものの該当事項 「共通仕様書」第2編第3章、表3.10.1 に記載されているものの該当事項 「共通仕様書」第2編第3章、表3.12.1 に記載されているものの該当事項 「共通仕様書」第2編第3章、表3.12.1 に記載されているものの該当事項

[※] 外灯にはデッキの街のサインを含む

Ⅱ. 機械設備

- 1. 点検項目及び保守内容
- (1) 点検項目及び保守内容は、原則として「共通仕様書」によるものとし、その点検を行う設備、点検項目及び保守内容の適用範囲は、表-7によるものとする。

なお、「共通仕様書」に記載のない設備の点検項目及び保守内容は、表 - 8 によるものとする。

- (2) 修理等の措置の項は、本業務に含まないものとする。
- (3) 点検作業が終了したときは、点検対象機器(天井内、屋上等にあるもので清掃することが 困難なものを除く。)の外面を入念に清掃するものとする。
- (4) 次に掲げる設備の部分については、点検を行なわないものとする。
 - 点検口のない天井裏又は容易に出入りのできる点検口のない床下にあるもの。
 - ② 機械室及び配管配線室内に存在する機器で、立入ることが極めて困難な場所にあるもの。
 - ③ 電気が充電されて点検することが危険な場所にあるもの。
 - ④ 付近に運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が存在し、点検することが危険な場所にあるもの。
 - ⑤ 給湯循環ポンプ、片吸込多翼形送風機#111/2以下、斜流形送風機、換気扇
- (5) 水質検査の採水筒所は、以下によるものとする。
 - 5階、13階、21階は、各階2箇所とし、2階は1箇所とする。

表-7 点検及び保守

点検設備	点検項目及び保守内容	点検周期
チリングユニット	「共通仕様書」第2編第4章、表4.3.1に	「共通仕様書」の
(災害時用)	記載されているもののシーズンオン点検	規定による
	(点検時期ON)該当事項(シーズンイン点	
	検は「別紙4-(4)による」)	
ヘッダー(温水、蒸気、	「共通仕様書」第2編第4章、表4.4.2に	「共通仕様書」の
冷水)、熱交換器、蒸気	記載されているもののシーズンオン点検	規定による
発生器、フラッシュタン	(点検時期ON)該当事項(シーズンイン点	
ク	検(性能検査)は「別紙4-(3)による」)	
還水タンク、膨張水槽 (開	「共通仕様書」第2編第4章、表4.4.3に	「共通仕様書」の
放式)、給湯用補給水槽	記載されているものの該当事項	規定による
ユニット型空気調和機	「共通仕様書」第2編第4章、表4.4.4の	月1回とする
(薄型含む)	<on>と表示のある事項</on>	
ファンコイルユニット	「共通仕様書」第2編第4章、表4.4.5に	「共通仕様書」の
	記載されているものの該当事項	規定による
空調用ポンプ	「共通仕様書」第2編第4章、表4.4.7周	月1回とする
	期Iの<(6M)>と表示のある事項	
	(4.4.7(c)により1Mに読み替える)	
送風機	「共通仕様書」第2編第4章、表4.4.8周	月1回とする
	期Iの<(6M)>と表示のある事項	
	(4.4.8(c)により1Mに読み替える)	
揚水ポンプ、給水ポンプ	「共通仕様書」第2編第4章、表4.5.7(A)	月1回とする
ユニット	周期Iの<(6M)>表示のある事項	
	(4.5.7(e)により1Mに読み替える)	
汚水排水ポンプ、雑排水	「共通仕様書」第2編第4章、表4.5.7(C)	「共通仕様書」の
ポンプ	に記載されているものの該当事項	規定による
衛生器具	「共通仕様書」第2編第4章、表4.5.11	「共通仕様書」の
	に記載されているものの該当事項	規定による

表-8 点検及び保守

衣一〇 点候及い体引		
点検設備	点検項目及び保守内容	点検周期
パッケージ型空調機		
(空冷マルチ型含む)		月1回とする
1. 室外機		
ア. 熱交換器	破損、腐食等の有無を点検する。汚れが	
	ある場合は清掃する。	
イ. 送風機	音、振動等の有無を点検する。	
2. 室内機		
ア. 吹出グリル	汚れ、破損等の劣化の有無を点検する。	
	汚れがある場合は清掃する。	
イ. 送風機	音、振動等の有無を点検する。	
ウ. ドレンパン	汚れ、発錆、腐食等の有無を点検する。	
	汚れが軽微な場合は清掃する。	
エ. ドレン排水	ドレン排水確認を行い、支障のないこと	
	を確認する。支障がある場合は清掃する。	
才. 冷媒系統	ガス漏れの有無を点検する。	
カ.エアフィルター	① 詰まり及び損傷等劣化の有無を点検	
	する。汚れが軽微な場合は清掃する。	

② 建築物環境衛生管理基準に基づいて	プレフィルター
各空調機のエアフィルター(プレフィル	(年2回)
ター)の交換を実施する。	ファンコイルフィ
	ルター及び他のフ
	ィルター含む(年
	1回)

Ⅲ. 監視制御設備

1. 点検及び保守

- (1) 点検及び保守内容は、日常実施するものとするほか「共通仕様書」によるものとし、そ の点検を行う設備、点検項目及び保守内容の適用範囲は、表 9 によるものとする。 なお、修理等の措置の項は、本業務に含まないものとする。
- (2) 点検及び保守の対象設備は、「別紙4-(1)-設備概要」によるものとする。
- (3) 遠隔監視装置の通信費は、受託者の負担とする。
- (4)受託者は、「別紙4-(1)-設備概要」の機器において不具合が発生した場合、速やかに代替品(発注者側で機器を用意するまでの間は受託者が用意すること)を用意し、設備の運用に支障が生じないように努めなければならない。

また、監視制御設備のシステム上において不具合が発生した場合、速やかにシステムの 修復等を行うものとする。

表-9 点検及び保守

点検設備	点検項目及び保守内容	点検周期
中央監視制御設備	「共通仕様書」第2編第5章、表5.2.1	「共通仕様書」の
「METASYS」	に記載されているものの該当事項	規定による
(ジョンソンコントロール		
ズ株式会社製)	主処理装置ユニット(No.1・2)~副	年1回とする
	処理ユニット間のプログラム作動状況を	
	確認する	
	 主処理装置ユニット〜ディジタルコン	年1回とする
	トロールユニット間のプログラム作動状	T 1 M C 7 W
	況を確認する	
	NO C REGION O	
	不具合等修復時のシステム調整(ソフ	随時
	トウェアの動作確認を含む)を行う。	
エネルギー管理設備	「共通仕様書」第2編第5章、表5.2.1	「共通仕様書」の
(ビルマネジメントシステ	に記載されているものの該当事項	規定による
ム=「BMS」)		
	BMS主処理装置ユニット~BMS副	年1回とする
	処理装置ユニット(No.1~4)間のプロ	
	グラム作動状況を確認する	
	 集符 「	かちの土
	│ 積算データの収集状況の確認及び修正	随時
	を行う	
	 不具合等修復時のシステム調整(ソフ	 随時
	「「八八日母慢慢的システム調査(ラン トウェアの動作確認を含む)を行う。	MG EA

施設管理	カードリーダー用インターフェイス装	年1回とする
(カードリーダー用インタ ーフェイス=「CIF」)	│置〜カードリーダー集中管理装置間のプ │ログラム作動状況を確認する	
	課金元データの収集状況の確認及び修 正を行う	随時
	不具合等修復時のシステム調整(ソフ トウェアの動作確認を含む)を行う。	随時
自動制御設備	「共通仕様書」第2編第5章、表	「共通仕様書」の
	5.3.1(A)及び5.3.1(B)に記載されている ものの該当事項	規定による
	ものの該ヨ事項 	
	│ │ 不具合等修復時のシステム調整(ソフ	 随時
	トウェアの動作確認を含む)を行う。	
照明制御設備	照明制御用センター装置MMIと配下の	年1回とする
Free Fit	コントローラ(2系統)計24台、UPS計6	
(パナソニック株式会社製) 	台について、外観点検、機能動作点検、 監視機能を検、悪気性能を検えず、も	
	監視機能点検、電気性能点検をメーカー の定める基準に従い実施する。	
	ひたのの至中に使い天心りる。	
	また、日常において不具合が発生した	随時
	場合はオンサイト対応とする。	

Ⅳ. 法定点検

- 1. 一般事項
- (1) 点検は、下記の法令等に定めるところにより実施するものとする。
 - ・建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)
- 2. 点検項目及び点検内容
- (1) 点検項目及び点検内容は、建築基準法第12条第2項及び第4項で定める点検及び「共通仕 様書」によるものとする。

なお、点検を行う部位(概要を含む)、点検時期、点検項目及び点検内容は、表-10によるものとする。

(※昇降機については、【別紙4-(16)】に基づき法定点検を実施する。)

(2) 上記法令等に基づく定期検査等を実施のうえ検査報告書を提出すること。

表一10 点検

点検		点検部位(・概要)		点検時期	点検項目及び点検内容		
特定		敷地及び地盤 ・敷地面積 2	20, 012. 99m²				
建		建築物の外部	`1 1 D O E				
特定建築物定期点検	敷 建	・大型セラミック打ち	約33, 700㎡		「共通仕様書」第2編第1章		
期	地• 構物	- 石貼り	約1, 100㎡	令和4年度	第2節1.2.2に記載されてい		
点	構物造	・タイル貼り	約1,100㎡		るものの該当事項		
検	$\overline{\mathcal{C}}$	・低層部タイル貼り	約3, 000㎡				
		屋上及び屋根、その他 ・屋上	約2, 072㎡				
		<u></u>	ηυ 2, 072111				

特定建築物定期点検	(敷地・構造)建築物	建築物の内部589枚・防火戸589枚・防火シャッター466枚・建物建面積10,074.40㎡・建物延面積123,902.48㎡・特定天井1階ロビー部分、講堂避難施設等4系統・排煙設備・排煙窓183箇所・非常照明3,792個・防火垂壁7箇所	令和4年度	
建築設備定期点検	(昇降機を除く)建築設備	建築計 3,792 個 ・換に 3,792 個 ・換排気 3,792 個 ・換排 3,792 個 ・換排 3,792 個 ・給排 3,792 個 ・給排 4, 33 4 ・ 持た 38 4 ・ 持た 38 4 ・ 持た 4 系 515 日 ・ が火 が 38 6 ・ 持た 4 系 515 日 ・ が火 が 32 個 ・ 132 個 ・ 132 個	令和2年度 令和3年度 令和4年度	「共通仕様書」第2編第1章 第2節1.2.2に記載されてい るものの該当事項
	r.h. J.	中水設備・雑用水受水槽100 m²・雑用水高架水槽(重力式)高層用(PH1F~24F)3.1 m²中層用(24F~14F)2.9 m²低層用(14F~B2F)3.8 m²・ウォシュレット158 台・大便器・小便器502 台・その他(手洗い等)555 台	令和2年度	
定期点検防火設備	防火	設備 ・防火シャッター 466枚 ・防火戸SD(S) 105枚 ・防火戸SD(W) 484枚	令和2年度 令和3年度 令和4年度	
が壁の外装仕上	(敷地・構造)	建築物の外部 ・大型セラミック打ち込みPC板 約33,700㎡ ・石貼り 約1,100㎡ ・タイル貼り 約1,100㎡ ・低層部タイル貼り 約3,000㎡	令和4年度	

【別紙 4-(1)-設備概要】

受変電設備(1/5)

文 多 电	10. 一件 10. 一次	
名 称	設備内容	
1. 特高受変電設備		
(1)受電方式 	22KV-50HZ 3 回線スポットネットワーク 	
(2)高圧盤類	引込盤他	3 4 面
(3)特高機器	特別高圧絶縁スイッチギア (C-GIS)	
	三相 3 線 22KV 200A ①断路器(DS) ガス・三極単段	3 組
	24KV RC25KA 600A 以上	3組
	②交流遮断器 (CB) 真空式 24KV RC25KA 定格短絡貫流 25KA	3 台
	③接地開閉器 (ES) ガス・三極単段 24KV RC25KA 定格短絡貫流 25KA	6組
	④特別高圧変圧器(スポットネットワーク用)	0 旭
	ガス絶縁形 3,500KVA 22KV/6.6KV	3 台
(4)高圧機器	①ネットワーク計器用変圧器(NW-VT)	- 1
	モールド型 6.6KV/110V 100VA ②接地形計器用変圧器(EVT)	6 台
	モールド型 6,600/√3:190/3V 200A	2 台
	③所内変圧器 (ST・TR) 100KVA 6.6KV/210V/210V~105V	1 台
	④真空遮断器 (VCB)	2 7 台
	⑤高圧進相コンデンサー(DR 付)	16台
	⑥電力ヒューズ	8台
	⑦直列リアクトル(SR)	8台
	8高圧負荷開閉器 8 高圧・1	2台
	⑨避雷器(サージアブソーバー)	3台
	⑩保護継電器	2 4 台
	⑪真空接触器	8 台
	①自動力率調整台	1 台
(5)直流電源装置	①蓄電池	
	MSEX-100-6 54 セル 108V 100Ah ②整流装置	1組
	交流入力 三相 3 線 50HZ 200V 28A 整流器出力 浮動 120.4V 50A	
(6)監視制御装置	一式	
2.31階 高圧変電設備	— to a 4th a 2004	
(1)受電方式	三相 3 線 6.6KV 600A	
(2)盤類	受電盤他(高圧配電盤 10 面、低圧配電盤 12 面、置用盤1面)	直流電源装

受変電設備(2/5)

受変電設備(2/5)	=n. /# -+ -÷	
名 称	設備内容	
(3)高圧機器	①断路器 (DS)	
	7. 2KV 400A	2組
	②真空遮断器 (VCB)	1 7 台
	③動力用変圧器(モールド形)	
	一般系 3相 500KVA 6,600/210V	2 台
	保安系 3相 750KVA 6,600/210V	1台
	④〇A電源変圧器(モールド形)	. –
		04
	一般系 単相 200KVA 6,600/210~105V	2 台
	⑤電灯用変圧器(モールド形)	- 1
	一般系 単相 200KVA 6,600/210~105V	2 台
	保安系 単相 300KVA 6,600/210~105V	1 台
	⑥保安系防災保安変圧器(モールド形)	
	動力系 3相 750KVA 6,600/210V	1 台
	電灯(スコット) 100KVA 210/210~105V	1 台
	(プ国税局用電源変圧器(モールド形)	
	電灯 300KVA 6,600/210~105V	2 台
		2 0
	⑧接地形計器用変圧器(モールド形)	- /.
	6, 600/110V	2台
	⑨保護継電器	15台
(4)低圧機器	配線用遮断器 (MCCB)	131個
(5) 直流電源設備	①蓄電池: MSE-500 54 セル 108V 500Ah	1 台
	②整流器:三相3線 交流側 200V 25.6A	' Н
		1 4
	直流側 120V 0-50A	1台
	③蓄電池: MSE-50-12 9セル 108V 50Ah	1台
	④整流器:三相3線 交流側 200V 7.8A	
	直流側 120V 0-15A	1 台
3. 20 階 高圧変電設備		
(1)受電方式	三相 3 線 6.6KV 600A	
(2)盤類	 受電盤他(高圧配電盤 10 面、低圧配電盤 12 面、	直流電酒生
(2) 血块	置用盤1面)	巨 川电
/ a \ ÷ = W =	(DO)	
(3)高圧機器	①断路器 (DS)	
	7. 2KV 400A	2組
	②真空遮断器 (VCB)	17台
	③動力用変圧器(モールド形)	
	一般系 3相 500KVA 6,600/210V	2 台
	保安系 3相 200KVA 6,600/210V	1台
	④ O A 用変圧器 (モールド形)	' Ц
		0.4
	一般系 単相 150KVA 6,600/210~105V	2台
	単相 200KVA 6,600/210~105V	1台
	保安系 単相 150KVA 6,600/210~105V	1 台

受変電設備(3/5)

受変電設備(3/5)	1. 生 中 京	
名 称	設備内容	
	⑤電灯用変圧器(モールド形)	- 4:
	一般系 単相 200KVA 6,600/210~105V	2台
	保安系 単相 200KVA 6,600/210~105V	1 台
	⑥保安系防災保安変圧器(モールド形)	
	動力系 3相 500KVA 6,600/210V	1 台
	電灯(スコット) 75KVA 210/210~105V	1 台
	⑦接地形計器用変圧器(モールド形)	
	6, 600/110V	2 台
	8保護継電器	15台
(4)低圧機器	配線用遮断器 (MCCB)	98個
(5) 直流電源設備	①蓄電池:MSE-200×2P 54 セル×2 108V 400Ah	1 台
	②整流器:三相3線 交流側 200V 20.2A	
	直流側 120V 0-40A	1 台
	③蓄電池: MSE-50-12 9セル 108V 50Ah	1台
	④整流器:三相3線 交流側 200V 7.8A	
	直流側 120V 0-15A	1 台
 4. 12階 高圧変電設備		
(1)受電方式	三相 3 線 6.6KV 600A	
 (2)盤類	 受電盤他(高圧配電盤 10 面、低圧配電盤 12 面、	直流雷酒生
(2) 监及	置用盤1面)	旦灬电灬农
	巨角盖(固)	
│ │(3)高圧機器	①断路器 (DS)	
	7. 2KV 400A	2組
	②真空遮断器 (VCB)	17台
	③動力用変圧器(モールド形)	' / 🗅
	一般系 3相 500KVA 6,600/210V	04
		2台
	保安系 3相 200KVA 6,600/210V	1台
	④ O A 用変圧器(モールド形) ● A B H 150KVA 6 600 (210 - 105V	0.4
	一般系 単相 150KVA 6,600/210~105V	3台
	保安系 単相 200KVA 6,600/210~105V	1 台
	⑤電灯用変圧器(モールド形)	0.45
	一般系 単相 200KVA 6,600/210~105V	2台
	保安系 単相 300KVA 6,600/210~105V	1台
	⑥保安系防災保安変圧器(モールド形)	
	動力 500KVA 6, 600/210V	1台
	電灯(スコット) 75KVA 210/210~105V	1 台
	⑦接地形計器用変圧器(モールド形)	
	6, 600/110V	2 台
	8保護継電器	17台
(4)低圧機器	配線用遮断器 (MCCB)	114個

受変電設備 (4/5)

受変電設備(4/5)		
名 称	設 備 内 容	
(5)直流電源設備	①蓄電池:MSE-200×2P 54 セル×2 108V 400Ah	1台
	②整流器:三相3線 交流側 200V 20.3A	
	直流側 120V 0-40A	1台
	③蓄電池: MSE-50-12 9セル 108V 50Ah	1 台
	④整流器:三相3線 交流側 200V 5.5A	
	直流側 120V 0-10A	1台
5. B2階 高圧変電設備		
(1)受電方式	三相3線 6.6KV 600A	
	<u> </u>	
(2)盤類	受電盤他(高圧配電盤 9 面、低圧配電盤 10 面、直流	電源装置
	用盤1面)	
(3)高圧機器	①断路器 (DS)	
	7. 2KV 400A	2組
	②真空遮断器 (VCB)	15台
	③動力用変圧器(モールド形)	
	一般系 3相 750KVA 6,600/210V	2台
	保安系 3相 750KVA 6,600/210V	1台
	④電灯用変圧器(モールド形)	
	一般系 単相 200KVA 6,600/210~105V	1台
	単相 300KVA 6,600/210~105V	1台
	保安系 単相 200KVA 6,600/210~105V	1台
	⑤インフォメーションセンター用変圧器(モールド形	-
	動力 3相 500KVA 6,600/210V	1台
	電灯 単相 300KVA 6,600/210V	1台
		1 🗖
	⑥保安系防災保安変圧器(モールド形)	4 />
	動力 750KVA 6, 600/210V	1台
	電灯(スコット) 75KVA 210/210~105V	1台
	⑦接地形計器用変圧器(モールド形)	
	6, 600/110V	2台
	⑧保護継電器	15台
(4)低圧機器	配線用遮断器(MCCB) 1	5 2 個
		<u> </u>
(5)直流電源設備	①蓄電池: MSE-300 54 セル 108V 300Ah	1台
	②整流器:三相3線 交流側 200V 15.5A	
	直流側 120V 0-30A	1台
	③蓄電池: MSE-50-12 9セル 108V 50Ah	1台
	④整流器:三相3線 交流側 200V 5.4A	
	直流側 120V 0-10A	1台

受変雷設備 (5/5)

受変電設備(5/5)		1
名 称	設 備 内 容	
6. B2 階駐車場		
高圧変電設備		
(1)受電方式	三相 3 線 6.6KV 600A	
(1) 文电力式		
de la deservación del deservación de la deservac		+ -
(2)盤類	│受電盤他(高圧配電盤 5 面、低圧配電盤 4 面、直	流電源装置
	用盤1面)	
(3)高圧機器	① 断路器 (DS)	
(3) 同圧(成品)		- 40
	7. 2KV 400A	2組
	②真空遮断器 (VCB)	8 台
	③動力用変圧器(モールド形)	
	一般系 3相 500KVA 6,600/210V	1台
	· ·	' 🖯
	④電灯用変圧器(モールド形)	
	一般系 単相 300KVA 6,600/210~105V	1 台
	⑤保安系防災保安変圧器(モールド形)	
	動力 3相 150KVA 6,600/210V	1台
	電灯(スコット) 30KVA 210/210~105V	1台
	⑥接地形計器用変圧器(モールド形)	
	6, 600/110V	2 台
	⑦保護継電器	8 台
		0 1
(-) / -		/
(4)低圧機器	配線用遮断器(MCCB)	4 7 個
(5) 直流電源設備	①蓄電池: MSE-100-6 18 セル 108V 100Ah	1台
	②整流器:三相3線 交流側 200V 5.3A	
		4 /5
	直流側 120V 0-10A	1台
	③蓄電池:MSE-50-12 9セル 108V 50Ah	1 台
	④整流器:三相3線 交流側 200V 5.5A	
	直流側 120V 0-10A	1 台
	<u>巨</u> 加良 120 0 10A	' -

自家発電設備(1/1)

目家発電設備(1/1) 名 称	設 備 内 容	
1. 発電機	①形式:保護形自己空冷式三相交流発電機 ②容量:2,000KVA(三相3線 6,600V) ③台数:2台	
2. エンジン	①形式:単純開放一軸式ガスタービン ②回転数:1,500rpm ③冷却方式:自己空冷式 ④台数:2台	
3. 盤類	①発電機盤②同期盤③フィーダー盤④補機盤⑤自動始動盤⑥直流電源盤	2面面 1面面 1面面 2面面 5面
4. 燃料関係	①オイルサービスタンク (3,000l) ②地下式オイルタンク (55,000l) ③燃料ポンプ 移送ポンプ 5.5KW	2基 3基 4台
	移送パンプ 3.5KW 返送ポンプ 7.5KW	4 台
5. その他	発電機換気ファン 5.5KW×2台×2セット バルブ	40個

電力設備(1)(1/2)

電力設備(1)(1/2)	=n. /# da sia	
名称	設 備 内 容	
交流無停電電源設備		
1. 30 階系統		
(1)盤類	①高圧盤	11面
	②低圧盤	10面
(2)高圧機器	①真空遮断器 (VCB)	8 台
	②変圧器(モールド形)	
	300KVA 6, 600/210V	1 台
	200KVA 6, 600/210V	3 台
	③断路器(手動)	2 台
	4計器用変成器	2 2 台
	⑤保護継電器(整定タップ)	2 2 台
	⑥避雷器 (サージアブソーバー)	4 台
		• н
(3)CVCF設備	(1)システム:並列冗長通電方式	
(UPS装置)	②システム出力:300KVA(三相3線 200V)	
(〇月〇衣旦/	③仕様:150KVA (静止形 GBT 方式)	3 台
	③/江禄:TOKVA(評正ル)db1 万式/	З□
(4)低圧機器	(1)気中遮断器 (ACB)	2.4
(4)14.上機器		3台
	②配線用遮断器(MCCB)	13台
	③変成器	2 2 台
		_
(5)蓄電池	①種別:陰極吸収式シール形据置鉛蓄電池) .
	②形式: SNS-200Ah×180 セル×2	3 組
	MSE-200Ah×180 セル×2	
	③容量:300KVA 用	
2. 20 階系統		
(1)盤類	①高圧盤	7 面
	②低圧盤	9 面
(2)高圧機器	①真空遮断器 (VCB)	7 台
	②変圧器(モールド形)	
	100KVA 6, 600/210V	1 台
	150KVA 6, 600/210V	2台
	③断路器 (手動)	2台
	4計器用変成器	19台
	⑤保護継電器(整定タップ)	19台
	⑥ 避雷器 (サージアブソーバー)	3台
		SП
	(1)シュフェノ・光列ワミを電子子	
(3)CVCF設備	①システム:並列冗長通電方式	
(UPS装置)	②システム出力: 100KVA (三相3線 200V)	- /-
	③仕様:100KVA(静止形 GBT 方式)	2 台
	ATTACH CONTRACTOR (MACCO)	
(4)低圧機器	①配線用遮断器 (MCCB)	5台
	②変成器	20台

雷力設備(1)(2/2)

名 称			設	備	内	容		
(5)蓄電池	①種別:	陰極吸収:	式シール	ル形据	置鉛蓄	電池	$\overline{}$	
	②形式:M							2 組
	③容量:							
							ノ	

電力設備② (1/1)

電力設備(2) (1/1) 名 称	設 備 内 名	
1. 電灯・動力設備	分電盤 以	<u>→</u> 237面
1. 电对 到力改備	カ电流 OA分電盤	123面
	動力制御盤	488面
	分電盤設備(M盤)	37面
	構内配置線路分電盤	8 面
 2. 航空障害灯設備	制御盤	1 面
2. 机空降音对敌哺 		
	遠方操作パネル(防災センター)	1面
	点滅灯	3 灯
	不動灯	6灯
	自動点滅器	1 個
3. 照明制御設備	中央処理装置(MMI)	1台
	照明制御盤	24面
	制御内容 ①個別制御	2 平風
	②照明パターン制御	
	③エリアパターン制御	
	④スケジュール制御 	
4.避雷設備	①避雷針	1基
	②避雷導体 (アルミ4 t × 2 5)	1式
	200メートル	1 14
	2007 170	
5.構内配電線路	マンホール	16個
6. 外灯設備	①庭園灯	5 台
	②ベンチ用直付灯	106台
	③足下灯	5 9 台
	4)壁付灯	1 4 台
	5床埋込灯	8台
	⑥床埋込灯 (太陽電池式)	152台
	②木生込み (太陽電池式) ⑦キャノピ下部照明	13台
	⑧キャノピ上部照明	29台
	9外灯	1 2 台
7. 幹線	①ケーブルラック	3, 700m
, TI 437	②防火区画	350区画

空調設備 (1/9)

機器名称	仕 様	電 動 機	数量
チリングユニット (空冷)	形式:年間冷却型 冷却能力:345KW	圧縮機 45KW×2 送風機 0.55KW×12 クランクケースヒーター 0.15KW×2	4
冷水一次ポンプ (低層系統)	形式:渦巻型 Φ150×4, 400ℓ/min×15mAq	18. 5KW	3
冷水一次ポンプ (高層系統)	形式:渦巻型 Φ200×5,100ℓ/min×25mAq	45. OKW	3
冷水一次ポンプ (空冷チラー低層系統)	形式:渦巻型 Φ100×710ℓ/min×20mAq	5. 5KW	1
冷水一次ポンプ (空冷チラー高層系統)	形式:渦巻型 Φ100×710ℓ/min×20mAq	5. 5KW	3
冷水二次ポンプ (低層系統)	形式:渦巻型 Φ150×3,300ℓ/min×40mAq	45. OKW	4
冷水二次ポンプ (低層系統)	形式:多段渦巻型 Φ150×3,850l/min×40mAq	45. OKW	4
冷水二次ポンプ (高負荷低層系統)	形式:渦巻型 Φ50×1500/min×20mAq	2. 2KW	2
冷水二次ポンプ (高負荷低層系統)	形式:渦巻型 Φ150×1,056l/min×23mAq	11. OKW	2
温水一次ポンプ (高層系統)	形式:渦巻型 Φ150×3,000l/min×32mAq	30. OKW	3
温水一次ポンプ (床暖房系統)	形式:渦巻型 Φ80×3100/min×40mAq	2. 2KW	1
温水一次ポンプ (低層系統)	形式:渦巻型 Φ150×3, 400ℓ/min×40mAq	37. OKW	3
温水二次ポンプ (床暖房系統)	形式:渦巻型 Φ80×310ℓ/min×26mAq	5. 5KW	1
温水一次ポンプ (レストラン床暖房系統)	形式:渦巻型 Φ50×1500/min×15mAq	1. 5KW	1
温水二次ポンプ (レストラン床暖房系統)	形式:多段渦巻型 Φ80×1500/min×25mAq	2. 2KW	1
DHC還水返送ポンプ	形式:多段渦巻型 Φ50×250l/min×50mAq	5. 5KW	2

空調設備 (2/9)

機器名称	仕 様	電動機	数量
熱交換器 (冷水低層系統)	形式:プレート型(水一水) 交換熱量:1,846,000Kcal/H 材質:SUS-304		3
熱交換器 (冷水高層系統)	形式:プレート型(水一水) 交換熱量:2,134,000Kcal/H 材質:SUS-304		3
熱交換器 (温水低層系統)	形式:多管式型(蒸気-水) 交換熱量:1,428,000Kcal/H 材質:鋼製		3
熱交換器 (温水高層系統)	形式:多管式型(蒸気-水) 交換熱量:1,250,000Kcal/H 材質:鋼製		3
熱交換器 (温水床暖房系統)	形式:プレート型(水一水) 交換熱量:93,000Kcal/H 材質:SUS-316		1
熱交換器 (温水床暖房系統)	形式:プレート型(水一水) 交換熱量:46,000Kcal/H 材質:SUS-316		1
蒸気発生器(低層系統)	発生蒸気量:1,620.6kg/H	1. 1KW	1
蒸気発生器(高層系統)	発生蒸気量:1,047.0kg/H	1. 1KW	2
脱気装置	形式:膜式真空脱気装置 処理水量:2,0000/H	1. OKW	2
脱気装置	形式:膜式真空脱気装置 処理水量:1,0000/H 真空ポンプ、循環ポンプ 封水ポンプ、制御盤 その他付属品	1. 35KW	4
軟水装置	形式:イオン交換 処理水量:2,4000/H	4. 5KW	2
給水加圧ポンプユニット	形式:吐出圧力一定 1300/min×34m	1. 5KW	2

空調設備 (3/9)

機器名称	仕 様	電動機	数量
原水槽(水処理装置用)	形式:開放式(SUS・316L) 有効容量:590l		2
処理水槽 (水処理装置用)	形式:開放式(SUS・316L) 有効容量:1,7000		2
膨張水槽 (温水床暖房系統)	形式:開放式(鋼鈑製) 500×500×H500		2
膨張水槽(冷水)	形式:開放式(鋼鈑製) 1,000×1,000×H1,200		2
膨張水槽(温水)	形式:開放式(鋼鈑製) 1,000×1,000×H1,200		2
還水タンク	ステンレス製(SUS-316) 2,500×3,500×H2,000		2
フラッシュタンク	ステンレス製(SUS-444) Φ600×H1, 500		1
フラッシュタンク	ステンレス製(SUS-444) Φ400×H800		1
冷水サプライヘッダー (鋼管製)	Φ500 × L5, 700 ~ 2, 900 Φ350 × L2, 900 ~ 1, 900 Φ200 × L1, 200 Φ400 × L5, 600 ~ 5, 300		4 3 1 2
冷水リターンヘッダー (鋼管製)	Φ500×L5, 400~3, 300 Φ350×L3, 110 Φ200×L1, 950		4 1 1
温水サプライヘッダー (鋼管製)	Φ 450 × L4, 500 ~ 2, 900 Φ 400 × L3, 410		3 1
温水リターンヘッダー (鋼管製)	Φ450×L4, 575~2, 900 Φ400×L4, 000		3 1
蒸気ヘッダー(鋼管製)	Ф 350 × L3, 100 Ф 300 × L2, 040		1 1

空調設備 (4/9)

機器名称	仕 様	電動機	数量
ユニット形空調機	形式:立型 冷却能力:10,000~12,900Kcal/H エアフィルター:パネル型	給気ファン 1.5~5.5KW	8
ユニット形空調機	形式:立型 冷却能力:49,000~56,100Kcal/H エアフィルター:パネル型	給気ファン 7.5KW	4
ユニット形空調機	形式:立型 冷却能力:92, 200~108, 500Kcal/H エアフィルター:パネル型	給気ファン 11.0~18.5KW	4
ユニット形空調機	形式:レタンファン組込型 冷却能力:54,700~83,900Kcal/H 加熱能力:23,700~37,500Kcal/H 加湿:蒸気 エアフィルター:折込型	給気ファン 11.0~15.0KW 還気ファン 5.5~11.0KW	4
ユニット形空調機	形式:立型 冷却能力:126,000Kcal/H 加熱能力:52,200Kcal/H 加湿:蒸気 エアフィルター:折込型	給気ファン 7.5KW 還気ファン 3.7KW	2
ユニット形空調機	形式:立型 冷却能力:32,900~89,700Kcal/H 加熱能力:12,200~48,900Kcal/H 加湿:蒸気 エアフィルター:パネル又は折込 型	給気ファン 1.5~7.5KW	7
ユニット形空調機	形式: レタンファン組込型 冷却能力: 90, 200〜240, 000Kcal/H 加熱能力: 48, 100〜147, 600Kcal/H 加湿:蒸気 エアフィルター: 折込型	給気ファン 11.0~18.5KW 還気ファン 7.5~15.0KW	5
ユニット形空調機	形式:立型 冷却能力:236, 900Kcal/H 加熱能力:176, 400Kcal/H エアフィルター:パネル型	給気ファン 11.0KW	1
ユニット形空調機	形式:横型 冷却能力:168, 100Kcal/H 加熱能力:103, 200Kcal/H 加湿:蒸気 エアフィルター:折込型	給気ファン 18.5KW	1

空調設備 (5/9)

機器名称	仕 様	電動機	数量
薄型空調機	形式:フィルター組込立型 冷却能力:5,300~6,900Kcal/H エアフィルター:パネル型	給気ファン 0.75KW	4
薄型空調機	形式:フィルター組込立型 冷却能力:11,000Kcal/H エアフィルター:パネル型	給気ファン 2. 2KW	1
薄型空調機	形式:フィルター組込立型 冷却能力:13,000Kcal/H エアフィルター:パネル型	給気ファン 1.5KW	1
薄型空調機	形式:フィルター組込立型 冷却能力:30,300Kcal/H エアフィルター:パネル型	給気ファン 5.5KW	2
薄型空調機	形式:フィルター組込立型 冷却能力:11,600Kcal/H 加熱能力:10,440Kcal/H エアフィルター:パネル型	給気ファン 2. 2KW	2
薄型空調機	形式:フィルター組込立型 冷却能力:61,000~144,000Kcal/H 加熱能力:30,200~72,000Kcal/H エアフィルター:折込型	給気ファン 3.7~7.5KW	4
薄型空調機(天吊り) (地下2階熱源室)	形式:CH-60R 風量:3,000 ㎡/H	給気ファン 1.5KW	1
薄型空調機	形式:フィルター組込立型 冷却能力:5,800~18,400Kcal/H 加熱能力:4,100~9,100Kcal/H 加湿:蒸気 エアフィルター:パネル型	給気ファン 0.75~1.5KW	7
薄型空調機	形式:フィルター組込立型 冷却能力:6,800~19,400Kcal/H 加熱能力:4,100~11,700Kcal/H 加湿:蒸気 エアフィルター:折込型	給気ファン 1.5~2.2KW 還気ファン 0.75~1.5KW	6
薄型空調機	形式:フィルター組込立型 冷却能力:22,100~37,100Kcal/H 加熱能力:8,000~24,000Kcal/H 加湿:蒸気 エアフィルター:折込型	給気ファン 1.5~5.5KW 還気ファン 1.5~3.7KW	5 1
薄型空調機	形式:フィルター組込立型 冷却能力:40,300~68,900Kcal/H 加熱能力:18,100~44,100Kcal/H 加湿:蒸気 エアフィルター:折込型	給気ファン 3.7~11.0KW 還気ファン 1.5~7.5KW	8 3
薄型空調機	形式:フィルター組込立型 冷却能力:71,300~108,200Kcal/H 加熱能力:33,800~56,800Kcal/H 加湿:蒸気 エアフィルター:折込型	給気ファン 3.7~7.5KW 還気ファン 2.2~3.7KW	15

空調設備 (6/9)

薄型空調機 形式:床置直吹型 冷却能力:12,000Kcal/H エアフィルター:パネル型 給気ファン 0.75KW 薄型空調機 形式:床置直吹型 冷却能力:25,000Kcal/H エアフィルター:パネル型 給気ファン 1.5KW 薄型空調機 形式:床下吹出型 冷却能力:25,000Kcal/H エアフィルター:パネル型 給気ファン 1.5KW 空気清浄装置 形式:自動巻取型 アストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラス	1 1 2 5
薄型空調機 冷却能力: 25, 000Kcal/H エアフィルター: パネル型 給気ファン 1. 5KW 夢型空調機 形式: 床下吹出型 冷却能力: 25, 000Kcal/H エアフィルター: パネル型 給気ファン 1. 5KW	
薄型空調機 冷却能力: 25, 000Kcal/H 給気ファン エアフィルター: パネル型 1. 5KW	5
空気消滞装置 処理風量:300~7, 000 ㎡/H ^{0. TKW}	6
空気清浄装置 形式:自動巻取型 0.1KW 如理風量:7,500~12,000 m³/H 0.1KW	3
空気清浄装置 形式:自動巻取型 0.1KW 如理風量:16,000~28,000 m³/H	4
空気清浄装置 形式:自動巻取型 0.1KW 如理風量:48,800 m³/H	1
形式:電気集塵機 (天吊)空気清浄装置処理風量: 2, 460 m²/H0. 3KW960 m²/H0. 03KW	1 4 7
パッケージ形空調機形式:天吊型(室内機)圧縮機1.1KW(空冷)冷房能力:3.6KW送風機 屋内 0.06KW屋外 0.09KW	2
パッケージ形空調機形式:床置型送風機(空冷)冷房能力:14.0KW屋内 0.4~0.75KW屋外0.2KW	3
パッケージ形空調機形式:床置型送風機(空冷)冷房能力:28.0KW屋内1.5KW屋外 0.2+0.14KW	3
パッケージ形空調機	1
マルチパッケージ形 空調機 (室外機)冷房能力:56.0KW 暖房能力:63.0KW圧縮機 送風機 0.14×2+0.2×2KW	2
マルチパッケージ形 空調機 (室内機) 形式: 天井カセット型 冷房能力: 3.6~5.6KW 送風機 0.015~0.1KW 暖房能力: 4.0~6.3KW	8
マルチパッケージ形 冷房能力: 28. OKW 圧縮機 3. 5+3. 75KW	1

空調設備 (7/9)

機器名称	仕 様	電動機	数量
マルチパッケージ形 空調機(室内機)	形式:天井カセット型 冷房能力:4.5KW 暖房能力:5.0KW	送風機 0.02~0.05KW	1 0
マルチパッケージ形 空調機(室外機)	冷房能力: 14. 0KW 暖房能力: 16. 0KW	圧縮機3.5KW送風機0.16KW	2
マルチパッケージ形 空調機(室内機)	形式:天井カセット型 冷房能力:7.1KW 暖房能力:8.0KW	送風機 0.1KW	2
マルチパッケージ形 空調機(室外機)	冷房能力: 28. OKW	圧縮機 3.5+3.75KW 送風機 0.2+0.14KW	3
マルチパッケージ形 空調機(室内機)	形式:室内床置型 冷房能力:14.0KW	送風機 0.75KW	6
マルチパッケージ形 空調機(室外機)	冷房能力: 11. 2KW 暖房能力: 12. 5KW	圧縮機2.9KW送風機0.14KW	1
マルチパッケージ形 空調機(室内機)	形式:天井隠蔽型 冷房能力:2.5KW 暖房能力:2.5KW	送風機 0.05W	1
送風機	形式:片吸込多翼型(床置) #5:32,600~15,000 ㎡/H	7. 5~3. 7KW	5
送風機	形式:片吸込多翼型(床置) #41/2:18,200 ㎡/H	5. 5~3. 7KW	2
送風機	形式:片吸込多翼型(床置) #4:15,800~8,700 ㎡/H	11.0~3.7KW	5
送風機 (消音ボックス付)	形式:片吸込多翼型(天吊) #31/2:10,600 ㎡/H	7. 5KW	1
送風機 (消音ボックス付)	形式:片吸込多翼型(天吊) #3:7,700~4,400 ㎡/H	5. 5∼1. 5KW	4
送風機	形式:片吸込多翼型(床置) #21/2:7,000~3,600 ㎡/H	3. 7∼1. 5KW	8
送風機 (消音ボックス付)	形式:片吸込多翼型(天吊) #21/2:4,500~3,000 ㎡/H	3. 7∼1. 5KW	1 3
送風機	形式:片吸込多翼型(床置) #2:2,700 m³/H	3. 7∼0. 75KW	6
送風機	形式:片吸込多翼型(天吊) #2:1,800~1,600 ㎡/H	0. 4KW	3
送風機 (消音ボックス付)	形式:片吸込多翼型(天吊) #2:3,000~1,900 ㎡/H	1.5∼0.75KW	9
送風機	形式:片吸込多翼型(天吊) #11/2:1,300~1,000 ㎡/H	0. 75~0. 4KW	5

空調設備 (8/9)

空調設備(8/9) 機器名称	仕 様	電動機	数量
送風機	形式:片吸込多翼型(天吊) #11/4:550 ㎡/H	0. 2KW	1
送風機	形式:斜流型(天吊) 3,000~1,100 ㎡/H	0. 4~0. 27KW	1 1 5
送風機 (消音ボックス付)	形式:片吸込多翼型(天吊) #1 1/2:3,300~1,200 ㎡/H	2. 2~0. 4KW	1 4
送風機	形式:片吸込多翼型(床置) #1 1/2:1,900 ㎡/H	2. 2~0. 75KW	2
送風機 (消音ボックス付)	形式:片吸込多翼型(床置) #1 1/2:1,200 ㎡/H	0. 4KW	1
送風機	形式:片吸込多翼型(床置) #1 1/4:1,900 ㎡/H	1.5KW	1
送風機	形式:片吸込多翼型(床置) #1 1,200 ㎡/H	1.5KW	2
送風機 (消音ボックス付)	形式:片吸込多翼型(天吊り) #1 1,300~500 ㎡/H	1. 5∼0. 4KW	18
送風機 (消音ボックス付)	形式:斜流型(天吊) 9,000~3,000 ㎡/H	2. 2~0. 28KW	1 4
送風機 (消音ボックス付)	形式:斜流型(天吊) 1,800~100 ㎡/H	0. 4~0. 08KW	3 9 5
送風機 (専用ノズル付)	形式:高静圧誘引用(天吊) 3,600~1,350 ㎡/H	3. 7∼1. 5KW	2 4
送風機	形式:軸流型(床置) #16:93,000 ㎡/H	18. 5KW	2
送風機	形式:軸流型(床置) #11:65,000~60,000 ㎡/H	22. 0~15. OKW	6
ファンコイルユニット (床置型)	形式: 隠ぺい型 FCU-8		5
ファンコイルユニット (天吊型)	形式:隠ぺい型 FCU-4 FCU-6 FCU-8		5 8 4 1 5 2
ファンコイルユニット (カセット型)	形式: 2方向 FCU-6 FCU-8		5 2 1 7
ファンコイルユニット (ローボーイ型)	形式:隠ぺい型 FCU-3 FCU-8		8 5 6 4

空調設備 (9/9)

機器名称	仕 様	電動機	数量
ルームエアコン	形式:天吊型 冷房能力:3.2~2.2KW 暖房能力:4.5~2.4KW	圧縮機 1.1~0.95KW 送風機 室外 0.019~0.015KW 室内 0.021~0.012KW	3
電気ヒーター	形式:パネル型(鋼板製)	0. 2KW	8 9
全熱交換ユニット	形式:静止型(給排気ファン付) 処理風量:500 ㎡/H	0. 22KW	2
地下式オイルタンク設備等	地下式オイルタンク (55,000l) オイルサービスタンク (3,000l)		3 2

衛生設備 (1/4)

機器名称	社 様	数量
上水受水槽	ステンレス鋼版製パネルタンク 5,500×4,000×H3,000(2槽式)	1
中水受水槽	コンクリート製(地下式) 有効容量 100 ㎡ (40 ㎡+40 ㎡+20 ㎡)	1
上水高置水槽 (低層系統) 14F-1	ステンレス鋼版製パネルタンク 2,000×2,000×H1,000(2槽式) 有効容量 2.5 ㎡	1
上水高置水槽 (中層系統) 24F-1	ステンレス鋼版製パネルタンク 2,000×1,000×H1,500(2槽式) 有効容量 1.9 ㎡	1
上水高置水槽 (高層系統) PH1F-1	ステンレス鋼版製パネルタンク 2,000×2,000×H1,500(2槽式) 有効容量 3.6 m ³	1
中水高置水槽 (低層系統) 14F-1	ステンレス鋼版製パネルタンク 2,000×2,000×H1,500(2槽式) 有効容量 3.8 ㎡	1
中水高置水槽 (中層系統) 24F-1	ステンレス鋼版製パネルタンク 2,000×1,000×H2,000(2槽式) 有効容量 2.9 ㎡	1
中水高置水槽 (高層系統) PH1F-1	ステンレス鋼版製パネルタンク 2,000×2,000×H1,500(2槽式) 有効容量 3.1 ㎡	1
貯湯槽 (低層系統) 12F-1・2	立型 (SUS-444) 有効容量:1,0000 蒸気消費量:115Kg/H	2
貯湯槽 (中層系統) 20F-1・2	立型 (SUS-444) 有効容量:8000 蒸気消費量:85Kg/H	2
貯湯槽 (高層系統) 31F-1・2	立型 (SUS-444) 有効容量:9000 蒸気消費量:95Kg/H	2
貯湯槽 (B2F~2F 系統) B2F-1・2	立型 (SUS-444) 有効容量:8000 蒸気消費量:85Kg/H	2
貯湯槽 (30F~PH2F 系統) PH1F-1	立型 (SUS-444) 有効容量:3000 蒸気消費量:35Kg/H	1
給湯用補給水槽 (低層系) 14F (中層系) 23F (高層系) PH1F	鋼板製 有効容量 1,0000×1台 鋼板製 有効容量 8000×1台 鋼板製 有効容量 9000×1台	3

衛生設備 (2/4)

機器名称	仕 様	電動機	数量
電気湯沸器	形式:壁掛貯湯式 貯湯量:450	電熱容量 3.0KW	9 8
	形式:壁掛貯湯式	電熱容量	
電気湯沸器	貯湯量:200	3. OKW	3
	形式:台下収納型貯湯式		
電気湯沸器	貯湯量:100	1. 5KW	6
電气温油型	形式:台下収納型貯湯式	電熱容量	3
電気湯沸器	貯湯量:200	3. OKW	3
電気湯沸器	形式:台下収納型貯湯式	電熱容量	1
	貯湯量:120	1. 5KW	<u>'</u>
上水揚水ポンプ	形式:多段渦巻型	5. 5KW	2
(低層系統)	50 Φ × 1002/min × 89m		
上水揚水ポンプ	形式:多段渦巻型	7.5KW	2
<u>(</u> 中層系統) 上水揚水ポンプ	50 Φ × 80 2/min × 132m		
エバ栃水ホンフ (高層系統)	形式:多段渦巻型 50Φ×1200/min×179m	11. OKW	2
<u> </u>	形式:多段渦巻型		
(低層系統)	50Φ×140ℓ/min×91m	5. 5KW	2
中水揚水ポンプ	形式:多段渦巻型		
(中層系統)	$50 \oplus \times 40 \oplus \times 120 $ /min × 133m	7. 5KW	2
中水揚水ポンプ	形式:多段渦巻型		
(高層系統)	$50 \Phi \times 40 \Phi \times 120 \ell / min \times 180 m$	11. OKW	2
上水小型給水ポンプ	·		
ユニット	形式:周波数制御方式 80Φ×50Φ×540l/min×50m	5. 5KW × 2	1
(B2F~2F 系統)	80Ψ × 50Ψ × 540k/III111 × 50III		
上水小型給水ポンプ	 形式:周波数制御方式		
ユニット	65 Φ × 40 Φ × 150 l/min × 27m	2. 2KW × 2	1
(30F~PH2F 系統)	00 \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$		
中水小型給水ポンプ	形式:周波数制御方式		
ユニット	$100 \oplus \times 65 \oplus \times 680 \ell / \text{min} \times 56 \text{m}$	7. 5KW × 2	1
(B2F~2F 系統)	,		
中水小型給水ポンプ	形式:周波数制御方式	1 FI/W O	_
ユニット (30F~PH2F 系統)	$65 \oplus \times 40 \oplus \times 190 $ 2/min $\times 20$ m	1. 5KW × 2	1
中水小型給水ポンプ			
エニット	32Φ×52Φ×62L/min×50m	2. 2KW	1
	形式:ライン型(ステンレス製)		
給湯循環ポンプ	25 Φ × 20 ~ 35ℓ/min × 5m	0. 15KW	1 0
	形式:汚水汚物用水中ポンプ		
汚水排水ポンプ	80 Φ × 200 ℓ/min × 24m	5. 5KW	4
	80Φ × 200ℓ/min × 28m	7. 5KW	2
フロザン・プー・・・	形式:自動式	1 EVW	_
ろ過ポンプユニット	吐出量: 0.2 m³/min×15m	1.5KW	1
給湯用密閉型隔膜式	全容量 3000		1
膨張タンク (B2F)	土台里(300%)		
給湯用密閉型隔膜式	全容量 670		1
膨張タンク(PH1F)	工 丁 里 01 % 		'

衛生設備 (3/4)

機器名称	仕 様	電動機	数量
ガス瞬間湯沸器	F E 能力 2 4 号	电 到 版	双里
(1F:職員食堂、レストラン)	13A 11,000Kcal/N m ³		6
ガス瞬間湯沸器	F E 能力 1 6 号		
(2F: そば店)	13A 11,000Kcal/N m ³		1
湧水ポンプ	50 Φ × 100 ℓ/m i n × 24m	3. 7KW	2 0
汚水ポンプ	80 Φ × 2002/min × 24m	5. 5KW	4
汚水ポンプ	80 Φ × 200ℓ/min × 28m	7. 5KW	2
排水貯留槽排水ポンプ	80 Φ × 300ℓ/min × 24m	5. 5KW	2
機器排水ポンプ	50Φ×100ℓ/min×24m	3. 7KW	2
排水処理槽移送ポンプ	50Φ×100ℓ/min×16m	2. 2KW	2
厨房排水移送ポンプ	80Ф×250l/min×16m	3. 7KW	2
雨水ポンプ	50Φ × 450ℓ/min × 24m	5. 5KW	2
雨水貯留槽排水ポンプ	100Φ × 1, 700ℓ/min × 24m	15. OKW	4
雨水処理槽移送ポンプ	50Φ × 250ℓ/min × 16m	2. 2KW	2
池給水ポンプ	32Φ × 100ℓ/min × 25m	1. 5KW	2
湧水ポンプ	50Φ×160ℓ/min×18m	2. 2KW	1 0
雨水ポンプ	50Φ × 500/min × 17m	1.5KW	2
汚水ポンプ	80Ф×200l/min×23m	5. 5KW	2
汚水ポンプ	50Φ × 80ℓ/min × 17m	2. 2KW	4
雨水移送ポンプ	125Φ × 1,500ℓ/min × 10m	5. 5KW	2
雨水ポンプ	65Φ × 370ℓ/min × 18m	3. 7KW	2
排水貯留槽ポンプ	80Ф×200l/min×16m	3. 7KW	2
衛生器具	大便器 身便器 小漁器 時間器 一次 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		293 29 188 287 30 63 130 104 2 12 3 287 30 161
排水処理槽	コンクリート製 (地下式) ばっ気槽、膜分離槽共		8
雨水処理槽	はつ X 情、 展 万 解 信 共 コンクリート製 (地下式) 、2 槽式 有効容量: 32 ㎡		1
雨水貯留槽	有効谷里: 32 m コンクリート製(地下式)、13 槽式 有効容量: 405 m ³		1
, 汚水槽	コンクリート製(地下式)		4
雑排水槽	受水槽室、厨房排水槽、		4
	地下駐車場2箇所		
排水貯留槽	有効容量: 174.5 m³、5 槽式		1
うがい器ユニット設備	うがい器:5ℓ		5 1

噴水設備 (1/1)

機器名称	仕 様	電動機	数量
噴水用ポンプ	形式:片吸込渦巻型 ◆150×◆125×2,900ℓ/min×9m	7. 5KW	4
給水用ポンプ	形式:片吸込渦巻型 Φ40×Φ32×1000/min×11m	0. 75KW	1
ろ過用ポンプ	形式:自吸タービン Φ50×3200/min×21.5m	2. 2KW	1
池排水用ポンプ	形式:雑排水用水中ポンプ Φ50×1500/min×6.5m	0. 4KW	1
全自動砂ろ過機	処理能力:20 ㎡/H ろ過面積:0. 45 ㎡		1
滅菌機		0. 1KW	1
ノズル	空気吸引型: Φ26×14		1 4 4
ノズルヘッダー	Ф150×L500 (SUB)		4
受水槽	形式:FRPパネル型 2.0m×4.0m×H2.0m		1
動力制御盤			一式
霧用高圧ポンプ	Φ20×18.50/min×700mH	3. 7KW	5
加圧ポンプ	Φ40×1300/min×10mH	1.5KW	1
霧ノズル	平均粒径 17 ミクロン 水量:120ml/min 材質:SUS		6 2 4
霧用制御盤	1,200W×400D×H1,750 屋内自立盤		1

灌水設備(1/1)

名 称	設 備 内 容	
灌水設備	①散水制御盤	14面
	②雨量センサー	1 1 台
	③灌水ホース Φ21	1 式
	④電磁弁	15個
雨水移送ポンプ	雑排水用水中ポンプ Φ125×1,500l/min×10m 5.5kW	2 台
雨水沈砂槽		1 槽

監視制御設備(1/3)

監視制御設備(1/3) 名 称	設 備 内 容	
□ 1	び 媚 内 谷 ①ファイルサーバーユニット (FSU)	2 台
电刀成端 (B2F:中央監視室)	主記憶容量:1GB	2 0
(日27) 中天血抗主/		
		04
	②電力設備中央監視主装置(E-CPU)	2 台
	ヒューマンマシンコントロールユニット (HMU)	
	主記憶容量:1GB	- 4
	③カラーLCD (LCD)	2 台
	LCD サイズ: 19 型	
	形式:グラフィック液晶 1,677 万色	
	④雑印字装置 (MGP) メッセージプリンター	2台
	印字方式:ドットインパクトマトリック方式	
	⑤作表用印字装置(LGP)	
	印字方式:ページプリンター 一体型(LGP/HC	CP)
	⑥ハードコピー (HCP)	1台
	印字方式:ページプリンター 」	
	⑦グラフィックパネル(GP)	1台
	表示素子:1灯2色 LED	
	表示回路数:256回路	
	⑧BA用ルータ (BRU)	1台
	処理装置:インテル Core2Duo プロセッサ(3. 16GHz)	
	⑨無停電電源装置 (CVCF)	3 台
	容量:10KVA×3台	
	入力: 3相 200V 出力: 100V	
	⑩パネルコントロールユニット (PCU)	1台
	⑪Butics プロセッサ (BPE)	1台
	①カラーLCD (LCD)	_ 1 台
	LCD サイズ: 19 型 (BMS)	
	形式:グラフィック液晶 1,677 万色	
	③ビルマネージメントシステム (BMS)	1台
	主記憶容量:1GB	
 (各階高圧電気室)	①高圧電気室内(CVCF)	
(古阳同江电义王)	B 2 F 高圧電気室 6KVA×1式	
	B2F 同任电戏至 OKVA A T式 B2F 駐車場 6KVA × 1式	
	1 2 F 高圧電気室 6KVA×1式	
	2 O F 高圧電気室 6KVA×1式	
	31F高圧電気室 6KVA×1式	
		10/
	②インターフェースユニット(I/F)	12台
	B 2 F 高圧電気室: 3 台	
	B 2 F 駐車場: 2 台	
	12F高圧電気室:2台	
	20F高圧電気室:2台	
	3 1 F高圧電気室: 3 台	

名 設備内容 ③リモートステーション(RS) 19台 構成:分散型システム 管理点数:320点(最大/1台) 特高電気室:2台 B2F高圧電気室:2台 発電機室:1台 12F高圧電気室:4台 30FUPS室:1台 31F高圧電気室:4台 30FUPS室:1台 31F高圧電気室:4台 (1F:防災センター) ①電力設備中央監視主装置(E-CPU) 1台 上の中S室:1台 1台 10電力設備中央監視主装置(E-CPU) 1台 上のサンマンシンインターフェースユニット(HMU) 主記憶容量:10B ②カラーLCD(LCD) 1台 上のサイズ:19型 形式:グラフィック液晶1,677万色 ③雑印字装置(PR) 1台 印字方式:ドットインパクトマトリック方式 4のパネルコントロールユニット(PCU) 1台 処理装置:32ピット 上D制御方式 (⑤Bticsプロセッサ(BPE) 1台 (⑥アナンシェータ(ANN) 1台 表示素子:1灯1色LED×3 フリモートステーション(RS) 1台 (⑥アナンシェータ(RS) 1台 (⑥アナンシェータ(RS) 1台 (⑥田原文子公 管理点数:320点(最大/1台) 3台 (⑧無停電電源装置(CVCF) 3台 次数型システム 管理点数:320点(最大/1台) 3台 (別株のより、2日 1台 (日東方式:ページブリンター -体型 1台
構成:分散型システム 管理点数:320点(最大/1台)特高電気室:2台 B2F高圧電気室:2台 発電機室:1台 駐車場電気室:4台 20F高圧電気室:4台 30FUPS室:1台 31F高圧電気室:4台 30FUPS室:1台 31F高圧電気室:4台 (1F:防災センター) 1台 ヒューマンマシンインターフェースユニット(HMU)主記憶容量:1GB ②カラーLCD(LCD) 1台 LCD サイズ:19型 形式:グラフィック液晶1,677万色 ③雑印字装置(PR) 1台 印字方式:ドットインパクトマトリック方式 ④パネルコントロールユニット(PCU) 1台 処理装置:32ビット LED制御方式 ⑤Butics プロセッサ(BPE) 1台 ⑥アナンシェータ(ANN) 1台 表示素子:1灯1色LED×3 ⑦リモートステーション(RS) 1台 構成:分散型システム 管理点数:320点(最大/1台) 多無停電電源装置(CVCF)容量:10KVA×3台 入力:3相200V 出力:100V ②操作用印字装置(LGP)
特高電気室: 2台 B 2 F高圧電気室: 2台 発電機室: 1台 駐車場電気室: 1台 1 2 F高圧電気室: 4台 2 0 F高圧電気室: 4台 3 0 F U P S 室: 1台 3 1 F高圧電気室: 4台 (1下: 防災センター) ①電力設備中央監視主装置(E-CPU) 1台 ヒューマンマシンインターフェースユニット(HMU) 主記憶容量: 1GB ②カラーLCD(LCD) 1台 LCD サイズ: 19型 形式: グラフィック液晶 1,677 万色 ③雑印字装置(PR) 1台 印字方式: ドットインパクトマトリック方式 ④パネルコントロールユニット(PCU) 1台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ(BPE) 1台 ⑥アナンシェータ(ANN) 1台 表示素子: 1灯1色 LED×3 ⑦リモートステーション(RS) 1台 (8)無停電電源装置(CVCF) 容量点数: 320点(最大/1台) ⑧無停電電源装置(CVCF) 容量:10KVA×3台 入力: 3相 200V 出力: 100V ⑨操作用印字装置(LGP)
B 2 F 高圧電気室: 2 台 発電機室: 1 台 駐車場電気室: 4 台 2 O F 高圧電気室: 4 台 3 O F U P S 室: 1 台 3 1 F 高圧電気室: 4 台 (1 F: 防災センター) 1 台 ヒューマンマシンインターフェースユニット (HMU) 主記憶容量: 1 GB ②カラーLCD (LCD) 1 台 LCD サイズ: 19 型 形式: グラフィック液晶 1,677 万色 ③雑印字装置 (PR) 1 台 印字方式: ドットインパクトマトリック方式 ④パネルコントロールユニット (PCU) 1 台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ (BPE) 1 台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ (BPE) 1 台 億アナンシェータ (ANN) 1 台 表示素子: 1 灯1 色 LED × 3 ⑦リモートステーション (RS) 1 台 構成: 分散型システム 管理点数: 320 点 (最大/1台) ⑧無停電電源装置 (CVCF) 容量: 10KVA×3 台 入力: 3 相 200V 出力: 100V ⑨操作用印字装置 (LGP)
発電機室: 1台 駐車場電気室: 1台 1 2 F高圧電気室: 4台 2 O F高圧電気室: 4台 3 O F U P S 室: 1台 3 1 F高圧電気室: 4台 3 1 F高圧電気室: 4台 3 1 F高圧電気室: 4台 (1 F: 防災センター) 1 台 ヒューマンマシンインターフェースユニット (HMU) 主記憶容量: 1GB ②カラーLCD (LCD) 1 台 LCD サイズ: 19型 形式: グラフィック液晶 1,677 万色 ③雑印字装置 (PR) 1台 印字方式: ドットインパクトマトリック方式 ④パネルコントロールユニット (PCU) 1台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ (BPE) 1台 ⑥アナンシェータ (ANN) 1台 表示素子: 1灯1 色 LED × 3 (アリモートステーション (RS) 1台 構成: 分散型システム 管理点数: 320点(最大/1台) の容量: 10KV4×3台 入力: 3 相 200V 出力: 100V ②操作用印字装置 (LGP)
駐車場電気室: 1台 12F高圧電気室: 4台 20F高圧電気室: 4台 30FUPS室: 1台 31F高圧電気室: 4台 (1電力設備中央監視主装置 (E-CPU) 1台 セューマンマシンインターフェースユニット (HMU) 主記憶容量: 1GB ②カラーLCD (LCD) 1台 LCD サイズ: 19型 形式: グラフィック液晶 1,677 万色 ③雑印字装置 (PR) 1台 印字方式: ドットインパクトマトリック方式 ④パネルコントロールユニット (PCU) 1台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ (BPE) 1台 表示素子: 1灯1色 LED × 3 プリモートステーション (RS) 1台 構成: 分散型システム 管理点数: 320点(最大/1台) 8無停電電源装置 (CVCF) 3台 容量: 10KVA×3台 入力: 3相 200V 出力: 100V ③操作用印字装置 (LGP)
1 2 F高圧電気室: 4台 2 O F高圧電気室: 4台 3 O F U P S 室: 1台 3 1 F高圧電気室: 4台 (1 下: 防災センター) ①電力設備中央監視主装置 (E-CPU) 主記憶容量: 1GB ②カラーLCD (LCD) 上CD サイズ: 19 型 形式: グラフィック液晶 1,677 万色 ③雑印字装置 (PR) 1台 印字方式: ドットインパクトマトリック方式 ④パネルコントロールユニット (PCU) 1台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ (BPE) 1台 表示素子: 1灯1色 LED×3 ⑦リモートステーション (RS) 構成: 分散型システム 管理点数: 320 点 (最大/1台) ⑧無停電電源装置 (CVCF) 容量: 10KVA×3台 入力: 3相 200V 出力: 100V ⑨操作用印字装置 (LGP)
2 O F 高圧電気室: 4 台 3 O F U P S 室: 1 台 3 1 F 高圧電気室: 4 台 (1 F: 防災センター) ①電力設備中央監視主装置 (E-CPU) 主記憶容量: 1 GB ②カラーLCD (LCD) 主記憶容量: 1 GB ②カラーLCD (LCD) 1 台 LCD サイズ: 19 型 形式: グラフィック液晶 1,677 万色 ③雑印字装置 (PR) 1 台 印字方式: ドットインパクトマトリック方式 ④パネルコントロールユニット (PCU) 1 台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ (BPE) 1 台 表示素子: 1 灯 1 色 LED × 3 ⑦リモートステーション (RS) 構成: 分散型システム 管理点数: 320 点 (最大/1台) ⑧無停電電源装置 (CVCF) 容量: 10KVA×3 台 入力: 3 相 200V 出力: 100V ⑨操作用印字装置 (LGP)
3 0 F U P S 室: 1台 3 1 F 高圧電気室: 4台 (1 F: 防災センター) ①電力設備中央監視主装置 (E-CPU) 1台 ヒューマンマシンインターフェースユニット (HMU) 主記憶容量: 16B ②カラーLCD (LCD) 1台 LCD サイズ: 19 型 形式: グラフィック液晶 1,677 万色 ③雑印字装置 (PR) 1台 印字方式: ドットインパクトマトリック方式 ④パネルコントロールユニット (PCU) 1台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ (BPE) 1台 ⑥アナンシェータ (ANN) 1台 表示素子: 1灯1色 LED×3 ②リモートステーション (RS) 1台 構成:分散型システム 管理点数: 320点(最大/1台) ⑧無停電電源装置 (CVCF) 容量: 10KVA×3台 入力: 3相 200V 出力: 100V
(1F:防災センター) ①電力設備中央監視主装置(E-CPU) 1台 ヒューマンマシンインターフェースユニット(HMU) 主記憶容量:1GB ②カラーLCD (LCD) 1台 LCD サイズ:19型 形式:グラフィック液晶1,677万色 ③雑印字装置 (PR) 1台 印字方式:ドットインパクトマトリック方式 ④パネルコントロールユニット (PCU) 1台 処理装置:32ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ (BPE) 1台 ・ 表示素子:1灯1色 LED×3 ・ プリモートステーション (RS) 1台 構成:分散型システム 管理点数:320点(最大/1台) ・ 審集・10KVA×3台 ・ 入力:3相200V 出力:100V ・ ③操作用印字装置 (LGP)
ヒューマンマシンインターフェースユニット (HMU) 主記憶容量: 1GB1 台 LCD サイズ: 19 型 形式: グラフィック液晶 1, 677 万色1 台 田字方式: ドットインパクトマトリック方式③雑印字装置 (PR) 印字方式: ドットインパクトマトリック方式1 台 和ペルコントロールユニット (PCU) 1 台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式1 台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式⑤Butics プロセッサ (BPE) 意示素子: 1 灯 1 色 LED × 3 プリモートステーション (RS) 構成: 分散型システム 構成: 分散型システム 管理点数: 320 点 (最大/ 1 台) 審量: 10KVA×3台 入力: 3 相 200V 、3 相 200V 、4 日 、5 日 、6 日 、6 日 、7 日 、7 日 、6 日 、7 日 、7 日 、8 日 、9 操作用印字装置 (LGP)
ヒューマンマシンインターフェースユニット (HMU) 主記憶容量: 1GB1 台 LCD サイズ: 19 型 形式: グラフィック液晶 1, 677 万色1 台 田字方式: ドットインパクトマトリック方式③雑印字装置 (PR) 印字方式: ドットインパクトマトリック方式1 台 和ペルコントロールユニット (PCU) 1 台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式1 台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式⑤Butics プロセッサ (BPE) 意示素子: 1 灯 1 色 LED × 3 プリモートステーション (RS) 構成: 分散型システム 構成: 分散型システム 管理点数: 320 点 (最大/ 1 台) 審量: 10KVA×3台 入力: 3 相 200V 、3 相 200V 、4 日 、5 日 、6 日 、6 日 、7 日 、7 日 、6 日 、7 日 、7 日 、8 日 、9 操作用印字装置 (LGP)
主記憶容量: 1GB ②カラーLCD (LCD) 1台 LCD サイズ: 19型 形式:グラフィック液晶 1,677 万色 ③雑印字装置 (PR) 1台 印字方式:ドットインパクトマトリック方式 ④パネルコントロールユニット (PCU) 1台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ (BPE) 1台 ⑥アナンシェータ (ANN) 1台 表示素子: 1灯1色 LED×3 ⑦リモートステーション (RS) 1台 構成:分散型システム 管理点数: 320点(最大∕1台) ⑧無停電電源装置 (CVCF) 3台 容量: 10KVA×3台 入力: 3相 200V 出力: 100V ⑨操作用印字装置 (LGP)
②カラーLCD (LCD)1台LCD サイズ: 19 型形式: グラフィック液晶 1,677 万色③雑印字装置 (PR)1台印字方式: ドットインパクトマトリック方式4パネルコントロールユニット (PCU)1台処理装置: 32 ビット LED 制御方式1台⑤Butics プロセッサ (BPE)1台⑥アナンシェータ (ANN) 表示素子: 1灯1色 LED × 31台⑦リモートステーション (RS) 構成: 分散型システム 管理点数: 320点(最大/1台)1台⑧無停電電源装置 (CVCF) 容量: 10KVA×3台 入力: 3相 200V 9操作用印字装置 (LGP)3台
LCD サイズ: 19 型 形式: グラフィック液晶 1,677 万色 ③雑印字装置 (PR) 1台 印字方式: ドットインパクトマトリック方式 ④パネルコントロールユニット (PCU) 1台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ (BPE) 1台 ⑥アナンシェータ (ANN) 1台 表示素子: 1灯1色 LED×3 ⑦リモートステーション (RS) 1台 構成: 分散型システム 管理点数: 320点(最大/1台) ⑧無停電電源装置 (CVCF) 3台 容量: 10KVA×3台 入力: 3相 200V 出力: 100V ⑨操作用印字装置 (LGP)
形式: グラフィック液晶 1, 677 万色 (3雑印字装置 (PR) 1台 印字方式: ドットインパクトマトリック方式 (4パネルコントロールユニット (PCU) 1台 処理装置: 32 ビット LED 制御方式 (5Butics プロセッサ (BPE) 1台 (6アナンシェータ (ANN) 1台 表示素子: 1灯1色 LED×3 (7リモートステーション (RS) 1台 構成: 分散型システム 管理点数: 320点(最大/1台) (8無停電電源装置 (CVCF) 3台 容量: 10KVA×3台 入力: 3相 200V 出力: 100V (9操作用印字装置 (LGP)
 ③雑印字装置(PR) 1台 印字方式:ドットインパクトマトリック方式 ④パネルコントロールユニット(PCU) 1台 処理装置:32 ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ(BPE) 1台 ⑥アナンシェータ(ANN) 1台 表示素子:1灯1色 LED×3 ⑦リモートステーション(RS) 1台 構成:分散型システム 管理点数:320点(最大/1台) ⑧無停電電源装置(CVCF) 3台 容量:10KVA×3台 入力:3相 200V 出力:100V ⑨操作用印字装置(LGP)
印字方式:ドットインパクトマトリック方式 ④パネルコントロールユニット (PCU) 1台 処理装置:32 ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ (BPE) 1台 ⑥アナンシェータ (ANN) 1台 表示素子:1灯1色 LED×3 ⑦リモートステーション (RS) 1台 構成:分散型システム 管理点数:320点(最大/1台) ⑧無停電電源装置 (CVCF) 3台 容量:10KVA×3台 入力:3相 200V 出力:100V ⑨操作用印字装置 (LGP)
 ④パネルコントロールユニット (PCU) 1台 処理装置:32 ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ (BPE) 1台 高アナンシェータ (ANN) 1台 表示素子:1灯1色 LED×3 ⑦リモートステーション (RS) 1台 構成:分散型システム 管理点数:320点(最大/1台) 8無停電電源装置 (CVCF) 3台 容量:10KVA×3台 入力:3相 200V 出力:100V ⑨操作用印字装置 (LGP)
 処理装置:32 ビット LED 制御方式 ⑤Butics プロセッサ (BPE) 1台 ⑥アナンシェータ (ANN) 1台 表示素子:1灯1色 LED×3 ⑦リモートステーション (RS) 1台 構成:分散型システム 管理点数:320点(最大/1台) ⑧無停電電源装置 (CVCF) 3台 容量:10KVA×3台 入力:3相 200V 出力:100V ⑨操作用印字装置 (LGP)
LED 制御方式 (⑤Butics プロセッサ (BPE) 1台 (⑥アナンシェータ (ANN) 1台 表示素子: 1灯1色 LED×3 (⑦リモートステーション (RS) 1台 構成:分散型システム 管理点数:320点(最大/1台) (⑥無停電電源装置 (CVCF) 3台 容量:10KVA×3台 入力:3相 200V 出力:100V (⑨操作用印字装置 (LGP)
 ⑤Butics プロセッサ (BPE) 1台 ⑥アナンシェータ (ANN) 1台 表示素子: 1灯1色 LED×3 ⑦リモートステーション (RS) 1台 構成:分散型システム 管理点数:320点(最大/1台) ⑧無停電電源装置 (CVCF) 3台 容量:10KVA×3台 入力:3相200V 出力:100V ⑨操作用印字装置 (LGP)
 ⑥アナンシェータ (ANN) 1台表示素子: 1灯1色 LED×3 ⑦リモートステーション (RS) 1台構成: 分散型システム 管理点数: 320点(最大/1台) ⑧無停電電源装置 (CVCF) 3台容量: 10KVA×3台入力: 3相 200V 出力: 100V ⑨操作用印字装置 (LGP)
表示素子: 1灯1色 LED×3 (プリモートステーション(RS) 1台構成:分散型システム 管理点数:320点(最大/1台) (⑧無停電電源装置(CVCF) 3台容量:10KVA×3台入力:3相 200V 出力:100V (⑨操作用印字装置(LGP)
⑦リモートステーション (RS)1台構成:分散型システム 管理点数:320点(最大/1台)⑧無停電電源装置 (CVCF)3台容量:10KVA×3台入力:3相 200V 出力:100V⑨操作用印字装置 (LGP)
構成:分散型システム 管理点数:320点(最大/1台) ⑧無停電電源装置(CVCF) 3台 容量:10KVA×3台 入力:3相200V 出力:100V ⑨操作用印字装置(LGP)
⑧無停電電源装置 (CVCF)容量:10KVA×3台入力:3相 200V 出力:100V⑨操作用印字装置 (LGP)
容量: 10KVA×3台 入力: 3相 200V 出力: 100V ⑨操作用印字装置(LGP)
入力: 3相 200V 出力: 100V ⑨操作用印字装置(LGP)
⑨操作用印字装置(LGP)
印字方式・ページプリンター 一休刑 1 台
ロナルス・・・・・・ 1911年 101
⑩ハードコピー (HCP)
印字方式:ページプリンター
①作表用印字装置(LGP) <
印字方式:ページプリンター 一体型 1台
①ハードコピー (HCP)
印字方式:ページプリンター

監視制御設備 (3/3)

監税前脚設備(3/3) 名 称		
	マスタ は	
照明制御※		4 /5
(B2F:中央監視室、12F、	①センター装置(MMI)	1台
20F、31F 電気室)	主処理装置:インテル Core 13-2120 (3.30GHz)	
※H24 改修工事により、中	主記憶容量:2GB	
央監視装置に内包していた	最大管理点数:15, 360 点	
照明制御機能を独立させ、	補助記憶容量:ハードディスク 160GB×2 (RAID)	
併せてコントローラ等を更	DVD-ROM ドライブ	
新したもの。	電源パネル	
	スイッチング HUB	
	冷却ファンユニット	
	②カラーLCD (LCD)	1台
	LCD サイズ: 17 インチ	
	解像度:1280×1024 ビット	
	③カラーレーザープリンター	1台
	A4 サイズ	
	④コントローラ(2 系統用)	2 4 台*
	伝送用電源ユニット (DC24V×48 台)	_
	コントローラ電源ユニット(DC5V×24 台)	
	電源基板×24 枚	
	リチウムバッテリー×24 本	
	CPU ブロック×24 ブロック	
	I/F ブロック×24 ブロック	
	LED 基板×24 枚	
	NMAST ブロック×24 ブロック	
	NMAST フロック×24 フロック HUB(8 ポート)×4 台	
	※予備品4台含む。	c 4×
	⑤UPS 無停電電源装置(1. 5KVA)	6 台*
	※予備品1台含む。	

BMS設備

保全業務	機能
施設台帳管理	建築台帳管理 設備台帳管理
保全計画	保全計画支援 定期点検スケジュール管理
契約先管理	保全契約先管理
予防保全	予防保全管理 点検データ管理
履歴管理	点検履歴管理 障害履歴管理 修繕履歴管理
エネルギー管理	エネルギー管理
料金管理	料金計算管理
予防管理	保全予算管理
業務支援	業務日誌管理 定形報告書作成支援 定形データ出力

施設管理・エネルギー管理設備管理機能

名称	設 備 内 容
エネルギー管理	エネルギー消費量傾向管理 エネルギー評価指標管理 エネルギー消費特性管理 設備運転効率管理
施設台帳管理	設備台帳管理
保全計画	点検スケジュール管理 点検履歴管理
消耗品管理	予備品、消耗品管理
稼動実績管理	稼動実績管理
予算管理	エネルギー等使用量管理 料金計算管理
定形データ出力	エネルギー管理データ出力

自動制御設備(1/6)	
名 称	設 備 内 容
空調設備(中央監視室) (1)主処理装置ユニット (MPU)	2台 ①主処理装置 インテル Pentium4 プロセッサ (2.8GHz) ②主記憶容量 512 メガバイト ③最大管理点数 50,000 点
(2)カラーディスプレイ (液 晶)	液晶モニター 2 台 ①表示画面 19 インチ ②表示色 1677 万色 ③最大画像度 1280×1024
(3) メッセージプリンター (MPR) ロギングプリンター (LPR)	MPR1台LPR1台①印字数A4カット紙印字範囲同 左②印字用紙A4カット紙同 左③方式インパクトドットマトリクス半導体レーザー+ 乾式電子写真
(4) ハードコピー (HCP)	1 台 ①印字用紙 A 4 専用紙 ②印字速度 45 秒/画面
(5)副処理ユニット (S P U)	8 1 台 ①主処理装置 32 ビットCPU ②主記憶容量 10 メガバイト ③最大管理点数 500 点
(6)通信制御装置 (ACU)	4セット(HUB55台) ①主処理装置 32 ビットCPU ②最大管理点数 6,000点
(7) 熱源用デジタル コントロールユニット (PLC)	2台(大型液晶画面、専用マシン装置付)
(8) デジタルコントロール ユニット (DCU)	1式(専用マシン装置付)
(9) リモートステーション (RS)	1式
(10) デジタル式 集中操作器(UT)	1式
(11) データ設定器 (PDS)	1台(大型液晶画面、専用マシン装置付)

自動制御設備(2/6)		
名 称	設備	内 容
(12)無停電電源装置	1組(30KVA、40Ah×120 セノ	レ)シール形鉛電池
(13)伝送装置	操作・表示ポイント 8,082 計測ポイント 4,060 計量ポイント 1,290	
(14)通信制御装置モニター	0 21	
2. 施設管理・エネルギー 管理設備		
(1) BMS主処理装置 ユニット(BMS)	①主処理装置	<4台> インテル Pentium4 プロセッサ (2.8GHz)
	②主記憶容量③磁気ディスク装置④フロッピーディスク装置⑤光ディスク装置⑥MOディスク装置	
	①主処理装置	<1台> インテル Pentium4 プロセッサ (2.8GHz)
	②主記憶容量③磁気ディスク装置④フロッピーディスク装置⑤光ディスク装置	512 メガバイト 80 ギガバイト
(2)カラーディスプレイ (液 晶)	3台 ①表示画面 19インチ ②表示色 1677万色	
(3) ロギングプリンター (LPR)	1台 ①印字用紙 A4カット紙 ②印字方式 半導体レーザー	-+乾式電子写真
(4) ハードコピー (HCP)	1台 ①印字用紙 A4専用紙 ②印字方式 熱転写方式	

自動制御設備 (3/6)

自動制御設備(3/6)	<u></u>	
名 称	設 備 内 容	
(5) カードリーダ用 インターフェース装置	①主処理装置インテル Pentium4 プロセ (2.8GHz)②主記憶容量256MB×1、増設 1GB×1③磁気ディスク装置80GB×2 (ミラーリング)④フロッピーディスク装置3.5型⑤光ディスク装置CD-ROM (24 倍速)⑥MOディスク装置1.3GB	! ツサ
3. 自動制御装置(1) 自動制御盤	自動制御盤 138 デジタル集中操作器 149	
(2)冷熱源制御	電磁流量計 1 空気式操作器 6 二方弁 6 差圧発信器 1 電動二方弁 4	066662個個個個個個個
(3)温熱源制御	電磁流量計 10個 電動二方弁 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	2個 2個 1個 8個
(4)空調機制御①	153組温度露点温度検出器153温速度検出器(ダクト形)153電動二方弁459遮断弁153温度検出器949デジタル式調節器(VAV用)964ダンパー操作器453風量検出器304	3個 9個 3個 9個 4個 3
(5)空調機制御②	温湿度検出器(室内形)1 (ダンパー操作器4 :電動二方弁4 :	4個個2個個

自動制御設備 (4/6)

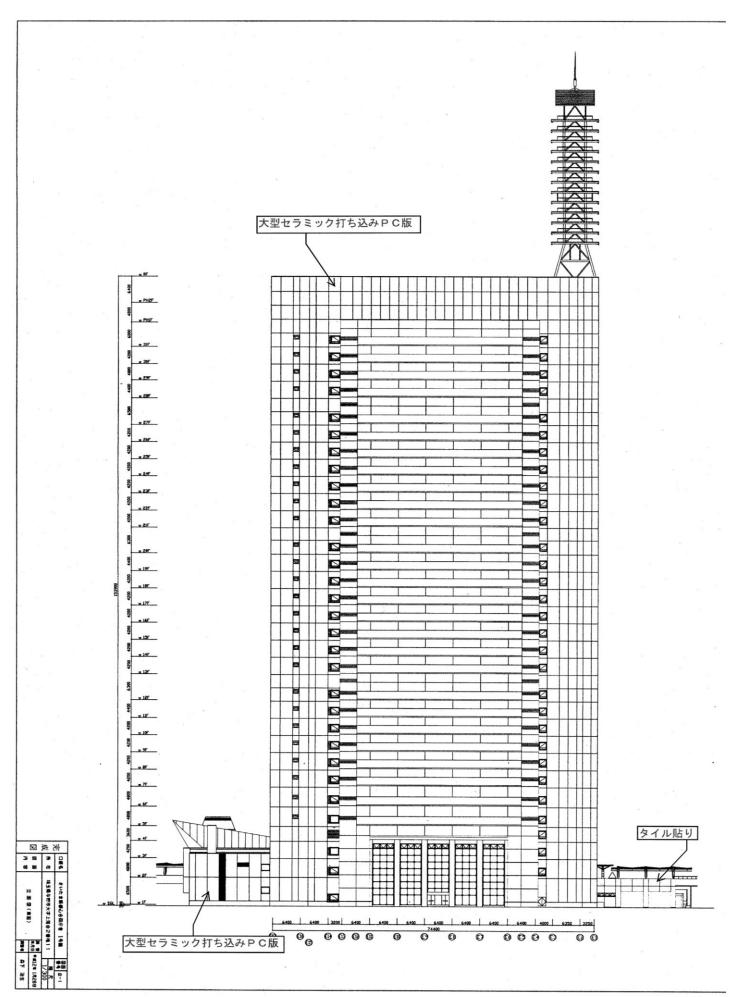
自動制御設備(4/6)		
名 称	設 備 内 容	
(6)空調機制御③	1 4組 温度検出器 温度露点温度検出器 温湿度検出操作器(室内形) ダンパー操作器 電動ニ方弁 遮断弁	3個 14個 13個 15個 42個 14個
(7)空調機制御④	1 2組 温度検出器 電動二方弁 ハイセレクター	2 1 個 2 1 個 9 個
(8)空調機制御⑤	3組 温度露点温度検出器 温湿度検出器(ダクト形) ダンパー操作器 電動二方弁 遮断弁 電動二方弁(FCU用) 温度検出器(FCU用) デジタル式調節器(FCU用)	3個 33個 37 37 37 37 37 37
(9)空調機制御⑥	2組 温度検出器(室内形) 電動二方弁	2個 2個
(10)空調機制御⑦	18組 温度検出器 電動二方弁	1 8 個 1 8 個
(11)空調機制御⑧	1組 温湿度検出器(室内形) 温湿度検出器(挿入形) 電動二方弁 遮断弁	2個 2個 4個 2個
(12)空調機制御⑨	1組 温度検出器(室内形) 温湿度検出器(挿入形) 温度露点温度検出器(挿入形) ダンパー操作器 電動ニ方弁 遮断弁	4 個 1 個 1 個 3 個 1

自動制御設備 (5/6)

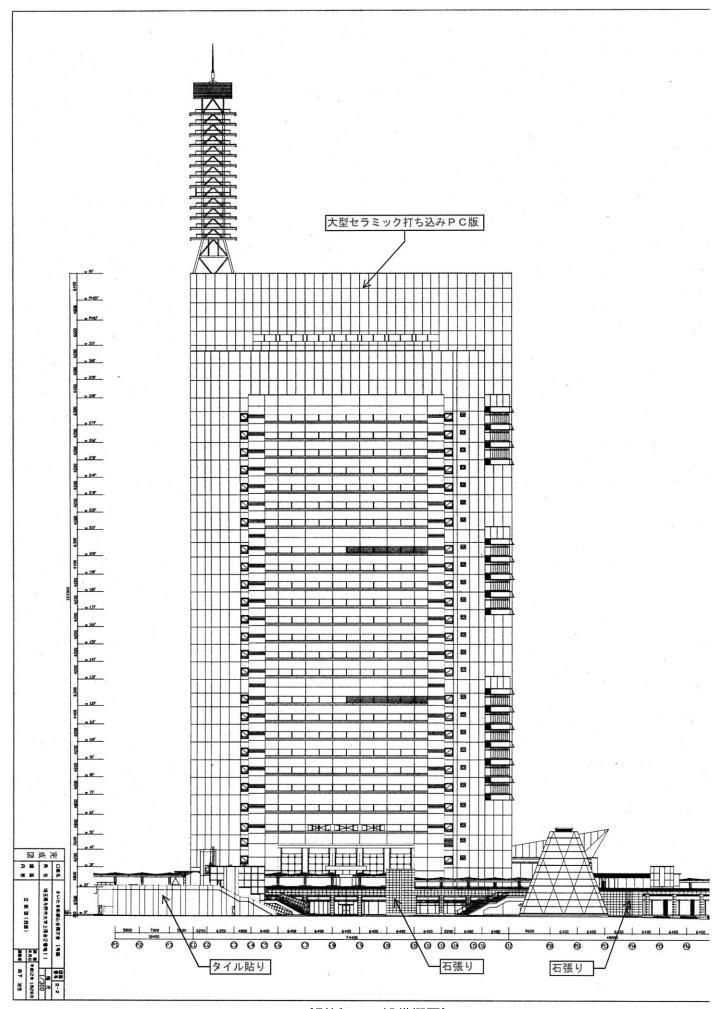
自動制御設備(5/6) 		由 宛	
名 称 (13) ファンコイル制御①		内容	
(13) ファンコイル制御①	136組 温度検出器(室内形) ユーザターミナル(FCU用 デジタル式調節器(FCU用 電動二方弁		61個 75個 136個 136個
(14)ファンコイル制御②	8 1組 温度検出器(室内形) デジタル式調節器(FCU用 電動二方弁)	8 1 個 8 1 個 8 1 個
(15)ファンコイル制御③	4 6 組 温度検出器(室内形) ユーザターミナル(FCU形 デジタル式調節器(FCU形 電動二方弁		4 4 個 3 個 4 6 個 4 6 個
(16)ファンコイル制御④	1 7 組 放射温度検出器 温度変換機 電動二方弁		1 7 個 1 7 個 1 7 個
(17) 温湿度計測	1 7組 温湿度検出器(室内形)		1 7 個
(18) 冷水温水切換制御	8 5 組 電動ボール弁 電動バタフライ弁		3 O 8 個 3 2 個
(19)外気温湿度計測	1 組 温度露点温度検出器 湿度検出器 温湿度検出器 日射量計 風向風速計 感雨計		1 個 1 個 1 個 4 個 1 個 1 個
(20)貯湯槽制御	5組 温度検出器 温度調節器(比例式) 遮断弁 電動二方弁		9個 9個 9個 9個
(21)漏水検知	34組 漏水センサー 漏水検知器		3 4 個 3 4 個

自動制御設備 (6/6)

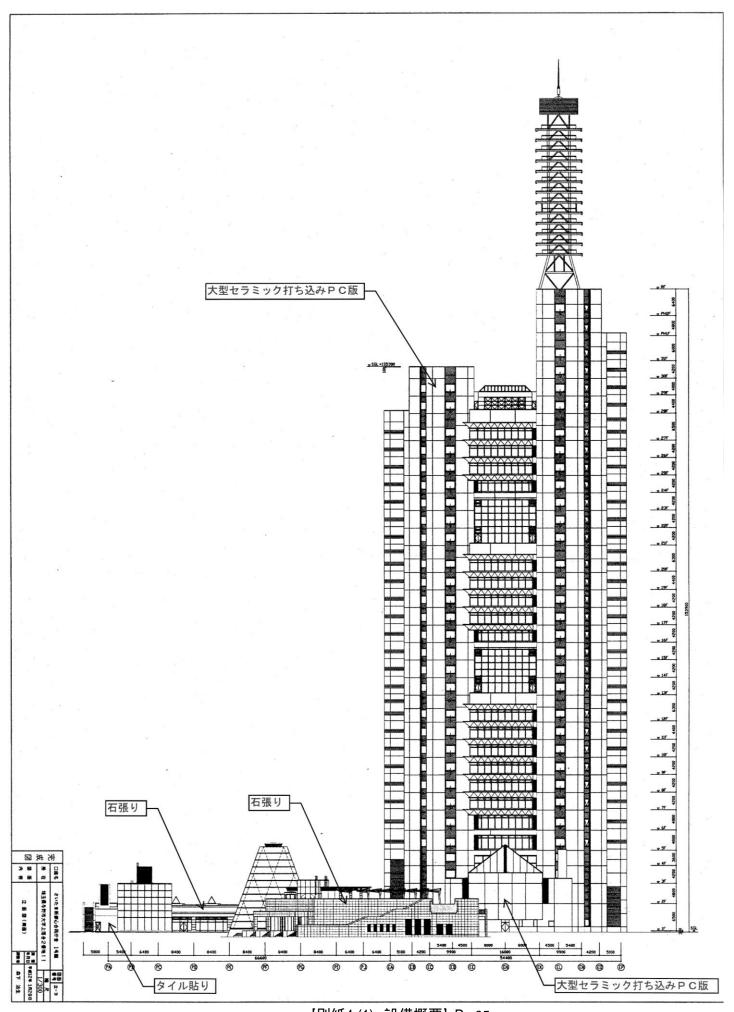
自動制御設備 (6/6)		
名 称	設備内容	
(22) ブラインド制御 [*] ※運用停止中	1 O 1 組 放射温度検出器 温度変換器	1 O 1個 1 O 1個
(23)ファン発停制御	4組 CO2濃度検出器 CO2濃度指示調節計	4 個 4 個
(24)水位計測	1 組 電磁弁 電極リレー フロートスイッチ	1 4 個 1 4 個 1 6 個
(25) 換気ファン制御	12組 ダンパー操作器	2 2 個
(26) 地域冷水、蒸気 受入制御	1組	
4. 空気源装置	 (1) エアコンプレッサー(2台自動相互) 吐出量 500N1/min(5.5KW×2) (2) アフタークーラー(0.03KW×2) (3) 冷却式除湿器(0.4KW×2) (4) 空気槽 3㎡ (5) ラインフィルター 	2 2 2 1 2



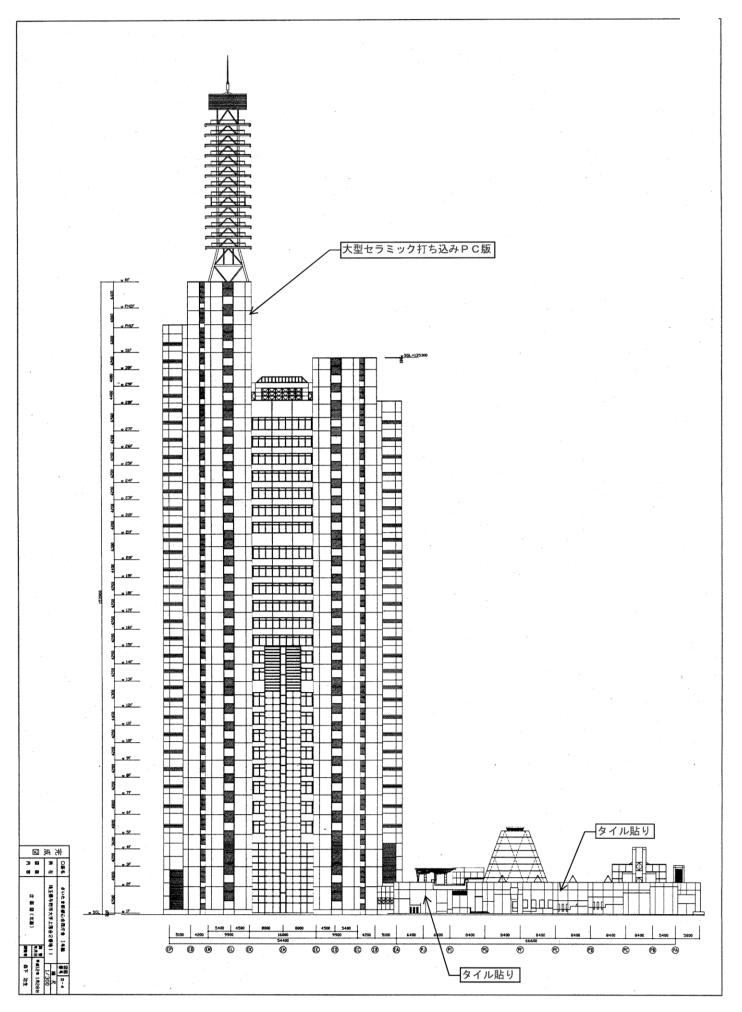
【別紙4-(1)- 設備概要】-P. 33



【別紙4-(1)- 設備概要】-P. 34



【別紙4-(1)- 設備概要】-P. 35



【別紙4-(1)- 設備概要】-P. 36

中央監視設備点検保守業務

I. 一般事項

- 1. 業務項目
- (1)中央監視制御設備点検保守業務
- (2)情報ケーブル設備点検保守業務
- 2. 業務概要

さいたま新都心合同庁舎1号館地下2階中央監視室及び1階防災センターに設置されている中央監視設備の点検保守業務を実施するものとする。

Ⅱ. 点検保守業務

- 1. 業務内容
- (1) 点検及び保守の対象設備の詳細は、「別紙4-(2)-設備概要」による。
- (2) 点検及び保守の内容は、中央監視制御設備について、「別紙 4-(2)-点検保守基準表」及び「共通仕様書」第2編第5章表5.2.1 に記載されているものの該当事項とし、情報ケーブル設備については、「共通仕様書」第2編第3章表3.9.1 の記載事項のうち該当事項とする。

ただし、点検周期については、<6M>と記載のあるものについても全て<1Y>に読み替えるものとし、点検実施は10月とする。

- (3)障害発生状況が中央監視設備に起因するか、信号線を介して接続される他設備に起因するか判断できない場合は、委託者の要請により受託者はその障害切り分け作業を支援する ものとする。
- (4) 受託者は、停電作業時は立ち会いのうえ必要な措置を講じるものとする。復電後は、機能確認を行うものとする。
- (5) 故障等が発生した場合は、技術員を派遣して必要な修理を行い、機能を確認するものとする。その場合の交換部品にかかる費用は別途協議のうえ決定する。

2. 修繕業務

以下の修繕業務を実施し、令和3年度に完了すること。

(1) 中央監視設備について、以下の部品交換を行うこと。

	1	1	
装 置 名	形状	型式	数量
1 階防災センター無停電電源装置	1ϕ , 100V, 10kVA	YUMIC-SDH100A	3
B2階中央監視室無停電電源装置	1ϕ 、 100 V、 6 kVA	YUMIC-SDH60A	3
B2階駐車場電気室無停電電源装置	1ϕ 、 100 V、 6 kVA	YUMIC-SDH60A	1
B2階高圧電気室無停電電源装置	1ϕ , 100 V, 6 kVA	YUMIC-SDH60A	1
12階高圧電気室無停電電源装置	1ϕ , 100 V, 6 kVA	YUMIC-SDH60A	1
20階高圧電気室無停電電源装置	1ϕ , 100 V, 6 kVA	YUMIC-SDH60A	1
31階高圧電気室無停電電源装置	1ϕ , 100 V, 6 kVA	YUMIC-SDH60A	1
UPS用トランスBOX~UPS本体接続ケーブル	_	_	11
レイヤ3スイッチングハブ	_	QX-S3828TP	1

※消耗品、雑材、廃材処分を含む。

(2) 照明設備について、以下の部品交換を行うこと。

装 置 名	型 式	数量
各階電気室無停電電源装置	UPS015AD1B用 蓄電池	5
各階電気室無停電電源装置	UPS015AD1B用 ファン	5
各階電気室コントローラ用バッテリー	リチウム電池AFP8801 (3V)	20

※消耗品、雑材、廃材処分を含む。

(3) 部品交換後は、試運転調整を行い正常に作動するようにすること。

【別紙4-(2)-設備概要】※本設備概要は「別紙4-(1)-設備概要」における監視制御設備(1/3~3/3)と同一設備中央監視設備(1/3)

中央監視設備 (1/3)	T	
名 称		設 備 内 容
1. 中央監視制御設備 (1) ファイルサーバユニット (FSU)	2台 CPU 主記憶装置 補助記憶装置 最大管理点数	インテルCore2Duoプロセッサ(3.16GHz) 1GB HDD 80GB×2 FDD 3.5インチ×1ドライブ DVD-ROM 8倍速×1ドライブ 10,000点
(2) ヒューマンマシン コントロールユニット (HMU)	3 台 C P U 主記憶装置 補助記憶装置	インテルCore2Duoプロセッサ(3.16GHz) 1GB HDD 80GB×2 FDD 3.5インチ×1ドライブ DVD-ROM 8倍速×1ドライブ
(3) カラーLCD	3台 LCDサイズ 形式 表示色	19型 グラフィック液晶 1, 677万色
(4)メッセージプリンター (MGP)	3 台 印字方式 印字色 用紙	ドットインパクトマトリックス方式 黒 連続紙(5~16インチ)、カット紙(最大A3)
(5) ロギングプリンター、 ハードコピープリンター (LGP、HCP)	2 台 印字方式 印字速度 印字色	レーザビーム乾式電子写真方式 カラー約4枚(A4) モノクロ16枚 LGP:黒 HCP:256色
(6)パネルコントロールユニッ ト (PCU)	2台 CPU 表示能力	32ビット 最大400ポイント フセグメントデジタル表示
(7)グラフィックパネル (G P)	1台表示素子	発光ダイオード:2色(赤・緑) 7セグメントデジタル表示
(8)電力操作部	1台 操作方式 選択方式	一般操作:4挙動方式 (許可・選択・確定・制御) 緊急停止:直接制御(自己保持型) 個別選択方式

中央監視設備 (2/3)

中央監視設備(2/3)	
名 称	設 備 内 容
(9) アナンシェータ (ANN)	1台 表示素子 発光ダイオード:1灯1色(赤・緑・黄) 監視機器数 最大64点/パネル
(10) ビルマネージメントシステ ム (BMS)	1台 CPU インテルCore2Duoプロセッサ(3.16GHz) 主記憶装置 1GB 補助記憶装置 HDD 80GB×2 FDD 3.5インチ×1ドライブ DVD-ROM 8倍速×1ドライブ
(11) カラーLCD	1台 LCDサイズ 19型 表示色 1,677万色
(12) シリアルインターフェイス ユニット (SIU)	14台 CPU32ビット 接続方式 4線直結式またはモデム 通信方式 半二重通信 通信速度 9,600 b p s 接続回線数 1回線 管理点数3,000点
(13) BA用ル ー ター (BRU)	1台 主記憶装置 1GB 補助記憶装置 HDD 80GB×2 FDD(3.5インチ)、DVD-ROM 接続 CSMA/CD 1回線 通信速度 10MbPS
(14) ヘッドセット式インターホン (INT)	4 台 通話機能 親子同時通話 接続台数 親側:最大 3 台 子側:最大 5 台
(15) 無停電電源装置 (CVCF)	11台(10KVA:3台、5KVA:8台) 交流入力 10200V 定格出力 10100V
(16) 照明制御用センター装置 (MMI)	1台(Free Fit) CPU インテルCore2 13-2120 (3.30GHz) 主記憶装置 2GB 補助記憶装置 HDD 160GB×2
(17) カラーLCD	1台 LCDサイズ 17型 解像度 1280×1024ビット

中央監視設備 (3/3)

中央監視設備(3/3)		
名 称		設 備 内 容
(18) カラーレーザープリンター	1 台 印字方式 印字速度	
2. 端末装置 (1)リモートステーション (RS)	1 式 (20台) 構成 管理点数	分散型システム ・共通部 リモート・プロセッシングユニット1台 ・入出力部 インプット・アウトプットユニットが最 大8 台/BRVまで接続可能 最大320点
① リモートプロセッシング・ ユニット (RPU)	1式 CPU 接続装置	32ビット 10Uが最大8台
② インプット・アウトプット ユニット (IOU)	1 式 C P U 外部接続	16ビット M 4 端子台
(2)電カリレー盤	1式(10台) 構成 AO1B SD1B AD1B	PRユニット 10ポート最大16枚/台 COMB 1枚実装 内線端子板 最大2枚 外線端子板 最大2枚 発停・状態 最大3点/枚 状態 最大10点/枚
3. 情報ケーブル設備 (1)グローバルデータウェイ (G D Y)	1 式 形態 伝送路 通信方式 ケーブル点	スター型ネットワーク 幹線100BASe-FX 支線100BaSe-T10BasE-T CSMA/CD 100BASE-FA 最大2km 100BaSe-T 最長100m 100BaSe-T 最長100m
(2) インターホン (INT)	1式 通話線 最大延長距	CPEVS O. 90-5P相当 離 2.5km

【別紙 4-(2)-点検保守基準表】

点検保守基準表 (1/4)

	大寸基华衣(1/4)		W =	
	点 検 個 所	点検項目	数量	回数*
	監視卓(B2F中央監視室・1			
1	外 観	筐体内外の点検・清掃	2	1
2	コネクタ	コネクタのゆるみ点検	2	1
3	電源	電源電圧の確認	2	1
4	インターホンアンプ	機能確認	1	1
<u> </u>	ヒューマンマシン・コント		I	1
1	外観	筐体内外の点検・清掃	3	1
2	ファン	ファン動作・異常音確認	3	1
3	コネクタ	かんごう/ゆるみ点検	3	1
4	操作パネル	スイッチ類/表示部の機能確認	3	1
5	電源	電源電圧の確認	3	1
6	FDD、DVD-ROM ドライブ	ヘッドクリーニング/動作試験	3	1
7	キーボード	キーの入力確認	3	1
8	マウス入力	マウスの機能確認	3	1
9	動作確認	オンライン動作試験	3	1
3)	ファイルサーバーユニット	(FSU)		
1	外観	筐体内外の点検	2	1
2	ファン	ファン動作・異常音確認	2	1
3	コネクタ	かんごう/ゆるみ点検	2	1
4	操作パネル	スイッチ類/表示部の機能確認	2	1
5	電源	電源電圧の確認	2	1
6	FDD、DVD-ROM ドライブ	ヘッドクリーニング/動作試験	2	1
7	RAID ディスク	動作試験	2	1
8	キーボード	キーの入力確認	2	1
9	マウス入力	マウスの機能確認	2	1
10	動作確認	オンライン動作試験	2	1
4)	19型カラーLCD(中央監視	見・防災センター・BMS 用)	-	•
1	外観	点検・清掃	4	1
2	輝度調整	パターン/運用画面の確認	4	1
5)	ビルマネージメントシステ	ム (BMS)		•
1	外観	筐体内外の点検・清掃	1	1
2	ファン	ファン動作・異常音確認	1	1
3	コネクタ	かんごう/ゆるみ点検	1	1
4	操作パネル	スイッチ類/表示部の機能確認	1	1
5	電源	電源電圧の確認	1	1
6	FDD、DVD-ROM ドライブ	ヘッドクリーニング/動作試験	1	1
7	キーボード	キーの入力確認	1	1
8	マウス入力	マウスの機能確認	1	1
9	動作確認	オンライン動作試験	1	1
		ı		

※年間回数。

点検保守基準表 (2/4)

	k 寸基华衣(2/4) 点	点 検 項 目	 数量	回数※
6)	*****	ドコピープリンター(LGP、HCP)	<u> </u>	
1	A N D D D D D D D D D D D D D D D D D D 	内外の清掃点検	2	1
2	印字部	駆動機構、ガイドレールの清掃注油、ローカ	2	1
3	用紙切れ機構	用紙切れ機構動作確認	2	1
4	ドラム	ドラムの点検	2	1
5	テスト印字	テスト印字/スキップ/色切替	2	1
6		オンライン印字動作試験	2	1
7)	メッセージプリンター(MGP))		<u>I</u>
1	外観	内外の清掃点検	3	1
2	印字部	駆動機構、ガイドレールの清掃注油、ローカ	3	1
3	用紙切れ機構	用紙切れ機構動作確認	3	1
4	リボン	インクリボンの点検	3	1
5	テスト印字	テスト印字/スキップ/色切替	3	1
6	動作試験	オンライン印字動作試験	3	1
8)	シリアルインターフェース	ユニット (SIU)		
1	外観	筐体内外の点検・清掃	14	1
2	コネクタ	かんごう/ゆるみ点検	14	1
3	電源	電源電圧の確認	14	1
4	動作確認	オンライン動作試験	14	1
9)	パネルコントロールユニッ	F (PCU)		
1	外観	内外の点検・清掃	2	1
2	コネクタ	かんごう/ゆるみ点検	2	1
3	電源電圧の確認	入出力電源の測定	2	1
4	動作確認	オンライン動作確認	2	1
10)	グラフィックパネル・操作部	邻		
1	外 観	筐体内外の点検・清掃	1	1
2	コネクタ	コネクタのゆるみ点検	1	1
3	操作パネル	操作機能、表示部点検	1	1
4	リレー回路	動作機能試験	1	1
5	電源	電源電圧の確認	1	1
6	機能試験	表示試験	1	1
11)	BA 用ルータ (BRU)	,		1
1	外観	内外の点検・清掃	1	1
2	コネクタ	かんごう/ゆるみ点検	1	1
3	電源電圧の確認	入出力電源の測定	1	1
4	動作確認	オンライン動作確認	1	1
12)	Butics プロセッサ (BPE)			1
1	外観	筐体内外の点検・清掃	2	1
2	ファン	ファン動作・異常音確認	2	1
3	コネクタ	かんごう/ゆるみ点検	2	1
4	電源回路	電源電圧の確認	2	1

※年間回数。

点検保守基準表 (3/4)

ポタス	K寸基华衣(3/4/			
	点 検 個 所	点 検 項 目	数量	回数※
13)	GP 中継端子			
1	外観	筐体内外の点検・清掃	1	1
2	コネクタ	かんごう/ゆるみ点検	1	1
3	緊急停止用リレー	電源電圧の確認	1	1
14)	レイヤ3スイッチング HUB			
1	外観	筐体内外の点検・清掃	1	1
2	ファン	ファン動作・異常音確認	2	1
3	コネクタ	かんごう/ゆるみ点検	2	1
4	電源回路	電源電圧の確認	2	1
15)	メディアコンバータ			
1	外観	筐体内外の点検・清掃	3	1
2	ファン	ファン動作・異常音確認	3	1
3	コネクタ	かんごう/ゆるみ点検	3	1
16)	アナンシェータ			
1	外観	筐体内外の点検・清掃	1	1
2	コネクタ	かんごう/ゆるみ点検	1	1
3	表示部	ランプテストにて正常点灯すること	1	1
17)	リモートステーション (RS)			
1	外観	筐体内外の点検・清掃	20	1
2	コネクタ	かんごう/ゆるみ点検	20	1
3	入力端子	ケーブル締付点検	20	1
4	電源電圧	入力電源、出力電圧測定	20	1
5	デジタル入出力	監視、警報ポイントを CRT で確認	2, 065	_
6	アナログ入出力	RS 端子に電流を測定器より入力、CRT 表示値 と比較確認。積算メータあわせを行う。	1, 046	_
7	その他ポイント	監視、警報ポイントを CRT で確認	-	_
18)	無停電電源装置			-
1	外観	筐体内外の清掃点検	11	1
2	コネクタ	かんごう/ゆるみ点検	11	1
3	入力電源	電圧、電流、波形確認	11	1
4	出力電源	電圧、電流、波形確認	11	1
5	温度確認	各部温度上昇確認	11	1
6	状態確認	異常音の有無確認	11	1
7	ヒューズ確認	ランプ、ヒューズ確認	11	1
8	インジケータ表示確認	インジケータ表示確認	11	1
9	動作確認	警報音の確認/直送切替動作確認	11	1
10	バッテリー確認	充放電電圧による劣化診断	11	1
11	電源確認	バッテリー電源確認	11	1
	9 日 米4			

[※]年間回数。

点検保守基準表 (4/4)

NXX	(1/ 本十久 (1/ 1/ 1/					
	点 検 個 所	点 検 項 目	数量	回数※		
19)	9) 照明制御用センター装置(MMI)					
1	外観	筐体内外の点検	1	1		
2	ファン	ファン動作・異常音確認	1	1		
3	コネクタ	かんごう/ゆるみ点検	1	1		
4	操作パネル	スイッチ類/表示部の機能確認	1	1		
5	電源	電源電圧の確認	1	1		
6	DVD-ROM ドライブ	ヘッドクリーニング/動作試験	1	1		
7	RAID ディスク	動作試験	1	1		
8	キーボード	キーの入力確認	1	1		
9	マウス入力	マウスの機能確認	1	1		
10	動作確認	オンライン動作試験	1	1		
20)	17型カラーLCD(MMI用)					
1	外観	点検・清掃	1	1		
2	輝度調整	パターン/運用画面の確認	1	1		
21)	カラーレーザープリンター	(MMI用)				
1	外観	内外の清掃点検	1	1		
2	印字部	駆動機構、ガイドレールの清掃注油、ローカ	1	1		
3	用紙切れ機構	用紙切れ機構動作確認	1	1		
4	ドラム	ドラムの点検	1	1		
5	テスト印字	テスト印字/スキップ/色切替	1	1		
6	動作試験	オンライン印字動作試験	1	1		

[※]年間回数。

蒸気発生器設備等点検保守業務

I. 一般事項

1. 業務の実施項目

「ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年9月30日労働省令第33号)」第73条に基づく蒸気発生器、貯湯槽及び熱交換器設備の性能検査証の更新を受けるための点検保守業務及び蒸気発生器用水処理設備の点検保守業務を行うこととする。

2. 業務概要

- (1)蒸気発生器、貯湯槽、熱交換器及び蒸気発生器用水処理設備の点検保守及び整備を実施 するものとする。
- (2)蒸気発生器3基、貯湯槽9基及び熱交換器6基について、「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づく性能検査代行機関による性能検査を受け合格させるものとし、また、設備の良好な運転のための点検及び保守も行うこととする。

また、蒸気発生器に連結している蒸気発生器用水処理設備2基(12階は小規模の蒸気発生器につき2台を1基で兼ねる)の点検及び保守を行うこととする。

(3)検査終了後に環境衛生管理業務の業者による貯湯槽の次亜塩素酸ナトリウムによる消毒作業と調整を行うものとする。

3. 業務従事者

(1)法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を 行うものとする。

なお、当庁舎に設置されている熱交換器、貯湯槽並びに蒸気発生器設備は第1種圧力容器に該当するため、資格者(ボイラー整備士)が点検整備を行うものとする。

(2) ボイラー検査終了後に環境衛生管理業務における貯湯槽の次亜塩素酸ナトリウムによる 消毒作業と調整を行うこと。

4. その他

(1)「ボイラー及び圧力容器安全規則第73条」による性能検査についての必要な手続き及び 立会いを行うものとする。

なお、これに要する費用は、受託者の負担とする。

(2) 性能検査当日は立会うこととする。

Ⅱ. 点検及び保守業務

1. 一般事項

「労働安全衛生法」、「労働安全衛生規則」、「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「人事院規則 10-4」に定めるところにより、適切な点検及び整備を行うものとする。

2. 点検、整備内容

(1) 点検内容

① 「共通仕様書」によるものとし、その点検業務の適用範囲は表-1 のとおりとする。 表-1「蒸気発生器設備等点検内容の範囲」

設 備 名 称	点検業務内容
蒸気発生器	「共通仕様書」第2編第4章、表4.4.2 に記載されているシーズンイン点検(性能検査)事項のうち、当庁舎設備の該当事項とする。 また、下記②の表-2 のとおりの整備項目及び整備内容も実施し、庁舎管理室へ報告すること。
貯湯槽、熱交換器	「共通仕様書」第2編第4章、表4.4.2 に記載されているシーズンイン点検(性能検査)事項のうち、当庁舎設備の該当事項とする。
蒸気発生器用水処理設備	「別紙 4-(3)-点検保守基準表」を参照すること。

② 蒸気発生器については、表-2の点検整備項目も行うこととする。 表-2「蒸気発生器設備点検整備及び保守基準表」

		整備項目	整備内容
内温水側		 側	機械洗缶作業(水洗い)
部清掃作業	加	温水側(加熱側)	機械洗缶作業(水洗い)
掃作	熱	蒸気側(加熱側)	機械洗缶作業(水洗い)
業	側	伝熱側 (加熱側)	分解・点検、掃除
	圧力	計	分解・点検、掃除
付属	安全	 弁	分解・点検・摺合せ、整備
品の	水面	計	分解・点検、清掃(スリーブパッキン取替、ガラス管取替)
分 解	マク	ドネル	フロート部の分解・点検、掃除
清掃	蒸気	止弁	分解・点検、掃除
付属品の分解清掃作業	元 作 給水弁・給水逆止弁 業		分解・点検、掃除
	吹出し弁		ハンドルカバーを取外し、ピストン部の点検、掃除

- ③ 蒸気発生器については、コイル引抜用ジク製作持込作業を行うこととする。
- ④ 蒸気発生器については、水張りを行い水圧 O. 5 m p a の圧力を上昇させ、漏れテストを行うこととする。
- ⑤ 貯湯槽について、加熱コイルの管板及び取付フランジガスケットは、ステンレス鋼用 の防食ジョイント及び防食ペーストを併用して防食措置を行うこととする。
- ⑥ 熱交換器胴内部 (シェル側、チャンネル側及び管板) には、防食予防のボイラーペイント等をすることとする。
- ⑦ 蒸気発生器用水処理設備については、「別紙 4-(3)-点検保守基準表」により実施するものとし、点検実施は11月及び3月の年2回とする。

なお、フィルターカートリッジ、硬度指示薬、イオン交換樹脂再生塩については、支給品とする。

- ⑧ 修理等の措置の項については、本業務に含まないものとする。
- (2) 点検対象

点検及び保守の対象設備は、「別紙 4-(3)-設備概要」のとおりとする。

(3) 点検実施時期

蒸気発生器、貯湯槽及び熱交換器については、下記の表に揚げる検査証の有効期限満了日の2ヶ月~2週間前までの間に検査を受け検査証を更新することとし、当該検査の直前に点検保守を実施するものとする。なお、令和3年度、令和4年度の更新についても同様に更新する。

設備	数量	検査証の有効期限
熱交換器 (液体加熱器)	6基	令和元年 10 月 27 日~令和 2 年 10 月 26 日
蒸気発生器	3基	令和元年 10 月 27 日~令和 2 年 10 月 26 日
ストレージタンク(液体加熱器)	9基	令和元年 11 月 30 日~令和 2 年 11 月 29 日

*蒸気発生器用水処理設備 2基 点検実施は各年度の11月及び3月

(4)整備に必要な消耗品及び材料は、共通仕様書に定められているほか、パッキンその他これに類するものとし、それらは受託者の負担とする。

第1種圧力容器整備に必要な次の消耗品は受託者負担とする。

品名		数量	量
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	5K*400A	3	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*15A	3	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*20A	13	枚

T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*25A	20	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*32A	9	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*40A	11	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*50A	11	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*65A	11	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*80A	4	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*100A	19	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*200A	11	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*250A	12	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*400A	9	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*500A	4	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*550A	2	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	10K*600A	6	枚
T/#9010-NA-A-6 ナフロンクッションカ、スケット	20K*200A	6	枚
T/#9007 ナフロンPTFE ガスケット(加工制作品)	670*540*3t	3	枚
T/#9007 ナフロンPTFE ガスケット(加工制作品)	670*540*40W	3	枚
#9096 ソフトシール	蒸気発生器、熱交換器、貯湯槽 9mm	7	巻
ボイラーペイント	汽缶科学工業(株)製 4Q	2	缶
ヘルメスティール	山王工業㈱製	15	箱

3. 修繕等業務

以下の修繕業務を実施し、令和2年度に、完了すること。

(1)蒸気発生器用水処理設備について以下の部品交換を行うこと。

装置名	形状	数量
B2F 軟水装置		
ピストン ASSY	N3 MS-40	2個
マイクロ SW	D2VW-5L3-1M	6個
パッキン類	_	1 式
陽イオン交換樹脂	40L	2組
ろ材硅石	6L	2組
B2F 脱酸素装置		
脱酸素モジュール	MJ-520	2個
真空計	DFO-NO2N	1個
減圧弁	KR-20MF20A	1個
Oリング・プラグ類	_	1 式
12F 軟水装置		
ピストン ASSY	N3 MS-40	2個
マイクロ SW	D2VW-5L3-1M	6個
パッキン類	_	1 式
陽イオン交換樹脂	40L	2組
ろ材硅石	6L	2組
B2F 脱酸素装置		
脱酸素モジュール	MJ-520	2個
真空計	DFO-NO2N	1 個
減圧弁	KR-20MF20A	1 個
〇リング・プラグ類	_	1 式

(2)蒸気発生用ヘッダーバルブ

名称	形状	数量
B2F 熱源機械室		
蒸気発生器用 ダクタイル玉形弁	? 250A-10K	1 台
バイパス弁用 ダクタイル玉形弁	† 32A-10K	1台
B2F ブースターポンプ室		
蒸気発生器用 ダクタイル玉形弁	† 150A–10K	1 台
バイパス弁用 ダクタイル玉形弁	÷ 25A–10K	1台

[※]消耗品雑材、廃材処分を含む。

⁽³⁾ 部品交換後は試験運転調整を行い、正常に作動するようにすること。

【別紙 4-(3)-設備概要】

<蒸気発生器・貯湯槽・熱交換器>

機器の種類	設置場所	仕 様	伝熱面積 又は内容積	数量 (基)
	低層系統 B2F 熱源機械室	蒸気発生量 1,620.6kg/H	4. 302 m³	1
蒸気発生器	高層系統 12F ブースターポンプ室	蒸気発生量 1,047.0kg/H	2. 805 m³	2
	小計			3
	低層系統 12F	立型 (SUS-444) 有効容量:1,000& 蒸気消費量:115Kg/H	1. 059 m³	2
	中層系統 20F	立型 (SUS-444) 有効容量:8000 蒸気消費量:85Kg/H	0. 928 m³	2
貯湯槽	高層系統 31F	立型 (SUS-444) 有効容量:9000 蒸気消費量:95Kg/H	1. 040 m³	2
	B 2 F ~ 2 F 系統 B1 · 2F	立型 (SUS-444) 有効容量:8000 蒸気消費量:85Kg/H	0. 936 m ²	2
	30F~PH2F系統 PH1F	立型 (SUS-444) 有効容量:3000 蒸気消費量:35Kg/H	0. 711 m³	1
	小計			9
	温水低層系統 B2F	形式:多管式型(蒸気-水) 交換熱量:1,428,000Kcal/H 材質:鋼製	0. 596 m³	3
熱交換器	温水高層系統 B2F	形式:多管式型(蒸気-水) 交換熱量:1,250,000Kcal/H 材質:鋼製	0. 528 m³	3
	小計			6

<蒸気発生器用水処理設備: 2筒式イオン交換軟水装置>

製造元:三浦工業株式会社

形 式:イオン交換式(真空ポンプ、循環ポンプ、制御盤、その他付属品付)

処理水量:2,0000

項目	単 位	仕 様	
通水量	m³∕ h	2. 4	
樹脂量	Q	40	
採水量	m [*]	26~42	
除去硬度重量	kg	1. 59 ~ 2. 52	
再生塩量	kg	2.8~7.7	
最大塩貯蔵量	kg	48	
珪石量	Q	6	
原水硬度	mg/l	87	

【別紙4-(3)-点検保守基準表】

<蒸気発生器用水処理設備点検保守基準表>

機器名称	点検及び保守内容	点検	周期
	点検及び床寸内谷	11月実施	3月実施
真空ポンプ	① 所定の真空度になっているか、真空計の 指示値を確認する。	0	0
	② 封水循環量が、所定の流量になっている か確認する。	0	0
	③ ポンプ本体を運転し、異常音等が発生していないか点検する。	0	0
プレフィルター	① 本体より水漏れ等がないか確認する。	0	0
	② 入口及び出口の圧力差を測定値以内にあることを確認する。	0	0
循環ポンプ (リバースバル	① 軸受等潤滑油の状態を点検し不足の場合 は給油する。	0	0
ブ含む)	② ポンプ本体を運転し、異常音等が発生していないか点検する。	0	0
	③ 通水方向の切替えを行い、異常がないことを確認する。	0	0
制御盤	① 表示灯の点灯状態を点検する。ランプ切れがあれば交換する。	0	0
	② 内部の機器端子等の緩みがないか点検する。緩みがある場合は増締めする。	0	0
	③ 自動操作及び手動操作での運転状態を確認する。操作不良の場合は調整する。	0	
	④ 制御電圧、電流及び絶縁抵抗を測定し、 規定値に合致しているか確認する。異常が あれば原因を調査する。	0	0
	⑤ 年月日、現在時刻が平常であることを確認する。	0	0
水質分析	① 処理水の溶存酸素濃度、水温を測定する。	Ο	0

空気清浄機等点検保守業務

I. 一般事項

- 1. 業務項目
- (1) 空気清浄機点検保守業務(リフレッシュコーナーほか 48 台)
- (2) チリングユニット設備点検保守業務(サーバー室予備用4台)
- (3) パッケージ形空調機点検保守業務(共用部分用67台)
- 2. 業務概要

庁舎内に設置している空気清浄機、チリングユニット設備、パッケージ形空調機の点検保 守業務を実施するものとする。

3. 業務従事者

チリングユニット設備点検保守業務は、第一種又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者又は同等の技術を有している者が業務を行うこととする。

Ⅱ. 点検及び保守

- 1. 業務内容
- (1) 空気清浄機点検保守業務
 - i. 点検及び保守の対象設備は、「別紙 4-(4)-設備概要」<空気清浄機>及び<空気清浄機設 置場所内訳>のとおりとする。
 - ii. 点検及び保守の内容は、「共通仕様書」第2編第4章、表 4.4.6 に記載されている点検 項目の1~3、5①、7~9とし、点検周期は周期Iとする。
 - ① リフレッシュコーナーに設置してある48台は、1年に1回(実施時期は1月とする) 行うものとする。
 - ② 洗浄作業
 - イ、プレフィルターの洗浄は、ほこりを払い水洗いする。
 - ロ. 集塵エレメントは、40°C以下の空気清浄機用アルカリ系アルミ洗浄液に30分以上浸した後、水洗いをして十分乾燥させたうえで取り付けること。
 - ハ. イオン化部は、集塵エレメントと同じ溶液で洗浄後、十分乾燥させたうえで取り付けること。
 - 二. イオン化線は、布又はスポンジで軽く拭く。
 - ホ. 脱臭フィルターは、1年に1回取り替えることとする。
 - へ、吸込グリルや吹出グリルのほこりや汚れを清掃する。
 - iii. プレフィルター及び集塵エレメントの洗浄・交換作業の実施日は、代替部品を装着できる場合は平日に作業を実施して差し支えないが、当該部品を準備できない場合は、土曜日に取り外し、洗浄後、日曜日17時までに取付けを完了するものとする。洗浄作業場所は、受託者において確保することとし、委託者が庁舎敷地等を提供できない。
- iv. 空気清浄機アルミ電極板の洗浄は、「栗田工業株式会社製クリケミカルAL」又は、これと同等品の空気清浄機用アルカリ系アルミ洗浄液を使用すること。なお、使用済み洗浄液は、法令の規定に従い適正に処分すること。
- (2) チリングユニット設備点検保守業務
 - ① 点検及び保守の対象設備は、下記及び「別紙 4-(4)-設備概要」<チリングユニット> のとおりとする。

チリングユニット (空冷:災害時予備用)

- 形 式:年間冷却型 4台(B1Fに1台、PH2Fに3台)
- 圧縮機: 45.0KW×2×4台=8台
- 〇 冷凍能力: 345KW
- 送風機: 0.55KW×12×2台=24台
- 〇 クランクケースヒーター: 0.15KW×2×2台=4台
- ② 点検及び保守の内容は、「共通仕様書」第2編第4章4.3.1及び表4.3.1に掲げられ

ているもののうち、「シーズンイン」のみとし、点検実施は7月の年1回とする。

- ③ 保守に必要な消耗部品及び材料は、点検及び保守の表に定めるもののほか、パッキン Oリング、潤滑油、ウエス、ランプ、ヒューズその他これらに類するものとする。
- (3) パッケージ形空調機点検保守業務
 - ① 点検及び保守の対象設備は、「別紙 4-(4)-設備概要」<パッケージ形空調機>のとおりとする。
 - ② 点検及び保守の内容は、「共通仕様書」第2編第4章4.3.6及び表4.3.6に記載されているものの「シーズンイン」のみとし、点検実施は7月及び12月の年2回とする。
 - ③ 保守に必要な消耗部品及び材料は、点検及び保守の表に定められているほか、パッキンのリング、潤滑油、ウエス、ランプ、ヒューズその他これらに類するものとする。

【別紙 4-(4)-設備概要】

<空気清浄機>

機器名称	設 備 内 容	台数
空気清浄機(クリエール)	ファン形式:斜流ファン	4 7
(天井埋込カセット形)	風量(㎡∕min): 20-16-12	(5F∼31F)
機種 ACEC 20D	駆動方式:直結	
	フィルター:プレ不織布	
	脱臭フィルター:フラボノイド・抵菌剤含浸	
	集塵エレメント:スクロール形	
	安全装置:アーススイッチ・ドアースイッチ	
電気集塵機	 処理風量(㎡/min): 960	
(ろ過併用形)	粒子補集率 (%): 78% (0.3μm)	
機種 ACEC 20D	消費電力 (KW): 0.118	
	713 E 73 (III) . 3. 110	
放電極	イオン化線:18個	
YSE 20AC	対向極板:一式	
空気清浄機(クリエール)	ファン形式:斜流ファン	1
(天井埋込カセット形)	風量(㎡∕min): 40-32-24	(1F)
機種 ACEC 40D	駆動方式:直結	
	フィルター:プレ不織布	
	脱臭フィルター:フラボノイド・抵菌剤含浸	
	集塵エレメント:スクロール形	
	安全装置:アーススイッチ・ドアースイッチ	
一 電気集塵機	 処理風量(㎡/min): 2,460	
(ろ過併用形)	粒子補集率 (%): 78% (0.3μm)	
機種 ACEC 40D	消費電力 (KW): 0.272	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
放電極	イオン化線:18個×2	
YSE 20AC×2台	対向極板:一式	
計		4 8

<空気清浄機設置場所内訳>

入居	フロアー	入居官署	東側	西 側	計
通路	1 階	共 用 部 分	1		1
	2 階	共 用 部 分			
	5 階	環境事務所	1	1	2
	6 階	人事院関東事務局	1	1	2
	7 階	関東信越厚生局	1	1	2
	8 階	経済産業局	1	1	2
	9 階	経済産業局	1	1	2
	10階	経済産業局	1	1	2
	11 階	経済産業局	1	1	2
IJ	12階	財務局		1	1
	13階	財務局	1	1	2
フ	14階	財務局	1	1	2
レ	15階	財務局	1	1	2
ッ	16階	財務局	1	1	2
シ	17階	財務局	1	1	2
	18階	財務局	1	1	2
	19階	行政評価局、財務局	1	1	2
=	20階	国税局		1	1
I	2 1 階	国税局	1	1	2
ナ	22階	国税局	1	1	2
	23階	国税局	1	1	2
l	24階	国税局	1	1	2
	25階	国税局	1	1	2
	26階	国税局	1	1	2
	27階	国税局	1	1	2
	28階	国税局	1		1
	29階	国税局	1		1
	30階	国税局	1		1
	3 1 階	共 用 部 分			
		合 計	25	23	48

<チリングユニット>

機器名称	仕 様	台数
チリングユニット (製造者形式:UWAD 3550D5-CR)	圧縮機(45KW×2) 冷凍能力(345KW【98USRT】) 法定冷凍(36.3【トン/日】×2) クランクケースヒーター(0.15KW×2) 送風機(0.55KW×12) 冷媒ガス(50kg【HFC-134a】×2)	4

<パッケージ形空調機>

①空冷式マルチパッケージ形空調機

仕	 様	ノルエ副	電動	機	国里	4	
T/ -15	冷房能力	暖房能力	圧縮機	送 風 機	風量 (㎡ /n)	台数	設置場所
形式	(KW)	(KW)	(KW)	(KW)	(111/11)	奴	
室外機	28. 0	31.5	7. 5			1	①1 階屋外機置場
							②14 階屋外機置場 (冷
室外機	28. 0		3. 5+3. 75			3	房専用)
							③28 階屋外機置場×2
室外機	56. 0	63. 0	3. 75+4. 0			2	④ 1 階室外機置場
							⑤28 階テニスコート
室外機	14. 0	16. 0	3. 5			2	屋外機置場
2/1/2	11.0	10.0	0.0			_	⑥2 階オートスナック
							屋外置場
室外機	11. 2	12. 5	2. 9			1	⑦27階機械室3屋外機
							置場
							②13 階 EV 機械室 3×2
÷ = = .	14.0			0.75	0 500		321・22 階 EV 機械室
床置形	14. 0			0. 75	2, 520	6	4×2
							③21・22 階 EV 機械室 5×2
天井							⑦27 階専用休憩室 (国
カセット形	5. 6	6. 3		0. 02	720	2	税局)
天井							(5)28 階テニスコート
カセット形	7. 1	8. 0		0. 03	1, 020	2	男女更衣室
天井							分叉 ⑥2 階オートスナック
カセット形	5. 6	6. 3		0. 1	540	3	室内
天井							④B1 階運転手控室 (経
カセット形	5. 6	6. 3		0. 02	720	1	産局)
77 _ 7							④B1 階運転手控室 (国
							税局)
天井	0.0	4.0		0.015	F 40	_	①B2 階仮眠室
カセット形	3. 6	4. 0		0. 015	540	5	①1 階仮眠室
							①1 階守衛室
							①1 階受付休憩室
							④B1 階清掃員控室×4
天井	4. 5	5. 0		0. 01	420	5	(男2女2)
カセット形	4. 0	J. U		0.01	420	5	④B1 階運転手控室(財
							務局)

天井隠蔽形	冷房能力 (KW)	暖房能力 (KW)	圧縮機 (KW)	送風機 (KW)	840	5	 ④B1 階運転手控室(財務局) ④B1 階男子シャワー室 ④B1 階女子シャワー室 ④B1 階清掃員控室男子和室 ④B1 階清掃員控室女子和室
天井隠蔽形	5. 6 3. 6 2. 5	6. 3 4. 0 2. 5		0. 1 0. 05 0. 05	840 540 540	1 1 1	④B1 階運転手控室(経産局) ④B1 階運転手控室(国税局) ④B1 階運転手控室(厚生局)
合計						41	室外機:9台 室内機:32台

②空冷式パッケージ形空調機

仕	<u> </u>		電動	機	風量	台	
形式	冷房能力 (KW)	暖房能力 (KW)	圧縮機 (KW)	送風機 (KW)	風 <u>軍</u> (m²/n)	数	設置場所
室外機床置	28. 0		3. 5+3. 75	0. 34		3	8PH2 階 EV 機械室 1× 2 830 階 EV 機械室 2
室外機床置	16. 0		3. 9	0. 2		3	⑨PH2 階 EV 機械室 6⑨29 階 EV 機械室 2⑩28 階テニスコート 屋外機置場
室外機床置	11. 2	12. 5	2. 9	0. 14		1	⑪PH2 階屋外機置場
室外機床置	4. 5	5. 0	11.5	0. 1	51	2	①レストラン屋外機置場× 2
室外機床置	3. 6		1. 1	0. 038		2	③PH2 階屋外機置場 (整備局)
室外機床置	11. 2	12. 5	2. 9	0. 14		1	141 階屋外機置場
床置形	14			0. 75	2, 520	3	⑨PH2 階 EV 機械室 6⑩28 階 EV 機械室 7⑨29 階 EV 機械室 2
床置形	28			1. 5	4, 800	1	⑧30 階 EV 機械室 2
天井 カセット形	5. 6	6. 3		0. 045	960	1	⑪31 階回線監視室内 (整備局)
天井隠蔽形 ※	4. 5	5. 0		0. 1	11. 5	2	①1 階職員食堂事務室 ①1 階レストラン事務室
天吊形	14			0. 013	1, 980	4	⑧PH2 階 EV 機械室 1
天吊形	3. 6			0. 057	780	2	⑬PH2 階無線室(整備局)
天井 カセット形	5. 6	6. 3		0. 02		1	(A)B1 階駐車場管理室
合計						26	室外機:12台 室内機:14台

[※] 付随しているロスナイエレメントも併せて点検すること。

自動ドア設備点検保守業務

I. 一般事項

1. 業務概要

庁舎内に設置された自動ドア設備の点検保守業務を実施するものとする。

2. 設備概要

自動ドア設備(製造元:ナブコシステム株式会社)

3. 業務従事者

業務従事者は、1級自動ドア施工技能士の資格を有する者とする。

Ⅱ. 点検及び保守

- 1. 一般事項
- (1) 故障が生じた場合は、その都度技術員を派遣して修理調整するものとする。なお、部品 交換を伴わない調整及び消耗部品(戸車、Vベルト、振れ止め)の交換は受託者の負担と し、その他の費用については、別途協議するものとする。
- 2. 点検及び保守
- (1) 点検及び保守内容は、「共通仕様書」第2編第2章、表2.2.9及び2.3.6に記載されている該当事項とする。点検実施時期は、6月、9月、12月及び3月の年4回とする。ただし、多目的トイレについては、年2回点検とし同表中<3M>は<6M>と読み替えるものとし、実施時期は6月、12月とする。
- (2) 点検及び保守の対象設備は、「別紙 4-(5)-設備概要」のとおりとする。
- 3 · 修繕業務

以下の修繕業務を実施し、令和3年度に完了すること。

(1) 自動ドア設備について以下の部品交換を行うこと。

装置名	部品名・型式	数量
*	即開行 主代	<u> </u>
No. 1, No.9, No. 20, No. 21, No. 28	HDC-N10多機能トイレ仕様制御器	6 個
No. 29		- 1-
No. 1、No. 20、No. 29	NETシステム ターミネータ	3個
No. 1、No. 20、No. 29	HDC一N10 変換コネクタ	3個
No. 1、No. 20、No. 29	P-2109 補助光線セット	3組
No. 9、No. 21、No. 28	V-85SL-F 片引自動扉開閉装置	3組
No. 31, No. 36, No. 37, No. 40, No. 42	V-150SL-F 引分自動扉開閉装置	5組
No. 9、No. 21、No. 28	HDS-4 i α 多機能トイレ用押釦スイッチ(0)	3個
No. 9、No. 21、No. 28	HDS-4 i α 多機能トイレ用押釦スイッチ(1)	3個
No. 9, No. 21, No. 28, No. 31, No. 32		
No. 33, No. 34, No. 35, No. 36, No. 37	NP-01補助光電センサーヘッドセット	15組
No. 38, No. 40, No. 41, No. 42, No. 43		
No. 9, No. 21, No. 28, No. 32, No. 33		11個
No. 34, No. 35, No. 40, No. 41, No. 42	NS-AO4 Nサーチ反射センサー	(※№.42のみ2個、
No. 43	(※No. 9、No. 21、No. 28 のみ天井付となる。)	それ以外は各1個)
No. 31	NS-A01 Nサーチ反射センサー	2個
No. 32, No. 33, No. 34, No. 35, No. 36		13個
No. 37, No. 38, No. 40, No. 41, No. 43		(※№ .36, 37, 38 の
	NS-AO2 Nサーチ反射センサー	み2個、それ以外
		は各1個)
No. 16, No. 26, No. 27, No. 34, No. 41	駆動プーリー	5個
No. 34、No. 41	従動プーリー	2個

※消耗品、雑材、廃材処分を含む。

(2) 部品交換後は、試運転調整を行い、正常に作動するようにすること。

【別紙 4-(5)-設備概要】

NO 取付階 取付場所 機種 製造設置 1 B1F 2 B1F 3 1F 4 1F 5 2F 6 5F 7 6F 8 7F 9 8F 10 9F 11 10F 12 11F 13 12F 14 13F 15 14F 5目的トイレ DS-75S	会 在
2 B1F 3 1F 4 1F 5 2F 6 5F 7 6F 8 7F 9 8F 10 9F 11 10F 12 11F 13 12F 14 13F 15 14F 多目的トイレ DS-75S	
3 1 F 4 1 F 5 2 F 6 5 F 7 6 F 8 7 F 9 8 F 10 9 F 11 1 0 F 12 1 1 F 13 1 2 F 14 1 3 F 15 1 4 F 多目的トイレ DS-75S	
4 1 F 5 2 F 6 5 F 7 6 F 8 7 F 9 8 F 10 9 F 11 1 0 F 12 1 1 F 13 1 2 F 14 1 3 F 15 1 4 F 多目的トイレ DS-75S	
5 2 F 6 5 F 7 6 F 8 7 F 9 8 F 10 9 F 11 1 0 F 12 1 1 F 13 1 2 F 14 1 3 F 15 1 4 F 多目的トイレ DS-7 5 S	
6 5F 7 6F 8 7F 9 8F 10 9F 11 10F 12 11F 13 12F 14 13F 15 14F 多目的トイレ DS-75S	
7 6 F 8 7 F 9 8 F 10 9 F 11 1 0 F 12 1 1 F 13 1 2 F 14 1 3 F 15 1 4 F 多目的トイレ DS-75 S	
8 7 F 9 8 F 10 9 F 11 1 0 F 12 1 1 F 13 1 2 F 14 1 3 F 15 1 4 F 多目的トイレ DS-75S	
9 8 F 10 9 F 11 1 0 F 12 1 1 F 13 1 2 F 14 1 3 F 15 1 4 F 多目的トイレ DS-75S	
10 9 F 11 1 0 F 12 1 1 F 13 1 2 F 14 1 3 F 15 1 4 F 多目的トイレ DS-75 S	
11 10F 12 11F 13 12F 14 13F 15 14F 多目的トイレ DS-75S	
12 11 F 13 1 2 F 14 1 3 F 15 1 4 F 多目的トイレ DS-7 5 S	
13 1 2 F 14 1 3 F 15 1 4 F 多目的トイレ DS-75S	
14 13F 15 14F 多目的トイレ DS-75S	
15 14F 多目的トイレ DS-75S	
16 15F	
17 1 6 F	
18 1 7 F	
19 1 8 F	
20 19F	
21 20 F ナブコシス	ミテム
<u>22 21F </u> 株式会	
23 2 2 F	
24 2 3 F	
25 2 4 F	
26 25F	
27 2 6 F	
28 2 7 F	
29 3 1 F	
30 B2F 玄関ホール DS-150D	
3I B1F 玄関ホール	
32 1 F エントランスホール外	
33 1 F エントランスホール内	
34 1 F 風除室 2 外	
35 1 F 風除室2 内 DSN-150D	
36 2 F エントランスホール外・右	
37 2 F エントランスホール内・右	
38 2 F エントランスホール外・左	
39 2 F エントランスホール内・左	
40 1 F 職員食堂 DS-150D	
41 1 F 通路 左 D S N — 1 5 0 D	
42 1 F コンビニ DS-150D	
43 1 F 郵便局(引き分け) DSN-150D	

排水再利用設備等点検保守業務

I. 一般事項

1. 業務概要

当庁舎地下2階に設けられた排水再利用設備の点検保守業務及び雨水利用設備の状態監視業務 を実施するものとする。

2. 設備概要

- (1)排水再利用設備(製造元:株式会社荏原製作所)
- (2) 雨水利用設備(製造元:東西化学産業株式会社)

3. 業務内容

- (1) 点検保守及び状態監視を行う機器は、「別紙4-(6)-設備概要」によるものとする。
- (2)排水再利用設備の点検保守内容は、「別紙4-(6)-点検等基準表」<排水再利用設備点検基準表 >により実施するものとする。
- (3) 雨水利用設備の状態監視内容は、「別紙4-(6)-点検等基準表」<雨水利用設備状態監視基準表 >によるものとする。

4. 業務従事者

業務従事者は、環境プラントの保守点検及び運転管理業務にかかわる実務経験10年以上の者を1名以上とする。

Ⅱ. 点検及び保守

1. 水質分析

排水再利用設備の水質分析は、下記のとおり行うものとする。

採水箇所	分 析 項 目
放流水	(1) p H (水素イオン濃度)(2) B O D (生物化学的酸素要求量)(3) S S (浮遊物質量)(4) ノルマルヘキサン抽出物含有量(5) 窒素含有量(6) 燐含有量(7) 大腸菌
処理水	(1) p H (水素イオン濃度)(2) 大陽菌(3) 臭気(土臭、カビ臭)(4) 外観
処理水 (雨水貯留槽)	(1)大腸菌

- 2. 排水再利用設備で次の内容の交換を行うものとする。
- (1) 脱臭装置の活性炭仕様

活性炭の交換を年1回行うものとする。(実施時期は12月とする)

種類	数量
酸性成分用吸着剤	73kg
酸性活性炭(ヤシガラ破砕炭)4~8メッシュ	/ J K g
塩基性成分用吸着剤	84kg
塩基性活性炭(ヤシガラ破砕炭)4~8メッシュ	0 4 K g
中性成分用吸着剤	601.~
中性活性炭(ヤシガラ破砕炭)4~8メッシュ	68kg

設計値を圧損 125mmAg

型式:MAC7SL-3CT(3層カートリッジ式) メーカー:ミウラ化学装置株式会社

(2) ばっ気ブロワ

型式:BS65型 メーカー:株式会社アンレット 数量:3台

(点検基準)

項目 \ 点検周期	週	3ヶ月	1年
ギヤオイルの量・状態	0		
圧力・電流・空気量・温度	0		
モーターの絶縁測定		0	
Vベルトの張・状態		0	
ベアリンググリースの補給		0	
Vベルトの交換			0
オイル交換			0

※ベアリンググリース→東芝シリコングリース TSK-540IL と同等品を使用するものとする。

3. その他

- (1) 点検及び保守を実施するうえで必要な機器等の清掃及び後片付けに伴う機器周辺等の清掃(排水再利用設備室の掃き掃除程度の清掃含む。)を行うものとする。
- (2) 都道府県知事の登録を受けた環境計量証明事業所からの放流水と処理水を水質分析した環境計量士の押印のある計量証明書を月次の点検結果報告書に添付するものとする。

【別紙 4-(6)-設備概要】

<排水再利用設備等>

名 称	設	備 内 容	
1. 排水再利用設備	流量調整水槽	2, 000 × 3, 850 × H 2, 400	1槽
		4, 600×3 , $850 \times H$ 2, 400	1槽
	接触ばっ気槽(第1室)	$4,600 \times 3,600 \times H$ $4,200$	1槽
	接触ばっ気槽(第2室)	4, 600 × 1, 975 × H 4, 200	1槽
	膜分離槽	4, 900 × 1, 975 × H 4, 200	1槽
	排水沈殿槽	4, 900 × 3, 850 × H 2, 400	1槽
	放流ポンプ槽	4, 900 × 1, 800 × H 2, 400	1槽
	排水処理槽	4, 900 × 1, 800 × H 2, 400	1槽
	汚泥貯留槽	3, 600 × 1, 000 × H 3, 700	1槽
	自動荒目スクリーン	70 m³/h 0. 025kw	1台
	水中攪拌ポンプ	45 m³/min 2.2kw	1台
	分配スクリーンユニット	23m³/h 0. 025kw	2基
	(細目スクリーン)	2011,11 01 0201111	
	流量調整ポンプ	0.05㎡/min 7.0m 1.5kw	2台
	膜分離装置	8㎡/モジュール	一式
	中水原水ポンプ	0. 21~1. 0m³/min×10m 0. 75kw	1台
	汚泥引抜ポンプ	0. 15 m³/min × 10m 2. 2kw	1台
	消泡ポンプ	0. 2 m³/min × 15 m 1. 5 kw	1台
	放流ポンプ	0.05m³/min×17m 1.5kw	2台
	曝気ブロワ	1.6m²/min×4,000mmAq 3.7kw	3台
	活性炭脱臭装置	7m³/min	1基
	工業計器	71117 111111	一式
	制御盤		2面
	中水移送ポンプ	0.05㎡/min×17m 1.5kw	2 台
	↑ 中小物色パンプ 散気装置	0. 00111/1111111111111111111111111111111	4基
			一式
	人工塩ポ江八衣 巨		10
2. 雨水利用設備	雨水貯留槽	$5,000 \times 6,000 \times H 2,400$	4槽
		$5,000 \times 4,000 \times H 2,400$	2槽
		5,000 × 8,000 × H 2,400	2槽
		2,000 × 8,000 × H 2,400	1槽
		$2,000 \times 5,000 \times H 2,400$	2槽
		$2,000 \times 4,000 \times H 2,400$	1槽
		$3,000 \times 3,600 \times H 2,400$	2槽
	雨水処理槽	$5,000 \times 2,000 \times H 2,400$	1槽
		$5,000 \times 3,000 \times H 2,400$	1槽
	雨水貯留槽排水ポンプ		4台
		2㎡/h(φ650×H1,525 鋼板製)	1台
	自動塩素滅菌装置	, ,	1台
	- ろ過ポンプ φ50×φ40×	:2000/min×15m×1.5KW	1台
	エアーコンプレッサーユニ	·	一式
	(エアーコンプレッサー2	-	
	エアーコンプレッサー(圧	• • •	1台
	制御盤		1面
	14.5 Le.1 Title		. , ,,,,,

【別紙4-(6)- 点検等基準表】

<排水再利用設備点検基準表>

继思友抚	上校及珍保中市农	点検周期		点検周期 点検周期	
機器名称	点検及び保守内容	1/週	1/月	1/3月	1/年
自動スクリー	① スクリーン残査の除去、清掃	0			
ン(荒目、細目)	② 作動状態の確認	0			
流量調整槽	① 流入原水の状況確認	0			
	② ばっ気攪拌状況確認	0			
	③ 槽内水位確認	0			
	④ 水中攪拌ポンプ及び流量調整ポンプの作動状	0			
	況確認				
計量槽	① 揚水量の点検、調整	0			
	② Vノッチ箇所の清掃	0			
薬注設備	① 注入ポンプの作動状態確認	0			
	② 薬注量の点検、調整	0			
	③ 薬剤残存量の確認、補充	0			
接触ばっ気槽	① フロック形成状況確認	0			
	② 散気装置の目詰まり有無点検	0			
	③ 逆洗装置の作動状態確認	0			
	④ ばっ気ブロワの作動状態確認及び注油	0			
	⑤ 流量計の作動状態確認	0			
膜分離装置	① 中水原水ポンプの作動状態確認	0			
	② 流量センサー及び圧力計の作動確認	0			
	③ 浸漬型中空系膜の目詰まり有無点検	0			
次亜塩素注入	① 注入ポンプの作動状態確認	0			
設備	② 薬注量の点検、調整	0			
	③ 薬剤残存量の確認、補充	0			
放流ポンプ槽	① 放流ポンプの作動確認	0			
	② 消泡ポンプの作動状態確認	0			
	③ 消泡ノズルの目詰まり有無確認	0			
	④ 電磁流量計の作動確認	0			
	⑤ 放流原水の状況確認	0			
排水沈殿槽	① 汚泥搬出ポンプの作動確認	0			
排水処理槽	② 汚泥界面の状況確認	0			
汚泥貯留槽	③ 汚泥引抜き	_			0
脱臭装置	① 脱臭ファンの作動状態確認	0		_	
	② 処理風量の確認		_	0	
	③ マノメータ指示値の確認		0		
	④ ドレン排水の状態確認	0	_		
	⑤ ミストセパレータのエレメント点検・清掃		0		
エレー よったったり	⑥ 活性炭の交換	_			0
動力制御盤	① 異音、異臭発生の有無、表示ランプ点灯の確認	0			
	② 盤内湿気の有無確認	0			
	③ 盤内機器の取付状況、配線の接続状況の確認	0		_	
	④ 機器全般の電流値測定(カッコ内はアンメーター有の場合)	(O)		0	
	⑤ 機器全般の絶縁測定		0		
水質分析	① 放流水の採水分析		0		
	② 処理水の採水分析		0		
	③ 処理水 (雨水貯留槽) の採水分析		0		

<雨水利用設備状態監視基準表>

機器名称	状態監視基準項目	周期 (1/週)
雨水貯留槽	① 排水ポンプの運転確認	0
	② 槽内水位の確認	0
雨水ろ過設備	① ろ過ポンプの運転確認	0
	② 振動、異常音の有無確認	0
自動塩素滅菌装置	① 注入ポンプの運転確認	0
	② 薬剤残存量の確認、補充	0
エアコンプレッサ	① 運転状況確認	0
_		
雨水処理槽	① 槽内水位の確認	0
制御盤	① 異音、異臭発生の有無、表示ランプ点灯の確認	0

【別紙4-(7)】

駐車場管制設備等点検保守業務

I. 一般事項

1. 設備概要

(1) 駐車場管制設備 (製造元:日信防災株式会社)

(2) 電動昇降ポール設備 (製造元:株式会社ユニオン)※業務対象外

2. 業務概要

さいたま新都心合同庁舎1号館地下駐車場設備を制御している駐車場管制設備及び駐車場入口に設置されている電動昇降ポール設備の点検保守業務を実施するものとする。

Ⅱ. 点検及び保守

- 1. 業務内容
- (1) 点検及び保守の対象設備は、「別紙4-(7)-設備概要」によるものとする。
- (2) 駐車場管制設備の点検及び保守内容は、「共通仕様書」第2編第3章、表3.9.10 に記載されているものの該当事項とし、点検実施は6月及び12月の年2回とする。
- (3) 受託者は、全館停電作業時は立会いのうえ、作業に関わる必要な措置を講じるものとする。また、復電後は当該設備の機能確認を行うものとする。

【別紙4-(7)-設備概要】

<駐車場管制設備>

名 称	設 備 内 容	
1. 駐車場管制設備	駐車券発行機	2台
	駐車料金精算機	1台
	カーゲート	3台
	パスカードリーダー	3 台
	信号制御盤(信号制御16回路)	1台
	ループ式車体検知器	30台
	回転灯	5 個
	入口満車灯(字幕可変式)	2 灯
	総合階別満車灯(字幕可変式)	1 灯
	階別満車灯	1 灯
	合流注意灯	1 灯
	出庫表示灯	3 灯
	信号灯(単灯2方向)	2 灯
	カメラ付画像記録装置	2台
	押しボタン箱	1台
	インターフォンTV監視カメラ	2台
	(電動ズーム・VTR・カラーモニター付)	
	インターフォンTV監視盤(リモート操作部)	1台
	車番認識画像記録装置	1台

【別紙 4-(8)】

ゴミ処理設備等点検保守業務

- I. 一般事項
 - 1. 設備概要
 - (1)設備名称 ①貯留槽ドラム装置
 - ②プレハブ冷蔵庫
 - (2) 製造会社 富士重工業株式会社
 - 2. 業務概要

さいたま新都心合同庁舎1号館地下1階ゴミ処理室に設置されているゴミ処理設備等の 点検保守業務を実施するものとする。

Ⅱ. 点検及び保守

- 1. 業務内容
- (1) 点検及び保守の対象設備は、「別紙 4-(8)-設備概要」によるものとする。
- (2) 点検及び保守の内容は、「別紙 4-(8)-点検保守基準表」により実施するものとし、点検実施は7月、11月及び3月の年3回とする。

【別紙4-(8)-設備概要】

<ゴミ処理設備>

名称		設 備 内 容
1. 貯留槽ドラム装置 (W637-025) (1) 貯留槽 (駆動装置を含む)	2台 ① 実容積 ② 貯留能力 ③ 排出能力 ④ ドラム回転数 ⑤ 電動機	12㎡ 18㎡ 1 ㎡∕min 6 r. p. m 7. 5KW
(2)投入口	 投入方法 電動機 	反転投入型 0. 4KW
(3)排出口	 開閉方法 電動機 	電動シリンダ 0. 4KW
(4)排出コンベア	 搬送方式 電動機 	ベルトコンベア(幅600mm) 1.0KW
(5)反転投入装置	① 方式 ② 能力 ③ 電動機	チェーン駆動リフト式 200kg(コレクタ重量含む) 0.75KW
(6)脱臭装置	① 方式 ② 風量 ③ 濃度 ④ 電動機	オゾン噴出 5~200/min 100ppm ~ 880ppm 0.1KW
(7)制御盤	自立盤式、防塵型	
2. プレハブ冷蔵庫	1台 ① 方式 ② 寸法 ③ 電動機	半密閉開放式(空冷) 3.0m×3.0m×2.5m 圧縮機 1.5KW 送風機 0.070KW×1 0.016KW×2

(1/3)

		 点検	I/3 <i>)</i> 周期
機器名称	点 検 及 び 保 守 内 容	1/4 月	1/年
1. 貯留槽ドラム装置(1)貯留槽	① ラセン羽根の曲がり及び溶接亀裂の有無を点検する。 曲がり及び溶接亀裂が容易な場合は補修する。	0	
	② ドラム転動面の潤滑状態を点検する。給油脂が不足ならば補給する。	0	
	③ 投入シール部からの汚水洩れはないか点検する。洩れ があればシールを交換する。 ④ 本体取付けボルトの緩みの有無を点検する。緩みがあ	0	
	れば増締めする。	0	
	⑤ 槽本体・ラセン羽根の板厚を測定し、各々許容範囲内 である事を確認する。	O	
(2)投入口	① 投入口蓋の開閉は円滑か点検する。円滑でなければ調整する。	0	
	② リミットスイッチの取付けは強固で確実に作動する か点検する。取付け不良の場合は補修し、作動不良の場合は調整する。調整不能の場合は交換する。	0	
	③ 開閉シリンダーの取付け及び作動が円滑か点検する。 取付け不良の場合は補修し、作動不良の場合は調整する。	0	
(3) 反転投入装置	④ 開閉シリンダートラニオン及び開閉軸受の給油脂は 充分か点検する。給油脂不足の場合は補給する。	0	
	① バケットリンクレバーの変形、ブッシュ抜けの有無 を点検する。変形が軽微な場合は補修し、ブッシュが 抜けている場合は部品を交換する。	0	
	② キャストローラに偏磨耗はないか点検する。 ③ プーリーの傾き、キーの抜けはないか点検する。傾いている場合は調整し、キーが抜けている場合は交換する。	0	
	④ ∨ベルトの張り及び劣化の程度を点検する。張りが 不適正な場合は調整し、劣化が著しい場合は交換する。	0	
	5 昇降チェーンの張り及び損耗の程度を点検する。張りが不適正な場合は調整する。	0	
	6 減速機の油量が適正か点検する。不足している場合は補給する。	0	
	⑦ 電動機のブレーキ隙間は適正か点検する。不適正な場合は調整する。	0	
	⑧ バケットの作動状態は滑らかか点検する。滑らかでなければ調整する。	0	
	⑨ リミットスイッチの取付けは強固で確実に作動する か点検する。取付け不良の場合は補修し、作動不良の 場合は調整する。調整不良の場合は交換する。	0	

(2/3)

		<u>``</u> 点検	国期
機器名称	点 検 及 び 保 守 内 容	1/4 月	1/年
(3)反転投入装置	⑩ バケットフォーク爪の高さが適正か点検する。不適 正な場合は調整する。	0	
	① 軸受、減速機等に作動中、異音、異常振動等が発生 していないか点検する。発生している場合は原因を調 査する。	0	
	① 安全センサーの作動を点検する。作動が不良の場合 は調整する。	0	
(4)駆動装置	① 電動機、減速機が運転中、異音、異常振動等が発生 していないか点検する。発生している場合は原因を調 査する。	0	
	② 減速機小スプロケットの緩みはないか点検する。緩みがある場合は調整する。	0	
	③ 減速機油量は適正か点検する。不足の場合は補給する。	0	
	④ リングチェーン取付けボルトの緩み及びチェーンの 損耗、磨耗、給油脂の状態を点検する。取付けボルト に緩みがあれば増締めし、給油脂が不足の場合は補給 する。	0	
	⑤ ベースローラ取付けボルトの緩み、ベースローラ軸 受への給油脂状態を点検する。取付けボルトに緩みが あれば増締めし、給油脂が不足ならば補給する。	0	
	⑥ ドラムの回転に波動はないか点検する。波動がある 場合は調整する。調整不能の場合は原因を調査する。	0	
	⑦ リングチェーンから騒音が発生していないか点検する。騒音が発生している場合は調整する。調整不能の場合は原因を調査する。	0	
(5)排出装置	① ベルトに傷、磨耗はないか、回転中の片寄りはない か点検する。片寄りのある場合は調整する。調整不能 の場合は原因を調査する。	0	
	② スクレーバーに傷、磨耗はないか及び作動状態を点 検する。作動不良の場合は調整する。	0	
	③ ガイドローラにごみの巻きつけ等はないか点検する。巻きつけ等がある場合は取除く。	0	
	④ 各軸受への給油脂状態はよいか点検する。不足の場合は補給する。	0	
	⑤ 排出蓋の歪み、変形、パッキンのはがれ、汚水もれがないか、開閉時のせり当りはないか、回転に芯振れはないか点検する。これらの状態が軽易な場合は修理する。	0	
	⑥ 排出蓋中央の取付けボルト及び電動シリンダー取付けボルトに緩みはないか点検する。緩みがある場合は増締めする。	0	
L			<u> </u>

(3/3)

		点検	周期
機器名称	点 検 及 び 保 守 内 容	1/4	1/年
 (6)脱臭装置	① 脱臭状態、処理風量等を確認する。不良の場合は原	<u>月</u>	
(0) 航吴表直	因を調査する。 因を調査する。	O	
(7)制御盤	① 表示灯の点灯状態を点検する。ランプ切れがあれば 交換する。	0	
	② 自動操作及び手動操作運転状態を確認する。操作不 良の場合は調整する。調整不能の場合は原因を調査す る。	0	
	③ 内部の機器端子等の緩みがないか点検する。緩みがある場合は増締めする。	0	
	④ 電磁開閉器の接点荒れはないか点検する。接点荒れ のある場合は調整する。	0	
	⑤ 制御電圧及び絶縁抵抗を測定し、規定値に合致して いるか確認する。異常があれば原因を調査する。		0
2. プレハブ冷蔵庫	① 凝縮機・冷凍機フィンの目詰り及び回転異常はない か点検する。目詰りがある場合は取除く。回転異常の ある場合は原因を調査する。	0	
	② 冷媒のガス洩れはないか点検する。洩れがある場合 は修理し補給する。	0	
	③ コンプレッサーの運転中、異音及び異常振動等が発生していないか点検する。異音及び異常振動が発生している場合は原因を調査する。	0	
	④ コンプレッサーに霜が付着していないか点検する。付着している場合は取除く。	0	
	⑤ 取付けボルトに緩みがないか点検する。緩みがある場合は増締めする。	0	
	⑥ ドレン排水に詰りがないか点検する。詰りがある場合は取除く。	0	
	⑦ 扉の建付け、開閉はよいか、冷気洩れはないか点検 する。不良が軽易な場合は修理する。	0	
	⑧ 庫内温度が規定値にあるか確認する。規定値にない場合は調整する。調整不能の場合は原因を調査する。⑨ 凝縮機・冷凍機フィンの薬品洗浄を行う。	0	0

【別紙 4-(9)】

上水揚水ポンプ設備等点検保守業務

I. 一般事項

1. 業務概要

さいたま新都心合同庁舎 1 号館 B2F 受水槽室設置の上水及び中水揚水ポンプ(上水 6 台・中水 6 台)、B2F·B1F·PH1F 設置の加圧給水ポンプ 5 台(上水 2 台·中水 2 台·修景 1 台)及び B2F·12F·20F·31F·PH1F 設置の給湯循環ポンプ 10 台の各ポンプ設備の点検保守業務を実施するものとする。

Ⅱ. 点検及び保守

- 1. 業務内容
- (1) 点検及び保守の対象設備は、「別紙4-(9)-設備概要」による。
- (2) 点検及び保守の内容は、「共通仕様書」第2編第4章、表4.5.7(A) に記載されているものの周期Iの該当事項とし、点検実施は9月及び3月の年2回とする。

【別紙4-(9)-設備概要】) <上水揚水ポンプ設備等>

(川本ポンプ製)

設備名称	仕 様	電動機	台数
上水揚水ポンプ	形式:多段渦巻型	5. 5KW	2
(低層系統)	$50 \phi \times 40 \phi \times 100 \ell / min \times 89 m$	J. JINII	
上水揚水ポンプ	形式:多段渦巻型	7. 5KW	2
(中層系統)	$50 \phi \times 40 \phi \times 80 \ell / min \times 132 m$	7. 01(11	
上水揚水ポンプ	形式:多段渦巻型	11. OKW	2
(高層系統)	$50 \phi \times 40 \phi \times 120 $ 2/min × 179m	11. 01(1)	_
中水揚水ポンプ	形式:多段渦巻型	5. 5KW	2
(低層系統)	$50 \phi \times 40 \phi \times 140 $ 2/min×91m	O. OINI	
中水揚水ポンプ	形式:多段渦巻型	7. 5KW	2
(中層系統)	$50 \phi \times 40 \phi \times 120 $ 2/min $\times 133$ m	7. 01(1)	
中水揚水ポンプ	形式:多段渦巻型	11. OKW	2
(高層系統)	$50 \phi \times 40 \phi \times 1202 / \text{min} \times 180 \text{m}$	11. 01(1)	
上水小型給水	│ │形式:周波数制御方式		
ポンプユニット	$80 \phi \times 50 \phi \times 540 2/\text{min} \times 50 \text{m}$	5. 5KW × 2	1
(B2F~2F系統)	ου φ συ		
上水小型給水	│ │形式:周波数制御方式		
ポンプユニット	$65 \phi \times 40 \phi \times 150 $ 2/min × 27m	2. 2KW × 2	1
(30F~PH2F系統)			
中水小型給水	 形式:周波数制御方式		
ポンプユニット	$100 \phi \times 65 \phi \times 680 \ell / min \times 56 m$	7. 5KW × 2	1
(B2F~2F系統)	, , ,		
中水小型給水	 形式:周波数制御方式	4 51/111 0	
ポンプユニット	$65 \phi \times 40 \phi \times 1902/\text{min} \times 20\text{m}$	1. 5KW × 2	1
(30F~31F系統)			
中水小型給水	形式:吐出圧一定減圧弁方式	2. 2KW×2	1
ポンプユニット	$32 \phi \times 50 \phi \times 622 / \text{min} \times 50 \text{m}$		-
ー 給湯循環ポンプ	形式:ライン型(ステンレス製)	0. 15KW	10
44 (W) kH 54/-1 - 5	ϕ 25 × 20 ~ 30 ℓ /min × 5 m	5 5im	

【別紙4-(10)】

雨水利用設備等点検保守業務

I. 一般事項

- 1. 設備概要
- (1)設備名称 ①雨水利用設備
 - ②冷温水脱気装置
- (2) 製造会社 東西化学産業株式会社
- 2. 業務概要

さいたま新都心合同庁舎1号館地下2階に設置されている雨水利用設備と12階ブースターポンプ室及びPH1階機械室3にある冷温水脱気装置の点検保守業務を実施するものとする。

Ⅱ. 点検及び保守

- 1. 業務内容
- (1) 点検及び保守の対象設備は、「別紙4-(10)-設備概要」によるものとする。
- (2) 点検及び保守の内容は、「別紙4-(10)-点検保守基準表」によるものとし、点検実施は9月及び3月の年2回とする。
- (3) フィルターエレメントの定期交換を実施するものとする。 なお、冷温水4系統 (PF-1P・PF-10P) は年2回とし、雨水ろ過装置 (PF-100P) は毎月交換する ものとする。

【別紙 4-(10)-設備概要】

<雨水利用設備·冷温水脱気装置>

< 雨水利用設備・冷 名 称		
	1000 1000 1000	
雨水利用設備	雨水貯留槽	1-44-
	$5,000 \times 6,000 \times H2,400$	4槽
	$5,000 \times 4,000 \times H2,400$	2 槽
	5, 000 × 8, 000 × H2, 400	2槽
	2, 000 × 8, 000 × H2, 400	1槽
	2, 000 × 5, 000 × H2, 400	2槽
	2, 000 × 4, 000 × H2, 400	1槽
	$3,000 \times 3,600 \times H2,400$	2槽
	雨水処理槽	4 18
		1 曲
	5, 000 × 2, 000 × H2, 400	1槽
	$5,000 \times 3,000 \times H2,400$	1槽
		12個
	制御盤(流入弁電磁弁箱)	1面
	雨水ろ過装置 ろ過水量 12 ㎡/h	1台
	(φ650×H1,525 鋼板製 ろ剤量:220L 自動弁:6個)	
	雨水ろ過装置用エアコンプレッサー	1式
	(吐出量: 45NQ/min×0.69mpa 0.4KW×1台)	
	自動塩素滅菌装置	1式
	(注入ポンプ:電磁駆動式ダイヤフラムポンプ 200V 16W× 1台	_
	水槽: 1000)	4 /5
	る過ポンプ	1台
	• 自吸式: 200V 1.5KW	
	- 吐出量:0.200 m³/min×15m	
	エアコンプレッサーユニット	1式
	(エアコンプレッサー 圧力開閉式	
	吐出量:45NQ/min×0.69mpa 0.4KW×2台)	
	制御盤:屋内自主型	1面
		_
冷温水脱気装置	真空ポンプ	4 台
/ 1. 温 / 1. / 1. / 1. / 1. / 1. / 1. / 1	1.1KW DVSL-500 排気速度 430ℓ/min	• н
	(冷水用:2台、温水用:2台)	
	脱気膜モジュール: 4本(冷水・温水 各2本)	
	(180 φ × 615L ポリオレフィン: 2本 リオス D0−1)	
	プレフィルター (PHS-31)	
	冷水用	2台
	・カートリッジフィルター(10 μm):1 2 本	
	・カートリッジフィルター(1 μm) : 1 2 本	
	温水用	2台
	・カートリッジフィルター(10 μm): 1 2 本	
	・カートリッジフィルター(1 μm) : 1 2 本	
	送水ポンプ	4台
	· - · ·	- -
	0.25KW 吐出量:1,000ℓ/h(冷水・温水 各2台)	4 /5
	制御盤(冷水・温水 各2台)	4 台
·		·

【別紙 4-(10)-点検保守基準表】

<雨水利用設備>

		点検	周期
機器名称	点検及び保守内容	1/6	1
		<u>月</u>	年
1. 雨水貯留槽	① 槽内水質(色度等)の異常の有無を点検する。	0	
	② 流入自動弁を操作し、流入状況に異常のないことを確認する。	0	
	① 管の固定の良否を点検する。	0	
	② 弁類上水漏れ等が発生していないか点検する。	0	
	③ 開閉の良否を点検する。不良の場合は調整する。	0	
3. 雨水ろ過設備	① 据付ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合 は増締めする。	0	
	② 付属器具(弁類、計器等)の損傷の有無を点検する。	0	
	③ 運転中、異常振動及び異常音の発生の有無を点検する。	0	
	④ 作動運転を行い異常のないことを確認する。	0	
	⑤ ろ過材の汚れの程度を点検する。	0	
4. 自動塩素滅菌 装置	① 据付ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合 は増締めする。	0	
	② 付属器具(弁類、計器等)の損傷の有無を点検する。	0	
	③ 薬品の注入量の良否を点検し、不良の場合は調整する。	O	
	④ 薬剤残在量を確認し、不足の場合は補充する。	Ö	
5. ろ過ポンプ	① 据付ボルトの緩みの有無を確認する。緩みがある場合	0	
	は増締めする。		
	② グランド漏れが正常であることを確認する。漏れの多	0	
	い場合は増締めを行い調整する。		
	③ ポンプの吸込圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることを確認する。	0	
6. エアコンプレ	① 据付ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合	0	
ッサー	は増締めする。 ② 安全弁が規定の圧力で作動することを確認する。作動	0	
	不良の場合は交換する。		
	③ 計器類が正常に作動しているか確認する。	0	
	④ Vベルトの緩み及び損傷等劣化の有無を確認する。緩	Ö	
	みがある場合は調整する。	-	
	⑤ フィルターの詰まり、損傷等の有無を点検する。詰ま	0	
	りがある場合は清掃する。		
 7. 動力制御盤	│ □① 異音、異臭発生の有無、表示ランプ点灯の確認を行う。│	0	
, · 对1/1 中1 <u>m</u>	② 盤内湿気の有無の確認を行う。	0	
	③ 盤内機器の取付状況、配線の接続状況の良否を確認し、	0	
	○ 盛内機器の取り状況、配線の接続状況の良合を確認し、 不良の場合は取付ビスの増締め等を行う。	O	
	④ 機器全般の電流値の測定を行い、規定値にあることを	0	
	確認する。 ⑤ 機器全般の絶縁測定を行い、規定値以上であることを	0	
	確認する。		
	· ··· · · · · · · · · · · · · · · · ·		

<冷温水脱気装置>

< 冷温水脱丸装直 >			割期
機器名称	点検及び保守内容	1/6 月	1 年
1. 真空ポンプ	① FS, OSフィンを点検し、汚れがあれば清掃する。 ② 軸受等潤滑油の状態を点検し、不足の場合は給油する。	0 0	•
	③ チップシール、Pシール、バックアップチューブ、カップリングゴムの劣化状態を点検する。	0	
	④ 換気扇を運転し、異常音等が発生していないか点検する。	0	
	⑤ 時間計を作動させ異常がないか点検し、異常があれば調整する。	0	
	⑥ 水分離サイレンサーを点検し、破損がないことを確認 する。	0	
	⑦ ポンプ本体を運転し、異常音等が発生していないか点 検する。	0	
2. プレフィルター	① 本体より水漏れ等がないか確認する。 ② 入口及び出口の圧力等を測定し、規定値以内にあることを確認する。	00	
3. 循環ポンプ	① 軸受等潤滑油の状態を点検し、不足の場合は給油する。	0	
	② ポンプ本体を運転し、異常音等が発生していないか点 検する。	0	
4. 制御盤	① 表示灯の点灯状態を点検する。ランプ切れがあれば交換する。	0	
	② 内部の機器端子等の緩みがないか点検する。 ③ 自動操作及び手動操作での運転状態を確認する。操作	0 0	
	不良の場合は調整する。 ④ 制御電圧、電流及び絶縁抵抗を測定し、規定値に合致 しているか確認する。異常があれば原因を調査する。		0

監視カメラ設備点検保守業務

I. 一般事項

- 1. 設備概要
- (1)設備名称 監視カメラ設備
- (2) 製造会社 ソニー株式会社
- ※ 詳細については、「別紙 4-(11)-設備概要」による。

2. 業務概要

庁舎に設置された監視カメラ設備(カメラ、制御架、モニター架等)の点検保守業務を実施するものとする。

3. 負担の範囲

(1)操作方法及び障害受付対応にかかる費用、1次対応及び代替機費用(設置費共)は受託者の負担とする。なお、機器の修理が必要な場合の修理費は、製品保証期間内のものを除き委託者の負担とするが、修理に当たっては事前に委託者の承認を得る必要がある。

Ⅱ. 点検及び保守

1. 業務内容

- (1) 点検及び保守の内容は、「共通仕様書」第2編第3章、表 3.9.9 に記載されているもの の該当事項とし、実施時期は10月とする。
- (2) 点検及び保守の対象設備は、「別紙 4-(11)-設備概要」によるものとする。
- (3) 操作方法及び障害受付対応、障害対応
 - ・受託者は、機器及びシステムの操作方法についての質問及び障害が発生した場合は、操作方法の回答及び障害時の適切な対応(1次対応)を速やかに行うこと。電話、メール、FAXにて解決しないと判断した場合は、翌営業日18:00までに技術員を派遣すること。
 - ・1次対応において、ネットワークカメラ、ネットワークカメラレコーダーの代替機を用 意すること。
- (4) 受託者は、全館停電作業時は立会いのうえ、作業に関わる必要な措置を講じるものとする。また、復電後は当該設備の機能確認を行うものとする。

2. 修繕業務

以下の修繕業務を実施し、令和2年度に完了すること。

(1) 監視カメラ設備について、以下の部品交換を行うこと。

部品名	形状	数量
ネットワークディスクレコーダー	WJ-NX400K	1 台
ハードディスクユニット	WJ-HDU41S	7台
ネットワークカメラ(箱型)	WV-S1511LNJ	20 台
取付ボックス	WV-Q120A	20 台
ネットワークカメラ(ドーム型)	WV-S2111L	20 台
天井埋込金具(ドームカメラ用)	WV-Q174B	20 台
ネットワークカメラ(コンビネーションドーム型)	WV-S6111	19 台
屋外ドームハウジング	A-ODW5	13 台
開口穴補修用プレート(特注)	_	3 枚
ネットワークカメラ (箱型、レンズ別売り)	WV-S1111	2 台
YV2.8x2.8SA-SA4 メガピクセル・バリフォーカルレンズ	_	2 台
ZEQUO 2600RE	PN26241E	2 台
40G ダイレクトアタッチケーブル 1m (スタック用ケーブル)	0PQSFP-T01	2 台
Switch-M12PWR	PN231299	9 台
GA-ML4TPoE+	PN260493N	2 台
19 インチラックマウント用金具(1 台用)	PN71051	2 台
1000BASE-SX SFP Module	PN54021K	18 台

監視カメラ用 PC(2 画面用)(防災センター)	ITVPC-SET2	1 台
監視カメラ用 PC(1 画面)	ITVPC-SET1	8 台
PC ソフトウェアパッケージ	WV-ASM300	9 台
機能拡張ソフトウェア(多画面表示)	WV-ASE202	1台
32 型液晶ディスプレイ	TH-32EF1J	4 台
21.5 型液晶モニター	EV2116W	3 台
19 型液晶モニター	FDS1905	1台
マルチ 49 インチディスプレイ(大型モニター)	TH-49LFV8J	4 台
49 インチ用金具	TY-VK49LV2	4 台
マルチディスプレイ取付枠(特注)	_	1台
UPS	BU150R	2 台
KVI スイッチ	CS1764A	1 台
ディスプレイケーブル	_	1 式

[※]消耗品、雑材、廃材処分を含む。

⁽²⁾ 部品交換後は、試運転調整を行い、正常に作動するようにすること。

【別紙 4-(11)-設備概要】

<監視カメラ設備>

く <u>無税ガスプ設備/</u> 名 称	設 備 内 容	
1 監視カメラ	6 1 台 (カラー・自動絞り)	
	一①逆光補正付固定ドーム型(SNC-DH140)	10台※1
	②固定ドーム型 (SNC-DH120)	1 O 台 ^{※1}
	③逆光補正・LED付固定型(SNC-CH160)	• •
	④ L E D 付固定型 (SNC - CH 1 8 0)	7 台 ^{※1}
	⑤旋回型カメラ(SNC-RS46N)	,日 1 3 台 ^{※1}
	○旋回宝ガグラ(3NC R340N) (屋外用ハウジング格納)	100
	(産が用バックンクが研り) (6旋回型カメラ(SNC-RS46N)	3台※1
	⑦固定型カメラ(SNC-CS20)	3 _日 2 台
	③	1台
	① 旋回 型カメラ (SNC - NC -	-日 2台 ^{※2}
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2 0
│ │ 2.監視カメラ	①記録装置(レコーダ)	2台
2. 監視カイラ	①記録装置(レコーダ) ②記録装置(外部ストレージ)	2 日 2 台 ^{※1}
	③UPS	2 台 2 台 ^{※1}
	④あっち ④表示用PC(防災センター32型モニタ用)	2日 4台 ^{※1}
	⑤メンテナンス用モニター	4日 1台 ^{※1}
		1 台 ^{※1}
	③ ○ へ M へ イッケ ⑦ネットワークカメラレコーダー(NSR-500)	」日 1 台 ^{※2}
	○ハットリーケガス プレコーヌー (NSK-500) ⑧増設用内臓ハードディスクドライブ (NSBK-HS05)	- 占 6台 ^{※2}
	9UPS	0日 1台 ^{※2}
	®0 P S	」日 1 台 ^{※2}
	⑪モーター ⑪表示用PC	」日 1 台 ^{※2}
	WANMP C	' 🛭
│ │3.監視カメラ	①32型カラーモニターテレビ	4 台※1
モニター架	②表示用PC(大型プロジェクタ用)	1台 ^{※1}
	317型カラーモニター	1台
	・	1台
	⑤大型プロジェクタ及びスクリーン	1 式
(1)中央監視室	①21.5型カラーモニター	1 台 ^{※1}
	① 2 T. O 至 2 プ	1 台 ^{※1}
 (2)駐車場管理室	(1)21.5型カラーモニター	1 台 ^{※1}
	① 2 T. O 至 2 プ	1 台 ^{※1}
		• п
 4. ネットワーク機器	①ネットワークスイッチ(M 1 2 G)	1台**1
	②ネットワークスイッチ(M12日)	9台 ^{※1}
	③ネットワークスイッチ(M 1 2 X)	1台 ^{※1}
	(M 1 2 K) (A ネットワークスイッチ (M 5 e G P W R +)	2台
		- 1
	<u>I</u>	

- ※1 印は H23 に機器更新したもの
- ※2 印は H24 に国税局に納品したもの
- ※3機器を更新した場合についても保守は継続する

防犯監視装置設備点検保守業務

I. 一般事項

- 1. 設備概要
- (1)設備名称 防犯監視装置設備
- (2) 製造会社 セコム株式会社
- ※ 詳細については、「別紙 4-(12)-設備概要」による。
- 2. 業務概要

庁舎に設置された防犯監視装置設備(中央処理装置、中継装置類、各種防犯センサー等) の点検保守業務を実施するものとする。

- 3. 負担の範囲
- (1) オンコール対処費用は受託者の負担とする。なお、機器の交換が必要な場合の機器費、 交換作業費は、製品保証期間内のものを除き委託者の負担とするが、交換作業に当たって は事前に委託者の承認を得る必要がある。

Ⅱ. 点検及び保守

- 1. 業務内容
- (1) 点検及び保守の内容は、「別紙 4-(12)-点検保守基準表」及び「共通仕様書」第2編第5章、表5.2.1 に記載されているものの該当事項とする。

ただし、点検周期については、<6M>と記載のあるものについても全て<1Y>と読み替えるものとし、実施時期は11月とする。

- (2) 点検及び保守の対象設備は、「別紙 4-(12)-設備概要」によるものとする。
- (3) オンコール対処は、電話受付(24 時間 365 日)、技術員派遣(平日 9:00~17:00) と する。

【別紙 4-(12)-設備概要】

<防犯監視装置設備>

◇防犯監稅表直設備/	=0. /# + + +
名 称	設 備 内 容
1. 中央処理装置	1式(PC本体計3台)
2. カラーディスプレイ	2台
3. メッセージプリンタ	1台 Canon LBP-3300① プリント方式 半導体レーザ+乾式電子写真方式 ② トナー定着方式 オンデマンド定着方式
4. 中継装置	1 式 [*] (B2F(1)、B1F(2)、1F(3)、2F(1)に7箇所設置)
5. 検出器	マグネットセンサー 84個 ガラスセンサー 4個 パッシブセンサー 65個* シャッターセンサー 15個*
6. カードリーダ	7台 [※] 読取可能力一ド: MIFARE, eLWISE, FeliCa

【別紙 4-(12)-点検保守基準表】

機器名称	点検及び保守内容		点検周期	
			1/年	
1. 中央処理装置	 「共通仕様書」第2編第5章、表 5.2.1 に			
3. メッセージプリンタ	記載されている事項のうち、当庁舎の防犯監 付表置設備の該当事項とする。		0	
4. 中継装置				
5. 検出器	無発報センサーの動作確認 監視状態で監視対象機器(前回定期点検時から発報していないセンサー)を異常状態と し、操作表示器等の端末機器において、異常 表示するかを確認する		0	
6. カードリーダ	中央処理装置より、カードリーダに機器異常が 発生していないことを確認する。		0	

【別紙 4-(13)】

電動式移動観覧席点検保守業務

I. 一般事項

- 1. 設備概要
- (1)設備名称 電動式移動観覧席 (RSC·FCP)
- (2) 製造会社 コトブキシーティング株式会社
- 2. 業務概要

庁舎2階講堂に設置された電動式移動観覧席(電動式移動観覧席(RCS-2DD-22-52WD) 260 席、電動式平床式移動観覧席(FCP 88 席×2 ブロック) 176 席)の点検保守業務を実施するものとする。

- 3. 負担の範囲
- (1) 不具合が発生した場合の技術員派遣費、調査・修復費(部品交換費、オーバーホール施工費) は受託者の負担とする。なお、調査の結果、部品交換が必要な場合の部品代は委託者の負担とするが、部品交換に当たっては事前に委託者の承認を得る必要がある。

Ⅱ. 点検及び保守

- 1. 業務内容
- (1) 点検及び保守の内容は、「別紙 4-(13)-点検保守基準表」による。 点検周期については、年1回とし、実施時期は4月とし、講堂利用者への影響が最少と なるよう計画すること。

【別紙 4-(13)-点検保守基準表】

【別紙 4-(13)-点検保守基準 ┃	- 双】
点検項目	点検及び保守内容
1. 本体外観点検	①支柱、貫材、ブレーシング、ローラーカバー、その他の構造部材に変形及び損傷がないか。 ②椅子、踏み板、手すりに著しい損傷がないか。 ③幕板に著しい損傷がないか及び天板の揃いはよいか。
2. 組立接合部点検	①各部材を接合しているボルト、ナット、ピン類の脱落、緩みがないか。
3. 操作用スイッチ点検	①前進、後退、非常停止の各スイッチの機能に異常がないか。 ②本体との接合部、コネクター、ケーブル、スイッチボックスに著しい損傷がないか。 ③液晶の表示内容、機能に異常がないか。
4. 制御装置点検	①制御盤内各部に著しい損傷がないか。 ②リミットスイッチ等、自動制御部品に著しい損傷がないか。 ③引き出し及び収納時に、所定の位置に正しく自動停止するか。
5. 駆動装置点検	①モーター、ギアボックス、その他駆動部品に著しい損傷がないか。 ②モーター、ギアボックス、その他駆動部品を固定しているボルト・ナットに緩みがないか。 ③作動中、モーターに異常な発熱がないかどうか、また異常な音が発生していないか。
6. 椅子起立装置点検	①椅子の起立、収納が確実かつ円滑に動作するか。
7. 動作点検	①各部品点検後、一連の動作、操作を行い、正常であるか最終動作 確認。
8. 配線ケーブル点検	①配線ケーブル及び結線部に損傷がないか。

環境衛生管理業務

I. 一般事項

- 1. 業務項目
- (1)執務環境測定
- (2) 受水槽等の点検及び清掃、貯湯タンクの清掃
- (3) 水質管理
- (4) 水道法第34条の2第2項に基づく簡易専用水道の検査
- (5) ねずみ・こん虫等防除業務
- (6) 厨房排気フード設備等清掃点検
- 2. 業務概要

さいたま新都心合同庁舎1号館における環境衛生管理業務を「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同法施行令」、「同法施行規則」、「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準(厚生労働省告示)」、「健康増進法」、「職員の保健及び安全保持(人事院規則10-4)」、「職場における受動喫煙防止対策の留意点について(人事院)」、「さいたま市火災予防条例」等に基づき実施するものとする。

- 3. 業務責任者
- (1)受託者は、業務を円滑に実施するため業務責任者を定め委託者に書面にて提出するものとする。
- (2) 業務責任者については以下のとおりとする。 なお、以下の者が従業員であることの証明も添付することとする。

また、業務の一部を委託する場合においては、委託する先の会社名・作業従事者の 氏名・年齢等を事前に委託者に届け出るものとする。

① 空気環境測定

建築物環境衛生管理技術者または空気環境測定実施者講習会の修了者

- ② 水槽清掃及び点検
 - 貯水槽清掃作業監督者講習会の修了者
- ③ ねずみ・こん虫等防除作業 ねずみ・こん虫等防除作業監督者講習会の修了者
- (3) 業務責任者は、下記の業務を行うものとする。
 - ① 委託者との連絡、報告、調整
 - ② 業務従事者の指導及びクレーム処理と整理
 - ③ 年間・月間・週間等の計画書の作成

※作業実施月の業務日程及び「作業届」を前月の20日までに提出すること。

- ④ 別契約の関連業務との調整
- ⑤ 業務完了報告書の作成及び提出(作業写真を添付のこと)
- ⑥ 作業時の立会い並びに効率的に作業するための適切な業務従事者の配置と統率
- ⑦ 施工場所ごとの使用機械器具、薬剤及び処理方法〈主要薬剤及び補助薬剤〉概要 説明
- ⑧ 殺そ剤または殺虫剤を使用する場合は、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品 又は医薬部外品を用いて、散布量は基準量に基づいて行うこと。ペストコントロー ル業務の知識があること。

※⑦、⑧については、ねずみ・こん虫等防除作業の場合

- 4. 危険防止の措置
- (1)本業務を実施するにあたり、OA機器及び生物等に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、 事前に委託者に報告し、必要な措置を講ずるものとする。
- 5. 提出書類

清掃作業の実施に当たっては、下記書類を提出し、担当官の承認を受けること。

(1) 清掃業務従事者全員の細菌検査成績通知書(写) 1部 ※清掃実施日前30日以内に検査したものに係る細菌検査成績通知書 (2) 清掃業務責任者届及び免許証(写)

1 部 1 部

(3)作業工程表

6. その他

水槽清掃を行う日は土曜日または日曜祝祭日とし、ねずみ・こん虫等防除作業(薬剤を使用する場合)を行う日は土曜日とする。ただし、業務上において変更の必要が生じ

Ⅱ. 執務環境

1. 一般事項

本業務は、「共通仕様書」第5編、「職場における受動喫煙防止対策の留意点について(人事院)」及び本仕様書の定めるところにより実施するものとする。

2. 空気環境測定(「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」)

た場合は、施設管理担当者と協議のうえ作業を行うものとする。

- ① 測定の時点は、始業前から、中間時、中間時から終了前の適切な2時点の2回行う。
- ② 測定周期は、2ケ月に1回とする。(5・7・9・11・1・3月実施)
- ③ 測定箇所は下記のとおり80箇所とする。
- ④ 外気測定は、1号館の地下2階と屋上階の外気測定口の2箇所とする。

【空気環境測定点数】

	階数	測定箇所(室名は変更する場合がある)	点数
外気	B 2 F 屋上	外気測定口	2
	B 2 F	中央監視室	1
	B 1 F	印刷工場、関信局印刷事務室	2
	1 F	浦和税務署(会議室、法人課税部門、個人課税部門)、合同庁舎管理官 室、職員食堂	5
	5 F	社会保険審査事務室(厚生局)	1
	6 F	総務課	1
	7 F	保険課、食品衛生課、総務課	3
	8 F	新エネルギー対策課、省エネルギー対策課、ガス事業課	3
	9 F	会計課、金融連携推進室	2
	10F	企業立地支援課、アルコール室、地域経済課	3
	11F	保安課、消費経済課、管理課、統括証券取引審査官	4
	12F	金融監督第4課、研修課	2
	13F	特別・統括金融証券検査官、証券取引等監視官(北側)、証券取引等監 視官(西側)	3
室	1 4 F	第6統括国有財産管理官、審理第1課、統括証券検査官	3
	15F	理財第3課、検査総括課、業務管理課	3
	16F	金融監督第2課、主計第1課、主計第2課、主計第3課	4
	17F	総務課、会計課、人事課	3
内	18F	管財総括第1課、特別・統括国有財産監査官、管財総括第3課、第1統 括国有財産管理官、国有財産調整官①	5
	19F	行政相談課、総務課、評価監視官室(第一部)	3
	2 0 F	納税コールセンター	1
	2 1 F	管理課、第二部 (第一部門)	2
	2 2 F	特別国税査察官、査察管理課、調査第六部門	3
	2 3 F	調査管理課、機動課、調査第三部門	3
	2 4 F	資料調査第2課、特別整理総括第一課、特別国税徴収官	3
	2 5 F	個人課税課、法人課税課、第三会議室、資産課税課	4
	26F	人事第1課、会計課、総務課	3
	2 7 F	事務管理課、国税広報広聴室、監督評価官室、国税訟務官室	4
	28F	税務署事務処理センター(浦和)	1
	29F	診療所待合コーナー	1
	30F	鑑定官室	1
	3 1 F	喫茶室	1
		合計	8 0

3. 空気環境測定(「職場における受動喫煙防止対策の留意点について(人事院)」) 本業務は、庁舎屋外に設置している特定屋外喫煙場所における喫煙により、当該特定屋 外喫煙場所の直近の庁舎の出入口及び窓(以下「庁舎出入口等」という。)における浮遊 粉じん濃度について増加の有無を確認するものである。

測定方法は以下のとおりとする。

- ① 測定地点(場所)は、庁舎出入口等から屋内側に1m入った地点(床上約1.2mから約1.5mまでの一定の高さ)を目安とする。
- ② 測定条件は、特定屋外喫煙場所等に喫煙者がいない状態にした上で特定屋外喫煙場所等を使用する条件で各装置を稼働させ、測定地点に扉や窓がある場合はその扉や窓を開放した数分後に浮遊粉じん濃度の測定を1分間隔で行い、測定値(バックグラウンド値)が安定していることを確認する。その後、喫煙者が最も多いと思われる条件で本測定を行う。本測定は、喫煙を開始した時点を始点とし、測定時間は喫煙を開始してから5分後までを目安とし、測定間隔は1分を目安とする。なお、各勤務場所で特段考慮すべき事項があれば、測定時間は適宜延長する。
- ③ 測定周期は、3ケ月に1回とする。(6・9・12・3月実施)
- ④ 測定箇所は、庁舎内の1箇所とする。 なお、測定前に、委託者と測定日時等の詳細について、打合せを行うものとする。
- 4. 照度測定(「職員の保健及び安全保持(人事院規則10-4)」)
 - ① 8月及び2月に行う。
 - ② 測定箇所は下記のとおり164箇所とする。

【照度測定点数】

が、人人		
階数	測定箇所(室名は変更する場合がある)	点数
B 2 F	中央監視室	1
B1F	印刷工場、梱包作業室	2
1 F	合同庁舎管理官室、浦和税務署(会議室、法人課税部門、個人課税部門) 防災センター、郵便局、コンビニエンスストア、職員食堂、多目的室1- 1・1-2、	1 0
2 F	講堂(ステージ、座席前部、座席後部)	3
5 F	共用会議室 5 - 1 (前部、中部、後部)、環境省会議室、A V会議室、社会保険審査事務室	6
6 F	総務課、環境対策課・資源循環課、自然環境整備課、放射能汚染対策課	4
7 F	第1会議室、食品衛生課、総務課、健康福祉課、企業年金課、医療課、特別指導第1·2課	7
8 F	電力事業課、ガス事業課、経営支援課、省エネルギー対策課、資源エネル ギー環境課、新エネルギー対策課、資源・燃料課	7
9 F	会計課、金融連携推進室、総務課、企画調査課、製造産業課、産業技術革 新課	6
10F	地域振興課、次世代・情報産業課、先端産業支援課、社会・人材政策課、 適正取引推進課、アルコール室、中小企業課	7
11F	鉱山保安課、保安課、電力安全課、管理課、消費経済課、国際課、統括証 券取引審査官	7
12F	研修課、金融監督第4~6課、共用会議室12-1	4
13F	証券取引等監視官 (西側2箇所)、証券取引等監視官 (北側)、特別・統括金融証券検査官 (2部屋)	5
14F	第5・6・7・8統括国有財産管理官、審理第1・2課、統括証券検査官、 国有財産調整官④	8
15F	証券監督第1課、理財第1・3課、業務管理課、検査総括課、特別・統括 金融証券検査官、審査業務課	7
16F	金融監督第1・3課、融資課、主計第1~3課	6
17F	総務課、総務課(文書発送室)、人事課、会計課、財務広報相談室、経済 調査課	6

18F	管財総括第1・3・4課、第1・2・4統括国有財産管理官、大会議室準備室、国有財産調整官①	8
19F	共用会議室19-1、行政相談課、総務課、評価監視官室(第1部、第2部)	5
20F	納税コールセンター、入札室、受付	3
2 1 F	管理課、第1部、第2部(第1部門、第2部門)	4
2 2 F	特別国税査察官、査察総括第2課、査察管理課、査察第2・6部門、調査 第6・8部門	7
2 3 F	調査管理課、国際調査課、機動課、調査第1·3部門、管理運営課、徴収 課	7
2 4 F	資料調査第1課(課税第1・2部)、統括国税調査官(酒税・諸税)、特別整理総括第1・2課、資産評価官(課税第1部)	6
2 5 F	課税総括課、個人課税課、法人課税課、審理課、資産課税課、消費税課、酒税課・酒類業調整官	7
26F	人事第1・2課、企画課、総務課、営繕監理官、厚生課、会計課	7
2 7 F	事務管理課、国税広報広聴室、人事第1課人事調査官、監察官室、監督評 価官室	5
28F	税務署事務処理センター(浦和)(2箇所)、電話交換室	3
29F	事務室、待合コーナー、健康管理室	3
30F	鑑定官室(事務室)、一般分析室	2
31F	展望喫茶	1
	合計	164

5. その他

(1)業務責任者

本業務の責任者は、次の三者のいずれかとする。

- ① 建築物環境衛生管理技術者。
- ② 厚生労働大臣が指定した機関が実施する空気環境測定実施に関する講習会を修了した者。
- ③ 厚生労働大臣が上記の者と同等以上の知識経験を有すると認めた者。

Ⅲ. 受水槽等の点検及び清掃、貯湯タンクの清掃

1. 一般事項

本業務は、「共通仕様書」第2編第4章第5節、「建築物環境衛生維持管理要領」及び本 仕様書の定めるところにより実施するものとする。

2. 受水槽(上水・中水)、高置水槽(上水・中水)、修景受水槽(上水)(年1回:8月)

(1) 点検及び保守

点検及び保守は、「共通仕様書」第2編第4章、表4.5.1により実施するものとする。 点検及び保守の対象設備は、「別紙4-(14)-設備概要」の①によるものとする。

(2)清掃

清掃は、「共通仕様書」第2編第4章4.5.2により実施するものとするが、中水用については4.5.2(C)の項目は実施しないものとする。

3. 汚水槽、雑排水槽、排水貯留槽、排水処理槽、雨水貯留槽、雨水処理槽

(1) 点検及び保守

① 点検及び保守は、「共通仕様書」第2編第4章、表4.5.5 (排水処理槽及び雨水処理 槽は、1項(本体)のみ適用)により実施するものとする。

点検及び保守の対象設備は、「別紙4-(14)-設備概要」の②によるものとする。

② 周期は、汚水槽、雑排水槽及び排水貯留槽については8月及び2月の年2回とし、その他の槽については8月の年1回とする。

(2)清掃

- 清掃は、「共通仕様書」第2編第4章4.5.5により実施するものとする。
- ② 周期は、点検及び保守と同様とする。
 - (※上記清掃の結果、汚泥(産業廃棄物)が発生した場合、当該汚泥の運搬・処理は、 委託者にて別途実施するため、本件清掃業務の対象外とする。)
- 4. 貯湯タンク (年1回:11月) (補給水槽3台含む)

清掃及び消毒

- ① 清掃及び消毒は、「共通仕様書」第2編第4章4.5.4により実施するものとする。 清掃及び消毒の対象設備は、「別紙4-(14)-設備概要」の③によるものとする。
- ② 実施時期は、蒸気発生器設備等点検保守業務で行う第一種圧力容器の性能検査の日程 に合わせて実施するものとする。

5. その他

(1)業務責任者

本業務の責任者は、次の三者のいずれかとする。

- ① 建築物環境衛生管理技術者。
- ② 厚生労働大臣が指定した機関が実施する貯水槽の清掃に関する講習会を修了した者。
- ③ 厚生労働大臣が上記の者と同等以上の知識経験を有すると認めた者。

(2)業務従事者

本業務に従事する者は、健康管理、身体の衛生について次の事項に適合した者とする。

- ① 健康診断(検便)の結果が陰性であること。
- ② 作業当日、下痢、風邪、皮膚病等感染疾病の症状がないこと。
- ③ 清掃前には、汚物等に触れる作業に従事していないこと。
- 4) 爪、頭髪等を清潔に保っていること。
- ⑤ 受水槽等の槽内に入る前に必ず手足を石鹸で洗い、厚生労働大臣認定の消毒薬で消毒 していること。

(3) 使用器具及び清掃用具

本清掃業務に使用する器具、清掃用具類はすべて良質完全なものを用い、すべて厚生労働大臣認定の消毒薬(次亜塩素ナトリウム)で完全消毒したものを使用するとともに、ビニール袋等に包み搬入すること。

(4)消毒作業

- イ 消毒作業は、消毒済みの新しい作業衣等を使用すること。
- ロ 消毒作業が完全に行われていることを確認後、厚生労働省の認定を受けた消毒薬(次亜 塩素酸ナトリュウム)50~100ppm溶液を槽内の全壁面に噴霧吹き付けを2回行うこと。
 - ① 1回目の消毒後、20分以上経過してから水洗いすること。
 - ② 2回目の消毒後、30分以上経過してから水洗い後、注水を開始すること。
 - ③ 消毒作業完了後は槽内に立ち入らないこと。

(5)使用開始

本清掃作業に伴い、各戸の水洗便所その他給水設備等に不作動が生じた場合は、受託者の責において直ちに調整又は修繕を行うこと。

Ⅳ. 水質管理

1. 一般事項

本業務は、「共通仕様書」第2編第4章第7節、「建築物環境衛生維持管理要領」及び本 仕様書の定めるところにより実施するものとする。

2. 水質管理(年2回:8月・2月)

(1) 水質検査

飲料水の水質管理は、「共通仕様書」第2編第4章4.7.3及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」の内容に基づき行うこと。

(2) 採水個所

上水系高架水槽	30階	30階~PR階系統の端末部の水栓(各系統1ヶ所)
(水質検査)	2 1 階	高層系統の端末部の水栓(各系統2ヶ所)
上水系高架水槽 (水質検査)	13階	中層系統の端末部の水栓(各系統2ヶ所)
	5階	低層系統の端末部の水栓(各系統2ヶ所)
	2階	B2階~2階系統の端末部の水栓(各系統1ヶ所)
貯湯槽系	30階	30階~PH2階系統の端末部の水栓(各系統1ヶ所)

(水質検査)	2 1 階	高層系統の端末部の水栓(各系統1ヶ所)
	13階	中層系統の端末部の水栓(各系統1ヶ所)
	5階	低層系統の端末部の水栓(各系統1ヶ所)
	1階	B2階~2階系統の端末部の水栓(各系統1ヶ所)

V. 水道法第34条の2第2項に基づく簡易専用水道の検査

「簡易専用水道管理状況調査表」に管理状況を記入し、指定機関で検査を受けるものとする。

VI. ねずみ・こん虫等防除業務

本業務の内容は、「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準(平成 15 年 3 月 25 日厚生労働省告示第 1 1 9 号)」の第 6 及び本仕様書(下記及び「別紙 4-(14)-点検保守基準表」)に従って実施するものとする。

(1) 生息点検

ねずみ・ゴキブリ等害虫の発生しやすい箇所について、その生息状況を調査する。

<ねずみ>

高圧電気室、UPS室、特高電気室等 食堂、レストラン、コンビニ等 22箇所 <害 虫>

事務室関係、湯沸室、食堂、喫茶、コンビニ及びごみ集積所等

233箇所

(2) ねずみ・こん虫等防除作業

生息点検の結果により、ねずみ・こん虫等が発生している場所、発生の恐れがある場所に対して、可能な限り環境に影響が及ばない「別紙 4-(14)-点検保守基準表」の方法に従って、こん虫等指数〔1日当りのこん虫等発生(捕獲)数〕が0.2以下となるように速やかに防除作業を実施する。また、定期的な生息点検以外であっても監督職員がねずみ・こん虫等の生息を確認した場合には、協議のうえ速やかに防除作業を実施する。

Ⅲ. 厨房排気フード設備等清掃及び点検業務

1. 一般事項

本業務は、当庁舎に設置されている厨房排気フード設備等について、「さいたま市火災予防条例」に基づきフード及びフィルターの洗浄清掃及び点検が義務づけられていることから、 当該設備の清掃及び点検業務を行うものである。

- 2. 業務内容(年2回:8月・2月)
- (1) フード清掃(防火ダンパーを含む)

外面は洗剤を浸したスポンジ又はタワシ(金タワシ)等で清掃した後、タオル等で水拭き仕上げをするものとする。

(2) フィルター本体清掃

フィルター本体の内外面(水槽、エリミネーター、ボールフロート、洗浄ノズル、センサーボックス等)を洗剤に浸したスポンジ又はタワシ(金タワシ)等で清掃した後、タオル等で水拭き仕上げするものとする。

(3) フィルターのエリミネーター清掃

表面の汚れを高圧洗浄機又は金タワシを用いて汚れを除去し、洗剤水(アルカリ系洗剤) に一定時間浸後、再度、金タワシ等を用いて両面を洗浄した後、温水を用いて洗剤を洗い 落すものとする。

(4)ドレン管清掃

厨房排気フード設備のドレン管内部の清掃を行うものとする。

- (5) フィルターの点検
 - ① フランジは、固定して取付けてあるか点検する。固定ビスに緩みがあれば増締めする。
 - ② 水切板、エリミネーターは固定されているか、エア洩れはないか点検する。固定ボルトに緩みがあれば増締めする。
 - ③ 変形、損傷等の有無を点検する。
 - ④ 排水パイプ、オーバフローパイプに偏平、つぶれ、腐食、継手部分の緩み及び取付け

が正常か点検する。

- ⑤ 配線の固定状況、被覆状況に異常がないか点検する。固定ビスに緩みがあれば増締めする。
- ⑥ 給止水配置BOXの取付状況を点検する。固定ボルト等に緩みがあれば増締めする。 周囲に障害物等が置かれてないか確認する。
- ⑦ 電源ランプ、電磁弁作動ランプの点灯を確認する。ランプ切れがある場合は交換する。
- ⑧ タイマーの作動が正常に行われているか確認する。
- ⑨ システム全体として確実に作動するか確認する。

3. 対象箇所

(1) 厨房排気フード設備等清掃点検業務

① 排気フード設備

· 171 × 1 H× l/m			
設置箇所	対象機器	フード寸法 (W×H×T)	数量
 職員食堂	 回転釜/ティルティングパン	2, 800 × 1, 300 × 750	2
職員食堂	フライヤー/ガステーブル	1, 750 × 950 × 750	2
職員食堂	ローレンジ	1, 050 × 900 × 750	1
職員食堂	ガスコンロ	1, 050 × 750 × 750	1
職員食堂	ゆで麺機	1, 800 × 900 × 750	1
職員食堂	ガス自動炊飯機	1, 900 × 950 × 750	1
職員食堂	ガスブースターユニット	1, 010 × 1, 150 × 750	1
職員食堂	食器洗浄機	1, 300 × 1, 150 × 750	1
職員食堂	食器洗浄機	1, 000 × 1, 150 × 750	1
レストラン	コンビオーブン	1, 000 × 1, 100 × 750	1
レストラン	フライヤー/ガスレンジ	1, 500 × 1, 100 × 750	2
レストラン	ガス炊飯機	750 × 950 × 750	1
レストラン	食器洗浄機	950 × 950 × 750	1
コンビニエンスストア	オーブン	1, 050 × 600 × 450	1
コンビニエンスストア	フライヤー	690 × 350 × 500	1
そば店	そば釜	1, $350 \times 900 \times 750$	1
そば店	電磁調理機	870 × 780 × 450	1
そば店	ガス瞬間湯沸器	$600 \times 450 \times 350$	1
展望喫茶	洗浄機	860 × 900 × 450	1
展望喫茶	コンベクションオーブン	1, 260 × 1, 300 × 450	1
展望喫茶	フライヤー	860 × 1, 900 × 450	1
展望喫茶	電磁調理機	860 × 1, 800 × 450	1

② アクアクリーンシステム

型式	数量	設置箇所内訳	
ACF-1400W	2	職員食堂	
ACF-1200S	2	職員食堂	
ACF-1200W	1	そば店	
ACF-800S	2	職員食堂	
ACF-600W	3	レストラン2、そば店1	

③ グリスフィルター

設置箇所:展望喫茶 1連式:1台 2連式:2台 コンビニエンスストア 1連式:1台+1枚

④ FVDダンパー

職員食堂:11台 レストラン:5台 コンビニエンスストア:2台

そば店:2台 展望喫茶:4台

【別紙 4-(14)-設備概要】

① 受水槽、高置水槽、修景受水槽

水槽名称	仕 様	数量
上水受水槽	ステンレス鋼板製パネルタンク	1
	5,500×4,000×H 3,000 66㎡ (有効水量55㎡)	
中水受水槽	コンクリート製(地下式)	1
 	有効容量:100.0㎡(40㎡+40㎡+20㎡)	
上水高置水槽	ステンレス鋼板製パネルタンク	1
(低層系統)	2,000×2,000×H 1,000 (有効容量:2.5㎡)	·
上水高置水槽	ステンレス鋼板製パネルタンク	1
(中層系統)	2,000×1,000×H 1,500 (有効容量:1.9㎡)	'
上水高置水槽	ステンレス鋼板製パネルタンク	1
(高層系統)	2,000×2,000×H 1,500 (有効容量:3.6㎡)	'
中水高置水槽	ステンレス鋼板製パネルタンク	1
(低層系統)	2,000×2,000×H 1,500 (有効容量:3.8㎡)	'
中水高置水槽	ステンレス鋼板製パネルタンク	1
(中層系統)	2,000×1,000×H 2,000 (有効容量:2.9㎡)	'
中水高置水槽	ステンレス鋼板製パネルタンク	1
(高層系統)	2,000×2,000×H 1,500 (有効容量:3.1㎡)	'
修景受水槽	FRP	1
(地下1階)	1,000×2,000×H 2,000 4m³ (有効容量:3.0m³)	'

② 汚水槽、雑排水槽、排水貯留槽、排水処理槽、雨水貯留槽、雨水処理槽

シ /リハハ日、 木田17F/1八日、	[於八朝] 由"自、"於八 位 [五百、阿八郎] 由"自、阿八位] [1	
水槽名称	仕 様	数量
	コンクリート製(地下式)	
	PD-A-B2 31·32 容量42㎡	1
汚水槽	PD-A-B2 33·34 容量20㎡	1
	PD-A-B2 35·36 容量22㎡	1
	PD-F-B2 31·32 容量100㎡	1
	PD-F-B2 5·6 容量18㎡	1
雑排水槽	PD-F-B2 35·36 容量22.5㎡	1
	PD-A-B2 43·44 容量39㎡	1
厨房排水層	PD-A-B2 53·54 容量31.5㎡	1
排水貯留槽	PD-A-B2 41·42 容量174.5㎡	1
7升八只 田 佰	FD=R=DZ 41*4Z 谷里174.5III 	(5槽式)
	コンクリート製(地下式)	
	流量調整水槽 4,600×3,700×H3,900=66.37㎡	1
排水処理槽	排水沈殿槽 4,550×2,100×H3,900=37.26㎡	1
(排水再利用設備)	放流ポンプ槽 5, 150×1, 950×H 2, 000=20. 08㎡	1
	排水処理槽 4,900×1,800×H2,400=21.16㎡	1
	汚泥貯留槽 3,600×1,000×H3,700=13.32㎡	1
雨水貯留槽	コンクリート製(地下式)	1
157八川田信	PD-A-B2 71~74 容量405㎡	(13槽式)
雨水処理槽	コンクリート製(地下式)	1
的小处理信	PD-A-B2 81·82 容量48.72㎡	(2槽式)

③ 貯湯タンク

水槽名称	仕 様	数量	
貯湯槽	SUS444(立型)	2	
(低層系統 TVW-A-12-1·2)	有効容量:1.0m ³	۷	
貯湯槽	SUS444(立型)	2	
(中層系統 TVW-A-20-1·2)	有効容量: 0.8m ³	۷	
貯湯槽	SUS444(立型)	2	
(高層系統 TVW-A-31-1·2)	有効容量:0.9㎡	۷	
貯湯槽	SUS444(立型)	-1	
(30階~PH2階系統)	有効容量: 0.3m ³	'	
貯湯槽	SUS444(立型)	2	
(B2階~2階系統 TVW-A-B2-1·2)	有効容量: 0.8m³	۷	
給湯用補給水槽	SUS444(立型)	1	
(低層系統 TWR-A-14-1)	有効容量:1.0㎡	1	
給湯用補給水槽	SUS444(立型)	-1	
(中層系統 TWR-A-23-1)	有効容量: 0.8m³	1	
給湯用補給水槽	SUS444(立型)	1	
(高層系統 TWR-A-PH1-1)	有効容量:0.9㎡	1	

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 生息点検調査		2 M	・建物全体について行
	被害の状況を、次の方法のうち必要な調査		~
	を行う。		
	① 聞き取り調査		
	・各室の使用者からゴキブリ生息や被害		
	の有無を聞き取る。		
	② 目視による調査		
	・ゴキブリの虫体、糞、卵鞘、脱皮殻、		
	シミや汚れ(ローチスポット)等の証跡		
	を調査する。		
	③ トラップ調査		
	・ゴキブリ用粘着トラップを各管理区域		
	ごとに、潜伏が考えられる筒所の周辺		
	に、3~5㎡に1個の割合で、原則とし		
	て3~5日間配置し、1日1トラップ当		
	りの平均捕獲数(ゴキブリ指数という)		
	りの千均桶後数 (コヤノリ相数という) を調査する。		
	を調査する。 ④ 環境調査		
	・ごみの処理状況、飲食物の保管状況、		
	ゴキブリの潜入場所となる割れ目や隙		
	間の有無、防虫網設置の有無等、対策の		
2.報告書及び作	有無や有効性を調査する。		
	調査終了後、生息状況報告書及び作業計画書も作成し、必要な味及古され		
業計画書作成	画書を作成し、必要な防除方法や薬剤散布		
3. 防除作業	箇所等の対策を決める。 作業計画書により、事前通知のうえ駆除		・殺虫剤を使用する場
3.	作業を行う。		・秋玉削を使用する場 合は、薬事法で承認を
a.事前通知	「F来で1」」。 使用する殺虫剤の名称、使用方法、注意		古は、楽事法で承認を 受けた殺虫剤を用法、
a. 争刖进和	事項等を事前に施設管理者に通知する。		受けた救虫剤を用法、 用量、使用上の注意を
│ │ b.駆除作業	作業計画書に基づき、駆除作業を行う。		市里、使用工の注息を 守って行う。
D. MADISTIF来			すって11つ。
	次に、駆除方法の例を示す。 ① 殺虫剤による残留噴霧		
	・ゴキブリの生息場所である隙間や割れ		
	日、徘徊場所に全自動噴霧機により重点		
	日、併価場所に主日助順務機により重点 処理する。		
	がほりる。 ② 毒餌処理		 ・1 ㎡当り1~5箇所、
	○ 毎四処理 ・ゴキブリ用ジェルベイト剤又は容器入		用法・用量に基づいて
	・コイング用フェルペイド用文は存命人 りベイト剤を配置する。		州法・州里に基づいて 配置する。
	③ ULV処理		「配置する。 「・多数生息し速効的な」
	・ピレスロイド系水性乳剤を用法、用量		・多数生息し速効的な 効果を期待したい場合
	に基づいて、電動式ULV機、ノズル式		効果を期待したい場合 に限る。
	しをりいて、电動式してV機、ノスル式 ULV機、炭酸ガス製剤噴出機等により		「一
	ULV機、灰酸ガス製剤順面機等により 処理する。		
	処理9つ。 ④ 蒸散剤殺虫処理		
	(4) 然前利税出処理 ・ジクロルボス樹脂蒸散剤をセットした		
	蒸散剤殺虫機により、室内に薬剤粒子を		
	充満させる。		

作業項目	作業内容	周期	備考
	⑤ 燻煙処理・燻煙処理を室内に処理する。⑥ 隙間コーキング・必要に応じゴキブリの潜み場所となる隙間や割れ目をコーキング剤によって塞ぐ。		
4. 発生防止の 措置	作業計画書に基づき、発生防止の措置を 行う。		
5. 効果判定	ゴキブリの発生が見られた箇所については、事前調査と同じ方法を用いて調査 し、効果を判定する。		・防除作業後、1~3 週間以内に維持管理基 準を達成したか効果を 判定する。
6. 補修施工	上記5の維持管理基準が達成できない場合は、受託者の負担において上記3の作業を再度実施する。		

くねずみ防除作業>

くねずみ防除作業>	>		
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 生息点検調査	発生場所、生息場所及び侵入経路並びに	2 M	
	被害の状況を、次の方法のうち必要な調査		
	を行う。		
	① 聞き取り調査		
	・各室の使用者からネズミの目撃、足音、		
	鳴き声、糞、被害の有無を聞き取る。		
	② 目視による調査		
	・ネズミの糞、齧り跡、ラットサイン(ネ		
	ズミの証跡)、侵入場所、営巣場所等を		
	調査する。		
	③ トラップ調査		
	・ネズミの種類、生息密度を調査するた		
	め、ネズミ用粘着トラップ等のトラップ		
	を配置し、捕獲する。		
	④ 無毒餌による調査		
	・生息する恐れのある箇所に無毒餌を配		
	置し、喫食の有無を調査する。		
	⑤ 環境調査		
	・ごみの処理状況、飲食物の保管状況、		
	餌の供給源の有無及び構造、設備等の防		
	そ機能を調査する。		
2. 報告書及び作	調査終了後、生息状況報告書及び作業計		
業計画書作成	画書を作成し、毒餌配置箇所及び必要な防		
	除方法、対策を決める。		
3. 防除作業	作業計画書により、事前通知のうえ駆除		・薬事法で承認を受け
	作業を行う。		た殺そ剤を用法、用量、
a. 事前通知	作業内容、使用する殺そ剤の名称、使用		使用上の注意を守る。
	方法、注意事項等を事前に施設管理者に通		
	知する。		

作業項目	作業内容	周期	備考
b. 駆除作業	作業計画書に基づき、駆除作業を行う。 次に、駆除方法の例を示す。 ① 毒餌処理 ・ネズミの生息場所、通路、餌場、休息 場所等に毒餌皿に入れて配置する。食料 品に混入する恐れのある場所では、毒餌 箱に入れて配置する。 ・喫食が見られる間は、原則として週1 回点検する。	1 W 以内	・室内で「目撃されない、被害がない」レベ ルに到達するまで継続 して行う。
	② 粘着トラップによる捕獲 ・ネズミが出没する箇所に夜間配置し、 始業前に回収する。	1W 以内	・生息数の多い場所では、1枚/㎡以上配置する。 ・室内で「目撃されない、被害がない」レベルに到達するまで継続して行う。
	③ 殺鼠器による捕獲 ・圧殺式トラップ(パチンコ)を配置する。 人が出入りする箇所では、夜間配置し、始業前に回収する。	1 W 以内	・生息数が少なく、ネ ズミの餌になる食品が 少ない箇所に限る。 ・室内で「目撃されな い、被害がない」レベ ルに到達するまで継続 して行う。
	④ 防鼠工事 ・ネズミの侵入口及び侵入の恐れのある 箇所を金属板等、金網、防鼠パテ等で塞 ぐ。⑤ ごみ処理、飲食物の管理及び清掃 ・食料品の収納、厨芥類処理、清掃を行い、ネズミの巣があれば除去する。		
4. 発生防止の 措置	作業計画書に基づき、発生防止の措置を 行う。		
5. 効果判定	ネズミが目撃された箇所又は被害があった箇所については、事前調査と同じ方法 を用いて調査し、効果を判定する。		・防除作業後、1~3 週間以内に維持管理基 準を達成したか効果を 判定する。
6. 補修施工	上記5の維持管理基準が達成できない場合は、受託者の負担において上記3の作業を再度実施する。		

<ダニ防除作業>

作業項目	作業内容	周期	備	考	•
1. 生息点検調査	発生場所、生息場所及び侵入経路並びに	2 M			
	被害の状況を、次の方法のうち必要な調査				
	を行う。				
	① 聞き取り調査				
	・痒み被害の有無、場所、範囲を聞き取				
	る。				
	② 飽和食塩水浮遊法による調査				

	・掃除機で3分/㎡程度かけて屋内塵を	
	採取する。これを飽和食塩水でダニを分	
	離し、ろ紙に展開し実体顕微鏡でダニ数	
	を数える。	
2. 防除作業	作業計画書により、事前通知のうえ駆除	
	作業を行う。	
a. 事前通知	使用する殺虫剤の名称、使用方法、注意	
	事項等を事前に施設管理者に通知する。	
b. 駆除作業	作業計画書に基づき、駆除作業を行う。	
	次に、駆除方法の例を示す。	
	① 殺虫剤による残留噴霧	
	・被害の訴えのある箇所に全自動噴霧機	
	により重点処理する。	
	② ULV処理	
	・ピレスロイド系水性乳剤を用法、用量	
	に基づいて、電動式ULV機、ノズル式	
	ULV機、炭酸ガス製剤噴出機等により	
	処理する。	
	③ 燻煙処理	
	・燻煙剤を用法、用量にしたがって室内	
	に処理する。	
	(4) 加熱処理	
	・布団、畳においては、布団乾燥車で内	
	部温度が60℃、2時間以上加熱乾燥させ	
	る。	
3. 発生防止の	作業計画書に基づき、発生防止の措置を	
措置	行う。	
14 (2)	11 2 0	
4. 効果判定	ダニの発生が見られた箇所については、	・防除作業後、2週間
	事前調査と同じ方法を用いて調査し、効果	以内に維持管理基準を
	を判定する。	達成したか効果を判定
		する。
5. 補修施工	上記4の維持管理基準が達成できない	
	場合は、受託者の負担において上記2の作	
	業を再度実施する。	

【別紙 4-(14)-点検保守基準表 (時期)】

点検内容	回数	作業場所	作業内容												
点快內谷	回/年	1 1 1 未场別	TF未内台	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
ねずみ生息点検	6/年	「別紙 4-(14)-点 検保守基準表(場	生息調査用トラッ プを設置し、生息状 況点検を行う。												
こん虫等生息点検	6/#	所)」のとおり							•				•		
防除作業	6/年	快休寸季年衣(物	上記の生息状況点 検の結果に基づき、 適切な方法により 駆除作業を行う。		•		•		•		•		•		•

【別紙 4-(14)-点検保守基準表(場所)】

	場所	B2 F	B1 F	1F	2F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	13F	14F	15F	16F	17F	18F	19F	20F	21F	22F	23F	24F	25F	26F	27F	28F	29F	30F	31F	合計
	東側 事務室						3	2	3	2	2	2	2	2	2	3	2	2	1	2		1	2	1	2	2	3	4	4	6	1	1	56
	給湯室					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		26
	西側 事務室		1	2				2	2	2	2	9	1	3	3	3	1	2	2	2	2	1	1	3	3	2	3	1	•			•	53
	給湯室					1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1				1	21
	南側 事務室							1	1	1	2	1				•	2	1	2	2			†	†	2	1	1		•			•	17
	北側 事務室							1				1		1	1	1	1		1				•	1	1	1		1	•				11
	展望喫茶															•		•	†		†		•	†	†			•	•	†		4	4
	そば店				3											•			-						1							İ	3
	オートスナックコーナー				1											•		1	†	•	†		†	†	†	†	†	†	1	†		†	1
	レストラン			2												•		•	†						·	†	-		•			•	2
	職員食堂			6														·	<u> </u>						İ		<u> </u>		İ			İ	6
	コンビニエンスストア			2														<u> </u>	-		-				<u> </u>				İ			<u> </u>	2
	合同庁舎管理官室			1														†	<u> </u>		†				<u> </u>	†		†	<u> </u>	†		<u> </u>	1
	浦和税務署トイレ			1																					ļ	ļ	-					ļ	1
-	浦和税務署給湯室			1																													1
しも生息点倹	防災センター			1														-			-			ļ	ļ	-	-	-	ļ	-		ļ	1
ŧ	清掃員控室		2	'														-							-	-	-		-	-		<u> </u>	2
思 点	ごみ処理室		6															-							-	-						-	6
矣	運転手控室(国税・審判所)		1															-							ļ	-	-		-			ļ	1
	運転手控室(財務)		1																		-			ļ	ļ	<u> </u>	ļ	-	ļ	-		ļ	1
	運転手控室(経済)		1																-						-	-	-					 	1
	是	1	1	1	1													-	-		-				-	-	-	-	-	-		<u> </u>	4
	排水再利用室	4		1	1																				-	-		-		-		 	4
	PS5(汚水槽)	1																-	-		<u> </u>			-	<u> </u>	<u> </u>	-	<u> </u>	-	<u> </u>	-	<u> </u>	1
																	-	<u> </u>	 	-	ļ			ļ	 	 	 	 	-	 	-	<u> </u>	
	機械室3(汚水)	1																-							-	-	-						1
	空調機械2(汚水)	1																							-								<u> </u>
	PS4a (汚水槽)	1																-	-		-				-	-	-	-		-		-	1
	駐車場トイレ(汚水)	1																-	-		-				-	-	-	-	-	-		ļ	·
	厨房排水槽	1																-	-		-				ļ	ļ	-	-	-	ļ		ļ	1
	雑排水槽	1																									-						1
	中央監視盤室	1																			-						<u> </u>	_		_		-	1
	設置数計	13	13		5	2	5	8	8	7	8	15	4	8	8	9	8	7	8	8	3	4	5	7	10	8	9	8	5	7	2	4	+
	レストラン			2												<u> </u>	ļ	ļ	<u> </u>		ļ		<u> </u>	ļ	<u> </u>	<u> </u>		-		-		<u> </u>	2
	そば店				1																			ļ	ļ	ļ	ļ		ļ			ļ	1
a	職員食堂			3																													3
ず	コンビニエンスストア			1														ļ	ļ				ļ	ļ	ļ	ļ	ļ		ļ			ļ	1
<u></u> ‡	高圧電気室	2											2						ļ		1		ļ	ļ	ļ	ļ	ļ		ļ			2	7
ねずみ主急点倹	UPS室																				1			ļ							2	ļ	3
듰 숲	発電機室	1																															1
*	駐車場高圧電気室	2																							ļ							<u> </u>	2
	特高電気室	2																															2
	設置数 計	7		6	1								2								2										2	2	22

[※]場所の名称は変更する場合がある。

構内情報通信網設備等点検保守業務

1. 業務項目

- (1) 構内情報通信網設備点検保守·運行監視業務
- (2) 電話交換機設備点検保守業務
- (3) 共用管理システム点検保守業務

各業務の詳細は「別紙4-(15)-別添(1)~(3)」による。

2. 業務概要

庁舎内に設置された構内情報通信網設備の点検及び保守業務を実施するとともに、同設備を支障なく運行するため、運行上の支援及び監視業務を実施するものとする。

また、電話交換機設備の定期点検及び保守業務を実施し、併せてシステム解析、システム プログラムとダンプアドレスチェックの再設定作業を行うこととし、共用管理システムについては、安定的に運用するためのシステム全般の保守に関する業務(定期メンテナンス・ソフトウェアライセンス管理・障害時の対応・環境の維持管理)を実施するものとする。

なお、業務の実施にあたっては、本仕様書に従うほか関係法令を遵守し、また、庁舎管理 担当者の指示に従うものとする。

3. 業務従事者

- (1)業務従事者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格を定められている場合は、当該資格を有する者が業務を 行うものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施に先立って、業務従事者の氏名・年齢等を記載した作業員名簿及び資格証の「写」を委託者に提出するものとする。
- (4)業務従事者は、制服を着用し、社名及び氏名を記入した名札を着けるものとする。

【別紙4-(15)-別添(1)】

構内情報通信網設備点検保守・運行監視業務

I. 点検保守業務

1. 内容

- (1) 点検及び保守は日常実施するものとするほか「共通仕様書」によるものとし、その保守 及び点検内容の適用範囲は、表-1によるものとする。
- (2) 点検及び保守の対象設備は、「別紙 4-(15)-設備概要(1)」によるものとする。
- (3) 受託者は、全館停電作業時は立会いのうえ、作業に係わる必要な措置を講じるものとする。また、復電後は当該設備の機能確認を行うものとする。

表-1 点検及び保守

点検設備	点検及び保守内容	点検周期
構内情報通信網設備	「共通仕様書」第2編第3章、表3.9.1 に記載されているものの該当事項	「共通仕様書」の規定による

2. 修繕業務

以下の修繕業務を実施し、令和2年度に完了すること。

(1) 構内情報通信網設備について、以下の部品交換を行うこと。

部品名	形状	数量
UPS (1.5kVA)	SRU-152AC	34
ラックマウント金具	RMB-79	35
バッテリ盤	SRB152-10M	1
UPS (3kVA)	SAU-A302	1
固定金具	RMB-40	1
警報接点用ボード	ESU-12	1
UPS (5kVA)	SAU-A502SS11	1
固定金具	RMB-59	1
警報接点用ボード	ESU-12	1
UPS (15kVA)	SNU-A153TS21	1
フロア架台		1

[※]消耗品、雑材、廃材処分を含む。

(2) 部品交換後は、試運転調整を行い、正常に作動するようにすること。

Ⅱ. 運行監視業務内容

1. 業務体制

庁舎内に設置された構内情報通信網設備(「別紙 4-(15)-ネットワーク構成図」参照) を支障なく運行するため、運行上の支援及び監視業務を次表のとおりの業務体制で実施するものとする。

区分	業務日	業務時間	人員
庁舎監視センター (B2F MDF室内)	土・日・祝祭日及び 年末年始を除く毎日	午前9:00~	1人 (常駐)
遠隔監視センター*	毎日	2 4 時間	

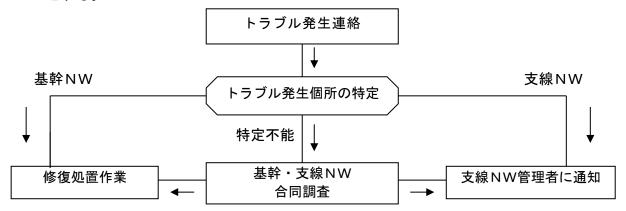
[※]遠隔監視センターの設置費用(配線、通信費含む)は受託者の負担とする。

2. 運行支援業務

① 受託者は、各入居官署(ネットワーク管理者)からの基幹NW設備に対する質問へは、

適切に回答するものとする。

② 受託者は、各入居官署からのトラブル発生の連絡を受けた場合には、一次処理(下図参照)を行うとともに委託者に処理状況を報告し、必要に応じて委託者の指示をうけるものとする。



※基幹 NW: 「別紙 4-(15)-ネットワーク構成図」の範囲

支線NW:「別紙4-(15)-ネットワーク構成図」配下に接続されるネットワーク

- ③ 受託者は、ネットワーク上の下記の統計情報を継続して収集・分析し、定期的に委託者に報告するものとする。
 - 1. ポート毎のトラフィック情報
 - 2. ポート毎のエラー発生情報
- 3. 運行監視業務

次表によるものとする。

	区	分				
	庁舎監視センター (B2F MDF 室内)	遠隔監視センター				
業 務 内 容	業務日及び業務時間					
	土・日・祝祭日及び 年末年始を除く毎日 午前9:00~ 午後5:00	毎日 2 4 時間				
①ネットワーク駆動状況監視						
監視システムによる異常検知 監視システムで検出したアラームの発生時間、発 生装置、アラーム内容によりアラームの処置	0	0				
障害発生/修復/対処通知 障害発生時に各部署への対応連絡及び対処 障害発生及び障害修復の委託者への報告	0	0				
トラブル発生時の一時処置 監視対象範囲で障害を検知した場合、障害原因の 一次処置	0					
ウイルスのシステム侵入監視(30 アカウント) 基幹ネットワークのウイルス侵入の監視	0					

インターフェース監視 基幹ネットワーク電話交換設備のインターフェ ース状況の監視	0				
②システム構成管理					
構成変更時のIPアドレス及びホスト名等の管理	0				
構成台帳の変更及び管理	0				
データベースによる構成情報の一元管理	0				

4. 運行監視業務実施に関する報告義務

受託者は、遠隔監視により前記3の業務を実施した後、報告書を作成し委託者に監視状況を報告しなければならない。報告書は月単位でまとめることとし、翌月10日までに委託者に対して提出すること。

5. 技術資料と監視員の条件

(1)技術資料

受託者は、契約業務を確実に履行するため、技術員が業務を実施するために使用する当該機種の保守技術資料を保有し、委託者の要求に応じて遅滞なくこの資料等の提示と具体的説明を行わなければならない。

(2) 監視員の条件

監視員は、本業務担当企業が直接雇用契約を締結したものであって、役務を提供するために必要な専門知識を有する者の中から選任しなければならない。

6. 緊急対応体制

委託者の求めに応じ、受託者は平日昼間、休日、夜間及び緊急時の体制並びに点検対象設備を担当する拠点の技術員名等、必要条件を記載した名簿を提出しなければならない。

なお、故障発生等の緊急時(広域災害を除く。)には、原則として通報受信後速やかに復 旧対策を講ずることのできる体制を有しなければならない。

また、広域災害の対応については、その対応等に関し委託者に対し具体的に説明ができなければならない。

【別紙4-(15)-設備概要(1)】

<構内情報通信網設備>

名称	設 備 内 容	
1. ネットワーク監視装置	 ② カラー液晶ディスプレイ(17インチ)* ③ 内蔵DVD-RAMユニット* ④ 高機能無停電電源装置(SmartUPS 750J)* ⑤ ページプリンタ 	1台 1台台 1台 1台 1台
2. 構内情報通信網設備 (1) 中央ノード(CN)	センタースイッチ [※] ① 本体装置(Catalyst4507R+E本体F52) ② ギガビットイーサネットモジュール ③ 10/100/1000イーサネットモジュール ④ 基本部(二重化) ⑤ 電源二重化用品 ⑥ 1000BASE-SX SFP ② 19インチラック搭載用品 無停電電源装置 ① 15kVA(GN共通利用)	2 2 2 2 2 2 6 2 1
(2) 官署ノード(LN) (共有階ノードを含む)	③ 電源④ 19インチラック搭載用品フロアハブ(L2-SW)*① 本体装置(Catalyst2960-24TC本体)	4444 646 台台台
(3) 階ノード(FN)	 ② 1000BASE-SX SFP ③ 19インチラック搭載用品 ハブ/メディアコンバータ* ① スイッチングハブ (SH1516ATC) ② メディアコンバータ (100FX) 17 無停電電源装置 	2台台台 台台 台台 日
(4) エンドノード(EN)	無停電電源装置 ① 1.5 k V A	9台

※印は H24 に機器更新したもの

電話交換機設備点検保守業務

業務内容

- 1. 点検内容
- (1) 点検の対象設備は、「別紙 4-(15)-設備概要(2)」によるものとする。
- (2) 定期点検及び保守は、「別紙 4-(15)-点検保守基準表」及び「共通仕様書」第2編第3章、表3.9.2 によるものとする。ただし、点検周期については<6M>と記載のあるものについても全て<1Y>と読み替えるものとする。
- (3) 当該装置固有の性能維持向上に係わる点検作業を行うものとする。
- (4) 受託者は、停電作業時は立ち会いのうえ必要な措置を講じるものとする。復電後は、機能確認を行うものとする。
 - 2. 点検及び保守の継続

電話交換機設備の更新があった場合には、作業に立会いのうえ、作業に係わる必要な措置 を講じるものとする。また、更新後の設備について、機器の構成、機器の仕様、操作手順、 日常点検及び保守の方法等について当該更新業者から引継ぎを受けることとし、本件業務期 間中において、更新後も引き続き支障なく点検保守を行うものとする。

【別紙4-(15)-設備概要(2)】

<電話交換機設備>

<電話父換機設備> 名 称	設 備 内 容	
電話交換機設備	本体装置架	1台
	拡張架	5台
	制御系二重化用品	1 式
	NW拡張用品 2	8 式
	GWユニット1	26個
	GWユニット二重化用品	2 7 個
	32回線内線用品	5枚
	12回線ND内線用品	224枚
	8回線モデム信号送信トランク	3枚
	8回線内線用品	1 1 枚
	32回線デジタル内線用品	19枚
	8回線BS制御用品	20枚
	4回戦BRI局線出入トランク 2	16枚
	PR I 用品 ジャキニオ学	12枚
	話中表示装置 16回線局線出入トランク	12枚
	8回線モデム信号受信トランク	8 枚 2 枚
	4回線LD出入トランク	5枚
	8回線OD出入トランク	2枚
	VoIPインターフェース用品LE	2枚
	エコーキャンセラ用品し	2枚
	8回線PB信号受信器	1 2 枚
	8回線ミキサートランク	10枚
	外部クロック装置	1枚
	クロックセレクタ用品	2枚
	16回線非常切替用品	7枚
	局線中継台制御用品	2枚
	8回線デジタルトーキートランク	2枚
	8回線番号案内トーキートランク	1枚
	8回線話中表示インターフェース	1枚
	2 灯式警報装置	1個
	保守用端末保守用プリンタ	1台
	株寸用フリンダ 構内交換装置用L2スイッチ	1台 1台
	構内交換装置用してスイッチSFP	1台
	一	8台
	局線中継台	3台
	構內交換装置用電源装置	1台
	アナログー般電話機	2,702台
	デジタル多機能電話機	464台
	PHSアンテナ	158台

<電話交換機設備>

点検項目	点 検 内 容	備	考
1. 機能			
ア. 中央処理系	① 中央処理装置内部基板が正常動作であることを確認する。 ② 主記憶装置が正常動作であることを確認する。		
イ. 搭載基板系	① 内線系加入者回路基板の回路動作が正常に動作することを確認する。② 局線系加入者回路基板の回路動作が正常に動作することを確認する。③ 制御系回路基板の回路動作が正常に動作することを確認する。		
2. 音声応答装置	① 装置架及び各部の汚損、損傷、腐食等の有無を点検する。② 固定金具、固定ボルト等の緩みの有無を点検する。③ 下記の各機能試験を、試験電話機の着信試験により動作を確認する。・音声自動応答サービス・応答・転送サービス		
3. 入出力装置	① 入出力装置の表示装置の表示機能が正常に動作することを確認する。② 出力装置の作動部、制御系基板が正常に動作することを確認する。		
4. 付属機器等 (MDF) (電話機) (中継台)	 多機能電話機のオーバーホール及び各機能ボタン表示機能が正常に動作することを確認する。 アナログ電話機の機能ボタンが正常に動作することを確認する。 電話系構内ケーブルの線路抵抗試験を行い、正常な抵抗値であることを確認する。 中継台制御系基板の動作確認により、表示部、ランプ、機能ボタン、通話路が正常に動作することを確認する。 中継台通信系基板の中央処理装置の通信が正常に動作することを確認する。 中継台の電源基板の交換本体装置からの正常な電流値で動作することを確認する。 		
5. 運転管理	① バックアップファイルの作成を行う。② 祝祭日のカレンダー設定を行う。		
6. 運用管理	運用管理ファイルの確認を行い、現状運用システムとの差分がなくなることを確認する。なお、現状システムとの運用に必要なデータ再設定を併せて行う。データ作成上、入居官署との打合せを含む。 ① ピックアップグループデータ解析及び再設定 ② 内線代表グループデータ解析及び再設定 ③ 短縮ダイヤルの登録データ解析及び再設定 ④ ラインクラスデータ解析及び再設定		

	⑤ サービスクラスデータ解析及び再設定	
	⑥ ラインロックアウト情報解析及び再設定	
	C T I TIMALIA TIMAL	
7. システムプロ	各プロセッサ(マネージメントプロセッサ・コールプロセッサ	
グラムLPRメモ		
リの解析	解析することにより、各装置の稼動状態並びにエラー情報を収	
	集確認する。	

共用管理システム点検保守業務

業務内容

- 1. 一般事項
- (1) 共用管理システム

共用管理システム(以下、「FMS」という。)とは、さいたま新都心合同庁舎 1号館構内情報システムを利用して、さいたま新都心合同庁舎 1号館共用施設の予約管理を行うシステムのことをいう(「別紙 4-(15)-FMS構成概要図」参照)。

(2) 作業体制

あらかじめ作業体制を提出し、承認を得ること。

2. 業務体制及び点検保守等

FMSを安定的に運用するため、FMS開発者(株式会社富士通マーケティング)と十分協議を行い、FMSの点検保守及び障害対応を行うものとする。

(1) 対象範囲

「別紙 4-(15)-設備概要(3)」の機器及びソフトウェアー式とする。

- (2) 主な点検保守内容
 - ・サーバ1台(年3回)

イベントログ確認

容量確認

バックアップ確認

外付けHDD容量確認

ウィルスソフト適用作業

Windows パッチあて(※1)

UPS確認

システム確認

パッチあて前バックアップ(※1)

・クライアントパソコン5台(年3回)

イベントログ確認

容量確認

ウィルスソフト適用確認

Windows パッチあて(※1)

その他のクライアントパソコン10台(年3回)

接続確認(×1)

なお、各作業は原則として同日1日において時間を分けて実施するものとする。 また、マイクロソフト社より、修正プログラムが発行されない場合は、※1の点検保守 内容は実施しないものとする。

- (3) ソフトウェアライセンス管理
 - ・FMSを構成するソフトウェア等についてのライセンス管理を行い、運用期間中は正常に使用できるようにすること。ウィルス対策ソフトの定義ファイル等については、 定期的に適用作用を実施すること。(年3回、サーバ1台/クライアント5台)
 - ・ウィルス対策ソフトのライセンス更新費用も本業務に含めること。
 - ・Windows 更新プログラムについては、セキュリティ脆弱性・バグ等の観点から定期的に適用作業を実施すること。(年3回、サーバ1台/クライアント5台) (※1)
- (4)システム運用支援等
 - ・機器及びシステムの操作方法についての質問及びシステムの不具合障害の発生について、受託者が対応(システムQ/Aについては原則としてメール対応とするが、緊急の場合は電話、FAXでの対応も可能とすること)し、操作方法の回答及びシステム不具合発生時の適切な対応(1次障害対応)を行うこと。電話、メール、FAXにて解決しないと判断した場合は、不具合発生現場に作業要員を派遣すること。

ただし、全システム停止等の緊急事態に対しては、速やかに復旧を行う体制をとるこ

ہ ع

(5) 障害時の対応

- ・障害発生時は受託者にて、電話、メール、FAX にて受付けること。
- 1 次障害復旧対応は、原則として電話対応とするが、メール、FAX での対応も可能とし、適切に行うこと。
- ・障害状況を把握し、ハードウェア障害又はソフトウェア障害かの切り分けを行うこと。
- 必要に応じて修復作業要員を派遣し、現地にて障害対応を行うこと。
- ・システムを安定的に稼動するために重要な機器については、障害発生時には速やかに 交換部品を調達できる仕組及び速やかに交換作業が実施できる体制を構築しておく こと。部品交換に関する費用は、製品保証期間内のものを除き委託者の負担とするが、 交換作業に当たっては事前に委託者の承認を得る必要がある。

(6)環境の維持・管理

- ・マスタに変更が生じた場合、支援を行うこと。(原則として電話、メール対応による)
- ・システムの管理者に変更が生じた場合、支援を行うこと。(原則として電話、メール 対応による)
- ・当該システムに関係するネットワークに不具合が生じた場合、切り分け調査にあたり ネットワーク管理者と連携を図ること。
- ・設備点検に伴う停電対応作業を行うこと。

(7)潜在不具合

機器及びパッケージソフトに関する技術的な問題点等の提供

・ハードウェアメーカやソフトウェアベンダから提供される問題点や不具合の情報のうち、FMSに関係するものについて、その内容と対処方法を当局担当職員へ速やかに報告すること。

(8) その他

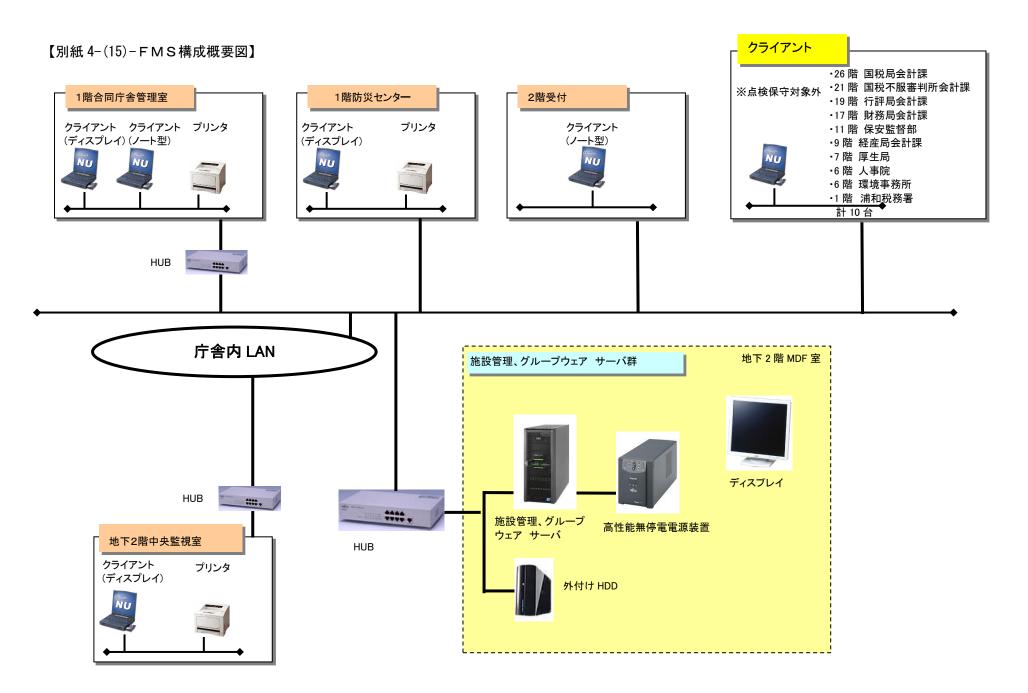
- ・点検保守を実施した時は、作業完了報告書を作成し、提出すること。記載内容については、あらかじめ当局担当職員の確認を受けること。
- ・障害対応を行った場合は、内容及び対応実績等について、速やかに書類で提出すること。

3. 更新業務

「別紙4-(15)-更新業務」のとおり更新業務を実施し、令和4年度に完了すること。

【別紙 4-(15)-設備概要(3)】

	1,4-(13)-設備(13) 】	T.			
項	品名	型名	数量	単位	備考
I	Key'sPortal サーバ				
1	PRIMERGY TX150 S7[3.5 インチモデル]	PGT1574H33	1	台	WindowsServer2008
2	基本 CPU 変換機構 Xeon X3460	PGBFU60G2	1	台	
3	基本 RAM モジュール変換機構-2GB	PGBRU2DG	1	台	
4	拡張 RAM モジュールー2GB	PGBRM2DG	1	台	
5	SAS アレイコントローラカート゛	PGB248L	1	台	
6	基本ハードディスクユニット変換機構ー300GB	PGBHUB35E2	1	台	
7	内蔵ハート゛ディスクユニットー300GB	PGBHDB35E	1	台	
8	FDD 1=y [USB]	FMFD-51S	1	台	
9	カラー液晶ディスプレイー17	VL-178SEL	1	台	
10	高機能無停電電源装置 Smart-UPS750J	GP5SUP111	1	台	
Π	クライアント				
1	ESPRIMO D550/A	FMVDE3A0E1	3	台	Windows7 Professional
2	CPUCore[TM] 2Duo	FMCXCPDD73	3	台	
3	У - EU 2GB[1GB × 2]	FMCXM5D63	3	台	
4	スーパーマルチ[厚型]	FMCXSMD72	3	台	
5	カラー液晶ディスプレイー17	VL-178SEL	3	台	
6	USB マウス[光学式]	FMC-UMD72	3	台	
7	FMV-S8390	FMVNS1SE	2	台	Windows7 Professional
8	LCD14.1型軽量薄型	FMCNXL4S2	2	台	
9	メモリ 2GB[1GBx2/DDR3 SDRAM]	FMCNXM3S10	2	台	
10	内蔵スーパーマルチドライブユニット追加	FMCNSMS11	2	台	
11	マウス添付[光学式]	FMCNMSKE1	2	台	
12	^゚ージ プ リンタ	XL-4280	3	台	
13	スイッチンク゛ハフ゛	SH1508B	3	台	
Ш	パッケージ				
1	Key'sPortal2.0		1	本	
2	Key' sPortal2. 0 利用ライセンス		30	本	
3	Key'sPortal2.0ファイル管理利用ライセンス		30	本	
IV	ライセンス更新				
1	Trend C/S Suite 新規 10-24	E514551ACA	10	本	



別紙 4-(15)-更新業務内容

1. 更新業務の内容

本仕様書は、本システムに要求する機能及び構成等について最低限の基準を示したものである。

したがって、仕様書に記述する全ての要求事項を満たすものとし、それを証明する機能証明書を提出すること。(導入実績のあるパッケージを基本とするが、カスタマイズにて対応する場合はその旨記載すること。)

ただし、本仕様書に記述していない事項であっても、本システムを効率的に稼動するために必要な機能で、本件調達機関の担当職員(以下「担当職員」という。)が認める場合には、これを調達の対象として納入すること。

(1) 調達対象範囲

・共用施設管理等システム

本システムの構築、運用に必要な以下のものを調達範囲とする。

- ① 本システム構成機器及びソフトウェア
- ② 本システム構成機器、ソフトウェアの各種設計及び導入
- ③ ②にかかる必要な設置工事等(メディアコンバータ、スイッチングハブ、LAN配線、電源工事等を含む。)

なお、配線ルート等については、別途協議とする。

- ④ 本システムの各種動作確認及び総合稼働試験
- ⑤ 構内 LAN の接続及び設定調整
- ⑥ 本システムサーバ・管理端末及び各入居官署等に設置されている管理端末(構内LANを経由)との接続のためのネットワーク機器等設定及び調整
- ⑦ 本システム(サーバ、管理端末及び管理端末を含む。)を利用する管理者及び使用担当者(調達担当者が指定する者)への機器、ソフトウェアの使用方法説明
- ⑧ 現行システムの予約等関係データ移行
- ⑨ 作業管理、品質管理等のプロジェクト管理 なお、本業務は運用、保守業務を含まないが、運用、保守面の観点を充分に考慮して設計、製造等作業を実施すること。

(2) 期間

本システム等の納入期限等は、以下のとおりとする。

- ①システムの納入期限: 令和4年度中とする。
 - (運用テスト、データ移行期間を含む。)
- ②システムの稼働: 令和4年度中とする。
 - (令和4年度中に現行システムを停止し、本システムで共用施設管理等を実施することとする。)
- ③運用等支援期限 : 令和9年度末を基本とするが、OSのサポート期限により別途、委託者と調整を 行う。
 - (システムの稼働~令和10年3月31日の間については、充分な体制を確保し、運用等支援を行なう 【別紙 4-(15)】 -P. 1 4

(3) 納入物品等

受注者は以下の納入物品等について、担当職員と十分に協議を行い作成するとともに、担当職員の指示に従い納入すること。

- ① システム一式(運用が可能な状態にすること。)
- ② システム設計書
- ③ 運用支援マニュアル (運用支援を行う場合に必要な納入する全てのシステム機器及びソフトウェア取扱説明書を含む)
- 4 操作マニュアル
- ⑤ プログラム設計書(独自開発がある場合)

上記②~⑤については、電子媒体、紙媒体双方を納入すること。

(4) 作業計画

作業実施にあたっては、以下の項目について、落札後速やかに作業計画を策定、担当職員の承認を得ることとする。また、作業計画変更の必要性が生じた際は、変更理由及び変更内容とともに、修正された作業計画を担当職員へ届け出た上、承認を得ることとする。

- ① 作業スケジュール
 - ※1. データ移行にあたり、システム停止する期間は1週間程度とする。
 - ※2. 作業にあたり入居官署業務に支障となる場合は、休日等作業とする。
- ② 作業体制と役割分担
- ③ 作業内容と作業の進め方の概要

2 共用施設管理等システム機能及び機器の構成要件

- 2. 1 システム機能要件
 - 2. 1. 1 基本要件
 - ① Webシステムであること。(イントラネット方式に対応できるものとし、端末側ソフトはブラウザのみで運用可能であること。)
 - ② 管理端末は、OSが Windows10 を利用できること。またブラウザは InternetExplorer11 が利用できること。

管理端末は、2.3.1記載のとおり。

- ③ サーバOSは Windows Server 2016 とすること。
- ④ キーボード操作を減らし、マウスによって大部分の操作が可能なインターフェースを備えていること。
- ⑤ ライセンスで管理されたシステムの場合は、30ライセンス(30ユーザ)以上納入すること。
- ⑥ ID、パスワードの入力後の画面は、管理者メニュー又は、官署メニューとなるようにログインIDによって権限設定可能とすること。(官署メニューには管理者が使用する機能を表示させない。管理者メニューに官署メニューも表示させる。)

⑦ パスワードの変更は、官署メニューでも可能とすること。但し、パスワードの初期化は管理者のみ 行えるようにすること。

2. 1. 2 施設予約要件

- ① 予約等状況確認画面
 - 予約、承認申請、承認で色分けし、予約等状況が視覚的に確認可能とする。
 - ・新規予約、承認申請は各会議室等の1日のスケジュールの利用開始希望時を 選択し、利用終了時間を指定することができる。
 - ・各会議室の詳細確認が可能(詳細は、「2.1.3 その他要件®会議室情報」を参照)
 - ・カレンダーを表示し、確認する年月日を選択することで、該当日付の施設利用状況 一覧表示。
 - •画面印刷可能

【庁舎管理者】

- 会議室等の加除が可能
- ② 予約、承認申請の方法
 - ・指定の ID、パスワードでログイン。
 - ・予約等状況確認画面からクリックで予約・承認申請画面に移行
 - ・予約・承認申請画面では、階数、施設名、予約等番号が表示され、予約・承認申請年月日、使用年月日、予約等登録官署、使用官署、担当課、担当者、内線番号、開始時刻、終了時刻、利用目的等備考の入力を行い予約・承認申請を行なう。
 - ※ 入力項目は全て必須とするが、予約・承認申請年月日、予約等登録官署、使用官署は自動 入力を行なう。
 - ・機器等の貸与予約・申請を併せて行なえること。また、機器備品は在庫管理を行うことができ、同一時間帯に重複した利用登録は不可
 - ・使用予約等がある場合、重複した登録は不可
 - ・予約登録官署は、原則として使用官署と同一となるが、管理者においては、他官署使用の予約 等も可能
 - •予約承認内容印刷可能

【庁舎管理者】

- ・予約・承認申請画面から承認も可能
- ・承認申請、承認の取消が可能
- ・他官署の予約・承認申請・承認が可能

【官署】

- ・承認申請、承認の取消不可
- 他官署の予約、承認申請不可
- ③ 予約・承認申請

【广舎管理者】

- ・予約・承認申請可能日を0-999日で変更設定が可能。
- ・予約自動削除期間使用日以前 0-99 日で設定可能。

【別紙 4-(15)】-P. 16

4) 承認

【庁舎管理者】

- ・指定する期間の予約・承認申請・承認の画面表示(一定件数毎に区切って表示)
- ・指定する期間の承認申請を一括承認可能
- 予約承認申請、承認内容を一覧で印刷可能
- ⑤ 検索機能

【庁舎管理者】

- 官署、期間、予約、承認申請、承認等で検索可能(一定件数毎に区切って表示)
- 予約、承認申請時に記号番号を付与し、記号番号の検索を可能とする。
- 一覧で印刷可能
- ⑥ 表示方法

【庁舎管理者】

- ・並び替え可能
- ・A4 印刷画面で表示可能
- ⑦ カレンダー機能

【庁舎管理者】

- -2019 年から 20 年間のカレンダーを有し、システムに反映すること
- ⑧ 現システムからのデータ移行(2011.1.1~)
 - •予約•承認申請•承認状況
 - ·会議室、組織、利用者情報等の詳細情報

2.1.3 その他要件

- ① ライブラリ
 - ・登録されている文書は、アクセス権限に応じて検索可能であること。
 - ・登録されている文書の中身も検索可能であること。
 - •画面印刷可能

【庁舎管理者】

- 庁舎使用細則等を項目毎に掲載および削除可能
- ・添付ファイル可能

【官署】

- ・閲覧、ダウンロードのみ
- ② 手引き
 - ・本システムの操作方法をオンラインヘルプ機能で確認可能とすること(機能毎に必要)
- ③ お知らせ/催事情報
 - ・各掲示情報の日付、タイトル、掲載者を表示できること。
 - ・タイトルから掲示内容確認画面を起動できること。
 - 未読・既読がわかり掲示板に情報が溢れない工夫がされていること。
 - ・使用目的に応じて作成された掲示板は、閲覧者を限定することが可能なこと。
 - ・掲載期限が経過した情報は設定により自動で非表示にできること。

・過去の掲示情報の検索が可能であること。

【庁舎管理者】

- ・管理者が任意に掲示板を作成できること。
- ・掲載期限が設定でき、掲載期限の変更が行えること。
- ・掲示板上にファイルの添付が可能であること。
- 「非公開」「参照のみ」「参照・閲覧可能」「管理者」での権限をつけることが可能であること。

④ ウィルス検索

- ウィルス検索機能を有すること。
- ・ウィルス対策ソフトは、管理端末とサーバは同一の製品とすること。
- ・運用負荷を軽減するために、最新のパターンファイルの自動配信(今回調達するサーバからすべての管理端末及び管理端末)ができること。
- ・パターンファイルの更新は保守業者が手動で行えること。

⑤ 利用者情報

- ・ユーザ ID、パスワード、所属、氏名(所属名で登録)を登録できること。
- ・アクセス権限の変更が容易であること。
- 利用できる期間を設定できること。
- ・履歴で管理できること(組織変更が発生した場合に必要)

⑥ 組織情報

- ・組織コード、組織名を登録できること。
- ・履歴で管理できること(組織変更が発生した場合に必要)

⑦ 会議室情報

- ・会議室と備品の登録が可能なこと
- ・管理No.、施設名、階数、収容可能人数、床面積、使用可否区分、利用可能期間、利用可能時間、 備考、添付ファイル(施設の画像等)
- ⑧ マスタ情報の登録
 - ・利用者情報、組織情報、会議室情報等システムを稼働させるために必要なデータを移行すること。

9 アクセス権

- ・公開しない、参照のみ、参照・登録可能、管理者の権限等の種別があること。
- ・権限をつける単位に、利用者単位のみではなく、組織単位、任意グループ単位、特定組織(部門)以上/以下などの単位でもアクセス権の設定が可能であること。
- ⑩ 会議室等予約データ出力
 - ・当日を含む7日間の会議室等予約データをCSV形式で出力できること。

2.2 システム機器等

本システム機器等の数量と設置箇所は以下のとおりとする。なお、詳細な納品、設置箇所については、担当職員の指示に従うこと。

① MDF室

システムサーバ

一式

② 广舎管理室

管理端末 デスクトップ、ノートブックPC 各 一式

プリンタ

③ 防災センター

管理端末 デスクトップPC 一式

プリンタ 一式

④ 中央監視

管理端末 デスクトップPC 一式

プリンタ 一式

⑤ 2階受付

管理端末 ノートブックPC 一式

2. 2. 1 本システムを利用する端末とプリンタ

① 端末15台

管理端末:合庁管理室2台、防災センター1台、中央監視1台、2 階受付1台 他入居官署等10台

② プリンタ3台

合庁管理室1台(PC2 台接続)、防災センター1台、中央監視1台

2.3 システム機器仕様

- 2.3.1 本システムを利用する端末とプリンタ
 - (1) 管理端末

ハードウェア

【省スペース型デスクトップPC】

① CPUは、インテル® Celeron® G4900 プロセッサー (3.10GHz) 以上の性能を有すること。または、同等以上の性能を有すること。提案する本システムソフトウェアの稼動に十分耐えられる性能を有していること。

一式

- ② メモリは、4GB以上であること。
- ③ ディスク容量は、500GB以上であること。

※ OS 及びシステムに必要な領域確保後100GB以上の空を有すること。

- ④ CD/DVD-ROM(書き込み可)ドライブユニットを搭載すること。
- ⑤ ネットワークI/Fは、100Base-TX以上を有しTCP/IP通信ができること。
- ⑥ プリンタを接続するためのインターフェースを有すること。
- ⑦ マウス、キーボード等全ての付属機器等を接続後、USB インターフェースの空きを1ポート以上有すること。
- ⑧ 17インチ以上の液晶ディスプレイを用意すること。

【ノートブックPC】

① CPUは、インテル® Celeron® プロセッサー 4205U(1.80 GHz)以上の性能を有すること。 または、同等以上の性能を有すること。提案する本システムソフトウェアの稼動に十分耐えら

【別紙 4-(15)】-P. 19

れる性能を有していること。

- ② メモリは、4GB以上であること。
- ③ ディスク容量は、500GB以上であること。
 - ※ OS 及びシステムに必要な領域確保後十分な空を有すること。
- ④ CD-ROM(書き込み可)ドライブユニットを搭載すること。
- ⑤ ネットワークI/Fは、100Base-TX以上を有しTCP/IP通信ができること。
- ⑥ マウス等全ての付属機器等を接続後、USB インターフェースの空きを1ポート以上有すること。
- ⑦ 15インチ以上の液晶ディスプレイを用意すること。

ソフトウェア

- 1 OS は、Windows® 10 Pro
- ② OASIS公開文書形式標準に準拠した文書の読み込み、編集、印刷、書き出しが可能な日本語表計算ソフトウェアが搭載されていること。
- ③ アンチウイルスソフトウェアをインストールすること。
- ④ その他、本システムとして必要なソフトウェアがインストールしてあることとし、詳細は、担当職員と別途協議とする。
- ⑤ 各ソフトウェアについて、引き渡し時点での最新モジュール等を適用し、納品すること。

(2) プリンタ

ハードウェア

- ① レーザーモノクロプリンタ
- ② 用紙サイズA4
- ③ 給紙トレイが装備されていること。
- ④ プリンタ USB ケーブル
- ⑤ パラレルインターフェース/LAN インターフェース/ USB を装備していること。
- ⑥ 解像度は、1,200dpi 以上であること。
- ⑦ 合同庁舎管理室設置プリンタは2台接続が可能であり、必要な周辺機器を併せて設置すること。

ソフトウェア

① OS(Windows®10)に対応していること。

スイッチングハブ

- ① 10/100BASE-TXポートを8ポート以上有していること。
- ② カスケード専用ポートを1ポート以上有していること。
- 3 スイッチ容量 1.6Gbps以上
- ④ 最大パケット転送能力110万PPS以上
- ⑤ MACアドレス登録数2000以上
- ⑥ オートネゴシエーション機能を有していること。

2.3.2 本システム機器等

(1) システムサーバ及び周辺機器

ハードウェア

- ① メモリは、16GB以上搭載され、増設により32GB搭載可能であること。
- ② HDD容量600GB以上 × 4を搭載すること。(RAID5+Hotspare)
- ③ CD-ROMのドライブ(最大24倍速)装置およびFDD装置が搭載されていること。
- ④ バックアップ用の外付HDDを装備すること。
- ⑤ ネットワークI/Fは、100Base-TX以上を有しTCP/IP通信ができること。
- ⑥ マウス、キーボード等付属機器等用意すること。
- ⑦ 17インチ以上の液晶ディスプレイを用意すること。
- ⑧ 無停電電源装置を接続していること。
- 9 サーバ本体及び無停電電源装置の形状はタワー型とする。

ソフトウェア

- ① OSは、ハードウェア及びソフトウェアを総合的に管理し、動作保障がされていること。
- ② リカバリーが可能なデータバックアップ用のソフトウェアを必要に応じてインストールしてあること。

また、サーバ内のファイルが使用中でもバックアップ可能及び障害発生時にOSを再インストールすることなく、迅速な復旧が可能となる機能を有すること。

- ③ アンチウイルスソフトウェアをインストールすること。
- ④ 無停電電源装置と連動して、電源異常時に自動で対象サーバのシャットダウンを行うソフトウェアをインストールしてあること。
- ⑤ その他、本システムとして必要なソフトウェアがインストールしてあることとし、詳細は、担当職員と別途協議とする。
- ⑥ 各ソフトウェアについて、引き渡し時点での最新モジュール等を適用し、納品すること。

3 システム運用要件

3.1 機器等の運用時間

本システムは、24時間365日の運用を行うこととしており、システムを安定的に運用することが前提である。仮に電力供給が停止した場合や故障時においても、システムを安全な状態に保つ機能を有すること。

3.2 障害時の復旧

システムに障害が発生した場合の復旧については、直近のバックアップデータによる復旧が可能であり、 早急な復旧が可能であること。

3. 3 バックアップ

本システムでは、データベース内の必要なデータのバックアップを1日1回自動で行うこと。

※ 複数世代(月曜日~金曜日分)管理できる仕組みにすること。

3.4 システム導入後

本システム導入後に、採用したソフトウェアのバージョンアップ等による対応が可能であること。

一部のソフトウェアのバージョンアップ等によるシステムへの障害(システム停止など)が発生しないよう に配慮すること。

4 その他

4.1 ネットワークの構築

本システムのネットワーク構成に関しては、財務局のセキュリティポリシー等を遵守し、担当職員及び担当職員が指定する者と充分に協議の上、構築すること。

なお、地下2階MDF室内ATM-HUB(CN-AB2-1-3)にサーバ機器を接続する際のV-LAN 設定は管理者が行うこととする。

4.2 システム操作の習熟

システムの取扱説明書等をもとに、システム管理者等のシステムの運用に携わるメンバーに対して、 システムの操作方法、不具合への対処方法等の説明を行うこと。

また、運用等支援期間中に、実際のシステムの運用による教育を実施すること。

4.3 拡張性

システムに関する将来的な拡張性について、充分な配慮がなされていること。

4.4 既存機器等の撤去

本システム機器の導入に伴い不要となる現行システム機器等を撤去時期も含め担当者の指示に従い適切に撤去すること。

なお、磁気ディスク装置は、完全に読取りが出来ないように、ディスク内容を完全に消去する等対策を 講じること。

5 留意事項等

5.1 機能証明書の作成条件

(1) 機能証明書の提出に際しては、企業名及び代表者の記名、押印された証明書を指定期限内に提出すること。提出する様式は、別添「機能証明書」様式に基づき作成するものとし、機能証明書に記載された各項目の条件を満たせる場合は「可」、条件を満たせない場合は「不可」を機能証明書の「対応」欄に記載すること。

また、仕様内容を満たすことが確認できる資料及びパンフレットを提出し、該当ページ番号及びパンフレットの該当箇所を「資料番号」欄に記載すること。

- (2) 提出部数:3部(正本1部(原本)は封印、副本2部)
- (3) 必要に応じて、補足資料の提出や補足説明等を求められた場合、速やかに応じること。また、記載の不備等により資料の差し替えを行う場合は、変更履歴を併せて提出すること。

5.2 保証期間

本契約において納入する物品等について、納入期限から起算し5年以上有償無償を問わず、部品の供給等を含めた保守対応が可能であることを保証すること。

また、本契約において納入する物品等について、納入期限から1年間の無償保証期間を設けること。

5.3 その他

本仕様書に記載がない事項であっても、本調達の構築、稼働、運用に必要と認められるものについては、担当職員と受注者において協議、検討の上、実施するものとする。

自動昇降機設備等点検保守業務

I. 一般事項

1. 適用

当仕様書は、「共通仕様書」でいう特記仕様書にあたり、下記3の業務に適用する。また、本業務の履行にあたっては、設計図書のほかに次の基準に準拠するものである。

- ① 電気事業法施行令、同施行規則(経済産業省)
- ② 電気設備に関する技術基準を定める省令(経済産業省)
- ③ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省)
- ④ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省)
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省)
- ⑥ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省)
- (7) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省)
- ⑧ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (国土交通省)
- ⑨ ゴンドラの定期自主検査指針(厚生労働省)

2. 設備概要

- (1) ロープ式エレベーター設備(製造元:株式会社東芝)
- (2) 人荷用(非常用)エレベーター設備(製造元:株式会社東芝)
- (3) エスカレーター設備(製造元:株式会社東芝)
- (4)油圧式エレベーター設備(製造元:中央エレベーター工業株式会社)
- (5) ゴンドラ設備(製造元:日本ビソー株式会社)

3. 業務項目

- (1) ロープ式エレベーター設備点検保守業務
- (2) 人荷用(非常用) エレベーター設備点検保守業務
- (3) エスカレーター設備点検保守業務
- (4)油圧式エレベーター設備点検保守業務
- (5) ゴンドラ設備点検保守業務
- (6)上記(1)~(5)にかかる部品交換業務

4. 業務概要

当庁舎内外に設置された昇降機設備等及びゴンドラ設備について、常に良好かつ安全な状態に保つよう点検保守業務を実施するものとする。

5. 業務従事者

- (1)業務従事者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格を定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うものとする(上記3(1)~(4)については昇降機検査資格者、(5)についてはゴンドラ取扱い業務特別教育講習修了証書を有する者)。
- (3) 受託者は、業務の実施に先立って、業務従事者の氏名・年齢等を記載した名簿及び資格証の「写」を委託者に提出するものとする。

なお、業務従事者を変更する場合も同様とする。

6. 業務責任者

- (1) 受託者は、業務を円滑に実施するため業務責任者を定め委託者に書面にて提出するものとする。
- (2)業務責任者は、下記の業務を行うものとする。
- ① 業務に先立ち、実施体制、実施工程、安全管理等の必要な事項を記載した業務計画書の提出(事前に作業届を提出すること)
- ② 委託者との連絡、報告、調整
- ③ 業務従事者の指導及びクレーム処理と整理
- ④ 別契約の関連業務との調整
- ⑤ 点検完了報告書の作成及び提出
- (3) 業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

7. 危険防止の措置

- (1)業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めるものとする。
- (2)業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を委託者に報告のうえ当該措置を講じ、事故発生を防止するものとする。

8. 負担の範囲

- (1) 自動昇降機及びエスカレーターの点検業務の範囲は、フルメンテナンス契約とする。受託者は、各昇降機等の状態を確認し、必要に応じて次年度以降における主要部品交換計画表を12月末までに書面にて提出し、監督職員の承認を受けなければならない。
- (2) ゴンドラ設備の検査手数料及び立会は、受託者の負担とする。
- (3) 受変電設備点検保守業務における全館停電(年1回)の立会は、受託者の負担とする。
- 9. 危険防止の措置及び災害時の対応
- (1) 設備・機器等に事故その他異常が発生した場合は、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をしたうえ直ちに施設管理担当者に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めるとともに再発防止のための必要な措置を取るものとする。
- (2) 施設管理者からの指示により災害・異常時等の緊急を要する場合は、迅速に必要な人員を 確保し対応するものとする。

なお、それに伴い応急工事等が必要となった場合は、フルメンテナンス契約の対象とは解 さない。

Ⅱ. 点検及び保守業務

1. 一般事項

- (1) 点検及び保守業務は、下記の法令等に定めるところにより実施するものとする。
- 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)
- ② 労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)
- ③ クレーン等安全規則(昭和47年9月30日労働省令第34号)
- ④ 昇降機の適切な維持管理に関する指針(平成28年2月19日国土交通省)
- ⑤ 人事院規則10-4 (昭和48年3月1日)

2. 点検及び保守

(1) 自動昇降機及びエスカレーターの点検及び保守内容は、「共通仕様書」及び下記Ⅲ~XIによるものとし、その点検を行う設備、点検及び保守内容の適用範囲は、下表によるものとする。

点検設備	点検及び保守内容	点検周期
ロープ式 エレベーター設備	「共通仕様書」第2編第7章、 表7.2.5に記載されているもの の該当事項	「共通仕様書」周期Aの規定 による
人荷用(非常用) エレベーター設備	「共通仕様書」第2編第7章、 表7.2.7に記載されているもの の該当事項	「共通仕様書」の規定による
エスカレーター設備	「共通仕様書」第2編第7章、 表7.3.4に記載されているもの の該当事項	「共通仕様書」の規定による
油圧式 エレベーター設備	「共通仕様書」第2編第7章、 表7.2.8に記載されているもの の該当事項	「共通仕様書」周期Aの規定 による

- (2) 点検及び保守は、通常、受託者の就業時間内(受託者の通常勤務日の通常就業時間)に行うものとする。ただし、不時の故障の場合は、受託者の就業時間外においても委託者の要求により、速やかに作業員を業務につかせ、最短時に修理を行うものとする。
- (3)受託者は、エレベーター定期検査記録表を作成し、保守結果を記入し、委託者の指定する

者の検査を受けるものとする。

- (4) 点検及び保守の対象設備は、「別紙4-(16)-設備概要」、「別紙4-(16)-補修計画」による ものとする。
- (5) 保守に必要な消耗部品及び材料は、点検及び保守の表に定められているほか下記のものと する。

カーボンコンタクト、フィンガーコンタクト、ヒューズ、リード線、ランプ(インジケータ、アナンセータ及びかご内照明用に限る。)、補充用油脂その他これに類するものとする。

- (6) フルメンテナンス契約の修理取替の範囲は「共通仕様書」第2編第7章7.2.2及び表7.2.2 とする。
- (7) 当該業務に使用する部品類は、製造者の規格品又はJIS規格品の品質良好なものを使用し(潤滑油類は、製造者の推奨する適正な調合のものを使用するものとする。)緊急時でも速やかに昇降機を復旧するために、交換用部品、消耗品等を合理的に必要な量を確保すること。

なお、請負者はこの部品を天災地変、その他不可抗力の場合を除き1時間以内で準備できる態勢、又は在庫がない時は24時間以内に発送できる態勢が整備されていること。

- (8) ゴンドラ設備については、「労働安全衛生法」、「ゴンドラの定期自主検査指針(昭和61年5月26日自主検査指針公示第10号)」の定めるところにより適正に行い、必要に応じて調整・注油等の保守を行うものとする。また、設備に不時の故障が生じた場合は、その都度修理・調整するものとする。
- (9) ゴンドラ設備の点検時期については、毎月とする。 また、委託者の指定する時期に適切・安全にゴンドラ設備を運行すること。運行回数は年 2回とする。
- 3. 総合検査

建築基準法第12条第4項に基づく定期検査を実施のうえ検査報告書を提出すること。

Ⅲ 保守委託のための基本的考え方

昇降機は、昼夜を問わず自動運行する施設であるため、安全には特段の注意を払う必要がある。また当庁舎の機器は、群管理制御による超高速昇降機であるため、不特定多数のものが日常的に利用することに鑑み、昇降機を快適に安心して利用できるように故障や事故を未然に防止できるノウハウを蓄積し、適切に保守点検を実施しなければならない。

Ⅳ 技術資料と技術員の条件

(1)技術資料

受託者は標記業務を確実に履行するために、点検保守業務対象機器の保守技術資料に基づき、委託者にその資料の提示と説明を行わなければならない。

この説明は当該物件を担当する拠点において受託者が配置した在籍者(常勤の技術員)が行うものとする。

(2) 技術員の教育

受託者は、技術員の技術力不足(点検・整備・調整の力量不足)により保守点検対象設備 対象機器寿命の短縮や昇降機の不稼動を防止すべく、担当技術員は保守点検のプログラム教 育の受講記録、実務経験(担当機種、定期検査員の場合は資格証番号)を記載した一覧表を 提出しなければならない。

(3)技術員の条件

技術員は、役務を提供するために必要な専門知識を有する者でなければならない。

V 保守点検対象機器の診断、提案

機器の運転性能を維持するため、受託者は委託者の要求により昇降機の稼動頻度、経年など を考慮した次年度における補修計画書を提出しなければならない。提出時期は委託者が指定し、 1箇月の診断期間を以て書面にて提出すること。

VI 計測データ等の記録と管理

受託者は安全確保のため、昇降機の種類に応じた点検・整備等における計測値、調整値、又

は判定結果、並びに当該判定の根拠となる判定値等の資料及び修理の記録を保管するとともに、計測値等について適宜の措置を取らなければならない。

(1) 計測データ

受託者は、定期保守及び性能評価(法定検査又は同等の自主検査)の状態・特性を把握し、 性能基準が保持されていることを明確にし、判定結果や修理記録を提出しなければならない。 特に安全確保のために次の項目の良否については必ず報告のこと。

- ① 着床レベル
- ② ブレーキのストローク寸法
- ③ ドアロックスイッチの動作寸法
- 4 ドアロックカムのギャップ
- ⑤ 絶縁測定値
- ⑥ その他委託者の別途指示項目
- (2) 故障データ

受託者は、委託者の求めに応じ故障の原因及び問題点を解決するためにとった処置内容を 報告するとともに、その記録を保管しなければならない。

また、当該記録並びに故障データは委託者の求めに応じ提出しなければならない。

(3) エレベーター運行管理データ

受託者は委託者と協議し当該昇降機における群管理機能の診断及び運行状況を採取し、これを分析のうえ運行管理上適切な措置をとらねばならない。

Ⅲ 性能評価

受託者は昇降機の性能評価を行い、委託者の要求があった場合もしくは必要に応じその報告 書を提出しなければならない。

また、委託者は確認のため必要に応じ第三者機関などにこの性能評価の再評定を要求できるものとする。

Ⅲ 営業拠点と緊急対応業務

委託者の求めに応じて受託者は開庁日及び閉庁日の日中、夜間等における緊急時の体制並びに当該物件を担当する拠点の技術員名等、必要条件を記載した名簿を提出しなければならない。また、故障時等の緊急時には、原則として30分以内(広域災害等に指定された場合は除く)に到着し、復旧対策を実施できる体制を有しなければならない。また、広域災害に指定された場合でも、その対応等について具体的に説明ができなければならない。

IX 安全教育の実施

委託者は、受託者が効果的な安全管理システムを有し、その体制、教育等を定めた資料の提示を求めることができる。受託者は安全作業慣行の経歴を有し、担当作業員に定期的に安全教育を施し、確実に記録していることを明らかにしなければならない。

X 点検及び修理、取替の範囲

(1) 自動昇降機関係

○ 自動昇降機本体 オーバーホール(施設の状況から判断し時期を指定すること)

乗心地調整

〇 モーター 軸受取替

冷却ブロワー取替

〇 巻上機 軸受取替

ギヤオイル取替

メインシーブ、防振ゴム取替

〇 ブレーキ シューライニング取替

ブレーキスプリング取替

オーバーホール

〇 油圧パワーユニット ポンプメカニカルシール取替

ポンプ軸受取替 ポンプOリング取替

ベルト取替 バルブ取替 高圧ゴムホース

ビクトリック継手ゴムリング取替サイレンサーゴムパッキン取替ラインフィルターエレメント取替

〇 調速機 シーブ取替

軸受取替

〇 階床選択機 稼動接触子取替

アドバンサーモーター取替

電磁クラッチ取替

キャッチマグネット取替

カムスイッチ取替 逆転検知スイッチ取替 稼動ケーブル取替

〇 制御盤 リレー本体取替

コンタクター取替

半導体プリント基板取替

コンデンサー取替

〇 かご関係 着床スイッチ取替

ガイドシュー取替

セフティー用スラックケーブル取替

非常用バッテリー取替

〇 昇降路 ガイドシューローラー取替

メインロープ取替 ガバナーロープ取替 テールコード取替

スローダウンカムスイッチ取替

○ 油圧ジャッキ Uパッキン、ステップシール取替

Oリング取替

〇 ドア関係 ドアシュー取替

ハンガーローラー取替 エキセンローラー取替

連動ロープ取替

インターロックスイッチ取替

ドアカムスイッチ取替 ドア駆動ベルト取替

ドアセーフティシューコード取替

ドア係合ローラー取替

(2) エスカレーター関係

○ ェスカレーター本体 オーバーホール (施設の状況から判断し時期を指定すること)

〇 減速機 ギヤオイル取替

フレックスカップリング取替

〇 ブレーキ ブレーキ分解清掃

〇 駆動装置 駆動チェーン取替

駆動軸受機取替

駆動輪軸緩衝ゴム取替

〇 制御盤 コンタクター主接点取替

タイマー、保護リレー盤取替

〇 手摺駆動装置 手摺駆動チェーン取替

平ベルト取替 手摺ベルト取替 欄干コロ取替

〇 従道装置 従道輪緩衝ゴム取替

従道輪軸受取替

(3) ゴンドラ関係

○ ゴンドラアーム装置 割れ、変形、腐食の有無を点検

シーブの作動、磨耗、損傷の点検

〇 伸縮装置 モーター各部の異常音・異臭の有無を点検

油圧シリンダーの作動状態 リミットスイッチの機能点検

〇 ゴンドラ台車 台車フレームの状態確認

○ 旋回装置 モーター各部の異常音・異臭の有無を点検

油圧シリンダーの作動状態 リミットスイッチの機能点検

各可動部給油

ソリッドタイヤの状態確認

〇 走行装置 モーター各部異常異臭点検

走行車輪の磨耗損傷

サイドローラー、引上げローラーの磨耗損傷

各軸受の異常音の有無、給油状態確認

チェーン歯車及び軸受の給油

〇 走行レール 割れ、変形、腐食の有無を確認、報告、チェーン歯車及び軸受レール取

付けボルト、接続ボルト緩み再締め付け、損傷確認

○ 作業床 床材腐食・変形確認報告

枠組腐食・変形、手摺腐食・変形確認報告

ワイヤーロープ緊結部 ガイドゴム磨耗、劣化時交換

ボルト、ピン脱落有無確認

床面の水はけ(目皿清掃)状態確認

〇 昇降装置 モーター及び減速機の作動状態

素線切れ、摩耗・損傷・腐食・埃等の付着の有無を点検

リミットスイッチの機能点検 ロープ送り装置の作動状態確認

ワイヤーロープ形崩れ、腐食有無点検 ドラムの損傷、ガイドシーブ点検

軸受取付けボルト緩み締付直し

ギヤ装置摩耗・かみあい状態点検、各部給油

○ プレーキ・制御装置 作動状態確認

加速防止装置点検

レバー、ロット、ピン、ビスの曲がり、がた、損傷有無点検調整

作動時のゴンドラ位置点検・調整

信号装置作動状態の点検

〇 電気装置 給電ケーブルの状態及び支持状態点検

リミットスイッチ用ケーブルの状態点検

給電プラグの状態点検

コネクター端子の緩み締付直し

接地端子緩み締付直し 絶縁板汚損、ひび割れ確認 ヒューズ容量適否点検 マグネットスイッチ点検 ブレーカーの作動状態

作動方向等の表示の有無確認

〇 作動試験 上昇・下降作動状態の確認

各部リミットスイッチの機能確認

アーム起伏状態確認

台車旋回状況確認

作業床の着地状態点検

〇 電圧、絶縁抵抗値の測定 電源電圧・操作装置・昇降装置・伸縮装置・走行装置・旋回装置

ただし、以下の項目は除外する。

· 自動昇降機 機械室内建物付属設備

昇降路周壁

以下に対する塗布、鍍金直し、修理、取替

- ア 昇降かご (ゴムタイル、点字ブロック含む)
- イ 各階乗降扉
- ウ 三方枠
- エー敷居
- オ 押釦フェースプレート
- カ インジケーターフェースプレート
- キ 操作盤フェースプレート
- ・エスカレーター 走行路周壁

以下に対する塗布、鍍金直し、修理、取替

- ア 外装板
- イ 内面パネル (強化ガラス含む)
- ウ デッキボード
- エ 操作盤フェースプレート
- オ 踏段(ステップ)の安全標識の塗装

XI 点検及び修理、取替の実施

(1) 今年度以降の補修計画は「別紙4-(16)-補修計画」のとおりであることから、当該補修計画 に準じたレベルの修理等を実施すること。

なお、機器の使用状況により計画上の実施年度が前後する必要がある場合は、事前に委託者に確認することとし、委託者の了解が得られた場合は、実施年度を変更することができる。 ただし、補修のほとんどを次年度に繰り越すような修理等は認められない。

く日 野 升 降 (成 政 帰 寺 ノ) 名 称	設 備 内 容
1. ロープ式エレベーター設備	以
(1)高層用	 ① 駆動方式 交流可変電圧可変周波数 ② 操作方式 6台群管理方式 ③ 定格速度 300m/min ④ 積載荷重 1,600kg ⑤ 扉型式 電動2枚戸中央開き ⑥ 出入口寸法 (W×H)1,100×2,400 ⑦ カゴ寸法 (W×D×H)2,150×1,600×2,700 ⑧ 電動機容量 (1台あたり)46KW ⑨ 管制運転 地震、火災、停電(自家発) ⑪ 台数 6台(1号機~6号機) ⑪ 停止階数 1~2号機:1F,2F,5F,6F,12F,20F~31F 3号機:1F~3F,5F,6F,12F,20F~31F 4~6号機:1F,2F,5F,6F,12F,20F~27F ⑫ 車椅子用 3号機
(2)中層用	① 駆動方式 交流可変電圧可変周波数 ② 操作方式 6台群管理方式 ③ 定格速度 2 1 0 m/min ④ 積載荷重 1,600kg ⑤ 扉型式 電動2枚戸中央開き ⑥ 出入口寸法 (W×H)1,100×2,400 ⑦ カゴ寸法 (W×D×H)2,150×1,600×2,700 ⑧ 電動機容量 (1台あたり)3 4 KW ⑨ 管制運転 地震、火災、停電(自家発) ⑪ 台数 6台(11号機~16号機) ① 停止階数 11~15号機:1F,2F,5F,6F,12F~20F 16号機:1F~3F,5F,6F,12F~20F 16号機:1F~3F,5F,6F,12F~20F
(3)低層用	 駆動方式 交流可変電圧可変周波数 操作方式 4台群管理方式 定格速度 150m/min 積載荷重 1,600kg 原型式 電動2枚戸中央開き 出入口寸法 (W×H)1,100×2,400 力ゴ寸法 (W×D×H)2,350×1,500×2,700 電動機容量 (1台あたり)26KW 管制運転 地震、火災、停電(自家発)4台(7号機~10号機) 自外 4台(7号機~10号機) 停止階数 1F,2F、5F~12F 車椅子用 8号機

名 称	設 備 内 容
2. 人荷用(非常用)エレベー	① 駆動方式 交流可変電圧可変周波数
ター設備	②操作方式 乗合全自動方式
LIN WITH	③ 定格速度 150m/min
	4 積載荷重 1号機:2,350kg、2号機:1,600kg
	⑤ 扉型式 1号機:電動4枚戸中央開き
	2号機:電動2枚戸中央開き
	⑥ 出入口寸法 (W×H) 1号機:1,800×2,400
	2 号機:1, 100×2, 400
	⑦ カゴ寸法 (W×D×H)
	1 号機:2, 600×1, 800×3, 000
	2 号機:2, 150×1, 600×2, 600
	8 電動機容量 1号機:38KW、2号機:26KW
	9 台数 2台
	⑩ 管制運転 地震、非常運転
	① 停止階数 1号機:B2F~PH1F、2号機:B2F~2F,4F~27F
	エレベーター監視盤 2面
	(1F:防災センター、B2F:中央監視室)
3. エスカレーター設備	① 台数 2台
	② 寸法 巾1,550(床板1,004)×基点間11,258×高さ6,500
4. 油圧式エレベーター設備	
(1)駐車場用	① 駆動方式 17、18号機:油圧バックプランジャー方式
	建物内部設置
	1 9 号機:油圧サイドプランジャー方式
	歩行者デッキ設置
	② 操作方式 17、18号機:群乗合全自動方式
	19号機:乗合全自動方式
	③ 定格速度 45m/min
	④ 積載荷重 17、18号機:900kg
	19号機:850kg ⑤ 扉型式 電動2枚戸中央開き
	⑤ 扉型式 電動 2 枚戸中央開き ⑥ 出入口寸法 (W×H)900×2, 100
	(W×D×H)
	17、18号機:1,600×1,350×2,300
	1 9 号機:1, 400×1, 500×2, 300 1 9 号機:1, 400×1, 500×2, 300
	8 電動機容量 3 O KW
	⑨ 管制運転 地震、火災、停電(バッテリー)
	① 台数 3台(17号機~19号機)
	① 停止階数 B2F~2F
	① 車椅子用 17、19号機
<u> </u>	<u> </u>

名 称	設 備 内 容
(2) 歩行者デッキ用	 駆動方式 油圧サイドプランジャー方式 操作方式 乗合全自動方式 定格速度 45m/min 積載荷重 850kg 原型式 電動2枚戸中央開き 出入口寸法 (W×H)900×2,100 カゴ寸法 (W×D×H)1,400×1,500×2,300 電動機容量 30KW 管制運転 地震、火災、停電(バッテリー) 台数 1台(20号機) 停止階数 1F、2F
(3)講堂用(人荷用)	 駆動方式 油圧サイドプランジャー方式 操作方式 乗合全自動方式 定格速度 45m/min 積載荷重 1,350kg 原型式 電動2枚戸中央開き 出入口寸法 (W×H)1,000×2,400 カゴ寸法 (W×D×H)1,600×1,900×2,700 電動機容量 37kW 管制運転 地震、火災、停電(バッテリー) 台数 1台(21号機) 停止階数 1F、2F
5. ゴンドラ設備 (1) 1号機 (PH2F:屋上)	① 積載荷重 395kg 2人乗 ② 昇降装置 電動式 10m/min 5.5KW ③ 走行装置 電動式 7m/min 0.75KW×2 ④ 台車旋回装置 電動式 0.17r/min 2.2KW ⑤ 伸縮装置 電動式 0.5r/min 0.2KW ⑦ 昇降揚程 160m
(2) 2号機(28F:屋上)	① 積載荷重395kg 2人乗② 昇降装置電動式 10m/min 5.5kW③ 走行装置電動式 7m/min 0.75kW×2④ 台車旋回装置電動式 0.17r/min 2.2kW⑤ 伸縮装置電動(油圧)式 2.4m/min 3.7kW⑥ アーム先端旋回装置電動式 0.5r/min 0.2kW⑦ 昇降揚程140m
(3)3号機(PH2F:屋上[鉄 塔下])	① 積載荷重250kg 2人乗② 昇降装置電動式 10m/min 3.7KW③ 台車旋回装置電動式 0.1r/min 0.75KW④ 伸縮装置電動(油圧)式 2.0m/min 3.7KW⑤ アーム先端旋回装置電動式 0.5r/min 0.2KW⑥ 昇降揚程160m

<i>₽</i> 11-	= n.	# n n
名称	設	備 内 容
(4) 4号機(走行ブリッジ) (アトリウム屋根)	① 積載荷重 ② 走行装置	200kg 2人乗(ガーダ) 電動式 5m/min 0.4KW×2
(5)5号機(1F:正面玄関 外側)	 積載荷重 昇降装置 走行装置 昇降揚程 	200kg 2人乗 電動式 6m/min 0.5KW×2 電動式 10m/min 0.4KW 19m
(6) 6号機(走行梯子・作業床付)(1F:正面玄関内側)	① 積載荷重 ② 走行装置	100kg 1人乗 手動式
(7)7号機(走行梯子:2台) (13F,21F:南側屋根)	① 積載荷重 ② 走行装置	1 0 0 kg 1 人乗 電動式 10m/min 0.2KW×2
(8)8号機(走行梯子)(1F: レストラン内側)	① 積載荷重 ② 走行装置	1 O O kg 1 人乗 手動式

【別紙4-(16)-補修計画】

<ロープ式エレベーター>

対象機	補修年度	補修内容
1号機	令和2年度	インサートリング交換
		※ メインロープ交換済み(令和元年度実施)
2号機	令和2年度	メインロープ交換
		インサートリング交換
3号機	令和2年度	メインロープ交換
		インサートリング交換
4号機	令和2年度	メインロープ交換
		インサートリング交換
5号機	令和2年度	メインロープ交換
		インサートリング交換
6号機	令和2年度	メインロープ交換
		インサートリング交換
7 号 機	令和2年度	メインロープ交換
		インサートリング交換
	令和3年度	空調機交換
	7404及	型式 (交換後) 冷房専用 4.5Kw RAC-E506CV
8号機	令和3年度	空調機交換
0 万饭	サイル・中皮	型式 (交換後) 冷房専用4.5Kw RAC-E506CV
		※ メインロープ交換済み(平成30年度実施)
		※ インサートリング交換済み(平成30年度実施)
9号機	令和3年度	メインロープ交換
		インサートリング交換
		空調機交換
		型式 (交換後) 冷房専用4.5Kw RAC-E506CV
1 0号機	令和3年度	インサートリング交換
		空調機交換
		型式 (交換後) 冷房専用4.5Kw RAC-E506CV
		※ メインロープ交換済み(令和元年度実施)
1 1 号機	令和3年度	メインロープ交換
		インサートリング交換
1 2号機	令和3年度	メインロープ交換
		インサートリング交換
1 3 号機	令和3年度	メインロープ交換
		インサートリング交換
1 4 号機	令和3年度	メインロープ交換
		インサートリング交換
1 5 号機	令和4年度	メインロープ交換
5 144	A #-15-#	インサートリング交換
1 6 号機	令和4年度	メインロープ交換
	^ 7-1 - -	インサートリング交換
非常用 1 号機	令和4年度	メインロープ交換
II N/ EP - EP 10/4	A #-15-#	インサートリング交換
非常用2号機	令和4年度	メインロープ交換
		インサートリング交換

<エスカレーター>

対象機	補修年度	補修内容
1 号機	令和4年度	トラス内オーバーホール
2号機	令和4年度	トラス内オーバーホール

<油圧式エレベーター>

対象機	補修年度	補修内容
1 7 号機	令和2年度	機械室 油冷却ポンプ交換
	令和3年度	油圧コントローラー交換
	令和4年度	_
18号機	令和2年度	機械室 油冷却ポンプ交換
	令和3年度	油圧コントローラー交換
	令和4年度	-
19号機	令和2年度	安定化電源装置交換
	令和3年度	-
	令和4年度	-
2 0 号機	令和2年度	油圧作動油交換
	令和3年度	安定化電源装置交換
	令和4年度	-
2 1 号機	令和2年度	油圧作動油交換
	令和3年度	安定化電源装置交換
	令和4年度	_

消防用設備等点検保守業務

I. 一般事項

1. 業務概要

消防法第17条の3の3に基づき、庁舎内に設置された消防用設備等の点検保守業務を実施するものとする。

2. 委託業務項目

- (1)消火器点検保守業務
- (2)屋内(外)消火栓設備点検保守業務
- (3) スプリンクラー設備点検保守業務
- (4) 泡消火設備点検保守業務
- (5) 自動火災報知設備点検保守業務
- (6) ガス漏れ警報設備点検保守業務
- (7) 消防用水点検保守業務
- (8) 連結送水管設備点検保守業務
- (9) 誘導灯及び誘導標識点検保守業務
- (10) 非常コンセント設備点検保守業務
- (11) 排煙設備点検保守業務
- (12) 非常照明設備点検保守業務
- (13) 放送設備(非常放送兼用)点検保守業務
- (14) 無線通信補助設備点検保守業務
- (15) 簡易自動消火設備点検保守業務
- (16) 窒素ガス消火設備点検保守業務
- (17) 緊急救助用スペース照明設備点検保守業務
- (18) 地下式オイルタンク設備等点検保守業務(地下貯蔵タンク液相部点検保守業務を含む)
- (19) 排煙用送風機設備等点検保守業務
- (20) 受変電設備点検作業に伴う全館停電立会及び消防訓練立会

3. 負担の範囲

- (1)窒素ガス設備及び泡消火設備の放出試験等に用いる窒素ガス・試験薬剤については、受 託者の負担とする。
- (2) 消火器廃棄、交換にかかるリサイクルシールは、受託者の負担とする。
- (3) 委託者の求めにより技術員を派遣した場合の費用は、受託者の負担とする。
- (4)消防設備で不具合等が発生した場合の1次対応及び原因調査にかかる費用は、受託者の 負担とする。なお、原因調査の結果、部品交換を伴う修繕が必要と判断された場合の修繕 費は委託者の負担とするが、修繕に当たっては事前に委託者の承認を得る必要がある。

4. その他

- (1) 官公署への連絡、届出手続きは、委託者に協力し遅滞なくこれを処理するものとする。
- (2) 官公署の検査がある場合は、委託者の指示により立会い等に協力するものとする。
- (3) 点検及び保守の結果の報告書を作成し、委託者の求めがある場合には、直ちに提示することとする。
- (4)委託者の求めがある場合には、技術員を派遣して消防用設備等に支障がないよう措置を 講じるものとする。なお、緊急を要するものについては、90分以内に技術員を派遣でき る体制とすること。
- (5)消防法の改正に伴い点検方法等に変更が必要な場合は、委託者の指示に従い適切に対応するものとする。
- (6) 非常放送設備やシャッター、防火戸、ポンプ起動等、音や振動の出る設備や庁舎利用者 の通行の支障となるような設備の点検保守については、閉庁日又は夜間に実施すること。

Ⅱ. 点検及び保守業務

1. 一般事項

- (1) 点検及び保守業務は、「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づ く告示等に定めるところにより実施するものとする。
 - 併せて、「危険物の規制に関する政令」及び「同規則」、埼玉県の条例の定めるところにより実施するものとする。
- (2) 点検を行うにあたっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに、当該 点検にかかる設備の概要、状態等を十分把握して行うものとする。
- (3) 本業務の実施時期については、機器点検は8月、機器点検及び総合点検、緊急救助用スペース照明設備及び地下式オイルタンク設備等は2月に実施するものとする。
 - なお、排煙用送風機設備等については、消防用設備等の機器点検、機器点検及び総合点 検の時期に併せて実施するものとする。
- (4) 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認することにより必ず元の状態に復元するものとする。
- (5) 点検にあたっては、建物の床、壁、機器等を損傷し又は支障を及ぼさないよう事前に必要な養生を行うものとする。
 - また、点検が終了したときは、養生材、工具、資機材等を撤去し、必要に応じて建物の床、壁、機器等を清掃するものとする。
- (6) 点検時には総合操作盤において全ての点検記録を印字し提出すること。
- 2. 点検及び保守
- (1) 対象設備は、「別紙4-(17)-設備概要」によるものとする。
- (2)消防用設備等の点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)」、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日消防庁告示第9号)」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(平成31年消防庁告示第5号)」の定めるところにより適正に行い、必要に応じて保守、軽易な修理その他の措置を講じるものとし、点検時に機器異常が発生した場合は原状に回復して報告するものとする。

また、建築基準法関係防災設備(非常用照明設備、排煙ダンパー、排煙窓、防火戸、電動シャッター等)、CRT監視盤及び地下式オイルタンク設備等については、「別紙 4-(17)-点検保守基準表」のとおり「共通仕様書」によって業務を行うこととし、窒素ガス消火設備、簡易自動消火設備及び緊急救助用スペース照明設備については、「別紙 4-(17)-点検保守基準表」によるものとする。

その他、本件仕様書に記載のないことについては、共通仕様書によって業務を行うものとする。

- (3) 消火器の機能点検(内部点検)においては、製造が最も古いものから優先して使用し、 製造年から10年を経過したものが次年度に残らないよう計画すること。
 - なお、機能点検(内部点検)で使用した消火器については、薬剤の補充ではなく蓄圧式 粉末消火器に交換すること。
- (4) CRT監視盤に使用する下記のものは、支給品とする。 プリンター類のリボン、トナー、印刷用紙、記録媒体
- (5) 緊急救助用スペース照明設備のランプ類、ヒューズは支給品とする。
- (6) 排煙用送風機設備等の保守に必要な消耗品及び材料は、点検及び保守の表に定められているもののほか、パッキン・潤滑油、その他これに類するものとする。
- (7)窒素ガス設備、泡消火設備、消火器の放出試験は、必ず職員等の立会いのもとで行うこと。
- (8) 消火器、屋内(外)消火栓及び排煙設備のうち自然排煙の起動ボックスについては、点 検終了後、委託者が指定する箇所に点検済のラベルを貼るものとする。
- (9)消防法の改正に伴う点検内容の変更等必要な措置が生じた場合は、委託者の指示に従い適切に対処するものとする。
- 3. 修繕業務

以下の修繕業務を実施し、令和2年度及び令和4年度に完了すること。

(1) 消防用設備について、以下の部品交換等を行うこと。

なお、機器部品の欠品・廃番・製造中止においては、後継機種又は、同等品以上の性能を有するものを使用し、部品交換等を行うこと。また、同等品以上のものが現存しない場合、受託者は、方法・対策の提案・修理費について委託者と協議するものとする。

年修度繕	修繕場所	項目	備考	数量
	(スプリンクラー設備)			
	12F消火ポンプ室	 ブースターポンプ主管バルブ 交換	型式(交換後) 弁:10K-100A	1 箇所
	14FPS4(アラーム弁室2)	プレアクションバルブ交換	型式(交換後) 流水検知装置: MAC155-MV++	1 箇所
	22 F 打合せ室1 (前室)	スプリンクラー・ヘッド増設	型式(増設後) ヘッド: ZN72B	1 箇所
	(連結送水管設備)			
	12F消火ポンプ室	ブースターポンプ 1 次圧力調 整弁交換	型式(交換後) 1次圧力調整弁: WVM-02T 150A	1 箇所
	(誘導灯)			
	B2F倉庫	通路灯C級器具本体交換	型式(交換後) 通路灯 C 級: FA10322LE1	2箇所
令 和 2.	1 F E L V ホール前、5 F ロビー、 1 F 浦和税務署	通路灯B級器具本体交換	型式(交換後) 通路灯B級: FA40322LE1	3 箇所
2 年 度	(防火設備(防火シャッタ一))			
	B2F駐車場、B1F駐車場他、1 F食堂他、2Fそば店、 31F展望喫茶室	防火シャッターバッテリー交 換	型式(交換後) 連動制御盤バッテ リー: 20-S101A	35 箇所
	B2F駐車場、B1F駐車場他	防火シャッターレリーズ交換	型式(交換後) レリーズ: 自動開閉装置 ER-AII インナーワイヤー SUS1.5mm×2m	7 箇所
	1 F 食堂	防火シャッターリミットスイ ッチ交換	型式(交換後) リミットスイッ チ: MY リレーMY2	1 式
	6 F大会議室	防火シャッターリミットスイ ッチ交換	型式 (交換後) リミットスイッ チ: MY リレーMY2	1 式
	7 F 総務課	防火シャッターリミットスイ ッチ交換	型式 (交換後) リミットスイッ チ: MY リレーMY2	1 式
	1 6 F主計第 2 課	防火シャッターリミットスイ	型式(交換後)	1 式

			11.5 1.7	
		ッチ交換	リミットスイッ	
			チ:MYリレーMY2	
		RLIN LUNG LOCA	TILL (15 //)	4 -15
	1 7 F 特別応接室・総務部作業室	防火シャッターリミットスイ	型式(交換後)	1式
		ッチ交換	リミットスイッ	
			チ:MYリレーMY2	_
	19F総務課	防火シャッターリミットスイ	型式(交換後)	1式
		ッチ交換	リミットスイッ	
			チ:MYリレーMY2	
	26F秘書室	防火シャッターリミットスイ	型式(交換後)	1 式
		ッチ交換	リミットスイッ	
			チ:MYリレーMY2	
	2 7 F室	防火シャッターリミットスイ	型式(交換後)	1 式
		ッチ交換	リミットスイッ	
			チ:MYリレーMY2	
	3 1 F展望喫茶室	防火シャッターバッテリー及	型式(交換後)	1式
	o v zz xxx	びレリーズ交換	バッテリー;	
			20-S101A	
			レリーズ:	
			レクース 自動開閉装置 :	
			日期開闭表直: ER-AⅡ	
			インナーワイヤ	
	/排標空/		— : SUS1. 5 mm × 2m	
	(排煙窓)			
	28Fアトリウム	駆動モーター交換	型式(交換後)	1 式
			電動駆動装置:	
			PB100C-25	
	(防火設備(防火ダンパー))			
	(MJ) CECUM (MJ) C J J C T T T T			
	B2F機械室3他	防火ダンパー交換	型式(交換後)	
			ダンパー:	
			KAR32-SF × 2	2 箇所
			KSD33-SFR	1 箇所
	(警報設備)			
	PH2F階段屋上出入口	非常電話 電話機交換	型式(交換後)	1 箇所
令			子機: EFD014	
令和2年度	30F実験室	ガス漏れ火災警報器 検知器	型式(交換後)	1 箇所
生		交換	ガス漏れ検知器:	
度			KP-35D	
	(消火器)			
	B1F関信局倉庫	消火器格納箱交換(10型用)	型式(交換後)	1個
			消火器格納箱:	
			MHD-440E	
	1 F屋外(2本収納用)	消火器格納箱交換(10型用)	型式(交換後)	1個
	The second section of the section of the section of the section of the section of the section of the section of the section of the section of the section of the section of the section of the section of the section of the		消火器格納箱:	· 11—1
			BF102S	
	(スプリンクラー設備)		51 1020	
	(/\/ / / / / / DX VHI /			

	1FPS7(アラーム弁室1)	圧カスイッチ及び排水バルブ 交換	型式(交換後) 圧 カスイッチ: MPS13A 弁:10K-50A	1式
	PS7 (アラーム弁室1): 7F・10F・11F・15F・2 3F・PH2F PS4 (アラーム弁室2): 14F・19F・26F	仕切弁交換 (アラーム弁 2 次側)	型式(交換後) 弁 (ギアー式 10K):616M-G 150A	9 箇所
	14F中間水槽室	中間水槽 逆止弁交換 (10K-65S)	型式(交換後) 弁:10K-65A	1 式
	16FPS7(アラーム弁室1)	エアフィルターレギュレター 交換	型式(交換後) レギュレター: AR4000-04G	1 式
	(連結送水管設備)			
	23F高置水槽室	中間水槽 逆止弁交換(150A)	型式 (交換後) 逆止弁:150A 20K	1 箇所
	(排煙設備)			
	5 F通路No. 6	排煙レリーズの交換	型式(交換後) パネル式排煙口: KER-4-1	1 箇所
	(防火設備(防火シャッター))			
	10F地域振興課	防火シャッターリミットスイッチ及び開閉装置交換	型式(交換後) 自動開閉装置: ER-AII インナーワイヤー: SUS1.5 mm×2m リミットスイッチ: MY リレーMY2	1 式
	(排煙窓)			
	1 F 附室 1 - N o. 1 3 F 附室 4 - N o. 4 5 F 附室 2 - N o. 2 7 F ~ 1 0 F 附室 1 - N o. 1 1 1 F 附室 2 - N o. 2	排煙窓 ワイヤー交換	型式(交換後) ハンドルボックス セット:TH-2-S	8 箇所
	(屋内消火栓設備)			
令和	23 F高置水槽室	中間水槽 逆止弁交換 (10K-50)	型式 (交換後) 逆止弁:50A 10K	1 箇所
4 年 度	(スプリンクラー設備)			
度	10FPS4 (アラーム弁室2)	配管解体清掃	Til D (1 15 22)	1式
	1 2 F 消火ポンプ室 	圧力計交換 	型式(交換後) 圧 力 計 :	1 箇所

			75 / 4 END	
			75φ1.5MPa	
	25FPS4(アラーム弁室2)	圧力計交換	型式(交換後)	1 箇所
			圧力計:	
			75 φ 2. 0MPa	
	(自動火災報知設備)		,	
	18F管財総括第1課	煙感知器移設	型式(移設後)	1 箇所
			ケーブル:HP0.9	
			× 4C	
-	(防火設備)			
	(M) / LA MIN			
	1F浦和税務署No.2	防煙垂れ壁リミットスイッチ	型式(交換後)	1 箇所
			開閉器:LT-3(レ	
			リーズユニット	
			型)	
	(非常放送設備)		<u> </u>	
	(SETTI ANNELLA MIT)			
	27F監督評価官官庁室及び打合せ	非常放送用スピーカー増設	型式(増設後)	3 箇所
	室、28Fロッカー室		天井用スピーカ	
			— : WS-TN11	
	(非常照明設備)			
	3 F 機械室附室前通路	バッテリー交換	型式(交換後)	7台
			ニッケル水素蓄電	
			池:FK830	
	6 Fサーバー室、7 F特別指導管理	非常照明器具増設	型式(増設後)	5 箇所
	官室、16F応接室A、24F打合		天井埋込型 LED	
	室(酒税)、28Fロッカー室		(昼白色) 非常照	
			明器具:NNFB84605	

[※]消耗品、雑材、廃材処分を含む。

⁽²⁾ 部品交換後は、試運転調整を行い、正常に作動するようにすること。

【別紙 4-(17)-点検保守基準表】

<建築基準法関係防災設備ほかの点検保守基準表>

点検設備	点検及び保守内容	点検周期
非常用照明設備	「共通仕様書」第2編第6章、表6.3.2に記載されているものの該当事項。なお、照度測定箇所は、下記による。 地下2階、地下1階、1階 各10箇所2階、5階~27階 各 8箇所28階 6箇所29階~31階、PH1・2階 各 4箇所	「共通仕様書」 の規定による
排煙ダンパー、排煙窓、 防火戸等	「共通仕様書」第2編第6章、表 6.3.3 (A) ~6.3.5(B)に記載されているものの該当事項。	「共通仕様書」 の規定による
CRT監視盤	「共通仕様書」第2編第5章、表 5.2.1 に記載されているものの該当事項。	6ヶ月に1回
電動シャッター (煙感知器及び感知器 連動防火シャッター) 可動垂れ壁 電動シャッター	「共通仕様書」第2編第6章、表 6.3.3 (A) ~6.3.5(B)に記載されているものの該当事項。	6ヶ月に1回
地下式オイルタンク	「共通仕様書」第2編第4章、表4.4.1(A) 及び4.4.1(B)に記載されているものの該当事項。 ※表4.4.1(B)の点検項目2においては、「地下貯蔵タンクの漏れ点検として、加圧試験(ガス・液体加圧試験)、微減圧試験、微加圧試験により漏れの有無を点検する。(<地下貯蔵タンク液相部漏れの点検基準表>参照)	年 1 回
オイルサービスタンク	「共通仕様書」第2編第4章、表4.4.1(C) に記載されているものの該当事項。	年 1 回
送風機	「共通仕様書」第2編第4章、表4.4.8に記載されているものの該当事項。	6ヶ月に1回

<地下貯蔵タンク液相部漏れの点検保守基準表> (年1回点検)

	状		
検査方法	① 本体のタンク内の油を抜いて加圧法又は減圧法による漏れの有無 ② 本体のタンク内部に水分がある場合 ③ 本体のタンク内部に水分がない場合 ※ ①の項目を実施する場合には、②・③の項目は削除することができる		
判定基準	① 「加圧・減圧」終了後15分間静置した後15分間(容量10klを超える 地下貯蔵タンクにあっては当該容量を10klで除いた値を15分間に乗じた 時間)の圧力降下が2%以下の場合は「異常なし」。		
	① 10kℓ以下のタンク	30分(静置時間15分+測定時間15分)	
	② 20klタンク	45分(静置時間15分+測定時間30分) 測定時間が10klタンクの2倍	
試験時間	③ 30klタンク	60分(静置時間15分+測定時間45分) 測定時間が10klタンクの3倍	
	④ 100klタンク	165分(静置時間15分+測定時間150分) 測定時間が10klタンクの10倍	
仕 様	① 点検方法については、直接 O. 3 mm 以下の開口部又は当該開口部からの危険物の漏れを検知することができる精度で行うことのできる点検方法の装置であって、財団法人全国危険物安全協会の審査を合格したものであること。 ② 検査報告書の提出書類には、財団法人全国危険物安全協会の審査合格書を添付のこと。		

<窒素ガス消火設備点検保守基準表>(年2回実施)

(1) 外観点検

٠.	/ / FEM		
	点検機器	点検項目	点検内容
	制御弁ユニット	制御弁	変形、損傷、著しい腐食等がないか点検する。 また、起動用容器からの銅管が確実に接続されていることを確認する。
		表示	制御弁の表示、いずれの区画の制御弁であるかの表示が 適正であることを確認する。
	避圧口	避圧口	変形、損傷、著しい腐食等がないか点検する。

(2)機能点検

-	/ 及66.m.lス		
	点検機器	点検項目	点検内容
容	窒素ガス容器等	消火剤量	消火剤量が規定量以上貯蔵されているか指示圧力計にて圧力を測定し、容器表面温度換算表における規定の圧力の差が規定圧力の10%以下であることを確認する。
		容器弁開放装置	加圧用窒素ガス容器より試験用ガスを用いて制御弁ユニットを経由し、容器弁開放装置が確実に作動することを確認する。
	制御弁ユニット	制御弁ユニット	試験用ガスにより確実に作動することを確認する。 また、放出本数選択が表示どおり確実に作動することを 確認する。
	避圧口	避圧口	避圧口の開閉機能が正常であることを確認する。
	感知器連動	煙・熱感知器	加熱、加煙試験を行い、連動でシステムが確実に作動することを確認する。

<簡易自動消火設備点検保守基準表>(年2回実施)

(1) 外観点検

点検機器	点検項目	点検内容
	設置場所状況	収納ボックスの周囲に障害物が置かれていないことを 確認する。
	収納ボックス	① 変形、損傷、著しい腐食等がないことを確認する。② 壁面への取付けが確実に固定されていることを確認する。③ 貯蔵容器の固定に緩みがないことを確認する。緩みがあれば増締めする。
	作動部	貯蔵容器にイニシェーターが確実に取付けられている ことを確認する。
	予備電源	電池の有効期限が切れていないことを確認する。
装置本体	電源セットランプ	① コントローラー制御部の電源灯、コントローラー表示部のセットランプの点灯を確認する。ランプ切れの場合は交換する。② 電源部のヒューズが切断されていないか確認する。切断されている場合は交換する。
	接地	接地配線に著しい腐食、断線等がなく、確実に接地されていることを確認する。
	配線接続部	① 各端子の緩み、脱落等のないことを確認する。緩みがある場合は増締めする。② 線端の圧着処理が確実に行われていることを確認する。
	その他	① 表示シールのはがれ、文字が不鮮明でないことを確認する。不適切な場合は補修する。② 使用説明書等が収納ボックス近辺に常備されていることを確認する。
消火剤貯蔵容器	本体	① 消火薬剤の漏れがないことを確認する。② 容器の変形、損傷、著しい腐食等がないことを確認する。
	指示圧力計	① 変形、損傷がないことを確認する。 ② 指針が規定の範囲を示していることを確認する。規定 範囲外を示している場合は原因調査する。
	形状	配管に偏平、つぶれ、腐食等がないことを確認する。
45	管の継手	継手に緩みがないことを確認する。緩みがある場合は増 締めする。
銅配管	固定	配管が適切な位置で固定されていることを確認する。固 定用ビス等に緩みがある場合は増締めする。
	仕様	規定の銅管を使用していることを確認する。
センサー	設置状況	① 変形、損傷がないことを確認する。② 油脂等の付着の有無を点検する。付着している場合は清掃する。③ 取付けに緩みがないことを確認する。緩みがある場合は増締めする。④ 設置後5年経過していないことを確認する。

点検機器	点検項目	点検内容
	設置状況	① 放射角度が適正であることを確認する。不適正な場合は調整する。 ② 取付け部分が確実に固定されていることを確認する。 緩みがある場合は増締めする。
ノズル	形状	① 変形、損傷、腐食がないことを確認する。 ② 調節銅管が極端に偏平していないことを確認する。
	その他	① ノズルキャップが正常に取付けられていることを確認する。② ノズルに油脂等が付着していないことを確認する。付着している場合は清掃する。
リモートスイッチ	設置状況	① 壁面に確実に取付けられていることを確認する。取付けどス等に緩みがある場合は増締めする。 ② 油等で汚れていないことを確認する。汚れている場合は清掃する。
	その他	アクリルカバーが破損していないことを確認する。
配線	状況	① 配線の被覆に異常がないことを確認する。② 天井内配線の固定に異常がないことを確認する。③ ダクトとの隔離が規定どおりであることを確認する。規定どおりでない場合は修正する。
	仕様	規定の電線を使用していることを確認する。
その他		各端子の緩み、脱落がないことを確認する。緩みがある 場合は増締めする。
関連設備		関連設備(ガス遮断弁等)への連動結線が確実になされていることを確認する。

(2)機能点検

点検機器	点検項目	点検及び保守内容				
	作動部	コントローラーへリモートスイッチ等から火災入力し て作動させ、各貯蔵容器の起動部への出力を確認する。				
	警報装置	試験器具を使用し、注意・警告・火災各レベルのランプ表示が点灯し、警報ブザーが鳴動することを確認する。ランプ切れの場合は交換する。				
装置本体	予備電源	電池試験により予備電源の電池容量が規定値以上であることを確認する。				
	リモートスイッチ	リモートスイッチを操作し、リモート表示灯の点灯、火 災表示灯の点滅、ブザーの鳴動を確認する。ランプ切れの 場合は交換する。				
	センサー	確実に作動することを確認する。				
	連動設備	簡易自動消火装置と連動している各設備(送風機等)が 連動して作動するか確認する。				

<緊急救助用スペース照明設備点検保守基準表>

凯进夕折	点検及び保守内容		周期
設備名称			1/年
1. 灯具	① ランプを取外して内外面を清掃し、灯具の 腐食の有無を点検する。 なお、防水パッキン等の劣化が著しい場合 及びランプが不点灯の場合は交換する。 ② ランプソケット及び配線接続の良否を点		0
	検する。 ③ 灯具取付け金物の腐食及びボルトの緩み等を点検し、ボルトに緩みがある場合は増締めする。		0
2. 制御盤	 ① 雨水浸入、結露等の有無を点検する。(屋 外設置に限る。)		0
	② 固定器具、取付けボルト等の変形・損傷及び緩みの有無を点検し、緩みのある場合は増締めする。		0
	③ ランプの点灯試験を行い、異常のないことを確認する。		0
	④ 内部の機器端子等の緩みがないか点検し、 緩みがある場合は増締めする。		0
	⑤ 制御電圧及び絶縁抵抗を測定し、規定値に 合致していることを確認する。		0

【別紙 4-(17)-設備概要】

L 別 代 4-	-(17)-設備概要 】 名 称		
1. 消			6 4 7 🛨
' · /F	八谷	消火器(材末加圧、材末番圧及び強化液) 消火器(車載式)	647本
		月久命(早戦式)	3 台
2 =	品(以)治山松乳供	加压送水妆器(丰二般,损伤般件)	
2. 连	量内(外)消火栓設備	加圧送水装置(表示盤・操作盤付)	1台
		$\Phi 50 \times \Phi 50 \times 300 \ell / \text{min} \times 174 \text{m} \times 174 \text{m} \times 184 \text{m} \times $	1 台
		$\Phi 50 \times \Phi 50 \times 300 \ell / \text{min} \times 84 \text{m} \times 11 \text{KW} (20\text{F})$	1台
		屋内消火栓(格納箱付)	162組
		屋外消火栓(Hanalan) 屋外消火栓(PH2F)	1 組
		呼水装置	1組
		77.7.衣巨	1 小口
3 7	、プリンクラー設備	スプリンクラーポンプ(予作動式ユニット型)	
0. /		Φ 200 × Φ 200 × 3, 600 ℓ /min × 125m × 110KW (B2F)	1台
		スプリンクラーブースターポンプ(予作動式ユニット3	_
		Φ 200 × Φ 200 × 3. 600 ℓ /min × 86m × 90KW (20F)	1台
		Φ 150 × Φ 200 × 3, 600 ℓ /min × 47m × 45KW (12F)	1台
		スプリンクラー補助加圧ポンプ(低層用:ユニット型)	
		Φ 25 × Φ 25 × 20 ℓ /min × 120m × 1.5KW (B2F)	1台
		スプリンクラー補助加圧ポンプ(高層用:ユニット型)	-
		Φ 25 × Φ 25 × 20 ℓ /min × 91m × 1. 5KW (12F)	1台
		スプリンクラー補助加圧ポンプ(ブースター用:ユニ	_
		Φ 25 × Φ 25 × 20 ℓ /min × 115m × 2. 2KW (20F)	1台
		エアコンプレッサー(小型往復動)	
		$6200/\min \times 9.9 \text{Kg/m}^2 \times 5.5 \text{KW}$	1台
		消火用補助水槽(PH2F)(呼水装置)	
		1.5m×1.5m×H1.5 (鋼版製)	1基
		消火用中間水槽(14F)(呼水装置)	_
		1.5m×1.5m×H1.0(鋼版製)	1基
		消火用中間水槽(23F)(呼水装置)	
		1.5m×1.0m×H1.5(鋼版製)	1基
		操作盤	3面
		プレアクション監視盤	1面
		プレアクション制御盤	6面
		送水口	8個
		スプリンクラーヘッド 11,	3 4 3個
		流水検知装置	70組
		末端試験弁	70個
		一斉開放弁	3組
		表示盤	3 面
4. 汽	烈消火設備(駐車場)	泡原液槽(銅版製) 5 0 0 ℓ	1基
		加圧送水装置	
		150 Φ × 100m × 2, 000 l/min × 55 KW	1基
		流水検知装置	7組
		一斉開放弁	228個
		手動開放弁	232個
			751個
		感知ヘッド 1,	363個

名称	設 備 内 容	
4. 泡消火設備(駐車場)	操作盤 電源装置 呼水装置 表示盤	1面 1組 1組 1面
5. 自動火災報知設備 (1)受信機 (能美防災製)	複合GR型、デスク型、蓄積型(常用電源・予備電源) ① 電源:設備電源内蔵 ② 機能:自律分散型 ③ 自動試験機能付 ④ アドレス数:5,200アドレス ⑤ 表示方式:デジタル表示(火災、ガス漏れ:各2をLCD表示(カラーLCD、タッチパスのでは、カラーLCD、タッチパスのでは、カラーLCD、タッチパスのでは、カラーとのでは、カラーとのでは、カラーとのでは、カラーとのでは、カラーとのでは、カラーとは、カラーとは、カラーとは、カラーとは、カラーとは、カラーとは、カーでは、カラーとは、カーでは、カラーとは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーで	ネル式)
(2)CRT監視盤	形式:デスク型(情報処理装置内蔵) 入出力点数内訳:R入力 5, 058点 R出力 845 CRTディスプレイ モニター:21インチカラーモニター アラームプリンター カラー漢字プリンター インパクトドットマトリックを断面グラフィック表示部表示方式:発光ダイオード方式	1台
(3)非常電話制御盤	形式:自立型(電子交換式、設備電源内蔵) 回線内訳:160 発信階表示方式:デジタル表示 回線選局方式:テンキー式	1面
(4)インターフェース盤	形式:自立型(予備電源内蔵)	2面
(5)主中継器盤	複合GR型(自立型、予備電源内蔵) 機能:自律分散型、自動方式機能付	17面
(6)中継器盤	複合GR型	37面
(7)感知器	② 差動式スポット型熱感知器(自動試験機能付) 5③ 光電式分離型感知器④ 炎感知器	187個 561個 2個 7個 38個
(8) その他	表示灯 1	5 1 個 5 1 個 5 1 個

名 称		
6. ガス漏れ警報設備	検知器	17個
	中継器	3 個
	表示灯	10灯
	受信機(10回線)	1 面
	警報装置	1組
	予備電源	1組
	表示盤	1面
7. 消防用水(呼水装置)	吸管投入口	6箇所
	標識	3 枚
8.連結送水管設備*	加圧送水装置	
※配管耐圧性能点検は前	$\Phi 150 \times \Phi 150 \times 1,8500/\text{min} \times 54\text{m} \times 45\text{KW}$ (12F)	1台
回点検時から、3 年以内に	Φ 150 × Φ 150 × 2, 600 ℓ /min × 76m × 75KW (20F)	1台
実施すること。	操作盤	2面
(前回は H30.07 に点検	送水口	8個
済。)	放水口	135個
	放水器具格納箱	1個
	起動スイッチ	2個
	表示盤	2面
	表示灯	2 灯
 9. 誘導灯及び誘導標識	避難口、通路誘導灯	1,381台
9. 肠等外及心肠等惊瞰	避難口誘導標識	1,361日
	姓 共 日 的 寺 信 郎	ОД
10. 非常コンセント設備	非常用コンセント(単相100V)	135台
11. 排煙設備	排煙機	
	片吸込多翼形送風機(駐車場用)	
	No. 8: 46, 700 \sim 51, 300 m³/H \times 30KW	2 台
	片吸込多翼形送風機(高層棟用)	
	No. 6: 45, 800 \sim 63, 200 m³/H \times 30KW	4 台
	・軸流形送風機(中層用)	
	No. 6: 45, 400 \sim 63, 200 m ³ /H \times 30KW	4 台
	・軸流形送風機(低層用)	
	No. 6: 46, 500 \sim 63, 600 m ³ /H \times 30KW	4 台
	軸流形送風機(地下附室用)	
	No. 3 : 15, 900 \sim 23, 800 m³/H \times 5. 5 \sim 7. 5KW	4 台
	片吸込多翼形送風機(地下用)	
	No. 6 : 24, 900∼62, 400 m³ 30KW	4 台
	· 片吸込多翼形送風機 (B1F 車路用)	
	No. 6 : 41, 200 m³ 30KW	1台
	排煙機起動盤	23面
	排煙口	266面
	排煙ダンパー	285個
	制御盤	1面
	排煙窓	1 2 2 箇所
	フラットバー型給気	10箇所
	No.3:15,900~23,800 m ² /H×5.5~7.5KW ・片吸込多翼形送風機(地下用) No.6:24,900~62,400 m ² 30KW ・片吸込多翼形送風機(B1F 車路用) No.6:41,200 m ² 30KW 排煙機起動盤 排煙口 排煙ダンパー 制御盤 排煙窓	4台 1台 23面 266面 285個 1面 122箇

名 称	設 備 内 容	
11. 排煙設備	一	39個
	熱感知器 (アナログ)	1個
	音響装置	137個
	一可動垂れ壁	5枚
	防火戸	- 124
	ドア式S型	105枚
	ドア式W型	484枚
	防火ダンパー	85個
	煙・熱感知器連動防火防煙シャッター	466枚
	電動シャッター	5 枚
	電動グリルシャッター	8枚
12. 非常照明設備	非常用照明器具	3,792個
13. 放送設備	放送設備(パナソニック製)	1組
(非常放送兼用)	① 定格出力:6,600W(自火報設備連動型	= •
	② 出力制御部:200回線及び一斉(緊急と常	詩)
	③ 入力回路部:非常マイク、非常リモコン、	
	アナウンスユニットチャイム、 一般リモコン、業務入力(ミキ	. 44
	一般リモコン、未務人力(ミャー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	完全密閉型ニッケルカト	
	⑤ カセットデッキ:ダブルカセットデッキ	
	BGM演奏装置:フィディリパック方式	
	⑥ CD-BGM演奏装置:オートチェンジャー	- 5 連奏
	⑦ プログラムタイム:4系統	
	⑧ ラジオチューナー: AM、FM	
	⑨ ミュージックチャイム:4曲選曲	
	構成機器	
	① 非常操作ユニット(20局)WK-850A	1台
	② 増設用非常操作ユニット(20局)WK-820A	9 台
	③ ミキサーユニット	1台
	④ デジタルアナウンスユニットA~C	3台
	⑤ ミュージックチャイム	1台
	⑥ 入力マトリクスユニット⑦ プログラムコントローラー	1 1 台 1 台
	8 増設リレーユニット WO-R72	5台
	9 CD-BGMプレーヤー	2台
	10 モニターユニット	3台
	① 360W 電力増幅ユニット	16台
	① 120W 電力増幅ユニット	8台
	① 非常電源ユニット	10台
	④ 入出力制御ユニット	2台
	⑤ 増設用出力ユニット(20回線)	9台
	⑥ 拡張制御ユニット WK-890② 虚流制御ユニット WH D40	4台
	① 電源制御ユニット WU-R40	10台
	18 ファンユニット19 システムコントローラー	6 台 1 台
	ゆ ノヘノムコンドローノー	1 🗖

名 称	設 備 内 容	
13. 放送設備	その他	
(非常放送兼用)	 ① 非常リモコン(20局)WR-851 ② マルチリモコン WR-300 ③ ワゴン型アンプ ④ スピーカー ⑤ 音量調節器 WZ-550 ⑥ 電源制御器 WU-R40A ⑦ 電源制御機(C2) ⑧ 電源制御機(C23) ⑨ 電源制御機(C23) 	1台9台台60000000000000000000000000000000000
14. 無線通信補助設備	機器収容箱 無線機接続端子箱 分配器 混合器 UーV共用器 UーU共用器 モノポールアンテナ 終端抵抗 漏洩同軸ケーブル	11個 12個 12 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16
15. 簡易自動消火設備	 1. 1階でおります。 1. 1階では、 1. 1階では、 2. 2間では、 3. 2階では、 4. 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	31443 83748 21222 本台個個個 本台個個個 本台個個個 本台個個個
16. 窒素ガス消火設備 (1) B2F系統 (電気室、PBX・MDF室、 高圧電気室、特高変電室、 発電機室、サービスタンク 室)	貯蔵容器 加圧用容器 容器弁開放器(ガス圧式) 起動用小容器 起動用容器開放器(電磁式) 起動用操作函 選択弁(ガス圧式) 制御弁ユニット	166本 2本 168個 5個 6個 5組

名 称	設備内容	
16. 窒素ガス消火設備		5 個
(1)B2F系統	不還弁	16個
(電気室、PBX・MDF 室、	音響装置	9個
高圧電気室、特高変電	直音表色 連動盤(6回線)	1面
室、発電機室、サービス	佳勤盛(0百째) 音声盤	1面
タンク室)	電源装置	1組
ダング重/	— " " " "	17個
	放出表示灯 噴射ヘッド	
	_{嗅別} ハット ピストンレリーザー・ダンパー用	4 1個
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	36個
	避圧口	6個
	煙感知器 一型熱感知器	3 1 個
	定温式スポット型熱感知器	20個
(2) 12F系統	貯蔵容器	70本
(IDF 室、高圧電気室)	加圧用容器	1本
	容器弁開放器(ガス圧式)	7 1 個
	起動用小容器	2個
	起動用容器開放器(電磁式)	2個
	起動用操作函	2個
	選択弁(ガス圧式)	2個
	制御弁ユニット	2組
	圧力スイッチ	2個
	不還弁	4 個
	音響装置	2個
	連動盤(2回線)	1面
	音声盤	1面
	電源装置	1組
	放出表示灯	4 個
	噴射ヘッド	10個
	ピストンレリーザー・ダンパー用	8 個
	避圧口	2個
	煙感知器	9 個
(3)20F系統	 貯蔵容器	56本
(UPS室、通信機械室、高	加圧用容器	1本
上電気室) 上電気室)	かたが音報 容器弁開放器(ガス圧式)	5 7 個
<u> </u>	七部川の成品(カスエス) 起動用小容器	3個
	起動用容器開放器(電磁式)	3個
	起動用操作函	3個
	選択弁(ガス圧式)	3個
	制御弁ユニット	3組
	時間ガユーット 圧力スイッチ	3個
	不還弁	5個
	音響装置	3個
	直音表色 連動盤(3回線)	1面
	佳勤魚(0日線) 音声盤	1面
	電源装置	1組
	电顺久区	1 小口

名	設 備 内	容
(3)20F系統	放出表示灯	
(UPS室、通信機械室、高	噴射ヘッド	11個
上電気室) 上電気室)	ピストンレリーザー・ダンパー用	12個
上电 X (主)		
	避圧口	3個
	煙感知器	2 3 個
(4) 20 E DUO E 75 45	哈莱萨思	F 0 +
(4)30F~PH2F系統	貯蔵容器	5 9 本
(30F: UPS 室、IDF 室、前	加圧用容器	1本
室、31F:通信機械室、回	容器弁開放器(ガス圧式)	60個
線監視室、電気室、PH1F:	起動用小容器	9 個
通信機械室、前室、PH2 F:	起動用容器開放器(電磁式)	9 個
無線室)	起動用操作函	9 個
	選択弁(ガス圧式)	9 個
	制御弁ユニット	9組
	圧カスイッチ	9 個
	不還弁	1 4 個
	音響装置	1 7 個
	連動盤(9回線)	1 面
	音声盤	1面
	-	1組
	放出表示灯	2.4個
	噴射ヘッド	66個
	ピストンレリーザー・ダンパー用	30個
	避圧口	9個
	歴/エロ 煙感知器	35個
	注意知益	回じる
17. 緊急救助用スペース	 制御盤	1面
照明設備	遠方操作パネル(防災センター)	1面
	灯台 (閃光式)	1 灯
	境界灯	8灯
	איופאני	0 1/1
18. 地下式オイルタンク	地下式オイルタンク(55.000ℓ)	3基
設備等	オイルサービスタンク(3,000ℓ)	2基
HV Min -3		
19. 排煙用送風機設備等	│ │排煙用送風機	
	・片吸込多翼型(床置)37.0~5.5KW	1 3 台
	63, 200~15, 900 m³/H	
	- 軸流型 (天吊) 30.0~18.5KW	8 台
	63, 200~45, 200 m³/H	0 1
	- 片吸込多翼型(床置)30.0KW	2 台
	46,700~5,130 ㎡/H	2 0
	・軸流型(床置)18.5KW	2台
	・ 軸流空(床直) 16. SNW 93, 200 m ³ /H	4 🗇
		C /s
	- 軸流型 (床置) 15.0KW	6 台
	67, 800∼60, 000 m³/H	
	<u>I</u>	

入退館管理システム保守業務

1. 業務概要

「さいたま新都心合同庁舎 1 号館入退館管理システム」(以下、本システムという。)は合同庁舎入退館セキュリティー層強化の観点から、「国家公務員の IC カード身分証に関する基本仕様」及び「国家公務員の IC カード身分証に関する共通仕様」に準拠して、国の行政機関が発行する国家公務員身分証カード等を用いて通過することができるセキュリティゲート等を活用した庁舎への入退館管理を行うシステムである。

本システムは、「財務局 IC カード発行管理システム」を経由して、カードの失効情報等を取得し、入退館管理を行なうもので、24時間365日の運用を想定しているため、本システムを安定的に運用するためのシステム全般の保守に関する役務の提供を本件業務とする。

2. 保守業務

(1) 全般

受託者は委託者の指示に従い、作業を行うこと。

また、本仕様書の内容等に疑義が生じた場合は委託者との間で協議の上決定するものとする。

(2) 守秘義務等

① 本仕様書に基づくすべての作業において、委託者が提供した業務上の情報を第三者 に開示又は漏洩しないこと。

また、そのために必要な措置を講ずると共に、内容を記載した文書を提出し、担当職員の許可を受けること。

- ② 本業務で知り得た情報を他の目的で利用しないこと。
- ③ 受託者は、作業を行うに当たり委託者から貸出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、契約期間満了後には、全て返却することとし、当該資料等を複写及び本調達の目的外の使用をしないこと。
- ④ 更改業務の履行過程で生じたすべての納入物に関して、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権及び営業秘密は、委託者に帰属し、委託者が独占的に使用するものとする。受託者は更改業務の履行過程で生じた著作権及び営業秘密を自ら使用する場合、委託者と別途協議するものとする。ただし、本業務契約前に受託者が既に著作権を有しているソフトウェア、モジュール、プログラム等に関してはその限りではない。
- ⑤ 更改業務の納入成果物に第二者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。) が含まれる場合、当該著作物の使用に要する経費の負担及び使用許諾契約に係る一切 の手続きも本業務に含む。この場合、受託者は、当該契約等の内容について、事前に 委託者の承認を得ることとし、委託者は既存著作物について当該許諾要件の範囲内で 使用するものとする。
- ⑥ 上記事項以外で機密保持等に関する事項は、委託者と協議の上取り決めること。
- (3) 個人情報保護法に関する事項

本業務の受託者においては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び委託者が定めた個人情報保護に関する規程等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

- (4) 受託者は、本仕様書に基づく業務を行うにあたり、担当部署と必要な調整を行うものとする。(財務局 IC カード発行管理システム管理部署等)
- (5)本業務に関する役務の提供を行う上で必要なドキュメント等は落札業者決定後、別途

提示する。対象ドキュメント等は以下のとおりとし、提示する内容については、委託者 と協議を行うこととする。

- ・ 入退館管理システムに関する共通仕様
- ・ IC カード発行管理システムとのインターフェース仕様及び接続要件仕様
- ・ 詳細システム系統図
- ・ システム設計書
- ・ 運用マニュアル
- ・ 操作マニュアル
- (6) 保証

本システム全体の稼動を確認し、障害発生時は責任を持って問題解決に当たること。必要に応じて委託者又はその指示する者との作業及び調整等を行うこと。

(7)協議等

本業務を行うにあたっては、システム開発業者(エヌ·ティ·ティ·コミュニケーションズ株式会社)と十分協議を行い、システムの運用等に支障が生じないようにすること。 協議等に係る費用も本業務に含むものとする。

(8) セキュリティ.

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成 17 年 12 月 13 日情報セキュリティ政策会議決定(平成 21 年 2 月 3 日一部改正))を踏まえた財務局が定めるセキュリティポリシーに対応すること。

- (9) 保守期間及び新システム移行への協力等
 - ①本システムの保守期間は、以下のとおりとする。

保守期間:令和2年4月1日~令和2年9月30日

②保守期間満了後の令和2年10月1日から新システムに移行するため、保守終了に向けての準備等を行うこととする。また、10月1日から新システムの円滑に稼働させるための新システム保守業者による既存システム機器撤去及び新システム機器設置に向け、新システム保守業者と十分な打合せ及び引継等を実施し、新システム保守業者が研修等を希望した場合は協力することとする。

3. システム構成

機器及びソフトウェア

本システムを構成する機器等を、「別紙4-(18)-システム構成概要図」に示す。

- 4. 保守サービス
 - (1) 保守対象システム等範囲
 - ①「別紙 4-(18)-設備概要」の機器、ソフトウェア及びLAN配線一式
 - ②財務局 I Cカード発行管理システムとの接続に必要な設定
 - (2) 定期メンテナンス
 - ① 定期メンテナンスの内容
 - ・機器及びソフトウェアについて、令和2年5月に定期メンテナンス、クリーニング及び調整を行うこと。
 - ・必要に応じてシステムにパッチを適用し、動作確認を行うこと。また、本システムに電源を供給している無停電電源装置のバッテリーの容量確認に関しても本メンテナンスで実行するものとする。
 - サーバをシャットダウン及び再起動を行う必要がある場合に、現地にて安全にシャットダウン及び再起動を行うこと。
 - ② 定期メンテナンスの実施
 - ・定期メンテナンス及びその他保守は、業務に支障がないように行うこと。
 - ・定期メンテナンスの実施に際しては、事前に計画を担当職員に提出し、スケジュ

ール・実施可否等につき調整を行うこと。

原則として、業務に支障がないよう平日担当者勤務時間内に行うこととするが、 やむを得ず支障が出てしまう場合には、業務量及び通行量の少ない土日等に作業 を実施すること。

- ・定期メンテナンス時に部品の交換が必要となった場合は、委託者に報告し承認を 得た上で、交換を行うこと。
- ③ 他社の製品の保守
 - ・本システムを構成する他社製品についても、受託者が責任をもってそれらの製品 の保守を行うこと。

(3) 質問及び障害受付等

質問及び障害受付の内容

・機器及びシステムの操作方法についての質問及び障害が発生した場合は、受託者において対応(原則として電話対応とするが、メール、FAX での対応も可能とすること)し、操作方法の回答及び障害時の適切な対応(1 次障害対応)を行うこと。電話、メール、FAX にて解決しないと判断した場合は、受託者と障害発生先と打合せのうえその旨を委託者に報告するとともに、現場に保守作業要員を派遣すること。

ただし、全システム停止等の緊急事態に対しては、速やかに復旧を行う体制を とること。その場合の障害対応に対する目安は、2時間以内に現場に保守作業要 員を派遣し、速やかに復旧作業を行うこと。復旧に時間を要すると認められる場 合は、システム開発業者と連絡をとり、迅速な復旧作業を実施すること。

(4) ソフトウェアライセンス管理

- ・本システムを構成するソフトウェア等についてのライセンス管理を行い、運用期間中は正常に使用できるようにすること。ウィルス対策ソフトの定義ファイル等については、定期的に媒体にて委託者に提供できるようにすること。
- ・ソフトウェアのバージョンアップ及びパッチ導入等については、セキュリティ脆弱性・バグ等によるものの他、導入ソフトウェア(バージョン)のサポート期限切れに伴い、システムを安定的に運用することに支障を及ぼす恐れがある場合に、実施するバージョンアップ等も含まれることに留意すること。

(5) 障害時の対応

- ・障害発生時は受託者において速やかに対応すること。
- 1 次障害復旧対応は、原則として電話対応とするが、メール、FAX での対応も可能とし、適切に行うこと。
- ・障害状況を把握し、ハードウェア障害又はソフトウェア障害かの切り分けを行うこと。
- ・必要に応じて、財務局 IC カード発行管理システム保守業者と協力して障害発生の原 因究明を行い、原因を取り除くとともに再発防止策を検討し、委託者に報告すること。
- ・必要に応じて修復作業要員を派遣し、現地にて障害対応を行うこと。
- ・システムを安定的に稼動するために重要な機器については、障害発生時には速やかに部品交換等を実施して復旧させること。復旧に長時間を要すると判断される場合は、代替機を手配する等を実施し、業務の運用に極力支障の無いよう対応すること。部品交換及び代替機の手配等に関する費用も本調達に含めるものとする。対象物品については、「別紙 4-(18)-設備概要」に示す。
- ・本システムを構成する機器について、上記の「システムを安定的に稼動するために 重要な機器」以外の機器については、契約期間中当該機器及びそれを構成する部品 もしくは同等以上の代替機・代替部品の調達を保証すること。

ただし、代替部品及び代替機についても、本調達範囲に含めるが、交換部品及び 消耗品は受託金額には含めないものとし、委託者の承認を得た上で、交換等を行う こと。対象物品については、「別紙 4-(18)-設備概要」の<システム機器一覧>及び< 消耗品一覧>に示す。

- 代替機は障害発生機器が有していた機能及びスペックと同等以上の機器を提供すること。
- ・入退管理サーバのリモート通信機能*を利用して、保守拠点等に障害情報の通知する 設定を行うとともに障害情報を確認された場合は速やかに委託者に報告し、対応す ること。設定方法については、事前に委託者の承認を得ること。

※更改前: Dell OpenManage を使用。

(6) 環境の維持・管理

・本システム及び関連している他システムについての最適化、修正、更改等及びソフトウェアの環境設定の変更等により、本システムの安定稼動に影響がある場合には、本システムの設定変更等の修正を行うこと。

(7)潜在不具合

機器に関する技術的な問題点等の提供

・ハードウェアベンダやソフトウェアベンダから提供される問題点や不具合の情報の うち、本システムに関係するものについて、定期的にその内容と対処方法を委託者 へ速やかに報告すること。

5. その他留意事項

(1)保守・障害対応

- ① 保守及び障害対応等に関しては、本システム構築に従事した開発業者と連携し、十分な体制を確保すること。
- ② 保守及び障害対応等の体制は、責任と役割を明確化し全社的な対応を行うこと。
- ③ 保守及び障害対応等の実施にあたっては、あらかじめ作業体制を提出し、承認を得る
- ④ 障害対応等の内容及び対応実績等については、毎月、対応実績を記載した報告書を提出すること。
- (2) 保守等費用の範囲に関する留意事項

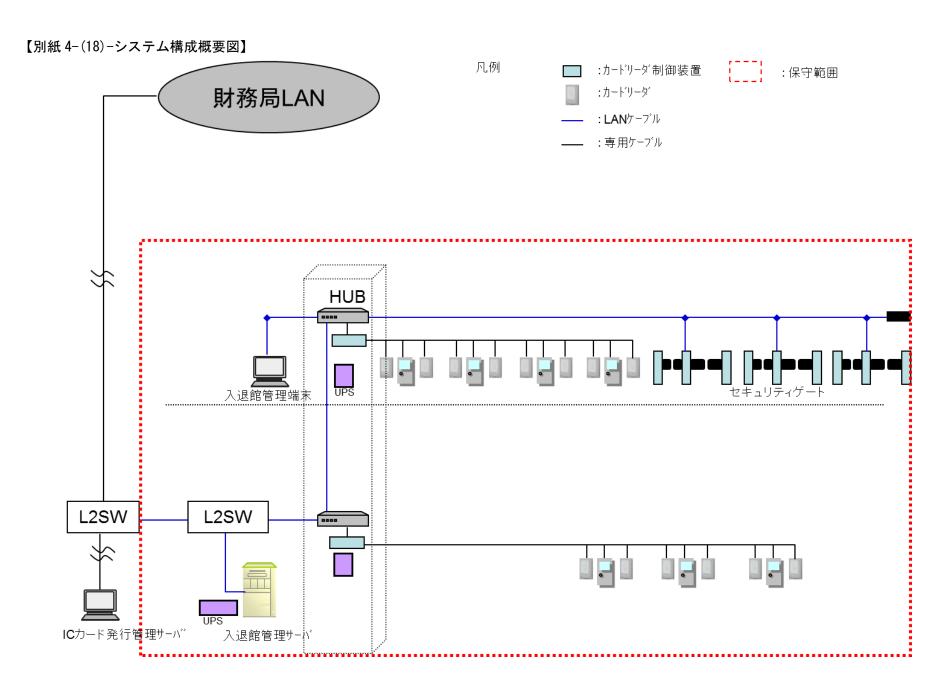
保守等の実施について、受託期間中は受託金額内で対応すること。また以下の条件においても同様とすること。

- 通常の使用状況で障害が発生した場合
- ・4. (5) において、本業務に含めることとした、障害復旧対応における代替機及び代替部品の提供時
- 委託者が承認したソフトウェアバージョンアップの実施時
- ・受託者単独で対応できない問題が発生した場合における他社サポート依頼時
- (3)情報の取扱いについて

磁気ディスク装置を撤去する場合は、完全に読取りが出来ないように、ディスク内容を 完全に消去する等対策を講じること。

(4) その他

保守作業については、日本語での対応を行うこと。



【別紙 4-(18)】-P.5

【別紙 4-(18)-設備概要】

くシステム機器一覧>

品目	項目	品 番	製造元	数量	単位	備考
	入退室管理装置(主装置)	PowerEdgeR420	DELL 社製	1	式	・8 倍速 SATA DVD Drive、・リモートアシスタント Card
	オヘ゜レーションシステム	Windows Server 2008R2 SP1,	マイクロソフト社	1	式	
	入退館システム・ソフトウェア	KK 入退室管理ソフトウェア	NTT コミュニケーションズ社製	1	式	
	鍵情報登録用カードリーダ	PR-400UDM	デンソーウェーブ社製	1	台	
入退館管理システムサーバ	無停電電源装置(入退館管理装置用)	Smart- UPS1500RMJ2UB3W	APC 社製	1	台	バッテリーに関しては消耗品としての取扱い
	ウイルス対策ソフトウェア	ウィルスハ゛スターコーホ゜レートエテ゛ィ ション	TrendMicro 社製	1	式	
	17 インチフラットハ゜ネルモニタ	TFT7600G2KVM	日本 IP 社製	1	台	
	ラックマウント型外付け HDD	HD-PCT500U2	バッファロー社製	1	台	
	9 ポートスイッチング HUB	FS909M	アライドテレシス社製	1	台	
	入退室管理装置(副装置)	OptiPlex3020 スモールフォーム	DELL 社製	1	式	・DVD スーバーマルチドライブ/マウス/キーボード、・17 インチモニ タ、・入退館管理システムログイン用カードリーダ
入退館管理端末	オヘ゜レーションシステム	Windows 7 Professional/SP1	マイクロソフト社	1	恜	
	入退館システム・ソフトウェア	入退クライアント PC ソフトウェア	NTT コミュニケーションズ社製	1	式	
	解錠専用装置(一斉解錠ボタン)	WN5461N	パナソニック電工社製	1	個	
10 1 10 11 10 1 11 1 1	2通路3筐体·Main端末	EPG-1015M	日本ハルコン社製	5	式	
IC カードリーダ内蔵セキュ リティゲート	2通路3筐体・中央ダブルフラッパーゲート	EPG-1015CD	日本ハルコン社製	5	式	フラッパーユニットに関しては消耗品としての取扱い
	2 通路 3 筐体・Slave 端末	EPG-1015S	日本ハルコン社製	5	式	
	カードリーダー装置	AC2300	デンソーウェーブ社製	30	台	
	カードリーダ制御装置	DSI-A2000	デンソーウェーブ社製	15	台	
	電気錠本体	EURH-5NU	ゴール社製	9	台	
扉	電気錠本体	EUR-3. 3NU	ゴール社製	6	台	
	電源ユニット	JW550-24	TDK ラムダ社製	3	台	
	DCDC コンハ・ータ	DC 電源・DC コンバータ	デンソーウェーブ社製	30	台	
	無停電電源装置(カードリーダ制御装置用)	Smart-UPS1500	APC 社製	3	台	バッテリーに関しては消耗品としての取扱い
HUB	8 ポート HUB	FS708TPL	アライドテレシス社製	9	台	
ケーフ・ル類	LAN ケープ ル (Cat5e UTP)	EM-NSEDT	日本製線社製	1	式	
	カードリーダ制御装置用制御ケーブル	サンライト SXLF 0.3-5P	太陽ケーブルテック社製	1	式	
	火報ケーブル	EM-FA 0.9-4C	日本製線社製	1	式	

<消耗品一覧>

	品目	項目	
		入退室管理装置 (副装置)	
	入退館管理端末※1	オヘ゜レーションシステム	
	八返館官垤圳木公口	入退館システム・ソフトウェア	
		解錠専用装置(一斉解錠ボタン)	

受変電設備点検業務

I. 一般事項

1. 業務項目

受変電設備点検業務

- i 特別高圧受変電設備点検業務
- ii 自家発電設備点検業務
- iii 高圧変電設備点検業務
- iv 直流電源設備点検業務
- v 交流無停電電源設備点検業務

2. 業務概要

さいたま新都心合同庁舎1号館に設置されている上記設備の点検業務を実施するものとする。なお、停電予定日は、委託者と協議により決定するが、各年度1月の第1または第2 土曜日を前提とし、別途予備日を設ける。

3. 負担の範囲

全館停電時に防災センター内非常放送設備接続用の電源車(発電機)を受託者の負担において用意すること。

Ⅱ. 一般共通事項

部品交換作業がある場合は、作業にあたり、部品の取付、配線、ボルト締め付け等はメーカー基準により実施し、作業前と相違ないことを確認する。また、交換後、メーカー仕様による調整・試験等を実施し、装置機能等に異常がない事を確認する。

Ⅲ. 点検業務に関する事項

- 1. 点検業務
 - i 特別高圧受変電設備点検業務
 - (1) 点検の対象設備は、「別紙4-(19)-設備概要」による。
 - (2) 点検の内容は、「共通仕様書」第2編第3章第3節の該当事項とし、点検は年1回実施する。
 - (3) その他特記事項は、Ⅲ. 3による。
 - ii 自家発電設備点検業務
 - (1) 点検の対象設備は、「別紙4-(19)-設備概要」による。
 - (2) 点検の内容は、「共通仕様書」第2編第3章表 3.4.1 の該当事項とし、点検は年1回 実施する。
 - (3)業務日程は実施前までに提出することとし、日程に変更が生じたときは、遅滞なく通知するものとする。
 - (4)点検に必要な消耗品及び材料は、共通仕様書に定められているほか、パッキン、その他に類するものとする。
 - (5) 点検項目一覧
 - 事後保全に基づく法定点検項目
 - ① 配電盤点検
 - 2 発電機点検
 - ③ 遮断機点検
 - ④ ガスタービン点検
 - ⑤ 保護系電盤特性試験
 - ⑥ 絶縁抵抗測定
 - ⑦ GOV動作試験
 - ⑧ 振動測定
 - 9 始動·停止試験
 - 予防保全に基づく点検項目
 - ① AVR特性試験(AVRとは自動電圧調整器といい、エンジン立ち上がり時、停

止時に電圧の確認をする。運転時に電圧急変させ、異常がないことを確認する。)

- ② 自動始動点検(模擬停電回路をつくり、自動的に発電設備が起動できるかの確認 を行う。)
- ③ 自動同期試験(2台の発電設備が異常なく並列運転できるかの確認をする。)
- ④ 保護連動試験(模擬信号をつくり、保護装置の動作確認をする。)
- (6) その他特記事項は、Ⅲ. 3による。
- iii 高圧変電設備点検業務
- (1) 点検の対象設備は、「別紙4-(19)-設備概要」による。
- (2) 点検の内容は、「共通仕様書」第2編第3章表3.3.1~3.3.5、3.3.11 及び3.3.12 の 該当事項とし、点検は<1Y>と記載されているものを年1回実施する。
- (3)業務日程は実施前までに提出することとし、日程に変更が生じたときは、遅滞なく通知するものとする。
- (4) その他特記事項は、Ⅲ. 3による。
- iv 直流電源設備点検業務
- (1) 点検の対象設備は、「別紙 4-(19)-設備概要」による。
- (2) 点検の内容は、「共通仕様書」第2編第3章第5節の該当事項とし、点検は年1回実施する。
- (3)業務日程は実施前までに提出することとし、日程に変更が生じたときは、遅滞なく通知するものとする。
- (4) その他特記事項は、Ⅲ. 3による。
- v 交流無停電電源設備点検業務
- (1) 点検の対象設備は、「別紙4-(19)-設備概要」による。
- (2) 点検の内容は、「共通仕様書」第2編第3章3.6.1、表3.6.2、3.3.1~3.3.6、3.3.11、3.3.12、3.5.2及び3.5.3の該当事項とし、点検は年1回実施する。

なお、表3.3.1の5は実施しないものとする。

- (3)業務日程は実施前までに提出することとし、日程に変更が生じたときは、遅滞なく通知するものとする。
- (4) その他特記事項は、Ⅲ. 3による。
- 2. その他特記
 - i 特別高圧受変電設備
 - (1) 点検内容

保安規程・建築保全業務共通仕様書及びメーカー仕様に従い年次点検を実施する。点検に要する停電日は1日間とする。

(2) 点検対象機器一覧

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	C-GIS	GV-20J25A	3組
		GCT-E 3, 500KVA	3台
2	変圧器	NW-VT	6 台
		EVT	2台
3	真空遮断器	VHA-6J13S 他	27 台
4	真空接触器	CV-6GALX	8台
5	モールド変圧器	RCT-N2	1台
6	負荷開閉器	LG8-H1	2台
7	コンデンサリアクトル SC: AF702211KH8G SR: XT-RHC1	SC: AF702211KH8G	16 台
		SR: XT-RHC1	8台
8	電力ヒューズ		8台
9	保護継電器	HRE194-18A1-10-10 他	24 台 115 要素
10	自動力率調整器	QC12A	1台
11	配電盤	高圧盤 他	34 面
12	直流電源装置	整流器:TR-SNTR10050-A	一式
12	但则电你衣但	蓄電池:MSEX-100-6	一式

上記機器に関して保護連動試験を行う。

ii 非常用自家発電設備

(1) 点検内容

保安規程・建築保全業務共通仕様書及びメーカー仕様に従い年次点検を実施する。点検に要する停電日は1日間とする。

- ① 配電盤清掃外観点検
- ② 始動用・制御用蓄電池設備点検
- ③ 発電機点検
- ④ ガスタービン点検
- ⑤ 始動・停止時間測定
- ⑥ 確認運転(無負荷)

(2) 点検対象機器一覧

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	配電盤	自動始動盤 他	8面
2	直流電源盤	始動用直流電源盤	5面
3	発電機	6, 600V 2, 000KVA	2台
4	ガスタービン		2台

上記機器に関して保護連動試験を行う。

iii 各階高圧変電設備

(1) 点検内容

保安規程・建築保全業務共通仕様書及びメーカー仕様に従い年次点検を実施する。点検に要する停電日は1日間とする。

- ① 配電盤及び機器外観点検
- ② 盤清掃
- ③ ボルト等の締め付け
- ④ 断路器本体及び操作機構
- ⑤ 遮断器本体及び操作機構
- ⑥ 配電用変圧器 (モールド変圧器)
- ⑦ 高圧変成器類 (VT、CT)
- ⑧ 高圧及び低圧関係絶縁抵抗測定
- ⑨ 接地線の敷設状況
- ⑩ 保護継電器動作試験
- ⑪ 停電フロー確認

(2) 点検対象機器一覧

(2-1:B2階 高圧電気室)

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	配電盤	A 系饋電盤、B 系饋電盤 他	19 面
2	断路器	三菱製:DV-RA	2台
3	真空遮断器	三菱製:VF-13DM-C	15 台
		東芝製:RC-N2 6,600/210-105V	4台
4	 6.6KV モールド変圧器	東芝製:RCT-N2 6,600/210V	1台
4	0.0KV モールト多圧品 	東芝製:RECT 6,600/210V	4台
		東芝製:RNCTQ-L2 210/210-105V	1台
5	過電流継電器	オムロン製: K2CA-D-03-R2	13 台
6	不足電圧継電器	オムロン製: K2VV-S24-R2	2台
7	インターロック		一式
8	高圧回路絶縁測定	A 系所内機器一括	一式
9	低圧母線絶縁抵抗測定	変圧器二次巻線~低圧幹線用 MCCB 一次間	一式
10	低圧幹線絶縁測定	電灯回線、動力回線 他	152 回線

上記機器に関して保護連動試験を行う。

(2-2:B2階 駐車場内 高圧電気室)

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	配電盤	A 系饋電盤、B 系饋電盤 他	9面
2	断路器	三菱製:DV-RA	2台
3	真空遮断器	三菱製:VF-13DM-C	8台
		東芝製:RC-N2 6,600/210-105V	1台
4	6.6KV モールド変圧器	東芝製:RCT-N2 6,600/210V	2台
		東芝製:RNCTQ-L2 210/210-105V	1台
5	過電流継電器	オムロン製: K2CA-D03-R2	6台
6	不足電圧継電器	オムロン製: K2VV-S24-R2	2台
7	高圧回路絶縁測定	A 系、B 系、母線連絡、所内機器一括	3系統
8	低圧母線絶縁抵抗測定	変圧器二次巻線~低圧幹線用 MCCB 一次間	4系統
9	低圧幹線絶縁測定	電灯回線、動力回線	47 回線

上記機器に関してインターロック確認、保護連動試験を行う。

(2-3:12階 高圧電気室)

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	配電盤	A 系饋電盤、B 系饋電盤 他	22 面
2	断路器	三菱製:DV-RA	2台
3	真空遮断器	三菱製:VF-13DM-C	17 台
		東芝製:RC-N2 6,600/210-105V	7台
4	6.6KV モールド変圧器	東芝製:RCT-N2 6,600/210V	4台
		東芝製:RNCTQ-L2 210/210-105V	1台
5	過電流継電器	オムロン製: K2CA-D03-R2	15 台
6	不足電圧継電器	オムロン製: K2VV-S24-R2	2台
7	高圧回路絶縁測定	A 系、B 系、母線連絡、所内機器一括	3系統
8	低圧母線絶縁抵抗測定	変圧器二次巻線~低圧幹線用 MCCB 一次間	12 系統
9	低圧幹線絶縁測定	電灯回線、動力回線	114 回線

上記機器に関してインターロック確認、保護連動試験を行う。

(2-4:20 階 高圧電気室)

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	配電盤	A 系饋電盤、B 系饋電盤 他	22 面
2	断路器	三菱製:DV-RA	2台
3	真空遮断器	三菱製:VF-13DM-C	17 台
		東芝製:RC-N2 6,600/210-105V	7台
4	6.6KV モールド変圧器	東芝製:RCT-N2 6,600/210V	4 台
		東芝製:RNCTQ-L2 210/210-105V	1台
5	過電流継電器	オムロン製: K2CA-D03-F4	13 台
6	不足電圧継電器	三菱製:MLIV-E1V-R	2台
7	高圧回路絶縁測定	A 系、B 系、母線連絡、所内機器一括	3系統
8	低圧母線絶縁抵抗測定	変圧器二次巻線~低圧幹線用 MCCB 一次間	12 系統
9	低圧幹線絶縁測定	電灯回線、動力回線	98 回線

上記機器に関してインターロック確認、保護連動試験を行う。

(2-5:31 階 高圧電気室)

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	配電盤	A系饋電盤、B系饋電盤 他	22 面
2	断路器	三菱製:DV-RA	2台
3	真空遮断器	三菱製:VF-13DM-C	17 台
		東芝製:RC-N2 6,600/210-105V	7台
4	6.6KV モールド変圧器	東芝製:RCT-N2 6,600/210-105V	2台
		東芝製:RECT 6,600/210V	2台

		東芝製:RNCTQ-L2 210/210-105V	1台
5	過電流継電器	オムロン製: K2CA-D03-F4	13 台
6	不足電圧継電器	三菱製:MLIV-E1V-R	2台
7	高圧回路絶縁測定	A 系、B 系、母線連絡、所内機器一括	3系統
8	低圧母線絶縁抵抗測定	変圧器二次巻線~低圧幹線用 MCCB 一次間	12 系統
9	低圧幹線絶縁測定	電灯回線、動力回線	131 回線

上記機器に関してインターロック確認、保護連動試験を行う。

iv 直流電源設備

(1) 点検内容

保安規程・建築保全業務共通仕様書及びメーカー仕様に従い年次点検を実施する。点検に要する停電日は1日間とする。

- ① 外観点検
- ② 機能点検
- ③ 蓄電池電圧・内部抵抗・温度
- ④ 総合点検·絶縁抵抗
- ⑤ 復電後停復電試験実施

(2) 点検対象機器一覧

(2-1:B2階 高圧電気室:操作用)

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	整流装置	KS10-50MSE	1台
2	蓄電池	MSE-50-12	9個

(2-2:B2階 高圧電気室:非常照明用)

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	整流装置	KS30-300MSE	1台
2	蓄電池	MSE-300	54 個

(2-3:B2 階 駐車場内 高圧電気室:操作用)

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	整流装置	KS10-50MSE	1台
2	蓄電池	MSE-50-12	9個

(2-4:B2 階 駐車場内 高圧電気室:非常照明用)

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	整流装置	KS10-100MSE	1台
2	蓄電池	MSE-100-6	18 個

(2-5:12 階 高圧電気室:操作用)

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	整流装置	KS10-50MSE	1台
2	蓄電池	MSE-50-12	9個

(2-6:12階 高圧電気室:非常照明用)

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	整流装置	KS40-400MSE	1台
2	蓄電池	MSE-200×2 台	54×2個

(2-7:20 階 高圧電気室:操作用)

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	整流装置	KS15-50MSE	1台
2	蓄電池	MSE-50-12	9個

(2-8:20 階 高圧電気室:非常照明用)

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	整流装置	KS40-400MSE	1台
2	蓄電池	MSE-200×2 台	54×2個

(2-9:31 階 高圧電気室:操作用)

No.	機器名称	形式・定格	数量
1	整流装置	KS15-50MSE	1台
2	蓄電池	MSE-50-12	9個

(2-10:31 階 高圧電気室:非常照明用)

	No.	機器名称	形式・定格	数量
Ī	1	整流装置	KS40-500MSE	1台
Ī	2	蓄電池	MSE-500	54 個

v 交流無停電電源設備

(1) 点検内容

保安規程・建築保全業務共通仕様書及びメーカー仕様に従い年次点検を実施する。点検 に要する停電日は1日間とする。

① 外観点検

- 部品類の変色、加熱、変形、取り付け状況を確認する。
- ・状態表示、異音、ファン運転(冷却状態)を確認して全般の状態良否を判定する。
- ・定期的に清掃を実施し、機器の故障を未然に防ぐ。

② 機能点検

- ・精密機器により測定し、初期値との比較にて規格外や経年変化の有無を判断して、必要な調整・補正を行う。
- ・整流器部及びインバータ部のパルステストを行い、IGBT素子の動作確認を行う。
- ③ 出力周波数測定
 - ・精密機器により測定し、初期値との比較にて規格外や経年変化の有無を判断して、必要な調整・補正を行う。
- 4 制御電源
 - ・入力、出力の特性を測定し、規格外や寿命劣化の判定をする。また、必要に応じて出力リップルを測定し、劣化状況を確認する。その結果、消耗品の交換が必要な場合は交換又は調整する。
- ⑤ 充電電圧測定
 - ・バッテリ充電の総電圧を測定し、充電不足を判定し必要に応じて調整する。
- ⑥ バッテリ点検
 - ・外観(電極の欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食)を検査し、今後の使用可否を判断 する。
 - ・セル毎の電圧を測定して、充電過不足を判定し必要により調整する。
 - ・容量測定を行い、寿命・劣化を判定する。
- ⑦ 稼動時間確認
 - 運転時間により、有寿命部品の交換時期の検討を行い報告する。
- ⑧ 波形測定
 - ・土回路の対アース電位測定で絶縁劣化の有無を判定する。
 - ・入出力の電圧電流を測定し、整流器、インバータ動作を判定する。
 - ピーク負荷電流に対する負荷率の良否を判断する。
- 9 設定値の確認
 - ・各機器、部品類について切替位置、目盛、点灯状況、指示値等を確認して良否判定を 行う。
 - UPS内部の設定値にかかるアドレス値を読み出し、それに対応した値の確認を行う。
- ① シーケンス試験
 - ・操作モード、故障切替、停電時、復電後の機能を検証する。
 - ・シーケンス確認時の動作時間、ラップ時間、切替時間を測定し、良否を判断する。
- ① 予備品確認試験
 - ・不具合発生時にいつでも使用可能なよう定期検査をする。
 - 予備品の員数検査、外観検査を行う。
 - 予備品の実装試験を行う。
- ⑩ 絶縁抵抗試験

- ・絶縁抵抗器にて遮断器等の必要箇所について試験を行う。
- ・短絡、地絡等の有無を確認する。
- ・規定値と比較し、使用の可否を判定する。

3. 修繕業務

以下の修繕業務を実施し、令和2年度及び令和3年度に完了すること。

項目		品名	型式	数量
【令和2年度】				
30F 交流無停電電源設備	蓄電池	2. 0V	SNS-200	10セル
セル交換	10 時間率	200Ah/1 時間率 130Ah		
【令和2年度】				
30F 交流無停電電源設備		_	_	_
No.3UPS 用蓄電池切り離し				
【令和3年度】				
30F 交流無停電電源設備	単相	200V	FM-12A-2	4 台
高圧受変電設備用冷却ファン交換	周波数	50/60Hz		
	消費電力	50W		
	入力電圧	200V		
【令和3年度】				
30F 交流無停電電源設備	単相	200V	MRS18-DUL	30 台
無停電電源装置用冷却ファン交換	周波数	50/60Hz		
	電流	0. 4/0. 5A		
	入力	54. 5/70W		

- ※1 上記業務は全て各実施年度(令和2年度及び令和3年度)の全館停電日(1日)及び、交流無停電電源設備点検に併せて行うものとし、事前に電気主任技術者及び既存機器メーカー技術者と打合せを行い従前の性能を維持し正常かつ安定に作動させること。なお、当該打合せ等にかかる一切の費用は受託者の負担とする。
- ※2 搬入養生、消耗品雑材、廃材処分を含む。
- ※3 部品交換後は試験運転調整を行い正常に作動するようにすること。

【別紙 4-(19)-設備概要】※本設備概要は「別紙 4-(1)-設備概要」に記載の該当設備と同一設備 〈特別高圧受変電設備〉

<特別高圧受変電設備>		
名 称	設 備 内 容	
1. B2 階 特高変電室		
(1)受電方式	22KV-50HZ 3回線スポットネットワーク	
(2)高圧盤類	引込盤他 34 面	
(3)特高機器	特別高圧絶縁スイッチギア (C-GIS) 三相3線 22KV 200A 3組 ①断路器 (DS) ガス・三極単段 24KV RC25KA 600A 以上 ②交流遮断器 (CB) 真空式 24KV RC25KA 定格短絡貫流 25KA	3組3台
	③接地開閉器 (ES) ガス・三極単段 24KV RC25KA 定格短絡貫流 25KA	6組
	④特別高圧変圧器 (スポットネットワーク用)ガス絶縁形 3,500KVA 22KV/6.6KV	3 台
(4)高圧機器	①ネットワーク計器用変圧器 (NW-VT) モールド型 6.6KV/110V 100VA ②接地形計器用変圧器 (EVT)	6 台
	モールド型 6,600/√3:190/3V 200A ③所内変圧器 (ST・TR)	2台
	100KVA 6.6KV/210V/210~105V ④真空遮断器 (VCB) ⑤高圧進相コンデンサー (DR 付) ⑥電カヒューズ ⑦直列リアクトル (SR) ⑧高圧負荷開閉器 ⑨避雷器 (サージアブソーバー) ⑪保護継電器 ⑪真空接触器 ⑫自動力率調整台	1 7 6 8 8 2 3 4 8 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
(5)直流電源装置	①蓄電池 MSEX-100-6 54 セル 108V 100Ah ②整流装置 交流入力 三相 3 線 50HZ 200V 28A 整流器出力 浮動 120.4V 50A	1 組
(6)接地端子盤	接地測定箇所	1 6 箇所

<自家発電設備>

〈自家発電設備>		
名 称	設 備 内 容	
1. B2 階 発電機室 (1)発電機	①形式:保護形自己空冷式三相交流発電機 ②容量:2,000KVA(三相3線 6,600V) ③台数:2台	
(2)エンジン	①形式:単純開放一軸式ガスタービン ②回転数:1,500rpm ③冷却方法:自己空冷式 ④台数:2台	
(3)盤類	(4) 音数: 2 音 ①発電機盤 ②同期盤 ③ フィー盤 ④ 補機盤 ⑤ 自 流電源盤 ⑥ 直 流電源と	2 1 2 1 2 5

、高圧変電設傭(I/3) <i>></i>	
名	設 備 内 容
1.31階 高圧変電設備	
(1)受電方式	三相 3 線 6.6KV 600A (外部配線 11 系統)
(2)盤類	受電盤他(高圧配電盤 10 面、低圧配電盤 12 面)
(3)高圧機器	①断路器 (DS) (受電盤: A 系·B 系各 1) 7. 2KV 400A 2 組
	②真空遮断器 (VCB) 17台
	③動力用変圧器(モールド形)
	一般系 3相 500KVA 6,600/210V(500以下) 2台
	保安系 3相 750KVA 6,600/210V (500超) 1台
	④〇A電源変圧器(モールド形)
	一般系 単相 200KVA 6,600/210~105V (500以下) 2台
	⑤電灯用変圧器(モールド形)
	一般系 単相 200KVA 6,600/210~105V (500 以下) 2台
	保安系 単相 300KVA 6,600/210~105V (500 以下) 1台 ⑥保安系防災保安変圧器 (モールド形)
	動力系 3相 750KVA 6,600/210V (500 超) 1台
	電灯 (スコット) 100KVA 210/210~105V (500以下) 1台
	⑦国税局用電源変圧器 (モールド形)
	電灯 300KVA 6,600/210~105V (500以下) 2台
	⑧接地形計器用変圧器(モールド形)計器用変成器
	6,600/110V (A 系・B 系各 1) 2台
	9保護継電器 15台
(4)低圧機器	配線用遮断器(MCCB) 131個
2. 20 階 高圧変電設備 (1) 受電方式	三相 3 線 6.6KV 600A (外部配線 11 系統)
(2)盤類	受電盤他(高圧配電盤 10 面、低圧配電盤 12 面)
(3)高圧機器	①断路器 (DS) (受電盤: A 系·B 系各 1)
	_ 7. 2KV 400A 2 組
	②真空遮断器 (VCB) 17台
	③動力用変圧器(モールド形)
	一般系 3相 500KVA 6,600/210V (500以下) 2台
	保安系 3相 200KVA 6,600/210V (500 以下) 1台
	④ O A 用変圧器(モールド形)
	一般系 単相 150KVA 6,600/210~105V(500以下) 2台 単相 200KVA 6,600/210~105V(500以下) 1台
	単相 200KVA 6,600/210~105V(500 以下) 1 音 保安系 単相 150KVA 6,600/210~105V(500 以下) 1 台
	保安系 単相 130kVA 0,000/210~105V (300 以下) 1日 5電灯用変圧器(モールド形)
	一般系 単相 200KVA 6,600/210~105V(500以下) 2台
	展安系 単相 200KVA 6,600/210~105V(500 以下) 1 台
	⑥保安系防災保安変圧器(モールド形)
	動力系 3相 500KVA 6,600/210V (500以下) 1台
	電灯(スコット)75KVA 210/210~105V(500 以下) 1 台

(2/3)>	
名 称	設 備 内 容
	⑦接地形計器用変圧器(モールド形)計器用変成器
	6,600/110V (A 系・B 系各 1) 2台
	8保護継電器 15台
(4)低圧機器	配線用遮断器 (MCCB) 98個
3. 12 階 高圧変電設備	
(1)受電方式	 三相 3 線 6.6KV 600A (外部配線 11 系統)
(1) 文电力式	
(2)盤類	 受電盤他(高圧配電盤 10 面、低圧配電盤 12 面)
(2) 血炽	文电监心(同江北电监 10 图、 四江北电监 12 图/
(2) 京正機盟	 ①断路器 (DS) (受電盤:A 系・B 系各 1)
(3)高圧機器	
	7. 2KV 400A 2組
	②真空遮断器(VCB) 17台
	③動力用変圧器(モールド形)
	一般系 3相 500KVA 6,600/210V (500以下) 2台
	保安系 3相 200KVA 6,600/210V (500以下) 1台
	④〇A用変圧器(モールド形)
	一般系 単相 150KVA 6,600/210~105V(500以下)3台
	保安系 単相 200KVA 6,600/210~105V(500以下) 1 台
	⑤電灯用変圧器(モールド形)
	一般系 単相 200KVA 6,600/210~105V(500以下)2台
	保安系 単相 300KVA 6,600/210~105V(500以下)1台
	⑥保安系防災保安変圧器(モールド形)
	動力 500KVA 6,600/210V (500 以下) 1 台
	電灯(スコット)75KVA 210/210~105V(500 以下) 1 台
	⑦接地形計器用変圧器(モールド形)計器用変成器
	6,600/110V (A 系·B 系各 1) 2台
	8保護継電器 17台
(4)低圧機器	配線用遮断器 (MCCB)
(' / E)/_ D& TH	
 4. B2 階 高圧変電設備	
1 (1)受電方式	 三相3線 6.6KV 600A(外部配線9系統)
(1) 文电刀式	二伯 3 旅 0.0KV 000A (外間低級 9 米机)
(2) 船以来百	 受電盤他(高圧配電盤9面、低圧配電盤 10 面)
(2)盤類	支電監他(高圧配電盤9囲、低圧配電盤 IV 囲 <i>)</i>
(0) 京厅## 四	
(3)高圧機器	①断路器 (DS) (受電盤: A 系・B 系各 1)
	7. 2KV 400A 2組
	②真空遮断器 (VCB) 15台
	③動力用変圧器(モールド形)
	一般系 3相 750KVA 6,600/210V (500 超) 2台
	保安系 3相 750KVA 6,600/210V (500 超) 1台
	④電灯用変圧器(モールド形)
	一般系 単相 200KVA 6,600/210~105V(500以下) 1 台
	単相 300KVA 6,600/210~105V(500以下) 1台
	保安系 単相 200KVA 6,600/210~105V(500以下)1台

<高圧変電設備(3/3)>

〈高圧変電設備(3/3)>		
名 称	設 備 内 容	
	⑤インフォメーションセンター用(モールド形) 動力 3相 500KVA 6,600/210V(500 以下) 1台 電灯 単相 300KVA 6,600/210~105V(500 以下) 1台 ⑥保安系防災保安変圧器(モールド形) 動力 750KVA 6,600/210V(500 超) 1台 電灯(スコット)75KVA 210/210~105V(500 以下)1台 ⑦接地形計器用変圧器(モールド形)計器用変成器 6,600/110V(A系・B系各1) 2台 ⑧保護継電器 15台	
(4)低圧機器	配線用遮断器(MCCB) 152個]
5. B2 階 高圧変電設備 (駐車場内)		
(1)受電方式	三相 3 線 6.6KV 600A (外部配線 3 系統)	
(2)盤類	受電盤他(高圧配電盤5面、低圧配電盤4面)	
(3)高圧機器	①断路器 (DS) (受電盤: A系・B系各1) 7. 2KV 400A 2組 ②真空遮断器 (VCB) 8台 ③動力用変圧器 (モールド形) 一般系 3相 500KVA 6,600/210V (500以下) 1台 ④電灯用変圧器 (モールド形) 一般系 単相 300KVA 6,600/210~105V (500以下) 1台 ⑤保安系防災保安変圧器 (モールド形) 動力 3相 150KVA 6,600/210V (500以下) 1台 電灯 (スコット) 30KVA 210/210~105V (500以下) 1台 ⑥接地形計器用変圧器 (モールド形) 計器用変成器 6,600/110V 2台 ⑦保護継電器 8台	
(4)低圧機器	配線用遮断器(MCCB) 47個	

<直流電源設備>

(直流電源設備>	
名 称	設 備 内 容
1.31階 高圧電気室 非常照明用	蓄電池: MSE-500 54 セル 108V 500Ah 整流器: 三相3線 交流側 200V 25.6A 直流側 120V 0-50A
監視制御用	蓄電池: MSE-50-12 9セル 108V 50Ah 整流器: 三相3線 交流側 200V 8.0A 直流側 120V 0-15A
2.20階 高圧電気室 非常照明用	蓄電池: MSE-200×2P 54 セル×2 108V 400Ah 整流器: 三相3線 交流側 200V 20.2A 直流側 120V 0-40A
監視制御用	蓄電池: MSE-50-12 9セル 108V 50Ah 整流器: 三相3線 交流側 200V 7.8A 直流側 120V 0-15A
3. 12 階 高圧電気室 非常照明用	蓄電池: MSE-200×2P 54 セル×2 108V 400Ah 整流器: 三相3線 交流側 200V 20.3A 直流側 120V 0-40A
監視制御用	蓄電池: MSE-50-12 9セル 108V 50Ah 整流器: 三相3線 交流側 200V 5.6A 直流側 120V 0-10A
4. B2 階 高圧電気室 非常照明用	蓄電池: MSE-300 54 セル 108V 300Ah 整流器: 三相3線 交流側 200V 15.5A 直流側 120V 0-30A
監視制御用	蓄電池: MSE-50-12 9セル 108V 50Ah 整流器: 三相3線 交流側 200V 5.4A 直流側 120V 0-10A
5. B2 階 高圧電気室 (駐車場内) 非常照明用	蓄電池: MSE-100-6 18 セル 108V 100Ah 整流器: 三相3線 交流側 200V 5.3A 直流側 120V 0-10A
監視制御用 非常照明用 整流装置 700Ah 以下	蓄電池: MSE-50-12 9セル 108V 50Ah 整流器: 三相3線 - 交流側 200V 5.5A 直流側 120V 0-10A

非常照明用

整流装置 700Ah 以下: 1 400Ah 以下: 4 蓄電池 700Ah 以下: 54 tル 400Ah 以下: 288 tル 整流装置 400Ah 以下: 5 監視制御用 蓄電池 400Ah 以下: 45 tル

<交流無停雷雷源設備>

〈交流無停電電源設備>		
名 称	設 備 内 容	
1. 30 階系統		
(1)盤類	①高圧盤	11面
	②低圧盤	10面
(2)高圧機器	①真空遮断器 (VCB)	8 台
	②変圧器(モールド形)	
	300KVA 6, 600/210V	1台
	200KVA 6,600/210V	3 台
	③断路器(手動)	2台
	(4)計器用変成器	2 2 台
	⑤保護継電器(整定タップ)	2 2 台
	⑥避雷器(サージアブソーバー)	4台
		4 0
	 ①システム:並列冗長通電方式	
(3)CVCF設備		
(UPS装置)	②システム出力:300KVA(三相3線 200V)	- 1:
	③仕様:150KVA(静止形GBT方式)	3 台
() / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
(4)低圧機器	①気中遮断器(ACB)	3台
	②配線用遮断器 (MCCB)	13台
	③変成器	2 2 台
(5)蓄電池	①種別:制御弁式シール形据置鉛蓄電池	
	②形式: SNS-200Ah×180 セル×2	2組
	③容量:300KVA用	
	 ①種別:制御弁式シール形据置鉛蓄電池	$\overline{}$
	②形式: MSE-200Ah×180 セル×2	1組
	③容量:300KVA用	1 71
	⑤台里:500KVA 用 	

敷地内植栽管理業務

1. 業務概要

当庁舎敷地内及び屋上にある植栽樹木を本仕様書及び監督職員の指示に従い管理するものとする。

対象範囲等は「別紙 4-植栽一覧表」、「別紙 4-参考内訳」、「別紙 4-別図 1~8」による。

2. 業務内容

下記業務について、対象となる植栽の特性、作業実施時期、管理方法等を監督職員との協議又は指示により実施するものとし、年間予定表を提出すること。

また、業務日程(作業届)を業務着手前日までに提出すること。

(1) 剪定及び刈込み(刈込み:年2回)

樹幹全体を考慮し、枝葉密度の不均等、樹幹線の変形及び異常がある場合は、枝葉の剪定を行うものとする。

なお、枯損部分については 10 c m以上 60 c m未満の刈込みとし、それ以上の枯損が生じている場合については監督職員と協議のうえ実施する。

(2) 施肥(元肥(寒肥):年1回)

高木、低木及び地被類について、その生育状態を点検し、最も効果のある時期に実施するものとする。

(3)除草(除草:年5回)

植栽地内の雑草を根元から確実に取り除くものとする(空き缶等の廃棄物の除去も含む)。

(4) 病害虫防除(害虫防除:年3回)

植栽が病気や害虫により損傷することを防止するため、敷地巡回時に病害虫の発生状況を点検し、病害虫の種類及び被害の程度に応じて薬剤散布又は切除等を実施するものとする。

(5) 灌水

天候等(雨等)の状況により植栽の灌水の量・間隔を検討し、監督職員へ報告のうえ適切な灌水を行うこと。

- (6) その他
 - ① 樹木の剪定、切除、刈込み等による発生物については、所定の処分場へ持ち込み適切に処分するものとする。
 - ② 月2回敷地内を巡回し、前記各業務の実施時期を監督職員と協議のうえ実施するものとする。巡回時には、植栽の異常の有無を確認するほか、ハチの巣が形成される兆候がないか確認することとし、兆候が確認された場合には速やかに監督職員へ知らせるとともに、初期段階の場合は除去すること。
 - ③ 突発的に生じた天災地変による被害樹木はすみやかに処理・処分するものとする。 特に台風の直後には、倒木の可能性を考慮して建物や周辺の巡回等を実施する。

3. 業務従事者

- (1)業務従事者は、剪定等に従事する作業員は造園工とし、習熟した者とする。
- (2) 受託者は、業務の実施に先立って、業務従事者の氏名・年齢等を記載した名簿及び資格証の「写」を委託者に提出するものとする。

なお、業務従事者を変更する場合も同様とする。

4. 業務責任者

- (1) 受託者は、業務を円滑に実施するため業務責任者を定め委託者に報告するものとする。
- (2) 業務責任者は、下記の業務を行うものとする。
 - ① 委託者との連絡、報告、調整
 - ② 業務従事者の指導及びクレーム処理と整理
 - ③ 業務日程表の作成及び提出(事前に作業届を提出すること)
 - ④ 別契約の関連業務との調整

- ⑤ 適宜、作業実施状況写真等を添付した管理業務完了報告書の作成及び提出
- 5. 危険防止の措置
- (1)業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ 事故の防止に努めるものとする。
- (2)業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を委託者に報告のうえ当該措置を講じ、事故発生を防止するものとする。
- 6. 負担の範囲

業務に必要な肥料、薬剤及び機材等は、受託者の負担とする。

7. その他

本仕様書に定めのない事項で植栽管理上、必要な業務が生じた場合は、速やかに意見を付して監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

【別紙4-植栽一覧表】

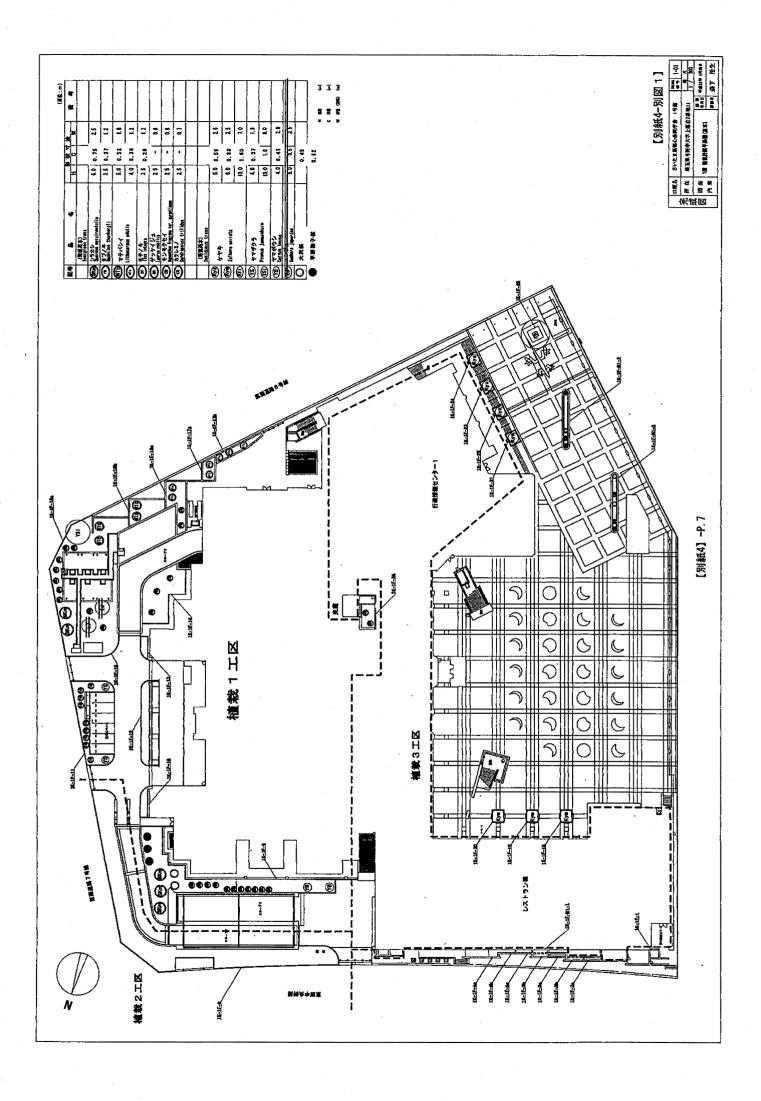
	施工区分	回数	数量	全数量	単位	備考
	■剪定・刈込み					
	常緑樹 高木 C=~29cm以下	2	55	110	本	
	C=30cm以上~59cm以下	2	96	192	本	
	C=60cm以上~89cm以下	2	60	120	本	
	C=90cm以上~119cm以下	2	1	2	本	
	落葉樹 高木 C=~29cm以下	2	0	0	本	
	C=30cm以上~59cm以下	2	34	68	本	
	C=60cm以上~89cm以下	2	9	18	本	
	C=90cm以上~119cm以下	2	1	2	本	
	C=120cm以上	2	1	2	本	
合同	低 木	2	926. 63	1, 853. 26	m [‡]	
庁舎 敷	地被類	2	383. 76	767. 52	m [*]	
敷	■施 肥					
地内	高木 C=~29cm以下	1	55	55	本	
1/3	C=30cm以上~59cm以下	1	130	130	本	
	C=60cm以上~89cm以下	1	69	69	本	
	C=90cm以上~119cm以下	1	2	2	本	
	C=120cm以上	1	1	1	本	
	低 木	1	926. 63	926. 63	m [*]	
	地被類	1	1, 213. 32	1, 213. 32	m [*]	
	■除草					
	植栽地除草	5	2, 139. 95	10, 699. 75	m [‡]	
	■病害虫防除					
	植栽地病害虫防除	3	2, 139. 95	6, 419. 85	m¹	
	■施 肥					
	地被類	1	258. 98	258. 98	m¹	
屋上庭園	■除草					
庭	植栽地除草	5	258. 98	1, 294. 90	m¹	
	■病害虫防除					
	植栽地病害虫防除	3	258. 98	776. 94	m¹	
	■発生材処理	1			式	

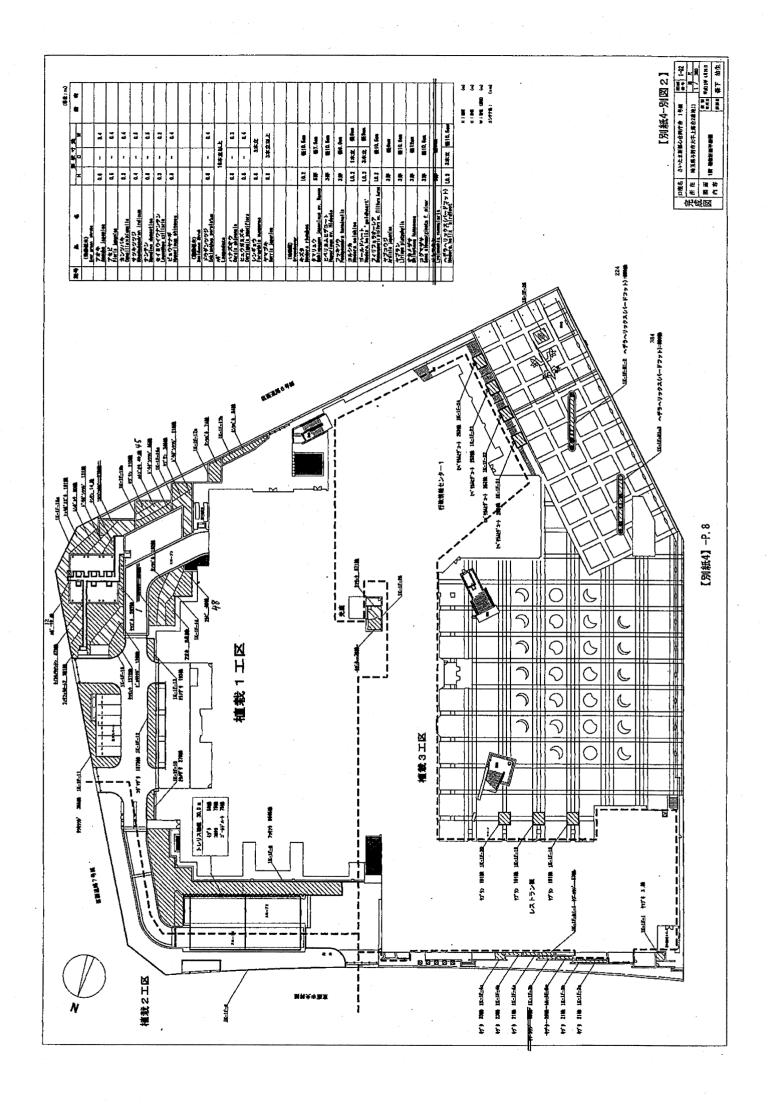
	考内訳】1工区 1K-1F-	, ·	形状寸法				2	2 3		4	9		1			1		16	17				.						
品名	品名	Н	C	W	単位	合計 1	a		а	<u>.</u> Б	, <u> </u>	10	11	12 13	14	15	а		b	18	19 2	0 2	1 2	2 :	23 24	25	26 N	1-1 N1-2	√11-3 参考密
常緑高木	シラカシ	6.0	0.75	2.5	本	5	a	b a b	a	-	3	3					2		- 5										
디디에게	タブノキ	3.5	0.37	1.2	本	9							9																
	マテバシイ	5.0	0.52	1.8	本	4							,				2	2						-					
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					7													2 3	,				-	+				
	T T 1+	4.0	0.36	1.2	本	5											5		2 3	1									
	モチノキ	3.5	0.28	1.2	本	5											5												
	ゲッケイジュ	2.5	-	0.6	本	,					7	/				_	_							_					
	キンモクセイ	2.5	-	0.8	本	13					4	1			3	2	2	2											
	カクレミノ	2.5	-	0.7	本	1																					1		
落葉高木	ケヤキ	5.0	0.59	2.5	本	4																	1	1	1 1				
		6.0	0.80	3.5	本	3														1	1	1							
		10.0	1.60	7.0	本	1																				1			
	ヤマザクラ	4.0	0.37	1.8	本	2							2																
		10.0	1.00	6.0	本	1											1												
	ヤマボウシ	4.0	0.41	2.0	本	2					2	,																	
	大沢桜	7.0	0.45	2.0	本	2					2																		
	平野撫子桜		0.62		本	3					3																		
当纪瓜士		0.6		0.4		58					3	,			FO									-	-				4++ /m²
常緑低木	アオキ	0.6	_	0.4	株 (m²)				-	1		1			58					1			_	+			_		4株/㎡
	×		1	1	(m²)	(14.67)						1			(14.67)					1			_	_					. 14 . 2
	アセビ	0.5	-	0.4	株	48						1			48					1				\perp					4株/m ²
					(m²)	(12.06)				1		1			(12.06)														
	カンツバキ	0.3	-	0.4	株	350						1			192				74 84										5株/m ²
					(m²)	(70.20)									(38.49)			(14.8	34) (16.87)									
	サツキツツジ	0.4	-	0.5	株	355							355																5株/m [*]
				•	(m²)	(71.09)							(71.09)																
	ナンテン	0.8	_	0.5	株	14						1					14										\dashv		4株/㎡
	, , , ,	0.0		0.0	(m²)	(3.50)											(3.50)												77/8/ 111
	セイヨウイワナンテン	0.3	_	0.2	株	472											472												25株/m
	ピイコ・ノイ・ノノンノン	0.3		0.2																				_					254末/11
	. *			1	(m²)	(18.90)											(18.90)												. Lat. / 2
	ビョウヤナギ	0.5	_	0.4	株	126										126													4株/㎡
				_	(m²)	(31.71)									((31.71)													
落葉低木	ドウダンツツジ	0.8	-	0.4	株	312											131												4株/㎡
					(m²)	(78.22)											(32.79)	(16.25) (29.18)											
	ハギ	1	0本立以	.上	株	12											12												4株/㎡
					(m³)	(3.00)											(3.00)												
	ハナズオウ	0.8	_	0.3	株	45											(0.00)	45											4株/㎡
	717747	0.0		0.0	(m²)	(12.71)												(12.71)						_					71/7/111
	ヒュウガミズキ	0.0	_	0.4		191											191	(12.71)						-					4株/㎡
	こユ・ノルミスキ	0.8		0.4	株 (****)																			_					41木/111
					(m²)	(47.76)											(47.76)							_					. 14 . 2
	レンギョウ	0.8	32	本立	株	80											80												4株/㎡
					(m²)	(20.19)											(20.19)												
	ヤマブキ	8.0	3本:	立以上	株	4 3										1													4株/m ²
					(m²)	(1.00) (0.75)									((0.25)													
地被類	キズタ	L0.2	径1	0.5cm	鉢	169		21 0	21	23	33 50																0		9鉢/㎡
					(m²)	(13.54)	(2.38)	(2.38) (0.00)		(2.60)						İ										((.00)		
	タマリュウ	5芽	径.	7.5cm	鉢	1,943			i i	1						1372											571		64鉢/m
			<u> </u>		(m²)	(30.37)				1		1				(21.44)				1							.93)		277 11
	ヒペリカムヒデコート	3芽	径1	0.5cm	鉢	1,008				1		1				/				+ +		-	252 2	52	252 252		,		36鉢/m
		0.7	1 1 1 1	2.00111	(m²)	(28.04)						1			+					+ - 1					(7.01)				009年/11
	フッキソウ	3芽	7又	9.0cm		9,565					9565				+					+ +		(7.	01/1(/.0	17/17	.01/ (7.01)		+		36鉢/m
	フッキソウ	3牙	1全	7.00111	鉢	(005.71)				+				 	+					+			-	-			_		30歩A/ M
	- 4 2 1		177	2.0	(m²)	(265.71)	1			+	(265.71)	1								1			_	-					0 = 01
	コルシカ	L0.2		9.0cm	鉢	75				1	75	1								1									2.5鉢/n
	ゴールドハート	L0.3		9.0cm	鉢	75					75	1															_		2.5鉢/n
	フィリフェラオーレア	L0.2	径1	0.5cm	鉢	201											201												16鉢/m
					(m³)	(12.57)											(12.57)							L_					
	ヤブコウジ	3芽	径:	9.0cm	鉢	0		0									0											0	25鉢/m
					(m²)	(0.00)		(0.00)								İ	(0.00)										(0	.00)	
	ヤブラン	3芽	径1	0.5cm	鉢	1,128		(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				1					/	210 345		191	191 1	191		_			1,3		25鉢/m
	' - ' -		1 1 1		(m²)	(45.19)				+		1			+			(8.41) (13.80)			(7.66) (7.			\dashv			-+		20 gr/ 11
	++11++	n#	47	120						1		070		100	+			(0.41) (13.00)		(7.00)	(7.00) (7.	00/	-	-			+		054-/
	オカメザサ	3芽	1全	12cm	鉢	469				+		276		193		-				+ +			_	+			-		25鉢/m
	, , , , , ,		<u></u>		(m²)	(18.77)						(11.04)		(7.73)						\perp				\perp					
	コグマザサ	3芽	径1	0.5cm	鉢	1,873				1				1873						\perp				\perp					49鉢/m
					(m²)	(38.23)								(38.23)															
	ヘデラヘリックス(バードフット)	L0.3	径1	0.5cm	鉢	608											Ţ											224	384 64鉢/m
					(m²)	(9.50)																							6.00)

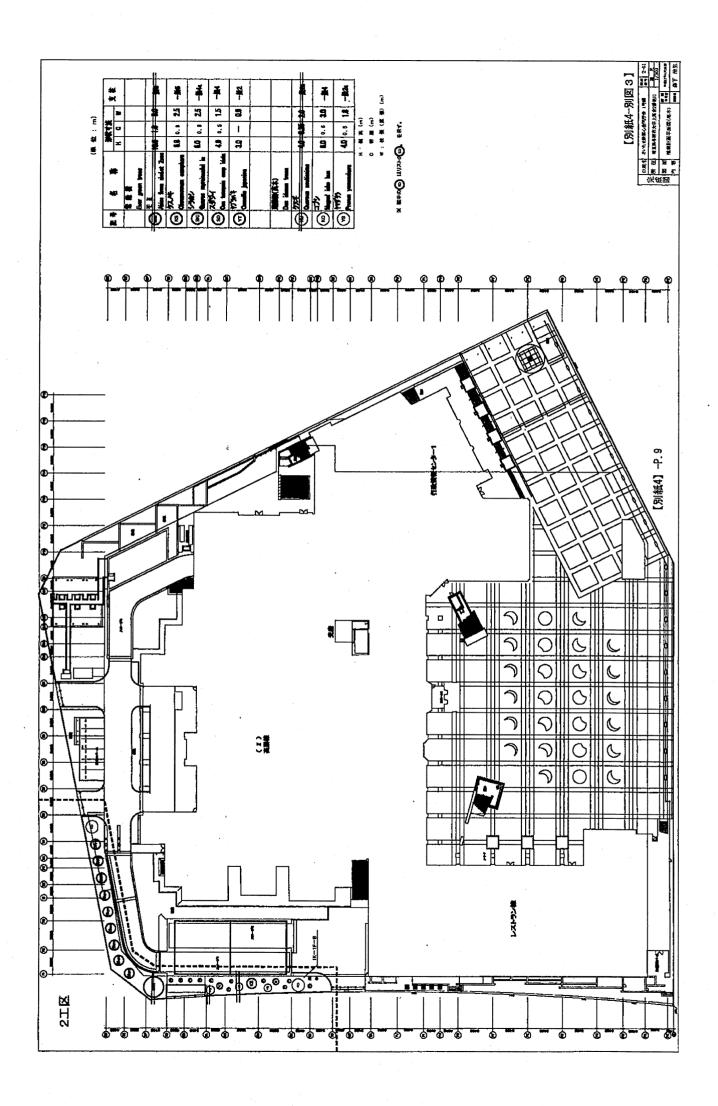
【別紙4-参考内訳】2工区 1K-1F-8(別図3、4参照)、講堂屋根、13階·21階(別図7、8参照)

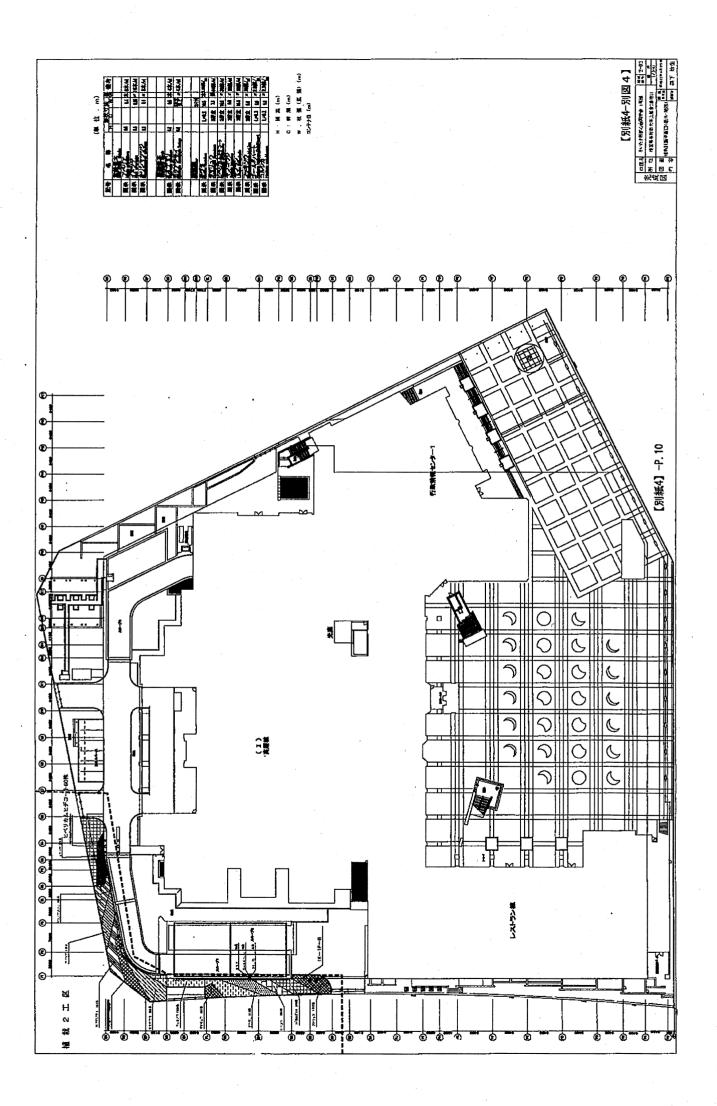
品名			形状寸法		*** * * * * * * * * * * * * * * * * * *			0	-44-114	1764									
	品名	Н	C	W	単位	合計	北面	東面	講堂	13 階	21階								参考密度
常緑高木	クスノキ	6.0	0.90	2.5	本	1	1	N. III											
	シラカシ	6.0	0.80	2.5	本	9		9											
	スダジイ	4.0	0.50	1.5	本	2													
	ヤブツバキ	3.0	-	0.9	本	11													
	コブシ	6.0	0.60	3.0	本	2	1	1											
	ヤマザクラ	4.0	0.50	1.8	本	1	1												
	アベリア	0.6	_	0.4	本	149		149											6株/m [*]
					(m²)	(24.93)		(24.93)											
	イヌツゲ	0.5	_	0.3	本	371		371											16株/m ²
					(m²)	(23.21)		(23.21)											
	キリシマツツジ	0.5	_	0.4	本	105		105											5株/m ²
					(m²)	(21.03)		(21.03)											
落葉低木	オオデマリ	0.8	-	0.5	本		151												4株/㎡
					(m³)	(37.85)													
	ガクアジサイ	0.8	3本立	以上	本	36		36											4株/m [*]
					(m²)	(9.07)		(9.07)											
地被類	キヅタ	L0.2	径10	.5cm	鉢		50												9鉢/m²
	タマリュウ	5芽	径7.	5cm	鉢	2,319	1712	607											64鉢/m ²
					(m²)		(26.76) (9												
	ヒペリカムヒデコート	3芽	径10	.5cm	鉢	878	818	60											36鉢/m ²
					(m²)	(24.42)	(22.75)	(1.67)											
	ヤブコウジ	3芽	径9.	0cm	鉢	390	390												25鉢/m ²
					(m²)	(15.63)	(15.63)												
	ヤブラン	3芽	径10	.5cm	鉢		613												25鉢/m ²
					(m³)	(24.53)													
l l	フッキソウ	3芽	径9.	0cm	鉢	1,936	1936												36鉢/m ²
					(m³)	(53.98)													
	ゴールドハート	L0.3	径9.	0cm	鉢		75												2.5鉢/m ²
	コルシカ	L0.2	径9.	0cm	鉢	75	75												2.5鉢/m ²
地被類(屋上)	ブルーカーペット*1	L0.3			鉢	2,806			1914		446								
	フィリフェラオーレア*2	L0.2			鉢	2,830			2030		400								
	フィリヤブラン*3				鉢	2,988			2604		192								
	タマリュウ*4				鉢	2,318			1626		346								
	(*1~4計)				(m³)	(258.98)			(190.98	(34.00	(34.00)								

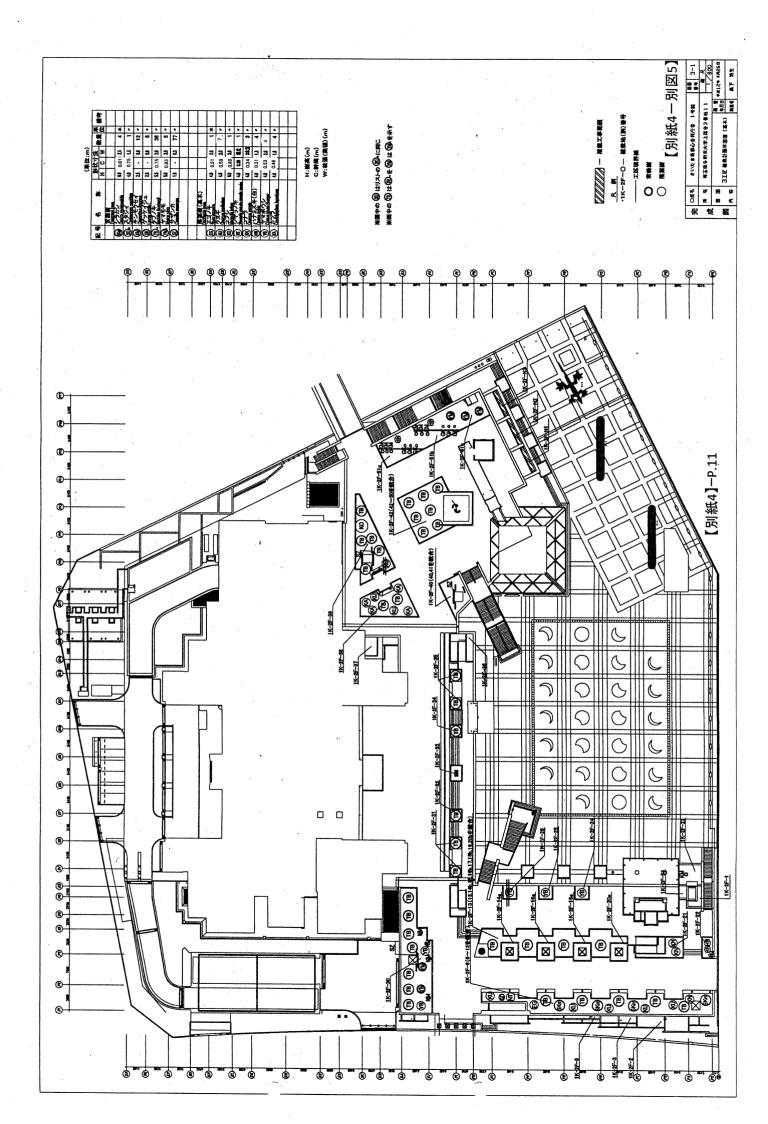
【別紙4-参	考内訳】3工区 1K-2F-	1~26、3	0~51、5	3、N1~3	(別図5、	、6参照)																									
品名	品名		形状寸法	Ė	単位	合計	1	2 3	5		13~	14 16	18	20	21 22	2 23	24	25	26 3	31	32	33	34	35 36	37	38	39 40)~ 42~		51 53	N1~ 参考密度
		Н	С	W				2 0		12	20	a a	а	а	21 22	2 20	27	20	20 0	, ,	J 02	00	04	00	- 07	00	00 4	11 50	а	b c 30	3 多为证及
常緑高木	シラカシ	6.0	0.81	2.5	本	4				4											-										
	スダジイ	4.0	0.75	1.5	本	1	_			1						1 1				4									3		
	キンモクセイ ゲッケイジュ	2.5	_	0.8	本本	12 6										1 1				4									3	3 3	
	タブノキ	5.5	0.75	2.0	本	36				5	4			+						7 2	2 1	1	1	2		2	5	-	7	3 3	
	ヤマモモ	5.0	0.83	2.0	本	5				†										2		'								3	
	サザンカ	1.5	_	0.3	本	74														21							27	26			
落葉高木	エゴノキ	4.0	0.51	2.0	本	1				1																					
	クヌギ	4.0	0.59	2.0	本	7				5																2					
	コブシ	6.0	0.80	3.0	本	1																					1				
	シャラノキ	4.0	0.30	株立	本	0				0																					
	コナラ	4.0	0.34	3本立		3				1					2																
	ハナミズキ(白)	4.0	0.31	1.5	本	4			-							2														1 1	
	ヤマボウシ	4.0	0.53	2.0	本	4											1	1		2											
当经化士	カツラ	4.0	0.46	1.6	本株	4		77	7	597																4					5株/m [*]
常緑低木	サツキツツジ	0.4	_	0.5	f來 (m²)	681 (127.19)		(15.36)		(110.41)																					34末/111
	アセビ	0.5	_	0.4	株	42		(13.30)	(1.42)	(110.41)						42					+										4株/㎡
	,	0.0		0.4	(m²)	(10.52)									(10.5																71/4/ 111
	アセビ	0.8	_	0.5	株	3									(10.0	02)													3		
	クチナシ	0.6	_	0.4	株	114									114																5株/m [*]
				1	(m²)	(22.79)									(22.79)																
	キリシマツツジ	0.5	-	0.4	本	224						56 5	56 5	6 56	6																5株/m [*]
					(m³)	(44.88))					(11.22) (11.2	2) (11.2	2) (11.22)																
	アベリア	0.6	_	0.4	本	10																								10	6株/m [*]
					(m²)	(4.58)																								(4.58)	
	イヌツゲ	0.5	_	0.25	本	1,562										340														450 772	16株/m [*]
	L » L				(m²)	(97.75)										(21.28)														(28.13) (48.34)	-14 / 2
	カンツバキ	0.3	-	0.4	株 (m²)	290 (58.04)																								128 128 (25.59) (25.68)	5株/m [*]
	セイヨウイワナンテン	0.3	_	0.2	株	365		1																				365		(25.59)	25株/㎡
	[[[]]]	0.5		0.2	(m²)	(14.62)																						1.62)			2017/111
落葉低木	シモツケ	0.6	_	0.5	株	39																			9		(1-	7.02/			4株/㎡
加木因外	, ,	0.0		0.0	(m²)	(9.80)																		(9.8							1
	ドウダンツツジ	0.8	_	0.4	株	81	_																		50)					31 4株/m ²
				1	(m²)	(17.65))																		(11.87))					(5.78)
	ハギ	1	0本立以	Ŀ	株	71																						71			4株/㎡
					(m²)	(17.71))																				(17	7.71)			
	コデマリ	1.0		3芽立	株	5																								5	
地被類	コトネアスター	L0.3	径10	0.5cm	鉢	150			50																						25鉢/㎡
	1			2.5	(m²)	(6.32)		(6.3	2)	4700							0.10	0.10	0.1.0									201	-		222 254 / 2
	ヤブラン		1全10	0.5cm	鉢 (mů)	4,759 (195.68)				1766							(8.72)	218	(0.72)									2017 (80.73			322 25鉢/㎡ (9.06)
	ヒペリカムヒデコート	3芽	径10	0.5cm	鉢	4,097				(19.13)	3370						(0.72)	(0.72)	(0.72)									72			36鉢/㎡
	L COMAL) III	্যস	1±11	J.JCIII	(m²)	(120.60)	1				(100.35)																	(20.25			30业4/111
	フイリヤフラン		径10	0.5cm	鉢	500)				500																	(20.20	,		25鉢/㎡
					(m²)	(26.72)					(26.72)																				20217
	オカメザサ	3芽	径1	2cm	鉢	2,850													24	85						365					25鉢/㎡
					(m²)	(115.66))												(98.							(16.87)					
	フッキソウ	3芽	径9	.0cm	鉢	744														0									744		36鉢/㎡
					(m³)	(20.79))												(0.0										(20.79)		
	ヤブコウジ	3芽	径9	.0cm	鉢	10														10											25鉢/㎡
	<i>t</i> —		4 ∇ ¬	-	(m²)	(0.38)													(0.3												2.01./ 2
	タマリュウ	5芽	径/	.5cm	鉢	2,140	1												(0.0	0							640				64鉢/㎡
	ヒペリカムカリシナム	3芽	23.17	0.5cm	(m³) 鉢	(33.40) 1,404			-					+					(0.0		3 234	1 ^	234	160		(23.40)	(10.00)				36鉢/㎡
	「	3牙	1至10	J.JCIN	<u></u>	(39.00)	1	+ +	+					+									(6.50) (1:						+ +		30歩/ M
	コグマザサ	3芽	径10	0.5cm	鉢	809								+						(13.00	/ (0.00,	(0.00)	(0.00) (1	3.50)			809				49鉢/㎡
		2/1	1 12 11		(m²)	(18.32)																					(18.32)			+ + +	10 271/ 111
	キヅタ	L0.2	径10	0.5cm	鉢	177								1													/	17	7		9鉢/㎡
			-		(m²)	(19.72))																					(19.72			
-						_	-			_	_											_				_					

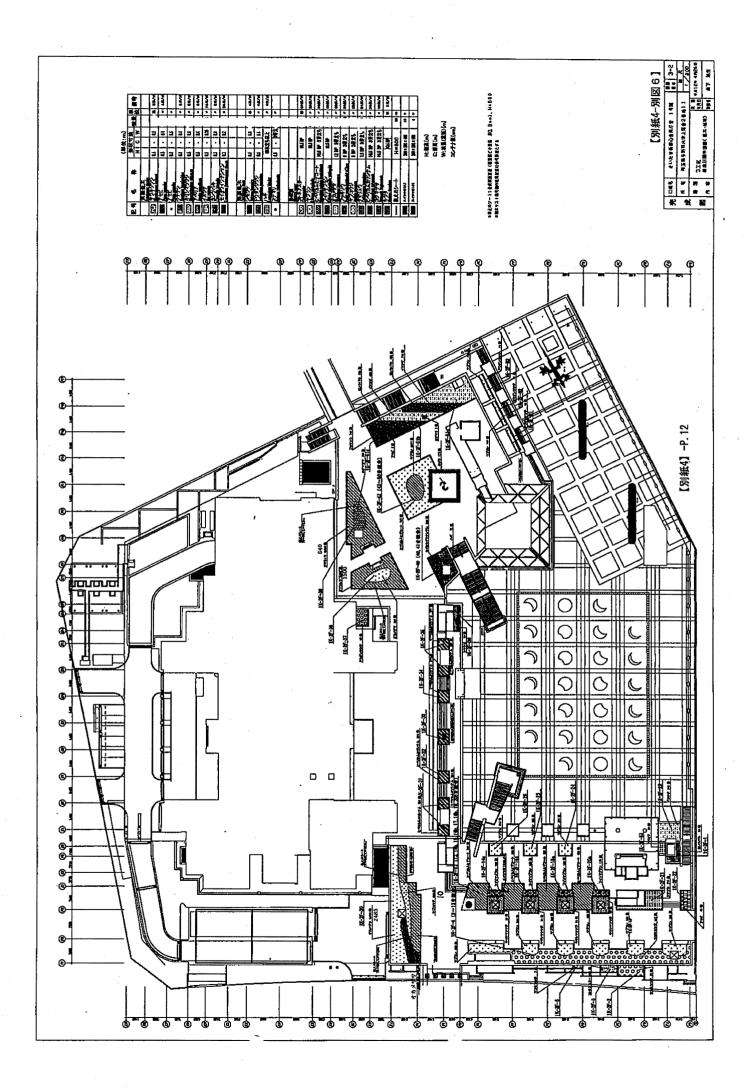


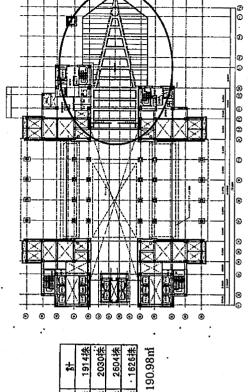












	i
	1
	4
	Į.
-/A L A)	
<i>m</i> 1 11	<u> </u>
	j .j
	 .
//	 -
	.
	1
	1
THE SECRETARY AND A SECOND SEC	 i ·
	L
	1/1
OTHER PROPERTY OF THE PERSON O	
	<u>l:</u>
	l .
	1
	{

記号 樹種	I	ブランター内	プランターが	#
ブルーカーペット	L=0, 3	1698#	2164	1
フィリフェラオーレア	i=0. 2	17924	2384	1
が発売しとことレルン		2528排	764	
クセリコウ		1536集	#106	

346株

220株

幣 费

98株

348株 400株 192株 126株

ブランターが

0000000

3

34.00㎡/階

(ਵੂੰ)

(<u>a</u>)

【別紙4】-P.14